資料１

電波監理審議会審議資料

令和７年１１月２８日

日本放送協会におけるラジオ第２放送を行う特定地上基幹放送局の廃止の認可（令和７年１１月２８日　諮問第２８号）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送業務課
（松本課長補佐、荷見主査）
電話：０３－５２５３－５７９３

諮問第２８号説明資料

日本放送協会におけるラジオ第２放送を行う特定地上基幹放送局の廃止の認可

１ 諮問の概要

日本放送協会（以下「ＮＨＫ」という。）（会長：稲葉 延雄）は、電波法（昭和25年法律第131号。）第６条第２項に基づく基幹放送局の免許を受け、現在、音声波については「ラジオ第１」及び「ラジオ第２」並びに「ＦＭ」の計３波を放送しているところ、「ＮＨＫ経営計画（2024-2026年度）〈2025年１月修正〉」の中で、令和８年３月末にＡＭ・ＦＭの２波に再編することを示しており、「ラジオ第２」の放送を終了することを予定している。

このため、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第86条第１項の規定に基づき、「ラジオ第２」放送を行う特定地上基幹放送局（計146局）の廃止に係る認可申請があったところ、法第177条第１項第２号の規定に基づき、当該認可について諮問するものである。

２ 審査の概要

現在のラジオ３波をＡＭ・ＦＭの２波に再編することについては、将来的な世帯数の減少等により受信料収入の減少が予測される中、限られた経営資源を合理的なコストで質の高いコンテンツ制作に集中させることで、公共放送としての社会的使命を果たしつつ、ＮＨＫにおける業務の合理化・効率化の取組が進められるものと認められること、及び現在、「ラジオ第２」で放送している番組は、原則として再編されるＡＭ・ＦＭにおいて、引き続き放送するなどの編成上の工夫を行うとともに、廃止に関する公表については、法第110条の２第１項及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第86条の２第１項の規定に基づき、番組やホームページ等を通じて行うこととしており、聴取者保護に係る対応を適切に行うことを予定していることを踏まえ、法第86条第１項の規定に基づき、認可することが適当であると考えられる。

３ 特定地上基幹放送局を廃止しようとする時期

令和８年３月末（予定）

日本放送協会におけるラジオ第２放送を行う特定地上基幹放送局の廃止の認可

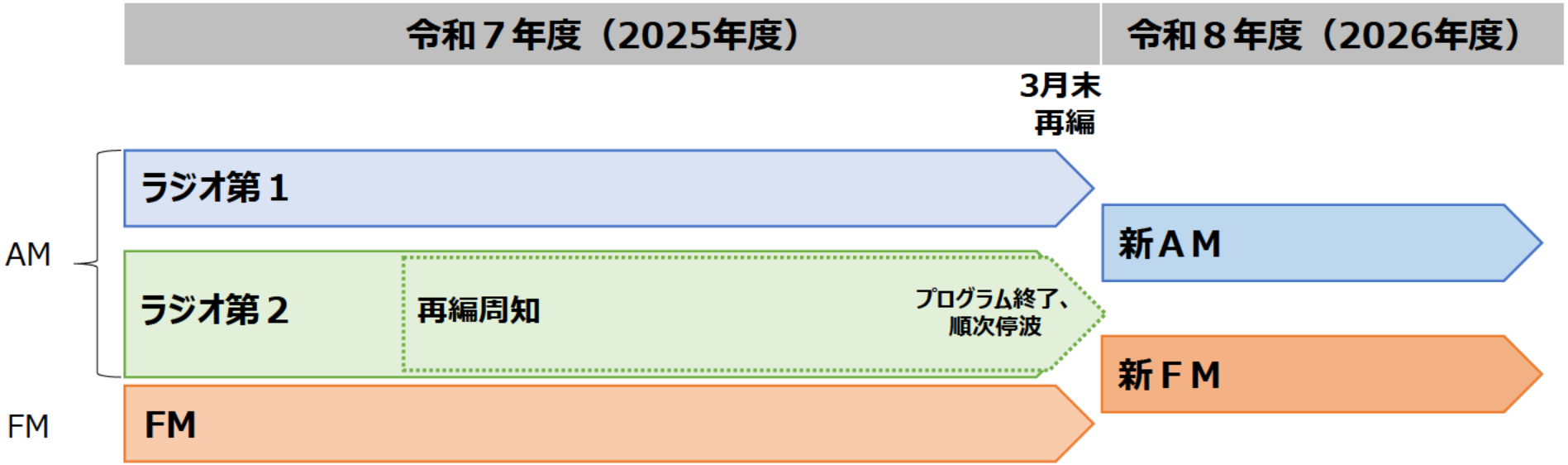
情報流通行政局　放送業務課

ＮＨＫにおけるラジオ再編の概要

○　日本放送協会（ＮＨＫ）は、電波法（昭和25年法律第131号）第６条第２項の規定に基づく特定地上基幹放送局の免許を受け、現在、音声波については、「ラジオ第１」及び「ラジオ第２」並びに「FM」の計３波を放送しているところ。

○　「ＮＨＫ経営計画（2024-2026年度）＜2025年１月修正＞」の中で、事業支出改革の一環として、限られた経営資源を質の高いコンテンツに集中させるため、令和８年３月末に、ＡＭ・ＦＭの２波に再編することを示しており、「ラジオ第２」の放送を終了することを予定している。

【ラジオ再編のイメージ】



【想定スケジュール】

令和７年11月28日　　電波監理審議会への諮問
（「ラジオ第2」放送を行う特定地上基幹放送局の廃止認可・基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の変更）

令和８年　3月末　　「ラジオ第２」放送を行う特定地上基幹放送局の廃止

日本放送協会におけるラジオ第２放送を行う特定地上基幹放送局の廃止の認可について

○　今般、ＮＨＫから、放送法（昭和25年法律第132号）第86条第１項の規定に基づき、「ラジオ第２」放送を行う特定地上基幹放送局（計146局）の廃止に係る認可申請があり、以下のとおり審査した結果、認可することが適当であると考えられる。

審査結果

■　現在のラジオ３波をＡＭ・ＦＭの２波に再編することについては、将来的な世帯数の減少等により受信料収入の減少が予測される中、限られた経営資源を合理的なコストで質の高いコンテンツに集中させることで、公共放送としての社会的使命を果たしつつ、NHKにおける業務の合理化・効率化の取組が進められるものと認められること。

■　現在「ラジオ第２」で放送している番組は、原則として再編されるＡＭ・ＦＭにおいて、引き続き放送（※）するなどの編成上の工夫を行うとともに、廃止に関する公表については、放送法第110条の２第１項及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第86条の２第１項の規定に基づき、番組やホームページ等を通じて行うこととしており、聴取者保護に係る対応も適切に行うことを予定していること。

（注）教育番組は新ＦＭにおいて、教養・福祉番組は番組ごとに新ＡＭ又は新ＦＭにおいて放送予定

＜参考＞日本放送協会令和７年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見（抄）

４　経営改革の推進

○　令和７年度末に予定している音声波の整理・削減については、音声波の災害時における役割や聴取者への影響を考慮して実施するとともに、国民・聴取者への丁寧な説明を行うこと。

○　協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置・人材活用・経理手続の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、外部制作事業者の活用等について、取組を着実かつ徹底的に進めること。（以下略）

（参考）「ＮＨＫ経営計画（2024-2026年度）」

○「ＮＨＫ経営計画（2024－2026年度）＜2025年１月修正＞」

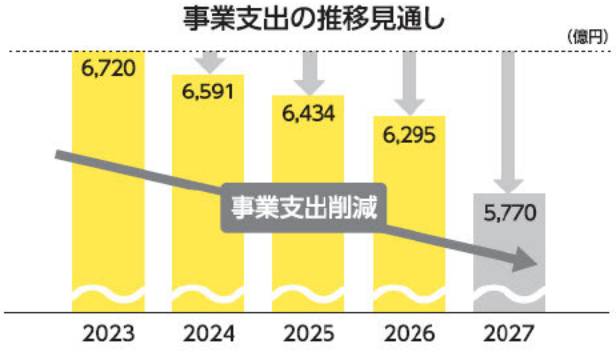
⇒ 音声波の再編を行い、2026年３月末にAMのうち１波を削減

05 事業構造改革と新規領域創造を同時に進める経営改革

事業支出改革

- コンテンツの総量削減、設備投資の大幅削減等により、収支改善（事業支出削減の実現）
- コンテンツDXの推進、クラウド時代のワークフロー見直し等で実現
- メディアの整理・削減（衛星1波・音声1波を削減）
  衛星波は2024年3月末に、音声波は2026年3月末に再編
  R2で放送している教育番組（語学番組等）は原則FMで放送





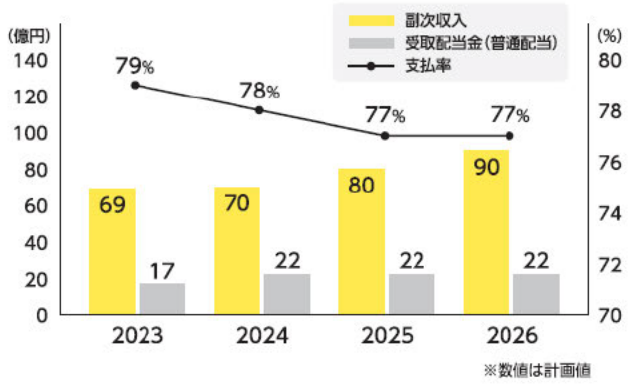
受信料収入

- 公平負担の徹底を図るため、視聴者との接点（デジタル・書面・対面・外部団体等）を開発・拡大し、契約申し出・支払いの利便性やNHKへの理解を高める、時代に即した「新たな営業アプローチ」を推進

➡支払率は現在の水準を維持する

副次収入等、受信料外収入の拡大検討

- コンテンツの流通革命に合わせ戦略的に制作・展開
  →海外展開等の効果としての副次収入増を図る
- 関連団体からの受取配当金増加



【出典】 NHK経営計画（2024-2026年度）＜2025年１月修正＞説明資料

参照条文

【必要的諮問事項関係】

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（電波監理審議会への諮問）

第百七十七条　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

（一　略）

二　第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十二項（任意的業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十条の四第六項及び第七項（業務規程の変更の勧告及び命令）、第二十一条の二第一項（実施基準の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第四項及び第五項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送等の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第百十六条の四第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

（三～五　略）

（２　略）

【委任元条項関係】

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（放送の休止及び廃止）

第八十六条　協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送若しくは必要的配信を十二時間以上（協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上）休止することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（一～三　略）

（２～５　略）

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第百十条の二　基幹放送事業者（第百四十七条第一項に規定する有料放送事業者を除く。）は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。ただし、基幹放送を継続して休止しようとする時間が二十四時間を超えない範囲内で総務省令で定める時間以内である場合その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

（２　略）

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）（抄）

（協会等の放送等に係る廃止及び休止の認可申請等）

第五十八条　法第八十六条第一項及び第八十九条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経て（協会国際衛星放送の業務、衛星基幹放送の業務又は必要的配信の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

一　協会若しくは放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）（以下この号及び次条において「協会等」という。）が廃止若しくは休止しようとする基幹放送局、協会等が廃止若しくは休止しようとする放送の業務又は協会が休止しようとする必要的配信

二　廃止又は休止しようとする理由

三　廃止若しくは休止しようとする時期又は休止しようとする期間

２　協会は、必要的配信の休止の認可を受けたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法によつて周知するものとする。

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第八十六条の二　法第百十条の二第一項の規定による公表は、基幹放送事業者が、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止する日（以下この項及び第四項において「休廃止日」という。）の前日から起算して少なくとも九十日前から当該休廃止日の前日までの間、その基幹放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により継続して行うものとする。ただし、協会又は学園以外の基幹放送事業者にあつては、休廃止日の前日から起算して九十日前から行うことができないことにつき、やむを得ない事情があると認められるときは、あらかじめ相当な期間を置いて行うことをもつて足りる。

一　当該基幹放送事業者が当該休止又は廃止に係る基幹放送において行う放送

二　インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法

（２～４　略）

（公印・契印省略）

写

諮 問 第 ２ ８ 号
令和７年11月28日

電波監理審議会
　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

諮　問　書

放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第86条第１項の規定に基づき、日本放送協会（会長　稲葉　延雄）から、基幹放送局の廃止の認可の申請があり、その概要は別紙１のとおりである。

これについて審査した結果は別紙２のとおりであり、認可することが適当であると認められることから、申請のとおり認可することとしたい。

上記について、法第177条第１項第２号の規定に基づき、諮問する。

（別紙１）

申請の概要
（基幹放送局の廃止の認可）

申請者名	日本放送協会
代表者名	会長　稲葉　延雄
申請年月日	令和７年１０月２日
廃止しようとする基幹放送局	別紙１－１のとおり
廃止しようとする理由	申請者は、現在、音声波について「ＮＨＫラジオ第１放送」、「ＮＨＫラジオ第２放送」、「ＮＨＫ－ＦＭ」の３波を放送しているところ、「ＮＨＫ経営計画（2024-2026年度）〈2025年１月修正〉」の中で、事業支出改革の一環として、限られた経営資源を質の高いコンテンツに集中させるため、2026年３月末にＡＭ・ＦＭの２波に再編することを示しており、今回、ラジオ第２放送を終了することとしている。 なお、現在ラジオ第２で放送している教育番組などの番組は、原則として、再編されるＡＭ・ＦＭで引き続き放送するなどの編成上の工夫を行うとともに、廃止の公表については、番組やホームページ等を通じて行う予定である。
廃止しようとする時期	令和８年３月末

廃止しようとする無線局（一覧）　（別紙１－１）

無線局の名称	識別信号	免許の番号	備考
【北海道】		[redacted]	
NHK札幌R2	JOIB　NHKさっぽろだいにほうそう		
NHK函館R2	JOVB　NHKはこだてだいにほうそう		
NHK今金R2	NHKいまがねだいにほうそう		
NHK江差R2	NHKえさしだいにほうそう		
NHK旭川R2	JOCC　NHKあさひかわだいにほうそう		
NHK中頓別R2	NHKなかとんべつだいにほうそう		
NHK遠別R2	NHKえんべつだいにほうそう		
NHK留萌R2	NHKるもいだいにほうそう		
NHK名寄R2	NHKなよろだいにほうそう		
NHK稚内R2	NHKわっかないだいにほうそう		
NHK帯広R2	JOOC　NHKおびひろだいにほうそう		
NHK釧路R2	JOPC　NHKくしろだいにほうそう		
NHK中標津R2	NHKなかしべつだいにほうそう		
NHK根室R2	NHKねむろだいにほうそう		
NHK北見R2	JOKD　NHKきたみだいにほうそう		
NHK遠軽R2	NHKえんがるだいにほうそう		
NHK室蘭R2	JOIZ　NHKむろらんだいにほうそう		
NHK浦河R2	NHKうらかわだいにほうそう		
【東北】			
NHK仙台R2	JOHB NHKせんだいだいにほうそう		
NHK気仙沼R2	NHKけせんぬまだいにほうそう		
NHK秋田R2	JOUB NHKあきただいにほうそう		
NHK花輪R2	NHKはなわだいにほうそう		
NHK横手R2	NHKよこてだいにほうそう		
NHK大館R2	NHKおおだてだいにほうそう		
NHK山形R2	JOJC NHKやまがただいにほうそう		
NHK鶴岡R2	NHKつるおかだいにほうそう		
NHK新庄R2	NHKしんじょうだいにほうそう		
NHK米沢R2	NHKよねざわだいにほうそう		
NHK盛岡R2	JOQC NHKもりおかだいにほうそう		
NHK久慈R2	NHKくじだいにほうそう		
NHK岩泉R2	NHKいわいずみだいにほうそう		
NHK大船渡R2	NHKおおふなとだいにほうそう		
NHK宮古R2	NHKみやこだいにほうそう		
NHK釜石R2	NHKかまいしだいにほうそう		
NHK福島R2	JOFD NHKふくしまだいにほうそう		
NHK郡山R2	NHKこおりやまだいにほうそう		
NHKいわきR2	NHKいわきだいにほうそう		
NHK只見R2	NHKただみだいにほうそう		
NHK田島R2	NHKたじまだいにほうそう		
NHK会津若松R2	NHKあいづわかまつだいにほうそう		

NHK青森R2	JOTC NHKあおもりだいにほうそう	[redacted]	
NHK八戸R2	NHKはちのへだいにほうそう		
NHK弘前R2	NHKひろさきだいにほうそう		
【関東】			
NHK東京R2	JOAB　NHKとうきょうだいにほうそう		
NHK甲府R2	JOKC　NHKこうふだいにほうそう		
NHK父島R2	NHKちちじまだいにほうそう		
NHK母島R2	NHKははじまだいにほうそう		
【信越】			
NHK長野R2	JONB NHKながのだいにほうそう		
NHK松本R2	NHKまつもとだいにほうそう		
NHK上田R2	NHKうえだだいにほうそう		
NHK小諸R2	NHKこもろだいにほうそう		
NHK駒ヶ根R2	NHKこまがねだいにほうそう		
NHK伊那R2	NHKいなだいにほうそう		
NHK岡谷諏訪R2	NHKおかやすわだいにほうそう		
NHK木曽福島R2	NHKきそふくしまだいにほうそう		
NHK飯田R2	NHKいいだだいにほうそう		
NHK新潟R2	JOQB NHKにいがただいにほうそう		
NHK津南R2	NHKつなんだいにほうそう		
NHK高田R2	NHKたかだだいにほうそう		
【北陸】			
NHK金沢R2	JOJB NHKかなざわだいにほうそう		
NHK輪島R2	NHKわじまだいにほうそう		
NHK七尾R2	NHKななおだいにほうそう		
NHK福井R2	JOFC NHKふくいだいにほうそう		
NHK勝山R2	NHKかつやまだいにほうそう		
NHK敦賀R2	NHKつるがだいにほうそう		
NHK小浜R2	NHKおばまだいにほうそう		
NHK富山R2	JOIC NHKとやまだいにほうそう		
【東海】			
NHK名古屋R2	JOCB NHKなごやだいにほうぞう		
NHK豊橋R2	NHKとよはしだいにほうそう		
NHK中津川R2	NHKなかつがわだいにほうそう		
NHK静岡R2	JOPB しずおかだいにほうそう		
NHK浜松R2	NHKはままつだいにほうそう		
NHK熊野R2	NHKくまのだいにほうそう		
NHK尾鷲R2	NHKおわせだいにほうそう		
NHK郡上八幡R2	NHKぐじょうはちまんだいにほうそう		
NHK神岡R2	NHKかみおかだいにほうそう		
NHK萩原R2	NHKはぎわらだいにほうそう		
NHK高山R2	NHKたかやまだいにほうそう		
【近畿】			
NHK大阪R2	JOBB NHKおおさかだいにほうそう		

NHK福知山R2	NHKふくちやまだいにほうそう		
NHK舞鶴R2	NHKまいづるだいにほうそう		
NHK豊岡R2	NHKとよおかだいにほうそう		
NHK古座R2	NHKこざだいにほうそう		
NHK田辺R2	NHKたなべだいにほうそう		
NHK新宮R2	NHKしんぐうだいにほうそう		
【中国】			
NHK広島R2	JOFB NHKひろしまだいにほうそう		
NHK福山R2	NHKふくやまだいにほうそう		
NHK三次R2	NHKみよしだいにほうそう		
NHK東城R2	NHKとうじょうだいにほうそう		
NHK呉R2	NHKくれだいにほうそう		
NHK庄原R2	NHKしょうばらだいにほうそう		
NHK福山木之庄R2	NHKふくやまきのしょうだいにほうそう		
NHK岡山R2	JOKB NHKおかやまだいにほうそう		
NHK新見R2	NHKにいみだいにほうそう		
NHK津山R2	NHKつやまだいにほうそう		
NHK松江R2	JOTB NHKまつえだいにほうそう		
NHK石見R2	NHKいわみだいにほうそう		
NHK川本R2	NHKかわもとだいにほうそう		
NHK益田R2	NHKますだだいにほうそう		
NHK津和野R2	NHKつわのだいにほうそう		
NHK浜田R2	NHKはまだだいにほうそう		
NHK鳥取R2	JOLC NHKとっとりだいにほうそう		
NHK米子R2	NHKよなごだいにほうそう		
NHK倉吉R2	NHKくらよしだいにほうそう		
NHK山口R2	JOUC NHKやまぐちだいにほうそう		
NHK秋R2	NHKはぎだいにほうそう		
NHK下関R2	NHKしものせきだいにほうそう		
【四国】			
NHK松山R2	JOZB NHKまつやまだいにほうそう		
NHK宇和島R2	NHK うわじまだいにほうそう		
NHK大洲R2	NHKおおずだいにほうそう		
NHK今治R2	NHKいまばりだいにほうそう		
NHK城辺R2	NHKじょうへんだいにほうそう		
NHK八幡浜R2	NHKやわたはまだいにほうそう		
NHK新居浜R2	NHKにいはまだいにほうそう		
NHK高知R2	JORB NHKこうちだいにほうそう		
NHK檮原R2	NHKゆすはらだいにほうそう		
NHK大正R2	NHKたいしょうだいにほうそう		
NHK中村R2	NHKなかむらだいにほうそう		
NHK池田R2	NHKいけだだいにほうそう		
NHK高松R2	JOHD NHKたかまつだいにほうそう		

【九州】			
NHK熊本R2	JOGB NHKくまもとだいにほうそう		
NHK人吉R2	NHKひとよしだいにほうそう		
NHK福岡R2	JOLB NHKふくおかだいにほうそう		
NHK北九州R2	JOSB NHKきたきゅうしゅうだいにほうそう		
NHK長崎R2	JOAC NHKながさきだいにほうそう		
NHK佐世保R2	NHKさせぽだいにほうそう		
NHK鹿児島R2	JOHC NHKかごしまだいにほうそう		
NHK名瀬R2	NHKなぜだいにほうそう		
NHK徳之島R2	NHKとくのしまだいにほうそう		
NHK阿久根R2	NHKあくねだいにほうそう		
NHK徳之島補完R2	NHKとくのしまほかんだいにほうそう		
NHK与論R2	NHKよろんだいにほうそう		
NHK宮騎R2	JOMC NHK みやざきだいにほうそう		
NHK高千穂R2	NHK たかちほだいにほうそう		
NHK串間R2	NHKくしまだいにほうそう		
NHK都城R2	NHKみやこのじょうだいにほうそう		
NHK小林R2	NHKこばやしだいにほうそう		
NHK日南R2	NHKにちなんだいにほうそう		
NHK延岡R2	NHKのべおかだいにほうそう		
NHK大分R2	JOID NHKおおいただいにほうそう		
NHK佐伯R2	NHKさいきだいにほうそう		
【沖縄】			
NHK沖縄R2	JOAD　NHKおきなわだいにほうそう		
NHK祖納R2			
NHK与那国R2			
NHK平良R2			
NHK石垣R2			

（別紙２）

審査結果

令和７年10月２日付けで日本放送協会（以下「申請者」という。）から申請された基幹放送局の廃止の認可の申請について、審査した結果は以下のとおり。

○　申請者においては、「NHK経営計画（2024－2026年度）＜2025年１月修正＞」の中で、令和８年３月末に、現在、放送を行っている音声波３波（「ラジオ第１」、「ラジオ第２」及び「ＦＭ」）をＡＭ・ＦＭの２波に再編することを示しており、今般、ラジオ第２の放送を終了するに当たり、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第86条第１項の規定に基づき、ラジオ第２放送を行う特定地上基幹放送局の廃止に係る認可申請があった。

○　現在のラジオ３波をＡＭ・ＦＭの２波に再編することについては、将来的な世帯数の減少等により受信料収入の減少が予測される中、限られた経営資源を合理的なコストで質の高いコンテンツに集中させることで、公共放送としての社会的使命を果たしつつ、申請者における業務の合理化・効率化の取組が進められるものと認められる。

○　また、現在「ラジオ第２」で放送している番組は、原則として再編されるＡＭ・ＦＭにおいて、引き続き放送するなどの編成上の工夫を行うとともに、廃止に関する公表については、法第110条の２第１項及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第86条の２第１項に基づき、番組やホームページを通じて行うこととしており、聴取者保護に係る対応も適切に行うことを予定していること。

○　以上に鑑み、申請者におけるラジオ第２放送を行う特定地上基幹放送局の廃止については、法第86条第１項の規定に基づき、認可することが適当であると考えられる。

資料２

電波監理審議会審議資料

令和７年１１月２８日

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び基幹放送普及計画の一部を変更する告示案（令和７年１１月２８日　諮問第２９号）

［日本放送協会のラジオ放送の再編に伴う規定の整備］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送技術課
（戸部課長補佐、寺原官）
電話：０３－５２５３－５７８６
総務省情報流通行政局放送政策課
（林田課長補佐、畦地係長）
電話：０３－５２５３－５７７８

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び基幹放送普及計画の一部を変更する告示案
（日本放送協会のラジオ放送の再編に伴う規定の整備）

1　諮問の概要

日本放送協会（以下「ＮＨＫ」という。）（会長：稲葉 延雄）は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第６条第２項に基づく基幹放送局の免許を受け、現在、音声波については「ラジオ第１」及び「ラジオ第２」並びに「ＦＭ」の計３波を放送している。

このうち「ラジオ第２」については、「ＮＨＫ経営計画（2024-2026 年度）＜2025 年１月修正＞」を踏まえ、令和８年３月 31 日をもって終了することを予定している。

本件は、ＮＨＫの「ラジオ第２」が終了することを踏まえ、ＮＨＫのラジオ第２にあたる「教育放送」（中波放送に限る。以下同じ。）の関連規定である基幹放送用周波数使用計画及び基幹放送普及計画の変更を行うものである。

2　変更の概要

※必要的諮問事項はゴシック体

基幹放送用周波数使用計画から、基幹放送局に使用させることのできる周波数等のうち、ＮＨＫの教育放送に関する規定を削除する変更を行う。

【基幹放送用周波数使用計画第２の１（３）】

基幹放送普及計画から、基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針並びに国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送系の数の目標のうち、ＮＨＫの教育放送に関する規定を削除する変更を行う。

【基幹放送普及計画第１の１（１）ア（ア）及び第３の２（２）ア】

3　施行期日

基幹放送用周波数使用計画の変更について、答申を受けた場合は速やかに公示し、施行日は新たなラジオ放送に再編される令和８年４月１日付けとする。

基幹放送普及計画の変更について、答申を受けた場合は速やかに公示し、施行日は「ラジオ第２」の本放送が終了する令和８年３月 30 日付けとする。

4　意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第１項の規定に基づく意見公募の手続については、令和７年 10 月７日（火）から同年 11 月５日（水）までの期間において実施済であり、８件の意見があった。

基幹放送用周波数使用計画及び基幹放送普及計画の一部の変更について

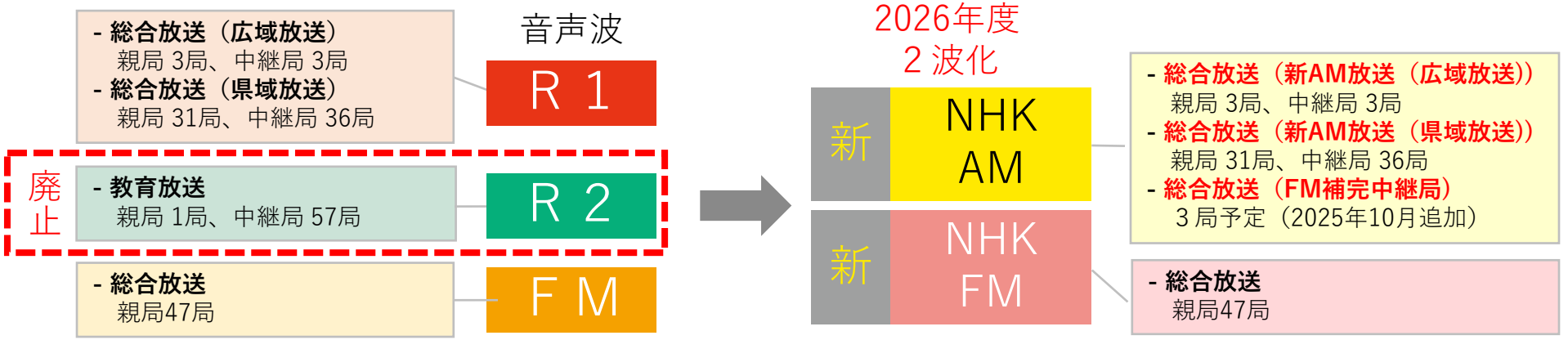
○　NHKは、「NHK経営計画（2024-2026年度）＜2025年１月修正＞」において、事業支出改革として音声波１波を削減する計画を示しており、令和７年度末（令和８年３月31日(火)）に、AMの「ラジオ第２」を終了する予定。

○　本放送は、令和８年3月30日(月)までとし、同年3月31日(火)に停波することを予定している。

改正法令等	改正内容
基幹放送用周波数使用計画	• NHKのAM放送のうち、教育放送用に規定されている周波数の規定を削除する。 • 施行日は、停波後の令和８年４月１日とする。
基幹放送普及計画	• 基幹放送普及計画における基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針並びに国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送系の数の目標から、NHKのAM放送のうち、教育放送に関する規定を削除する。 • 施行日は、本放送が終了する令和８年３月３０日とする。

＜再編イメージ図＞

※NHK経営計画2024-2026年度より引用、局数は基幹放送用周波数使用計画に記載されている局数のみを記載

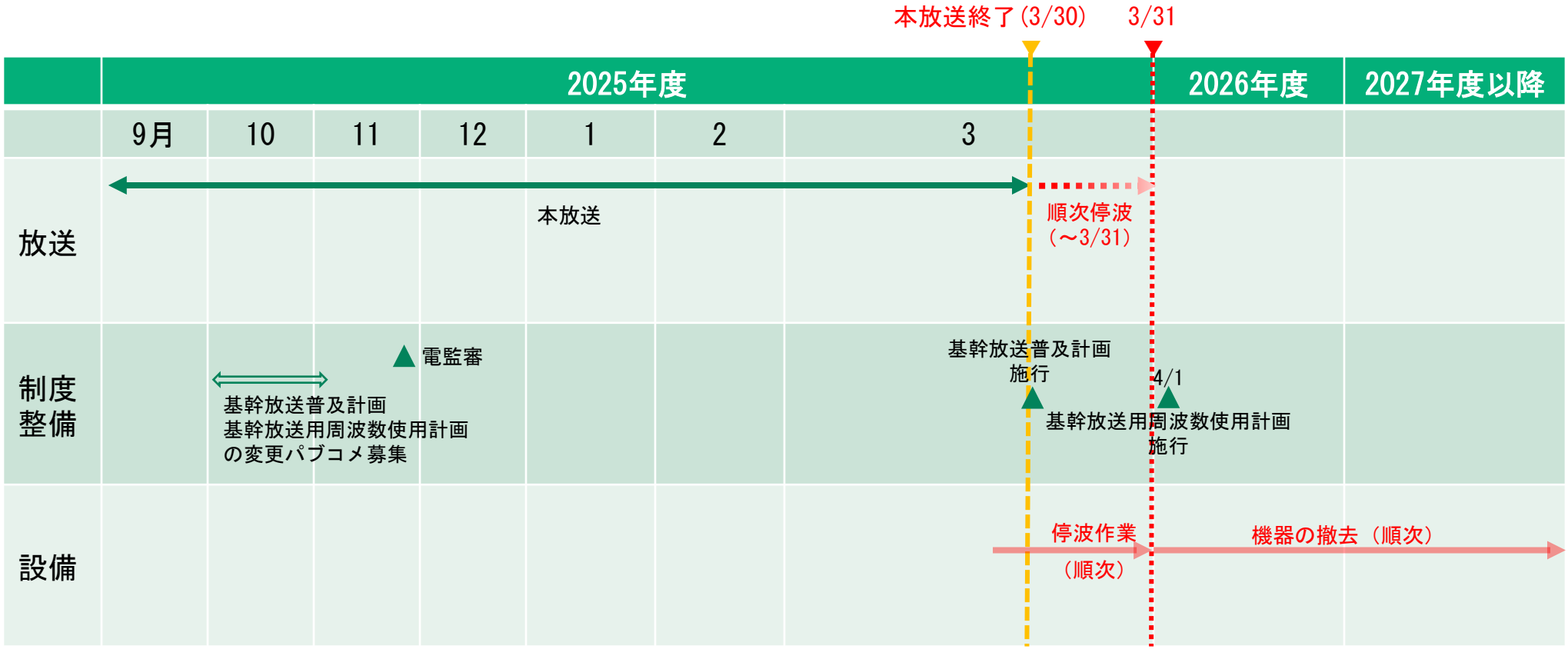


【参考】　告示案の施行に係るスケジュール

○　基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び基幹放送普及計画の一部を変更する告示案については、電波監理審議会への諮問に先立ち、令和7年10月7日（火）から同年11月5日（水）までの間、意見募集を実施。

○　その結果、計8件（個人8件）の意見が寄せられた。意見及びこれに対する総務省の考え方は別添のとおり。

○　基幹放送用周波数使用計画の施行日は、新たなラジオ放送が開始される令和8年4月1日（水）とし、基幹放送普及計画の施行日は、ラジオ第2放送の本放送が終了する令和8年3月30日（月）とする。



基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び
基幹放送普及計画の一部を変更する告示案に対する
意見募集の結果及びそれに対する総務省の考え方

■　意見募集期間　：　令和７年10月７日（火）から同年11月５日（水）まで

■　提出意見件数　：　８件（個人：８件）

■　意 見 提 出 者　：

　○　個人　【８件】

意見概要　【意見提出者名】	意見に対する考え方	修正の有無
１．基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び基幹放送普及計画の一部を変更する告示案に関する意見		
○NHK教育のチャンネルを無くすという案だと把握したが、断固反対する。 公共放送の意義は金儲けではなく市民に必要な情報を余す事無く伝える事であり、教育放送が存在する意義である。 政府が教育放送を「無くてよい」と考えるなら、その様な政府こそ、国民にとって不要だ。 総辞職なり何なりして、立ち替わって頂きたい。 【個人】	本件は、日本放送協会（以下「協会」といいます。）が公共放送としての社会的使命を果たしつつ、ＮＨＫにおける経営の合理化を図る観点から、「ラジオ第２」を令和８年３月末に終了予定としていることを踏まえ、基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）については、中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等を、基幹放送普及計画の一部を変更する告示案（昭和63年郵政省告示第660号）については、基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針等を変更するものです。 なお、協会は、「ラジオ第２」で放送している教育番組などの番組を「ラジオ第１」又は「ＦＭ」において引き続き放送するなど、編成上の工夫を行うこととしています。	無

	いただいた御意見については、今後の参考として承ります。	
○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び基幹放送普及計画の一部を変更する告示案は原案通り適当です。削除されることにより空いた周波数を今後は夜間に混信の起きている地域の周波数変更としての活用が期待されるところではありますが、まずは原案通り速やかに行われることを願っています。 【個人】	告示案に対する賛同の御意見として承ります。	無
○ラジオ第2放送の廃止については、既に報道等を通じて十分に周知されており、またNHKの経営スリム化にとって不可避のものであるから、改正案に賛成する。 ただし、廃止にあたり以下の3点が課題となるため、総務省及びNHKには相応の対処をお願いしたい。 1.あまねく受信可能な放送を実施する責務（放送法第15条）を今後も全うするための措置 ラジオ第2放送は、空中線電力の大きい5局（札幌・秋田・東京・大阪・熊本）によって緊急時等に国内及びその沿岸に確実に放送を届ける機能を有していた。この度、それが廃止されることから、その代替として、ラジオ第1放送の主要な送信所（札幌・東京・大阪・福岡）の空中線電力の引き上げを求める。 2.大地震・津波発生時の外国人への情報伝達 大地震又は津波発生時において、現在はテレビの副音声とラジオ第2放送で外国語による呼びかけがなされているが、ラジオ第2放送廃止後はテレビを見ることができない人には放送を通じての情報伝達が難しくなる。そのため、代替手段である『NHK ONE ニュース・防災アプリ』や『NHKワールドアプリ』について平時から周知広報を行うべきである。	告示案に対する賛同の御意見及び放送事業者に対する御意見として承ります。	無

3.FM放送におけるバランスの取れた番組編成 現在FM放送においては、ラジオ第2放送の廃止を見据えて、一部の時間で語学及び教育番組が放送されているが、いずれも深夜帯（午後11時台以降）に編成されており、それらの番組が主眼とする聴取者にとって非常に不便な時間帯である。 従来、FM放送はハイカルチャー、とりわけオーケストラ番組を集中的に編成しており、音声波が3波ある状況ではそれでも構わなかったが、2波への削減後は基幹放送普及計画で規定されている『総合放送』の建前に立ち返り、新FM放送は報道・教育・教養・娯楽のバランスが取れた編成に改めるべきである。 語学及び教育番組に関しては公益上の見地からしてオーケストラ番組を含む娯楽番組より優先度が高いので、来年4月以降は幅広い年代の聴取者が聴くことのできる時間帯（夕方～午後10時頃）に編成することを求める。 【個人】		
○「基幹放送周波数使用計画の一部を変更する告示案及び基幹放送普及計画の一部を変更する告示案」に基本的に賛成いたします。 日本放送協会？NHKの「ラジオ第2放送」は、今年度の放送番組時刻表で確認してみますと、週間の放送実施時間の9割を「語学講座関連番組」が占めています。かつて、長年にわたり編成されていた学校教育放送番組や農事放送番組が全面廃止されて久しくなったのと相まって、またメディア環境の激変もあり「ラジオ第2放送」は歴史的役割を終えたものと見立てざるを得ないものと認識するところであります。個別の番組でも「気象通報」「株式市況」の両番組は、メディアの多様化もあり、NHKのラジオ放送番組としての歴史的役割を終えたものと認識しております。それ以上に、AM？中波ラジオ放送は、電波発射時の消費電力が送信出力だけでも高い事もあり「ラジオ第2放送」の全面廃止により、電力節減ひいては、放送機や電波発射段階での温室効果ガスの発生量の削減効果の現出に資するものと考えております。	告示案に対する賛同の御意見及び放送事業者に対する御意見として承ります。	無

NHKのAM？中波ラジオ放送に関しましては、現行の「ラジオ第1放送」につきましても、すべての基幹放送局や中継放送局をそっくりFM波への転換を希求するわけではありませんが、AM波の中継放送局のうち「中継放送局の立地が沿岸に近接しているため大津波による浸水被害懸念が想定される」中継放送局に限って、AM波中継放送局を廃止？FM波中継放送局のみへの一元化を検討する余地があるものと、当方としてはお見立てするところであります。 【個人】		
○案自体には賛成するが、音声波再編を実施するにあたりNHKに対して深夜の放送体制について以下の通り要望する。 NHKは本年10月からFM放送における『ラジオ深夜便』のラジオ第1放送とのサイマル放送を取りやめているが、ほとんどの民放ラジオ局が放送休止となる日曜深夜（月曜未明）に関しては、サイマル放送を実施すべきである。 （らじる★らじるを推奨していることは承知しているが、聴取者が停電等によりスマートフォンをあまり利用することができない状況下に置かれることもありうるから、放送中のラジオ局が基本的にNHKしかない日曜深夜に関しては、地震等の情報や緊急ニュースを放送波で迅速かつ確実に伝えられるようにすべきである。） それが難しければ、最低限毎正時のニュースはサイマル放送すべきである。 あるいは、NHKの放送機器定期メンテナンスを、民放のそれと重ならないよう土曜深夜（日曜未明）に変更していただきたい。 【個人】	告示案に対する賛同の御意見及び放送事業者に対する御意見として承ります。	無
２．基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案に関する意見		
○出力ワット数が高いラジオ第２放送は海上船舶はもとより、山間部での聴取に欠かせず、放送法１０８条の趣旨を体現する基幹波である。山間部に	いただいた御意見については、今後の参考として承ります。	無

よってはラジオ第１放送は聞き取れず、第２放送のみ明瞭に聴取できる環境もある。特に深山幽谷で山岳活動をする人にとっては、ラジオ第２で放送されている「気象通報」が唯一無二の情報源となる場合もあり、その放送枠・時間帯・出力は、まさに”命に係わる”情報ともいえる。日本放送協会が進める、ラジオ第１と第２の統合そのものには反対しないが、「気象通報」の放送枠・時間帯を維持することはもとより、AMラジオの出力についても、ラジオ第２の出力を維持することを求める。また、高出力な放送所は電力料や維持管理費用が多額となり、日本放送協会の経営を圧迫することを加味し、ラジオ第２放送の出力が放送法１０８条の役割を果たしていることを踏まえて、電力料を公的な枠組みで支援するなどの制度設計を期待したい。 【個人】		
○基幹放送周波数使用計画変更を通じた通信料金公共料金化と地上波無料視聴保証の提案 告示案を支持しますが、周波数使用計画の変更を機に、大手通信会社の携帯電話料金と光回線料金を公共料金化し、地上波を光回線やケーブルテレビで無料視聴保証する施策を推進すべきです。 5G共用で放送帯域再編が進む中、地方の高齢者・低所得層の電波受信不良が深刻（地方視聴満足率都市部の半分以下、総務省2025年データ）。アンテナ設置しても電波弱い局が視聴できず、ケーブルテレビ月額料金（数千円）や光回線高額（月5,000円超）が負担になり、NHK受信料（月1,100円）と二重支払いの不公平が生じています。これで情報格差が拡大し、経済弱者の孤立を助長。 変更案で5G帯域を放送優先に割り当て、地方電波強化を追加し、地上波無料視聴の権利を保証してください。光回線普及と連動で、IP放送（アンテナ不要）を義務化し、CO2削減（インフラ効率化5%）も実現しま	いただいた御意見については、今後の参考として承ります。	無

す。 さらに、大手通信会社の携帯電話料金と光回線料金を公共料金化（月3,000円以下上限設定、シンプルプラン限定）すれば、MVNO躍進とMNP簡易化（手数料無料化）で競争促進、弱者の通信負担10-20%軽減が可能。根本の無料保証と料金規制で、すべての国民が安心して放送・通信を利用できる社会を構築します。 告示案に反映を求めます。 【個人】		
３．その他の意見		
○NHKラジオ第二放送の個人的には反対ですが、時代の変化等を鑑みて仕方がないのではと思います。 父島・母島・徳之島・与論・祖納・与那国の各中継局にあるNHKラジオ第二放送のFM補完中継局を以下の各局に再配分をしてみてはどうでしょうか。 NHK-AM（旧ラジオ第一）のFM補完 名瀬・瀬戸内・知名 NHK-FMの中継局 与論・祖納・南大東 大東諸島は現在でも、NHK-FMが放送されていないので再編を機に設置を要望します。 【個人】	御意見は、放送事業者に対する御意見として承ります。	無

参照条文

■電波法（昭和 25 年法律第 131 号）（抄）

（申請の審査）

第七条　（略）

２　（略）

３　基幹放送用周波数使用計画は、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるように、基幹放送用割当可能周波数の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

４　総務大臣は、放送系の数の目標、基幹放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、基幹放送用周波数使用計画を変更することができる。

５　総務大臣は、基幹放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

６（略）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一（略）

二　第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定又は変更及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三～五（略）

■基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）

第１　（略）

第２　中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

１　日本放送協会の放送

⑴～⑵　（略）

⑶　教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (kHz)	空中線電力 (kW)
全国	親局		
	東京	693	500
	中継局		
	(北海道)		
	札幌	747	500
	函館	1467	1
	旭川	1602	1
	室蘭	1125	1
	釧路	1152	10
	帯広	1125	1
	北見	702	10
	稚内	1467	1
	名寄	1125	1
	遠別	1602	1
	(青森)		
	青森	1521	1
	八戸	1377	1
	(岩手)		
	盛岡	1386	10
	(宮城)		
	仙台	1089	10
	(秋田)		
	秋田	774	500
	(山形)		
	山形	1521	1
	鶴岡	1035	1
	(福島)		
	福島	1602	1
	郡山	1512	1
	(新潟)		
	新潟	1593	10
	(富山)		
	富山	1035	1
	(石川)		
	金沢	1386	10
	(福井)		
	福井	1521	1
	(山梨)		
	甲府	1602	1
	(長野)		
	長野	1467	1
	松本	1512	1
	飯田	1476	1
	(岐阜)		
	高山	1125	1
	(静岡)		
	静岡	639	10
	浜松	1521	1
	(愛知)		
	名古屋	909	10
	(大阪)		
	大阪	828	300
	(鳥取)		
	鳥取	1125	1
	米子	1521	1
	(島根)		
	松江	1593	10
	(岡山)		
	岡山	1386	5
	(広島)		

	広　　島	702	10
	尾　　道	1602	1
	（山　口）		
	山　　口	1377	5
	萩	1125	1
	（香　川）		
	高　　松	1035	1
	（愛　媛）		
	松　　山	1512	5
	宇 和 島	1602	1
	（高　知）		
	高　　知	1152	10
	中　　村	1521	1
	（福　岡）		
	北 九 州	1602	1
	福　　岡	1017	50
	（長　崎）		
	長　　崎	1377	1
	（熊　本）		
	熊　　本	873	500
	人　　吉	1602	1
	（大　分）		
	大　　分	1467	1
	（宮　崎）		
	宮　　崎	1467	1
	延　　岡	1602	1
	（鹿児島）		
	鹿 児 島	1386	10
	名　　瀬	1602	1
	（沖　縄）		
	那　　覇	1125	10
	石　　垣	1521	1

２　（略）

第３～第７　（略）

■放送法（昭和 25 年法律第 132 号）

（基幹放送普及計画）

第九十一条　総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

２　基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

二　協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）

三　放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

３　基幹放送普及計画は、第二十条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第五条第四項の基幹放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

４　総務大臣は、前項の事情の変動により必要があると認めるときは、基幹放送普及計画を変更することができる。

５　総務大臣は、基幹放送普及計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

（電波監理審議会への諮問）

第百七十七条　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　第二十条の二第一項第一号の規定による指定地上基幹放送地域の指定、第九十一条第一項若しくは第四項の規定による基幹放送普及計画の制定若しくは変更、第百十六条の三第一項の規定による指定放送対象地域の指定又は第百五十条の三第一項各号の規定による有料放送の役務の指定

二～五　（略）

２　（略）

■基幹放送普及計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）

第１　基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会（以下「協会」という。）、大学教育のための放送を行う放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）第 3 条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者（以下「民間基幹放送事業者」という。）により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。

1　基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1)　国内放送の普及

ア　地上基幹放送

地上基幹放送については、地上基幹放送局(地上基幹放送をする無線局をいう。)を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。

(ア)　中波放送

協会の放送については、総合放送及び教育放送各1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については、1系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、2系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

(イ)～(オ)　(略)

イ　(略)

第２　(略)

第３　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

１　(略)

２　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)　(略)

(2)　地上基幹放送(デジタル放送以外の放送)

ア　中波放送

基幹放送の区分			放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	総合放送	広域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに1
		県域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏に属する県を除く道県の各区域	放送対象地域ごとに1
	教育放送		全国	1
(略)	(略)		(略)	(略)
			(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)
			(略)	(略)

イ～エ　(略)

(3)～(5)　(略)

（写）
（公印・契印省略）

諮 問 第 ２９ 号
令和７年 11 月 28 日

電波監理審議会
会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

諮　問　書

基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）の一部を変更する告示案に関し、電波法（昭和25年法律第131号）第99条の11第１項第２号の規定に基づき、別紙１により諮問し、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）の一部を変更する告示案に関し、放送法（昭和25年法律第132号）第177条第１項第１号の規定に基づき、別紙２により諮問する。

別紙１

○総務省告示第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更し、令和八年四月一日から施行することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　林　　芳正

次の表により、変更前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。

変　更　後	変　更　前
［第１　略］	［第１　同左］
第２　中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等	第２　中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等
１　日本放送協会の放送	１　日本放送協会の放送
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同左］
［削る］	⑶　教育放送

放送対象地域	送信場所	周　波　数（kHz）	空中線電力（kW）
全　　国	親　　局		
	東　　京	693	500
	中　継　局		
	（北海道）		
	札　　幌	747	500
	函　　館	1467	1
	旭　　川	1602	1
	室　　蘭	1125	1
	釧　　路	1152	10
	帯　　広	1125	1
	北　　見	702	10
	稚　　内	1467	1
	名　　寄	1125	1
	遠　　別	1602	1
	（青　森）		
	青　　森	1521	1
	八　　戸	1377	1
	（岩　手）		
	盛　　岡	1386	10
	（宮　城）		
	仙　　台	1089	10
	（秋　田）		
	秋　　田	774	500
	（山　形）		
	山　　形	1521	1
	鶴　　岡	1035	1
	（福　島）		
	福　　島	1602	1
	郡　　山	1512	1
	（新　潟）		
	新　　潟	1593	10
	（富　山）		

富　　山	1035	1
（石　川）		
金　　沢	1386	10
（福　井）		
福　　井	1521	1
（山　梨）		
甲　　府	1602	1
（長　野）		
長　　野	1467	1
松　　本	1512	1
飯　　田	1476	1
（岐　阜）		
高　　山	1125	1
（静　岡）		
静　　岡	639	10
浜　　松	1521	1
（愛　知）		
名　古　屋	909	10
（大　阪）		
大　　阪	828	300
（鳥　取）		
鳥　　取	1125	1
米　　子	1521	1
（島　根）		
松　　江	1593	10
（岡　山）		
岡　　山	1386	5
（広　島）		
広　　島	702	10
尾　　道	1602	1
（山　口）		
山　　口	1377	5
萩	1125	1
（香　川）		
高　　松	1035	1
（愛　媛）		
松　　山	1512	5
宇　和　島	1602	1
（高　知）		
高　　知	1152	10
中　　村	1521	1
（福　岡）		

	北　九　州	1602	1
	福　　岡	1017	50
	（長　崎）		
	長　　崎	1377	1
	（熊　本）		
	熊　　本	873	500
	人　　吉	1602	1
	（大　分）		
	大　　分	1467	1
	（宮　崎）		
	宮　　崎	1467	1
	延　　岡	1602	1
	（鹿児島）		
	鹿　児　島	1386	10
	名　　瀬	1602	1
	（沖　縄）		
	那　　覇	1125	10
	石　　垣	1521	1

［２　略］

［第３～第７　略］

［２　同左］

［第３～第７　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙２

○総務省告示第　　号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更し、令和八年三月三十日から施行することとしたので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　林　　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

一項

変　更　後	変　更　前
第１　基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 ［略］ １　基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針 ⑴　国内放送の普及 ア　地上基幹放送 地上基幹放送については、地上基幹放送局（地上基幹放送をする無線局をいう。）を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。 (ｱ) 中波放送 協会の放送については総合放送１系統の放送及び民間基幹放送事業者の放送については１系統の放送が、全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、２系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。 ［(ｲ)～(ｵ)　略］ ［イ・ウ　略］ ［⑵～⑷　略］ ［２・３　略］ ［第２　略］ 第３　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標 ［１　略］ ２　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標 ［⑴　略］ ⑵　地上基幹放送（デジタル放送以外の放送） ア　中波放送	第１　［同左］ ［同左］ １　［同左］ ⑴　［同左］ ア　［同左］ ［同左］ (ｱ) 中波放送 協会の放送については、総合放送及び教育放送各１系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については、１系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、２系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。 ［(ｲ)～(ｵ)　同左］ ［イ・ウ　同左］ ［⑵～⑷　同左］ ［２・３　同左］ ［第２　同左］ 第３　［同左］ ［１　同左］ ２　［同左］ ［⑴　同左］ ⑵　［同左］ ア　［同左］

基幹放送の区分			放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	総合放送	広域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに１
		県域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏に属する県を除く道県の各区域	放送対象地域ごとに１
［略］	［略］		［略］	［略］
			［略］	［略］
	［略］		［略］	［略］
			［略］	［略］

［イ～エ　略］

［(3)～(5)　略］

［同左］			［同左］	［同左］
［同左］	総合放送	広域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに１
		県域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏に属する県を除く道県の各区域	放送対象地域ごとに１
	教育放送		全国	1
［同左］	［同左］		［同左］	［同左］
			［同左］	［同左］
	［同左］		［同左］	［同左］
			［同左］	［同左］

［イ～エ　同左］

［(3)～(5)　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

資料３

電波監理審議会審議資料

令和７年１１月２８日

無線設備規則等の一部を改正する省令案
（令和７年１１月２８日　諮問第３０号）

［43GHz 帯鉄道用無線通信システムに係る制度整備］

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、鈴木官）

電話：０３－５２５３－５８２９

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

（田野課長補佐、塚本係長）

電話：０３－５２５３－５８９５

諮問第３０号説明資料

無線設備規則等の一部を改正する省令案
（43GHz 帯鉄道用無線通信システムに係る制度整備）

１　諮問の概要

鉄道事業では、ワンマン運転の導入が検討されており、乗降時・出発時の安全確認等のため、ホーム上の複数地点からの監視カメラの映像を運転席に伝送するホーム画像伝送システムの需要が高まっている。また、列車の安全性確保のため、車内映像や地上・車上設備の検測情報等を地上側と車両側でやり取りすることが可能な大容量の無線通信システムの導入も求められているところ。

車両の移動範囲が線路上に限定され、駅停車時も決まった位置に停車するという鉄道の特性を踏まえ、これらの需要に対応可能なシステムとして、直進性が強く広帯域の周波数が確保可能な 43～45GHz 帯の周波数を使用した無線システムが利用され始めている。

このような状況を踏まえ、43GHz 帯を使用する鉄道用無線通信システムの導入に必要な技術的条件について検討を行い、令和７年７月 17 日に情報通信審議会からの一部答申を受けたことから、今般、当該システムの技術基準を策定するとともに技術基準適合証明制度の対象とするため、関係規定の整備を行う。

※必要的諮問事項はゴシック体

２　改正概要

・鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備として、43GHz 帯プラットホーム画像伝送システム及び 43GHz 帯列車無線システムに係る規定を追加【無線設備規則第 49 条の 35、第 49 条の 36、別表第１号、第２号】

・技術基準適合証明のための特性試験項目【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第１号】

３　施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。（公布日の施行を予定）

４　意見募集の結果

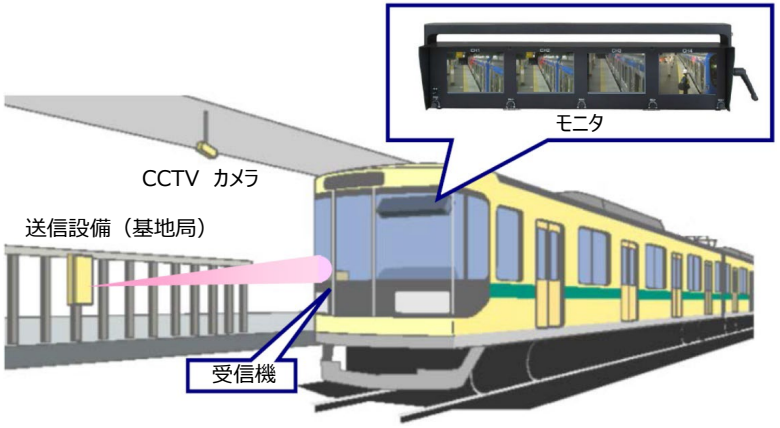
本件に係る行政手続法第 39 条第１項の規定に基づく意見公募の手続について、令和７年９月 20 日（土）から同年 10 月 20 日（月）までの期間において実施したところ、意見の提出が２件あった。

43GHz帯鉄道用無線通信システムに係る制度整備

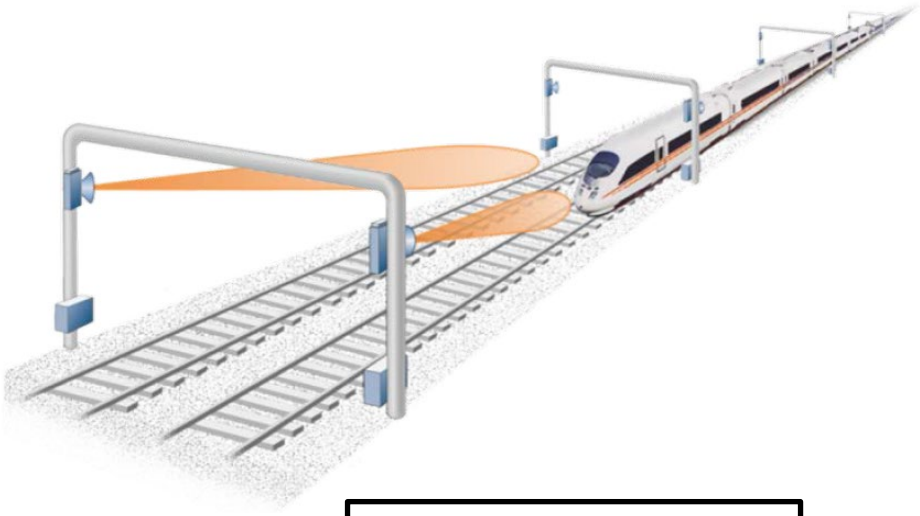
改正の背景

- 鉄道事業では、ワンマン運転の導入が検討されており、乗降時・出発時の安全確認等のため、ホーム上の複数地点からの監視カメラの映像を運転席に伝送するホーム画像伝送システムの需要が高まっている。また、列車の安全性確保のため、車内映像や地上・車上設備の検測情報等を地上側と車両側でやり取りすることが可能な大容量の無線通信システムの導入も求められているところ。
- 車両の移動範囲が線路上に限定され、駅停車時も決まった位置に停車するという鉄道の特性を踏まえ、これらの需要に対応可能なシステムとして、直進性が強く広帯域の周波数が確保可能な43～45GHz帯の周波数を使用した無線システムが利用され始めている。
- このような状況を踏まえ、43GHz帯を使用する鉄道用無線通信システムの導入に必要な技術的条件について検討を行い、令和７年７月17日に情報通信審議会からの一部答申を受けたことから、今般、当該システムの技術基準を策定するとともに技術基準適合証明制度の対象とするため、関係規定の整備を行う。

想定される利用シーン



ホーム画像伝送システム

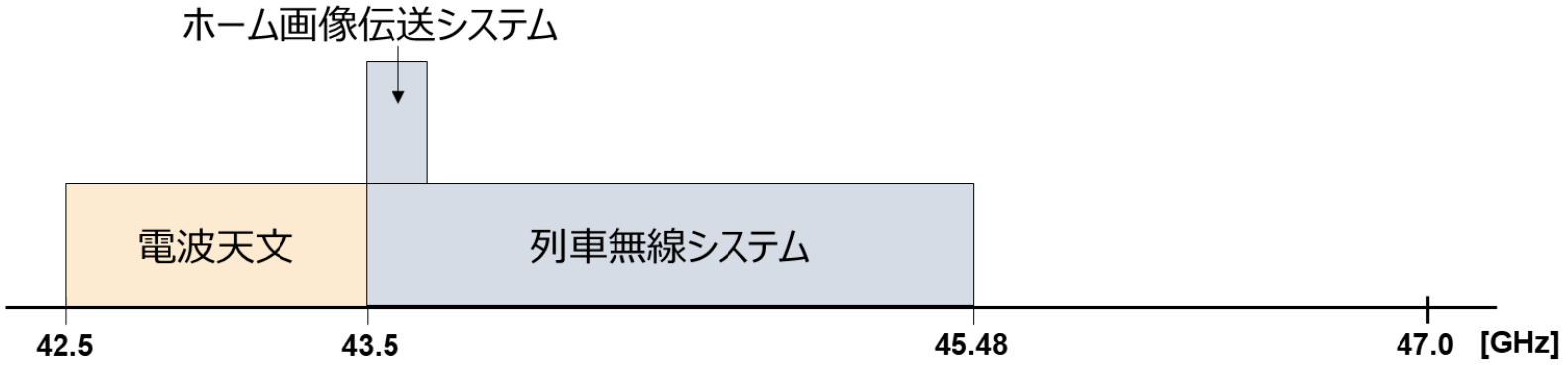


列車無線システム

出典：APT/AWG/REP-78, APT Report on System Description, Technologies and Implementation of Railway Radiocommunication Systems Between Train and Trackside (RSTT)

43GHz帯の周波数使用状況

国内では、43.5～47GHz帯は鉄道用無線システムで使用。隣接する42.5～43.5GHz帯は電波天文業務に使用されている



我が国における42.5GHz～47GHzの国内周波数使用状況

検討対象とした電波天文の受信設備



【検討対象とした電波天文の受信設備】
- **野辺山**（最寄駅：野辺山駅（JR小海線））
- **水沢**（最寄駅：水沢駅（JR東北本線））
- **入来**（最寄駅：川内駅（JR鹿児島本線・九州新幹線））

※ 小笠原と石垣については、島内に鉄道がなく、最寄駅からの距離が数百kmと離れているため、検討を省略

44.2～53.6km の離隔距離が必要

地形や電波天文の受信設備の方向と送信アンテナの**指向方向をずらす等の対策により、所要改善量が大きく低下し、所要離隔距離内でも共用可能になる**ことから、電波天文の受信設備から所要離隔距離の範囲内で鉄道用無線通信システムを設置又は運用する場合には、**電波天文の運用に支障を与えないよう事前に調整を行い、干渉が生じないような対策をとることで共用可能**。

43GHz帯鉄道用無線通信システムの主な技術的条件

項目	技術的条件	
	43GHz帯プラットホーム画像伝送システム	43GHz帯列車無線システム
通信方式	同報通信方式又は単向通信方式	同報通信方式、単向通信方式又は復信方式
変調方式	位相変調方式、周波数変調方式、位相偏移変調方式、周波数偏移変調方式、直交位相振幅変調方式又はこれらの組合せ	
使用周波数	43.502GHzから43.774GHzまで	ア 移動局　43.522GHzから44.318GHzまで イ 基地局　44.842GHzから45.478GHzまで
周波数の許容偏差	±50ppm 以内	
無線チャネル	①占有周波数帯幅が36MHz以下の場合： 中心周波数が43.52GHzから43.64GHzまでの40MHz間隔の4波 ②占有周波数帯幅が36MHzを超え108MHz以下の場合： 中心周波数が43.6GHz及び43.72GHzの2波	ア 移動局 ①占有周波数帯幅が36MHz以下の場合： 中心周波数が43.54GHzから44.30GHzまでの40MHz間隔の20波 ②占有周波数帯幅が36MHzを超え108MHz以下の場合： 中心周波数が43.82GHzから44.18GHzまでの120MHz間隔の4波 イ 基地局 ①占有周波数帯幅が36MHz以下の場合： 中心周波数が44.86GHzから45.46GHzまでの40MHz間隔の16波 ②占有周波数帯幅が36MHzを超え108MHz以下の場合： 中心周波数が44.94GHzから45.30GHzまでの120MHz間隔の4波
空中線電力	1mW以下	60mW以下
空中線電力の許容偏差	上限50%、下限50%	
空中線利得	38dBi以下	移動局は35dBi以下、基地局は40dBi以下
占有周波数帯幅の許容値	①チャネル間隔が40MHzの無線チャネルを使用するものは、36MHz以下 ②チャネル間隔が120MHzの無線チャネルを使用するものは、108MHz以下	
不要発射の強度の許容値	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値　100μW以下 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値　50μW以下	
隣接チャネル漏えい電力の許容値	①占有周波数帯幅が36MHz以下の場合 搬送波の周波数から40MHz離れた周波数の±10.5MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波の電力より23dB 以上低い値であること。 ②占有周波数帯幅が36MHzを超え、108MHz以下の場合 搬送波の周波数から120MHz離れた周波数の±54MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波の電力より23dB 以上低い値であること。	

別紙

無線設備規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集
（43GHz帯鉄道用無線通信システムの制度整備）
に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方
（意見募集期間：令和７年９月20日～10月20日）

提出件数２件（法人・団体等１件、匿名１件）

No	意見提出者 （順不同）	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	匿名	新しい43GHz帯の鉄道用無線通信システムの導入について、技術立国日本としての発展を目指す観点から、必要な財源を投入して安全性を確保することに賛同します。 特に、列車運行や乗客の安全確保が最優先であることを踏まえ、設備や運用体制に十分な投資を行い、現行システムとの干渉やトラブル防止策を明確に整備していただきたいです。 この取り組みが、鉄道の安全性向上と日本の技術力強化の両立につながることを期待します。	本改正案への賛同のご意見として承ります。	無
2	自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会	43 GHz帯鉄道用無線通信システムの制度整備に向けて無線設備規則等の一部を改正する省令案等を作成するにあたり、電波天文業務との共用検討結果を訓令案にご反映いただきましたことに感謝申し上げます。 43 GHz帯鉄道用無線通信システムの導入に係る「陸上無線通信委員会報告(案)」に対し実施されたパブリックコメントで、当方が提出した意見は、「送信機の設置方法を工夫することで近隣電波天文局への有害干渉を避けることができる。本システムの社会実装に際しては、検討結果に沿った事前調整を実施いただきたい」であり、陸上無線通信委員会からは「電波天文の受信設備からの所要離隔距離の範囲内で鉄道用無線通信システムを設	本改正案への賛同のご意見として承ります。	無

		置又は運用する際には、鉄道事業者において、本案に沿った適切な対応が行われることが必要」と回答いただきました。 今回提示された訓令案は電波天文業務との共用検討結果及び上記意見への回答に沿うものであり、電波天文業務にとって重要な帯域における有害干渉の防止に資するものと考えます。		

注　意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。

参照条文

【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十四（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項

（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第百条第一項第二号（高周波利用設備）、第百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二～五　（略）

２　（略）

【委任元条項関係】

〇電波法（昭和25年法律第131号）（抄）

※電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部改正

（電波の質）⇒無線設備規則別表第１号及び別表第２号

第二十八条　送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

（その他の技術基準）⇒無線設備規則全体

第三十八条　無線設備（放送の受信のみを目的とするものを除く。）は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

（公印・契印省略）

写

諮 問 第 ３ ０ 号

令和７年 11 月 28 日

電波監理審議会

会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

諮　問　書

電波法（昭和25年法律第131号）第28条及び第38条の規定による省令委任事項を定めるため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正することとしたい。

ついては、同法第99条の11第１項第１号の規定に基づき、別紙により諮問する。

○総務省令第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　林　　芳正

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

（必要的諸問事項はゴシック体）

改正後

目次

［第一章～第三章　略］

第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

［第一節～第四節の三十一　略］

第四節の三十二　九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十四）

第四節の三十三　鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備（第四十九条の三十五・第四十九条の三十六）

［第五節～第九節　略］

［第五章　略］

附則

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［略］

［2～11　略］

12　四一GHzを超え四二GHz以下、四三・五GHzを超え四五・五GHz以下、五四・二五GHzを超え五七GHz以下又は一一六GHzを超え一三四GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、五〇マイクロワット以下でなければならない。

［13～35　略］

第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

［第一節～第四節の三十二　略］

第四節の三十三　鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備

（四三GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの無線局の無線設備）

第四十九条の三十五　四三GHz帯駅プラットホーム画像伝送システム（四三・五〇二GHzを超え四三・七七四GHz以下の周波数の電波を使用する鉄道又は軌道の駅、操車場、車庫その他これらに類するものに開設する基地局が列車に設置された受信設備との間で主として画像伝送を行うための無線通信を行うシステムをいう。別表第一号注31(25)及び別表第二号第82において同じ。）の基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、同報通信方式又は単向通信方式であること。

二　変調方式は、位相変調、周波数変調、位相偏移変調、周波数偏移変調若しくは直交位相振幅変調又はこれらを組み合わせたものであること。

三　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

イ　占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、四三・五二GHz、四三・五六GHz、四三・六GHz又は四三・六四GHzであること。

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、四三・六GHz又は四三・七二GHzであること。

四　空中線電力は、一ミリワット以下であること。

五　送信空中線の絶対利得は、三八デシベル以下であること。

改正前

目次

［第一章～第三章　同上］

第四章　［同上］

［第一節～第四節の三十一　同上］

第四節の三十二　九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十四）

［第五節～第九節　同上］

［第五章　同上］

附則

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2～11　同上］

12　四一GHzを超え四二GHz以下、五四・二五GHzを超え五七GHz以下又は一一六GHzを超え一三四GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、五〇マイクロワット以下でなければならない。

［13～35　同上］

第四章　［同上］

［第一節～第四節の三十二　同上］

［新設］

六　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ　占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から四〇MHz離れた周波数の（±）一八MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から一二〇MHz離れた周波数の（±）五四MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波の電力より二三デシベル以上低い値であること。

（四三GHz帯列車無線システムの無線局の無線設備）

第四十九条の三十六　四三GHz帯列車無線システム（四三・五二二GHzを超え四四・三一八GHz以下又は四四・八四二GHzを超え四五・四七八GHz以下の周波数の電波を使用する鉄道又は軌道の線路敷地内に開設する基地局と列車に開設する陸上移動局との間で無線通信を行うシステムをいう。別表第一号注31(25)及び別表第二号第82において同じ。）の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、同報通信方式、単向通信方式又は複信方式であること。

二　変調方式は、位相変調、周波数変調、位相偏移変調、周波数偏移変調若しくは直交位相振幅変調又はこれらを組み合わせたものであること。

三　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

イ　占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

(1)　基地局の無線設備　四四・八六GHz以上四五・四六GHz以下の周波数の電波であつて四四・八六GHz及び四四・八六GHzに四〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

(2)　陸上移動局の無線設備　四三・五四GHz以上四四・三GHz以下の周波数の電波であつて四三・五四GHz及び四三・五四GHzに四〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

(1)　基地局の無線設備　四四・九四GHz以上、四五・三GHz以下の周波数の電波であつて四四・九四GHz及び四四・九四GHzに一二〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

(2)　陸上移動局の無線設備　四三・八二GHz以上四四・一八GHz以下の周波数の電波であつて四三・八二GHz及び四三・八二GHzに一二〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

四　空中線電力は、六〇ミリワット以下であること。

五　送信空中線の絶対利得は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

イ　基地局の無線設備　四〇デシベル以下

ロ　陸上移動局の無線設備　三五デシベル以下

六　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ　占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から四〇MHz離れた周波数の（±）一八MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあっては、送信の周波数からプラス又はマイナス一〇八MHzを超えて離れた周波数の（ホ）四四MHzの帯域内に輻射される電力が、送信の電力からプラス又はマイナス三六dBを超えて減ずる値であること。	
別表第一号（第５条関係） ［表略］ ［注１～30　略］ 31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 ［(1)～(15)　略］ (16)　38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの（(13)及び(15)に掲げるものを除く。）　100（10^{-6}） ［(17)～(24)　略］ (25)　43GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの無線局及び43GHz帯列車無線システムの無線局　50（10^{-6}） ［32～58　略］	別表第一号（第５条関係） ［表同左］ ［注１～30　同左］ 31　［同左］ ［(1)～(15)　同左］ (16)　38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの（(10)及び(12)に掲げるものを除く。）　100（10^{-6}） ［(17)～(24)　同左］ ［新設］ ［32～58　同左］
別表第二号（第６条関係） ［第１～81　略］ 第82　43GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの基地局又は43GHz帯列車無線システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を使用する場合には、電波の型式に冠して表示する。 １　チャネル間隔が40MHzのもの　36MHz ２　チャネル間隔が120MHzのもの　108MHz	別表第二号（第６条関係） ［第１～81　同左］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

（特定無線設備等）

第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

［一～八十一　略］

八十二　設備規則第四十九条の三十五においてその無線設備の条件が定められている四三GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの基地局の無線設備

八十三　設備規則第四十九条の三十六においてその無線設備の条件が定められている四三GHz帯列車無線システムの基地局の無線設備

八十四　設備規則第四十九条の三十六においてその無線設備の条件が定められている四三GHz帯列車無線システムの陸上移動局の無線設備

［2　略］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	［略］
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器	
		バンドメータ又はスペクトル分析器	
第二条第一項第八十一号の無線設備			○
第二条第一項第八十二号の無線設備			○
第二条第一項第八十三号の無線設備			○
第二条第一項第八十四号の無線設備			○

改正前

（特定無線設備等）

第二条　［同上］

［一～八十一　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［2　同上］

別表第一号　［同上］

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

ア　［同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	［同上］
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器	
		バンドメータ又はスペクトル分析器	
第二条第一項第八十一号の無線設備			○

スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器
比吸収率	比吸収率測定装置
入射電力密度	電界強度測定器
吸収電力密度	比吸収率測定装置
周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計
変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ
プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器
総合周波数特性	低周波発振器 電力計
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
搬送波を送信し	低周波発振器

○	○										○	
○	○										○	
○	○										○	
○	○										○	

スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器
比吸収率	比吸収率測定装置
入射電力密度	電界強度測定器
吸収電力密度	比吸収率測定装置
周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計
変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ
プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器
総合周波数特性	低周波発振器 電力計
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
搬送波を送信し	低周波発振器

○	○										○	

［注1～24　略］

［イ・ウ　略］

	受信装置											
	ていないときの電力	送信速度	副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ディエンファシス特性	総合歪及び雑音
	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器 又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 歪率雑音計
			○										
			○										
			○										
			○										

［注1～24　同上］

［イ・ウ　同上］

	受信装置											
	ていないときの電力	送信速度	副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ディエンファシス特性	総合歪及び雑音
	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器 又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 歪率雑音計
			○										

［11・111　省］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ｒ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第81号に掲げる無線設備	ＷＲ
第２条第１項第82号に掲げる無線設備	ＴＰ
第２条第１項第83号に掲げる無線設備	ＴＢ
第２条第１項第84号に掲げる無線設備	ＴＭ

［５　略］

［11・111　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第81号に掲げる無線設備	ＷＲ

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

資料４

電波監理審議会審議資料

令和７年１１月２８日

周波数再編アクションプラン（令和７年度版）
（令和７年１１月２８日）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
報告内容について
総務省総合通信基盤局電波部電波政策課
（手塚周波数調整官、中山係長）
電話：０３－５２５３－５８７４

電波監理審議会（第1149回）報告資料

周波数再編アクションプラン（令和７年度版）（案）

令和７年11月28日
総合通信基盤局
電波部電波政策課

意見募集の結果概要

1. 意見募集期間

令和 **7** 年 **9** 月 **12** 日（金）から同年 **10** 月 **14** 日（火）まで（ **33** 日間）

2. 意見提出者数

合計 **131** 者（法人・団体等 **74** 者、個人 **57** 者）

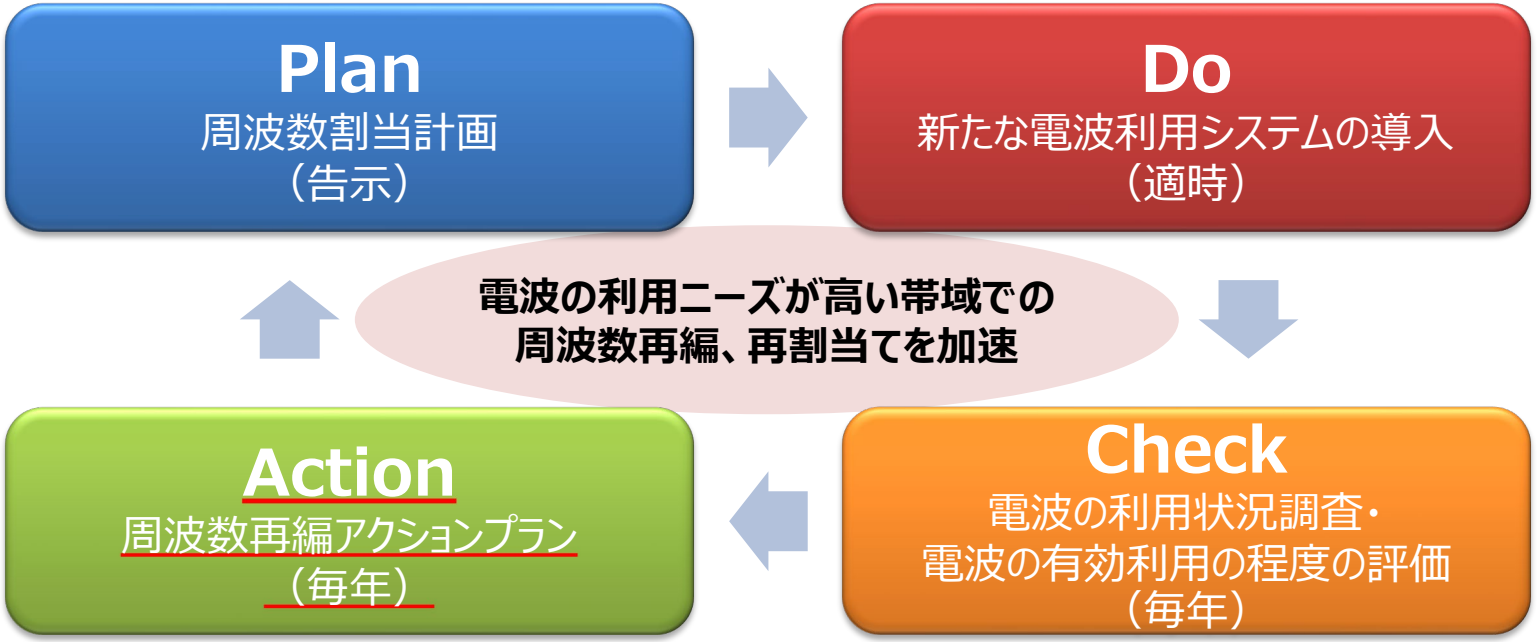
(株)アークエッジ・スペース　アイコム(株)　ITS情報通信システム推進会議 通信高度化専門委員会　(株)アクセルスペース　朝日放送テレビ(株)
(株)アストロスケール　Apple Japan, Inc.　Amazon　インテル(株)　(株)ＳＴＶラジオ　ＸＧモバイル推進フォーラム　６Ｇ推進プロジェクト
江戸川区役所危機管理部　(株)NTTドコモ　エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム(株)　エリクソン・ジャパン(株)　沖電気工業(株)
Car2Car Communication Consortium　関西テレビ放送(株)　京セラ(株)　クアルコムジャパン(同)　ＫＤＤＩ(株)
(株)高速道路総合技術研究所　(株)国際電気　札幌テレビ放送(株)　(株)ＣＢＣテレビ　(株)JTOWER　シスコシステムズ(同)
自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会　(一社)ＪＡＳＰＡＲ　(株)Synspective　スカパーJSAT(株)　(株)Space Compass
(株)Space Power Technologies　(一社)全国船舶無線協会 水洋会部会　ソフトバンク(株)　ダイナミック・スペクトラム・アライアンス
中部日本放送(株)　千代田区　(株)TBSテレビ　(株)TBSラジオ　テレビ大阪(株)　(株)テレビ東京　(株)デンソー　東海テレビ放送(株)
東京電力パワーグリッド(株)　トヨタ自動車(株)　中日本高速道路(株)　西日本放送(株)　西日本高速道路(株)　(株)西日本電子　日本電気(株)
日本放送協会　(一社)日本アマチュア無線連盟　(一社)日本ケーブルテレビ連盟　日本自動車輸入組合　日本テレビ放送網(株)
(一社)日本民間放送連盟　ノキアソリューションズ＆ネットワークス(同)　802.11ah推進協議会 AHPC　東日本高速道路(株)
Hewlett Packard Enterprise Company　華為技術日本(株)　5G Automotive Association　(株)フジテレビジョン
Bluetooth Special Interest Group, Inc.　Broadcom Inc.　北海道放送(株)　(株)毎日放送　(一社)無線LANビジネス推進連絡会
Meta Platforms, Inc.　ＵＱコミュニケーションズ(株)　楽天モバイル(株)　Wi-Fi Alliance　Wireless City Planning(株)　非公表1者

周波数再編アクションプランについて

概要

- 総務省では、有限希少な電波資源の有効利用を促進するとともに、新たな電波利用システムの導入や周波数の需要増に対応するため、平成16年度以降、「周波数再編アクションプラン」を策定し、公表している。
- 「周波数再編アクションプラン」は、総務大臣が実施する電波の利用状況の調査及び電波監理審議会が実施する電波の有効利用の程度の評価の結果等を踏まえて策定している。

周波数再編のPDCAサイクル

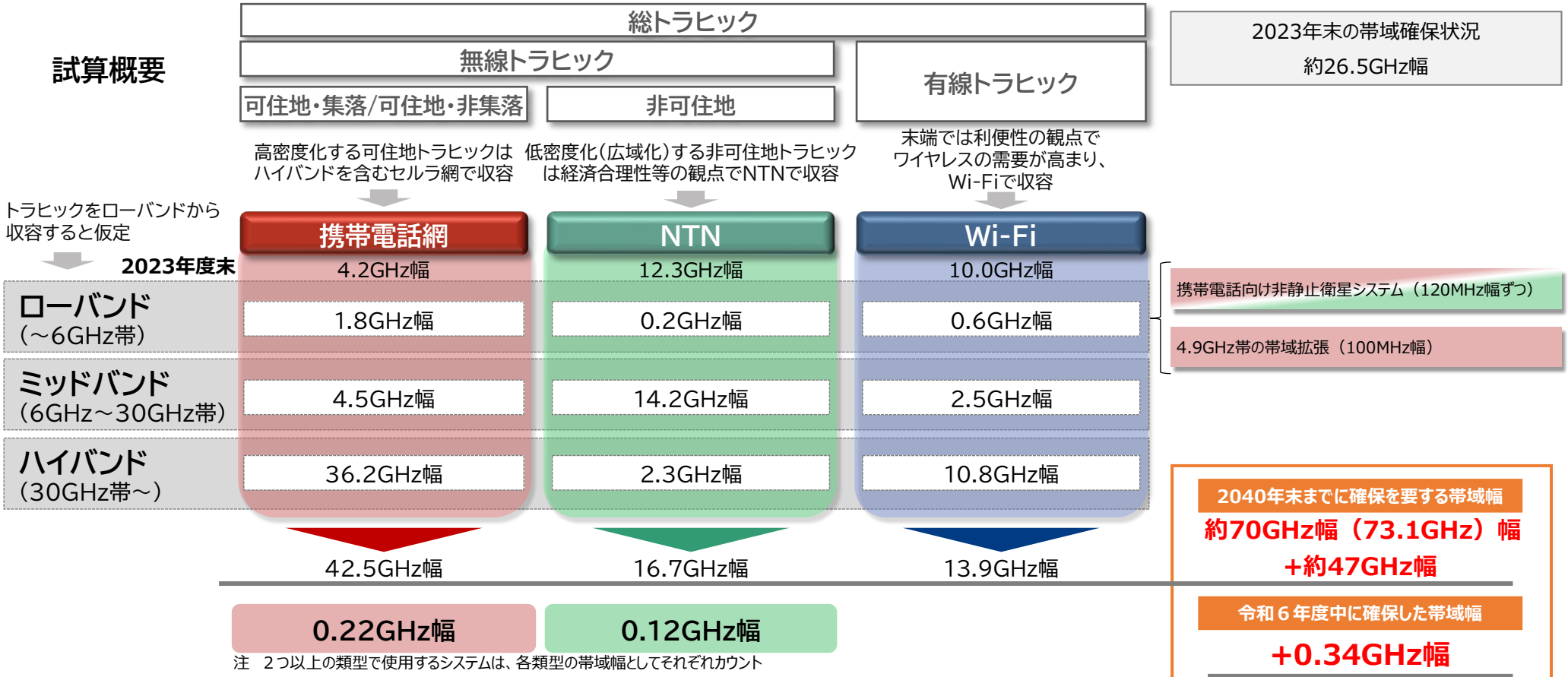


2040年末までに確保を要する帯域幅に対する進捗状況

通信トラヒックの増大を踏まえた2040年末までに確保を要する帯域幅

- 「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書（令和６年８月）」によると、**2040年の無線トラヒック**について、地域類型別等に携帯電話網・NTN・Wi-Fiで収容するとした場合、**合計で約70GHz幅（73.1GHz幅）が必要**になると試算されており、2023年末時点で約26.5GHz幅を確保していることから、**2040年末までに＋約47GHz幅の帯域確保を目指す**※こととされた。
- 令和６年度中に、**＋0.34GHz** 幅の帯域を確保。

【2040年末までに確保を要する帯域幅】



注　２つ以上の類型で使用するシステムは、各類型の帯域幅としてそれぞれカウント

「第７回デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会　（株）三菱総合研究所提出資料」を元に総務省で作成

※WRCなどの国際分配に関する議論の動向等も鑑みて、不断の見直しを図る

令和７年度版における重点的取組の概要

修正あり

Ⅰ　価額競争の実施による５Ｇへの割当て

26GHz帯について、**令和７年度内を目途に５Ｇに係る技術基準及び価額競争の実施に向けた指針を整備する。その後、速やかに既存無線システムと共用可能性が高い周波数を価額競争により５Ｇに割り当てることを目指す**。また、更なる５Ｇ利用の需要動向等を踏まえつつ、既存無線システムに割当済みの周波数については、**５年以内を目途に既存無線システムを他の周波数へ移行させること等を前提として５Ｇに割り当てることを目指す**。

Ⅱ　無線LANの更なる高度化と周波数拡張等

6GHz帯無線LANのSPモードによる屋外利用及び**6.5GHz帯無線LANのSPモードによる屋外利用を含む帯域拡張**に向けた技術的条件の検討を進める。その際、既存の無線局に対する干渉回避に必要な**AFCシステムの運用方法等**について必要な検討を進めたうえで、**令和７年度中を目途に技術的条件を取りまとめる**。

Ⅲ　V2Xの検討推進

5.9GHz帯V2X通信システムの導入に向けて、**令和7年度中目途にV2X通信向けの割当てを可能とすることなどの周波数割当計画の変更を実施**し、**既存無線局の周波数移行を全国的に進める**とともに、**公道での技術実証や共用検討などの技術的検討を推進**する。

SP：Standard Power　AFC: Automated Frequency Coordination
V2X: Vehicle to X (everything)　HAPS: High Altitude Platform Station
NTN: Non Terrestrial Network

Ⅳ　非地上系ネットワーク（NTN）の高度利用等

NTNの実現に向け、研究開発を推進するとともに、システム導入に向けた技術的条件等について検討を進め、**HAPS及びKa帯非静止衛星通信システムは令和７年度内を目途**に、**700MHz帯衛星ダイレクト通信システムは令和８年中を目途に制度整備を行う**。

５Ｇの更なる上空利用の拡大に向け、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件の検討を引き続き行う。

Ⅴ　公共業務用周波数の有効利用

「他用途での需要が顕在化しているシステム」及び「アナログ方式を用いるシステム」として特定された国の公共業務用無線局について、引き続き利用状況を調査する。

Ⅵ　その他の主な周波数再編、移行等の推進

デジタルMCA、高度MCAのサービス終了を踏まえ、**800MHz帯への新システム導入に向け令和7年度中を目途に制度整備を行う**とともに、利用意向調査を通じて**900MHz帯の活用方策を令和7年度中を目途に決定する**。

また、自営系無線システムの無線局数の動向等を踏まえて、中長期的な課題として全般的な周波数の再編、整理について調査、検討を進める。

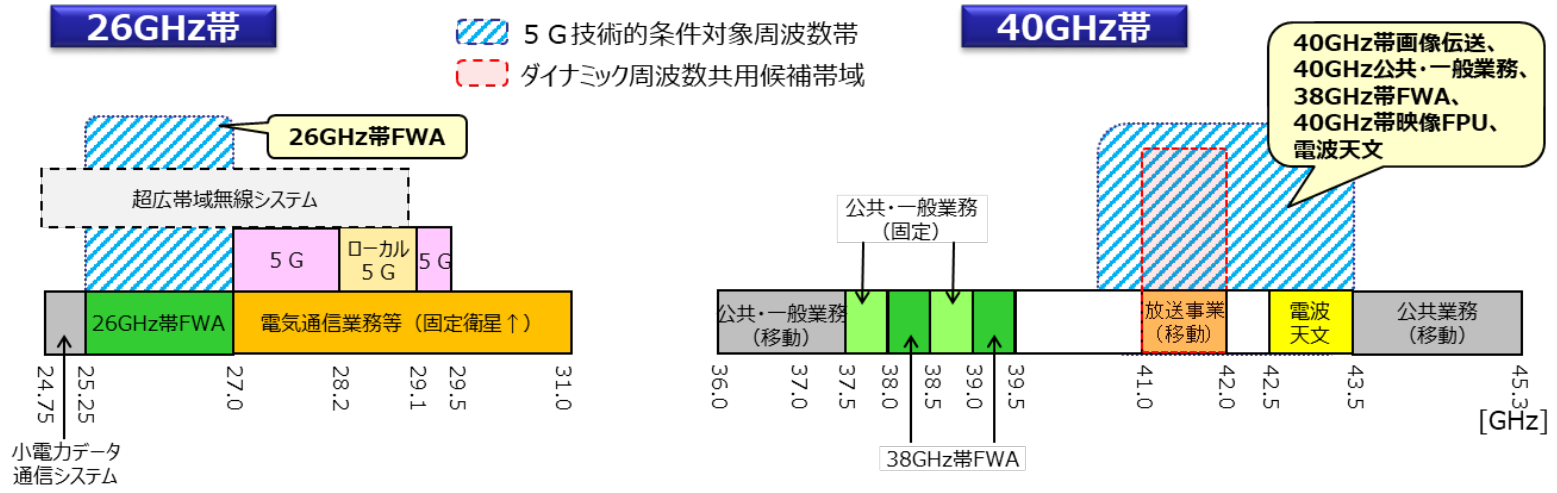
Ⅶ　次世代移動通信システム(6G)を含むBeyond 5Gの推進

総務省が令和６年８月に公表した**「AI社会を支える次世代情報通信基盤の実現に向けた戦略 - Beyond 5G推進戦略2.0 -」に基づき、次世代移動通信システム（６Ｇ）に向けた追加周波数の検討の加速を含め各種取組を推進**する。

重点的取組＜価額競争の実施による５Ｇへの割当て＞

Ⅰ　価額競争の実施による５Ｇへの割当て

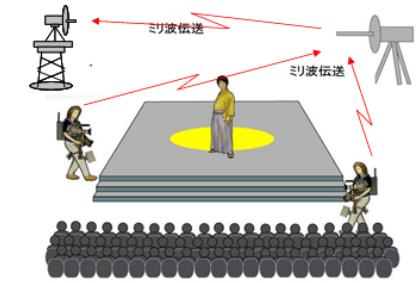
- 26GHz帯については、令和７年５月に実施した利用意向調査の結果を踏まえ、**令和７年度内を目途に５Ｇに係る技術基準及び価額競争の実施に向けた指針を整備する。その後、速やかに既存無線システムと共用可能性が高い周波数を価額競争により５Ｇに割り当てることを目指す**。
- また、更なる５Ｇ利用の需要動向等を踏まえつつ、26GHz帯の既存無線システムに割当済みの周波数については、**５年以内を目途に既存無線システムを他の周波数へ移行させること等を前提として５Ｇに割り当てることを目指す**。今後は既存免許人等と調整を図りつつ、周波数の使用期限等を定めるものとする。
- 40GHz帯については、令和７年５月に実施した利用意向調査の結果、早期の５Ｇの割当て希望が示されなかったことから、**技術的な動向や国内外の需要動向等を勘案しつつ、改めて割当て時期等を検討する**。



＜FWA、エントランス回線、公共・一般業務（固定）の利用イメージ＞



＜40GHz帯映像FPUの利用イメージ＞

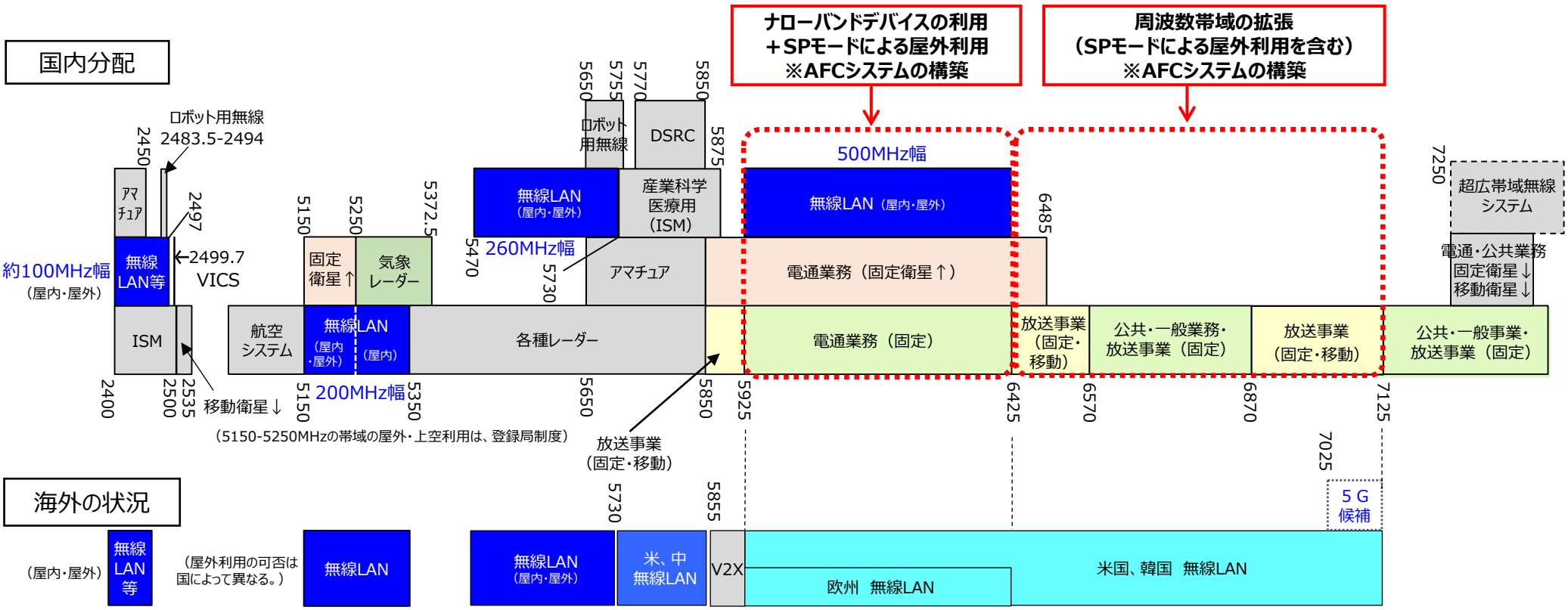


重点的取組＜無線LANの更なる高度化と周波数拡張等＞

Ⅱ　無線LANの更なる高度化と周波数拡張等

- **6GHz帯**（5925～6425MHz）**におけるナローバンドデバイスの利用**に関して、諸外国における動向に留意しつつ、周波数共用の検討を推進する。
- **6GHz帯無線LANのSPモードによる屋外利用**及び**6.5GHz帯**（6425～7125MHz）**へのSPモードによる屋外利用を含む周波数帯域の拡張**に係る周波数共用等の技術的条件について、**令和７年度中を目途に取りまとめる**。取りまとめに当たっては、WRC-23においてIMT特定された周波数帯7025～7125MHz）に留意するとともに、**既存の無線局等への有害な干渉を与えないようにするために必要なAFCシステムの在り方やその運用方法等に関して検討し、その結果を踏まえることとする**。

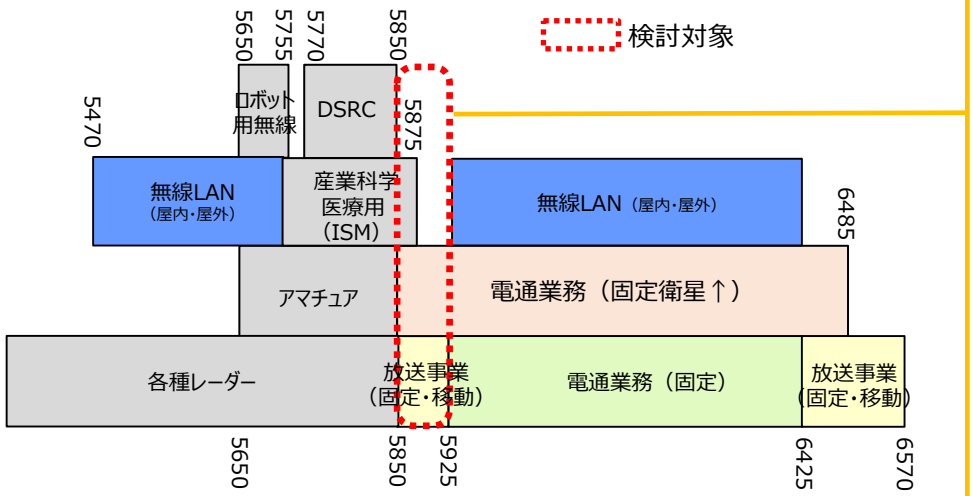
SP：Standard Power（標準出力）　AFC：Automated Frequency Coordination（自動周波数調整）

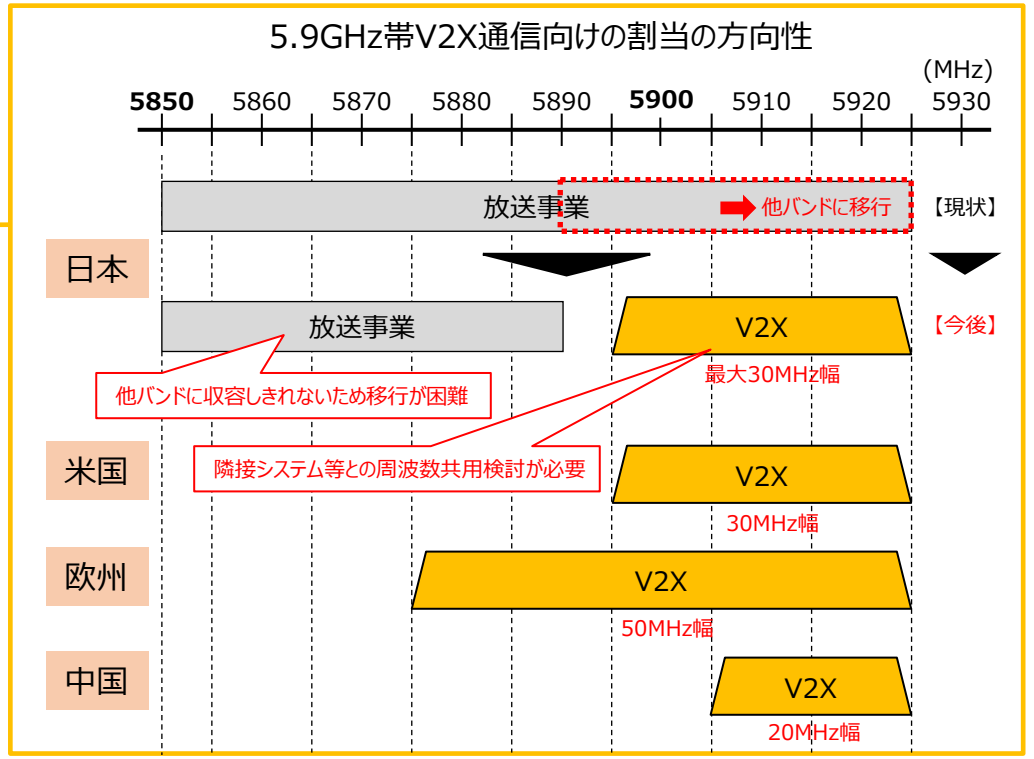


重点的取組＜V2Xの検討推進＞

Ⅲ　V2Xの検討推進

- 自動運転については、AI技術の急速な高度化等を背景に開発等が進展しており、**これを支える通信環境の確保や通信インフラの整備が急務**。
- 既存のITS用周波数帯（760MHz帯等）に加え、国際的に検討が進められている5.9GHz帯（5850～5925MHz）のうち**5895～5925MHzの最大30MHz幅をV2X通信向けに割り当てる方向**で、必要となる各種取組を推進する。
- 具体的には、5888～5925MHzについて、令和5年度補正予算での**デジタルインフラ整備基金による既存無線局の周波数移行を引き続き進める**とともに、**V2X通信向けの割当てを可能とすること**や**既存無線局に関する使用の期限を定める**などの**周波数割当計画の変更を令和7年度中目途に実施し、特定周波数変更対策業務によって、既存無線局の周波数移行を全国に展開**する。
- 加えて、政府戦略等を踏まえ、**東北自動車道等における技術実証や他の通信とも連携した面的な通信環境の検証、隣接システム等との周波数共用検討**など、**5.9GHz帯V2X通信システムの技術基準等の整備に向けた技術的検討を進める**。





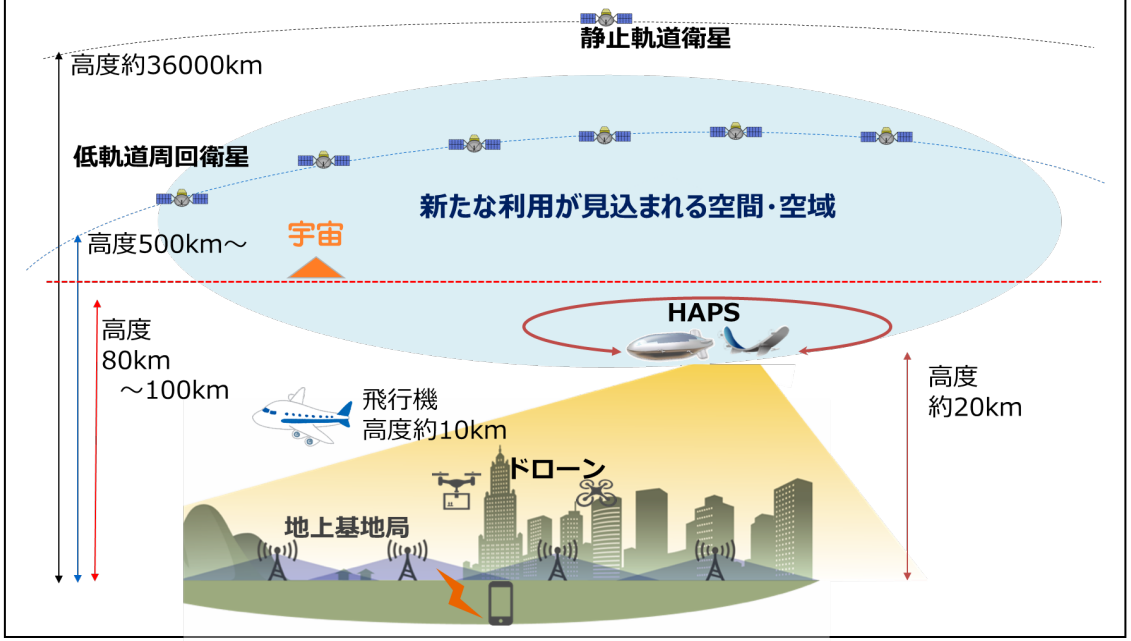
V2X： Vehicle to everythingを意味する。自動車と自動車（V2V：車車間通信）や、自動車とネットワーク（V2N）など、自動車と様々なモノの間の通信形態の総称。
ITS： Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システム。情報通信技術等を活用し、人と道路と車両を一体のシステムとして構築することで、渋滞、交通事故、環境悪化等の道路交通問題の解決を図るもの。

重点的取組＜非地上系ネットワーク（NTN）の高度利用等＞

Ⅳ 非地上系ネットワーク（NTN）の高度利用等

- スマートフォンやドローン・IoT機器のための超広域エリア通信の実現アプローチとして期待される高高度プラットフォーム（HAPS）の国内導入に向け、必要な技術基準の策定を目的として、**固定系リンク及び移動系リンクに関する無線システム**について、他の無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、**令和７年度内を目途に制度整備を行う**。また、HAPSの周波数有効利用技術の研究開発を推進する。
- **700MHz帯を利用する衛星ダイレクト通信システム**の導入のため、既存無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、**令和８年中を目途に制度整備を行う**。
- 高度約600kmの軌道を利用する**Ka帯の非静止衛星通信システムの導入**に向け、既存無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、**令和７年度内を目途に制度整備を行う**。
- ５Ｇの更なる上空利用の拡大に向け、3.7GHz帯及び4.5GHz帯について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件の検討を引き続き行う。

＜非地上系ネットワーク（NTN）＞



HAPS

サービスリンク
IMT基地局用（HIBS）周波数として議論・特定された周波数帯（2GHz帯）

フィーダリンク
固定業務に分配されている周波数帯のうちHAPS特定されている周波数帯（38-39.5GHz）

非静止衛星通信システム

(1) 携帯電話端末等との直接通信
サービスリンク
IMT特定された周波数帯の一部（700MHz帯）

(2) Ka帯の非静止衛星通信
サービスリンク及びフィーダリンク
Ka帯

NTN : Non Terrestrial Network
HIBS : HAPS as IMT Base Station
HAPS : High Altitude Platform Station

重点的取組＜公共業務用周波数の有効利用＞

Ⅴ　公共業務用周波数の有効利用

- デジタル変革時代の電波政策懇談会において、公共用周波数の有効利用を図るため、国が使用する公共業務用無線局（電波利用料の減免を受けているもの。）のうち、**「他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム」と「アナログ方式を用いるシステム」について、令和5年度以降、当面の間、電波の利用状況の調査を毎年実施**することとされた。
- 対象の公共業務用無線局について、調査・評価結果を踏まえ、引き続き、廃止・周波数移行・周波数共用・デジタル化等の取組を推進していく。

他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム

システム名	周波数帯	他の用途での需要	取組の方向性	進捗状況・今後の取組
① 5GHz無線アクセスシステム	5GHz帯	5 G	廃止又は他の無線システムへ移行	・令和6年12月の５Ｇへの新たな割当てに伴い、終了促進措置の活用等により、令和17年度末までに他システムへ代替 ・代替システムの検討状況等を調査
② 気象レーダー(C帯)	5.3GHz帯	無線LAN	周波数共用	・電子管型から固体素子型への更新が進展、令和7年4月に5.2GHz帯無線LANの上空利用が制度化 ・固体素子型への更新状況や今後の計画を調査
③ 6.5GHz帯電通・公共・一般業務	6.5GHz帯	無線LAN	周波数共用	・無線LAN との周波数共用検討が進展 ・令和7年度中を目途に周波数共用条件を踏まえた技術的条件を策定、利用状況を調査
④ 38GHz帯FWA	38GHz帯	5 G、衛星	周波数共用	（取組完了）

※不公表１システムを除く。

アナログ方式を用いるシステム

システム名	周波数帯	取組の方向性	進捗状況・今後の取組
① 路側通信用	1620kHz帯	デジタル化 、廃止又は他の無線システムへ移行	・一部は他の無線システムへの代替が進展、今後の方向性を検討中 ・今後の方向性の検討状況及び課題を調査
② 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)	60MHz帯	他の無線システムへ移行	・他の無線システムへの代替による廃止が進展 ・廃止の進捗を調査
③ 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)	60/400MHz帯	デジタル化	・デジタル方式の導入に向けた技術試験を令和6年度まで実施 ・令和7年度から順次、対応可能なシステムのデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を実施
④ 水防用	60/150MHz帯	デジタル化	
⑤ 災害対策・水防用移動無線	60MHz帯	デジタル化	
⑥ 部内通信（災害時連絡用）	150MHz帯	デジタル化等	・一部の免許人において公共安全モバイルシステムの実証試験を実施 ・公共安全モバイルシステムへの代替可能性を検討、利用状況等を調査
⑦ 石油備蓄	150MHz帯	デジタル化等	・デジタル化を計画中 ・デジタル化の進捗を調査
⑧ 防災相互波	150MHz帯	デジタル化等	・一部の免許人において公共安全モバイルシステムの実証試験を実施 ・公共安全モバイルシステムへの代替可能性を検討、利用状況等の調査を実施
⑨ 公共業務用ヘリテレ連絡用	400MHz帯	デジタル化	・デジタル方式の導入に向けた技術試験を令和6年度まで実施 ・令和7年度から順次、対応可能なシステムのデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を実施
⑩ 気象援助用無線	400MHz帯	デジタル化	
⑪ 15GHz帯ヘリテレ画像伝送	15GHz帯	デジタル化等	・デジタル化又はヘリサットでの代替が進展 ・進捗について調査を実施

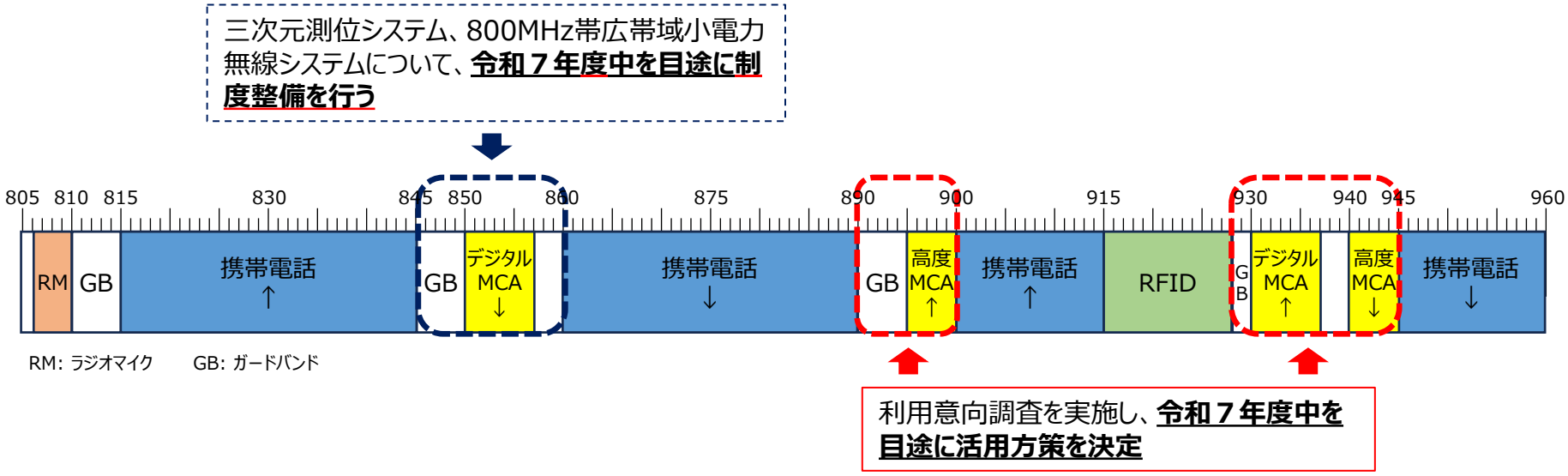
※不公表４システムを除く。

重点的取組＜その他の主な周波数再編、移行等の推進＞

Ⅵ　その他の主な周波数再編、移行等の推進

修正あり

- デジタルMCA陸上移動通信システムについて、令和11年５月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、移行により開放される周波数において新たな無線システムを早期に導入できるよう、移行期間中からの周波数共用による段階的導入の可能性も含め、**三次元測位システム及び800MHz帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和７年10月に取りまとめた。引き続き、令和７年度中を目途に制度整備を行う**。
- 高度MCA無線通信システムについて、令和９年３月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、サービス終了後の周波数について**利用意向調査を実施し、令和７年度中を目途に活用方策を決定する**。
- タクシー無線、地域振興用MCAなど、自営系無線システムにおいては、アナログ方式のみならずデジタル方式においても減少傾向がうかがえ、今後、自営系無線システムは、携帯電話（IP無線等）を始めとした電気通信業務用の通信サービスやデジタル簡易無線等への移行等が進むことが想定される。
  デジタル方式の無線局数が減少している無線システムや、アナログ方式・デジタル方式問わずシステム全体の無線局数が顕著に減少している無線システムについて、それらの減少傾向を注視し、他システムへの移行状況や移行予定等も踏まえて、中長期的な課題として全般的な周波数の整理、再編（分類を見直し、これまでは周波数を分けていた用途などを統合し、共用させるなど。）について調査、検討を進める。



重点的取組＜次世代移動通信システム（6G）を含むBeyond 5Gの推進＞

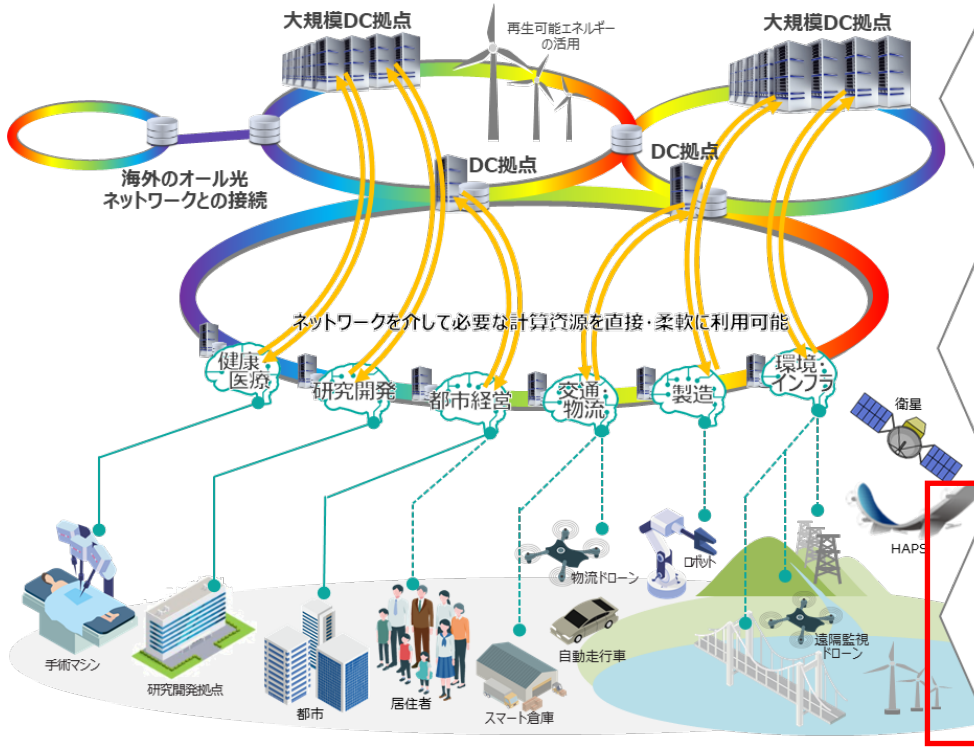
Ⅶ 次世代移動通信システム（6G）を含むBeyond 5Gの推進

- AI社会を支える次世代情報通信基盤Beyond 5Gの実現に向け、**総務省が令和６年８月に公表した「AI社会を支える次世代情報通信基盤の実現に向けた戦略 - Beyond 5G推進戦略2.0 -」に基づき**、①**次世代移動通信システム（６G）**※1、②**オール光ネットワーク（APN）分野**、③**非地上系ネットワーク（NTN）分野**※2**等の各種取組を推進する。**

  ※１　サブ6・ミリ波、Stand Alone（SA）の活用を拡大。WRC-27においてIMT特定が議題となる周波数帯（4400～4800MHz、7125～8400MHz、14.8～15.35GHz）について、諸外国の動向、具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ、IMT周波数の特定に向けた検討を加速。また、RANの高度化や更なる高周波数の利活用等に向けた研究開発等を推進。

  ※２　HAPSの国内導入のための制度整備に加え、研究開発/海外展開等を支援。非静止衛星通信システムのサービスの円滑な国内導入のための制度整備に加え、研究開発を支援。

- 2025年度**大阪・関西万博において総務省が実施した「Beyond 5G ready ショーケース」の成果も活用**して、Beyond 5Gに向けた取組を加速化する。
- 産学官の連携や業界横断の活動について、**XGモバイル推進フォーラム（XGMF）による我が国の移動通信システムの社会実装や次世代移動通信に向けた国際連携等を推進**する。



データセンター等の計算資源

- **オール光ネットワーク等と一体的に運用されるデータセンター**等の計算資源が、様々な分野で利用される**多数のAIを駆動**
- **オール光ネットワークで繋ぐことにより距離の制約が緩和**され、現在、大都市圏に集中する**データセンター拠点を、再生可能エネルギーが活用可能な地域等へと分散化**が可能

オール光ネットワーク（APN）

- 今後増大が予想される**大量のデータを低遅延・高信頼・低消費電力で流通**させるための**基幹的なインフラ**として位置付け
- 特に、**計算資源・ユーザ等を連携**させ、**必要な計算資源を直接・柔軟に利用可能**とすることで、**我が国のAI開発力の強化**や**AI利活用を促進するゲームチェンジャー**となることが期待

非地上系ネットワーク（NTN）
無線アクセスネットワーク（RAN）

- ヒトよりも、**モノ（自動車、ドローン、ロボット等）**や、環境を把握する**センサー等が主たる端末**となって、「**産業のワイヤレス化**」を加速
- RANやNTN（衛星・HAPS等）等からなる**複層的なネットワーク**により、**非居住地域も含め、どこでも繋がる環境**を実現

アクションプラン本文に関する修正内容の一覧

<table>
<tr><th></th><th>原案（9/11ご報告）</th><th>修正後</th><th></th></tr>
<tr><td>第1章</td><td>（略）電波環境分野の在り方、電波監視、価額競争の実施方法、無線設備の認証の在り方、重点技術に関する各作業班が設置され、所要の検討が進められている。令和７年９月に、電波の利用環境の在り方について、情報通信審議会から一部答申を受けることを目指す。</td><td>（略）電波環境分野の在り方、電波監視、価額競争の実施方法、無線設備の認証の在り方、重点技術に関する各作業班が設置され、所要の検討が進められている。令和７年９月に、電波の利用環境の在り方について、情報通信審議会から一部答申を受けた。</td><td>時点更新</td></tr>
<tr><td>第3章Ⅴ</td><td>表３　関係府省庁における取組の進捗状況（令和６年度）
（アナログ方式を用いるシステム）
<table><tr><th>システム名</th><th>周波数帯</th><th>取組の方向性</th><th>進捗状況</th></tr><tr><td>⑨ 公共業務用
ヘリテレ連絡用</td><td>400MHz帯</td><td>デジタル化</td><td>・デジタル方式の導入に向けた技術試験を令和6年度まで実施
・令和7年度から順次、対応可能なシステムのデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を実施</td></tr><tr><td>⑩ 気象援助用
無線</td><td>400MHz帯</td><td>デジタル化</td><td>・デジタル方式の技術検討中、ヘリサットでの代替が進展</td></tr></table></td><td>表３　関係府省庁における取組の進捗状況（令和６年度）
（アナログ方式を用いるシステム）
<table><tr><th>システム名</th><th>周波数帯</th><th>取組の方向性</th><th>進捗状況</th></tr><tr><td>⑨ 公共業務用
ヘリテレ連絡用</td><td>400MHz帯</td><td>デジタル化</td><td rowspan="2">・デジタル方式の導入に向けた技術試験を令和6年度まで実施
・令和7年度から順次、対応可能なシステムのデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を実施</td></tr><tr><td>⑩ 気象援助用
無線</td><td>400MHz帯</td><td>デジタル化</td></tr></table></td><td>記載誤り</td></tr>
<tr><td>第3章Ⅵ
・
第4章Ⅲ
3(１)①</td><td>（略）移行期間中からの周波数共用による段階的導入の可能性も含め、三次元測位システム及び800MHz帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和７年中を目途に取りまとめる。</td><td>（略）移行期間中からの周波数共用による段階的導入の可能性も含め、三次元測位システム及び800MHz帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和７年10月に取りまとめた。引き続き、令和７年度中を目途に制度整備を行う。</td><td>時点更新</td></tr>
<tr><td>第4章Ⅰ</td><td>１　帯域の概要
本周波数区分は、主に海上移動業務、放送業務、航空移動業務、アマチュア業務、移動業務、固定業務、航空無線航行業務等に分配されている。</td><td>１　帯域の概要
本周波数区分は、主に移動業務、海上移動業務、放送業務、航空移動業務、アマチュア業務、固定業務等に分配されているほか、人・動物検知通報システムといった免許不要の電波システムに活用されている。</td><td>令和６年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果の記載を反映</td></tr>
</table>

アクションプラン本文に関する修正内容の一覧

	原案（9/11ご報告）	修正後	
第4章Ⅰ	**4　周波数再編等の進捗状況** （２）VHF帯の航空移動（R）業務用無線［117.975～137MHz］ ①　（前段略） 当該チャネルプランに基づき、令和７年度において運航が計画されている空飛ぶクルマ（航空機局）と通信を行う地上の航空局に対して、関係事業者との調整の上、令和７年度内に周波数の割当てを行う。	**4　周波数再編等の進捗状況** （２）VHF帯の航空移動（R）業務用無線［117.975～137MHz］ ①　（前段略） 当該チャネルプランに基づき、令和７年度において運航が計画されている空飛ぶクルマ（航空機局）と通信を行う地上の航空局に対して、関係事業者との調整の上、令和７年９月に周波数の割当てを行った。	時点更新
第4章Ⅰ 4(3)①（150MHz帯） ・ 第4章Ⅱ 4(1)①（400MHz帯）	（略）このため、令和７年度中を目途に、低廉化等が期待される通信方式（4値FSK）の制度整備を行うとともに、機器の更新時期に合わせ、デジタル方式（260MHz帯）のほか代替候補システムも含めて周知を行い、自営無線と商用通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、適切なシステムへの移行・代替を推進する。	（略）このため、令和７年９月に、低廉化等が期待される通信方式（4値FSK）の制度整備を行った。引き続き機器の更新時期に合わせ、デジタル方式（260MHz帯）のほか代替候補システムも含めて周知を行い、自営無線と商用通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、適切なシステムへの移行・代替を推進する。	時点更新
第4章Ⅱ	**1　帯域の概要** 本周波数区分は、主に固定業務、移動業務、放送業務等に分配されている。	**1　帯域の概要** 本周波数区分は、主に航空移動業務、航空無線航行業務、固定業務、移動業務、放送業務、アマチュア業務等に分配されているほか、小電力セキュリティシステムやテレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用をはじめとする免許不要の電波利用システムに活用されている。	提出意見の考慮及び令和６年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果の記載を反映

このほか、第4章と別紙との紐づけについて、記載漏れや誤記を修正しています。

周波数再編アクションプラン（令和７年度版）（案）に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方

〇意見募集期間：令和７年９月 12 日（金）から同年 10 月 14 日（火）まで

〇意見提出者数：131 者（法人・団体等 74 者、個人 57 者）

〇意見提出者一覧：本資料の最後に記載

注
・該当箇所が記載されていない場合や明確でない場合は、該当すると考えられる箇所に記載しています。
・意見の一部を要約し、又は URL や図等を省略しているものがあります。

No.	意　見 提出者	意見対象	意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
第１章　背景・目的　に関するご意見					
1	楽天モバイル株式会社	第１章	「周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）（案）」（以下、「本アクションプラン案」という。）について、有限希少な電波資源の有効利用促進、新たな電波利用システムの導入、周波数需要の増大への対応という基本的な考え方に賛同いたします。透明性及び予見可能性を確保しつつ、周波数の円滑かつ着実な移行・再編を推進する姿勢は重要であると認識しております。 本アクションプラン案が、移動通信トラヒックの継続的な増加を指摘し、中長期的な将来を見据えて継続的に周波数の割当を見直していく方針であることは、極めて妥当であると認識しております。特に当社においては、後発の移動体通信事業者として、契約者数及び一人あたりのデータ利用量が著しく伸長しており、高品質なモバイルブロードバンドサービスへのニーズの高まりを強く実感しております。一方で、現状の携帯電話向け周波数帯域は、この急増するトラヒック需要に対し依然として不足しているのが実情だと考えており、国民生活や社会経済活動の基盤である移動通信システムにおいて、トラヒックの更なる増大や利用の多様化が見込まれることを踏まえれば、携帯電話向け周波数帯域の確保は、我が国のデジタル競争力強化と国民の利便性向上にとって喫緊かつ最重点の課題であると認識しております。 当社の全体に占める加入者シェアは約 3.3%（令和 7 年 6 月現在）ですが、「携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査の調査結果」によれば、近年の全体トラヒックにおける当社のトラヒック量の割合は、令和 5 年度の約 3.6%から令和 6 年度は約 5.5%、そして令和 7 年度は約 7.5%前後(見込値)へと、非常に高い水準で急速に拡大しています。これは加入者シェアの約 2 倍に相当し、さらに年間約 2%の増加ペースで推移してお	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			り、加入者に非常に多くご利用いただいている状況です。 しかしながら、ミリ波を除く当社が保有する周波数幅は、携帯電話用に割り当てられている周波数幅全体の約 10%に過ぎません。このため、近い将来には全体トラヒックの 10%を超える見込みである当社の急増するトラヒック需要に対応するためには、新たな周波数の確保が不可欠な状況です。 従って、当社としましては、増大する移動通信トラヒックを収容し、高品質かつ安定したモバイルブロードバンドサービスを全国で提供していくため、国が主体となり、新たな携帯電話向け周波数帯の確保を最重点課題として位置づけ、その割当てを継続的かつ積極的に推進していただくことを要望いたします。既存無線システムの有効利用の促進、国際動向や利用技術の進展を考慮した更なる周波数再編、そして共用の推進といった多角的なアプローチを通じて、携帯電話に必要な帯域が着実に確保されていくことを期待しております。		
第 2 章　周波数の帯域確保目標　に関するご意見					
2	株式会社 NTT ドコモ	第 2 章	携帯電話網に対して、2040 年末までに確保を要する帯域幅の目標値及びその進捗状況が、周波数再編アクションプランとして提示されることに賛同します。一方で、2040 年末までを考慮する場合、2030 年代に導入が想定される第 6 世代移動通信システム（6G）に対する帯域幅確保に関する検討の具体化が必要であると考えます。 5G では、3.7GHz 帯や 4.5GHz 帯といったサブ 6 周波数や 28GHz 帯のミリ波周波数が、我が国の 5G 向けの候補周波数であることが、5G 導入の 5 年以上前から見通せておりました。しかしながら、6G 導入に向けては、現時点で、国内での導入周波数が見通せていない状況です。 海外主要国では、6G を念頭に置いた新たな周波数の確保の必要性が認識され、候補周波数の検討の動きが活発化しています。技術的な観点も踏まえ、特に、WRC-27 の IMT 候補帯域である 7125～8400MHz に加え、WRC-23 で一部の地域や国に IMT 特定された 6425～7125MHz を対象に、これらの周波数帯から、新たな周波数確保を検討していくことが、世界	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			の動向となっております。我が国の 6G 導入が海外主要国に対して後れを取ることがないよう、6～8GHz 帯における 6G 向けの帯域幅の確保を目指した検討が、早期に開始されることを希望します。 また、6～8GHz 帯からの 6G 向けのミッドバンド周波数の確保にあたっては、移動通信システムが国民生活や社会経済活動に必要不可欠な基盤として深く根付いている状況を鑑み、ネットワークを迅速に構築・展開可能で、利用者がその価値を享受しやすい周波数割り当てのアプローチを検討し、それを実現するための周波数再編アクションプランが整備されることを希望します。		
3	ＸＧモバイル推進フォーラム　６Ｇ推進プロジェクト	第２章Ⅰ	ＸＧモバイル推進フォーラム（XGMF）の 6G 推進プロジェクトでは、第 6 世代携帯電話システム（以下、6G）の周波数に関する検討を開始しております。社会インフラとして日常生活に欠かせない存在となった携帯電話システムについて、6G でも円滑な導入かつ持続的な展開を可能とするためには、6G に対する新たな周波数の確保に向けた国内方針の策定が必要と考えます。本方針の策定にあたっては、特に、容量とカバレッジをバランスよく考慮できる、新たなミッドバンド周波数の確保の検討が重要と考えます。5G のミッドバンド周波数（3～5GHz 帯）で実現されている 100 MHz 幅のチャンネルよりも広い、6G で定義される広帯域チャネルブロックを複数収容可能であり、主要国でも注目されている 6～8 GHz 帯が、技術的な観点から 6G のミッドバンド周波数として優れており、この周波数帯から携帯電話向けの周波数が国内でも確保できるよう、国内外で連携しながら各種検討を早期に推進することが不可欠と考えています。WRC-23 で検討された 6.5GHz 帯（6425～7125MHz）および WRC-27 の IMT 候補帯域である 7125～8400MHz も考慮に入れた上で、これらの帯域から確保する帯域幅の目標を設定することを提案いたします。	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
4	エリクソン・ジャパン株式会社	第２章Ⅰ	2040 年末までの長期的な目標を設定することに賛成致します。一方、2030 年頃の展開に向けた IMT-2030 (6G/Beyond 5G)の検討が進んでいることを考慮すると、携帯電話網については 2030 年前後での周波数の帯域確保目標を検討していくこが非常に重要と考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

5	一般社団法人無線LAN ビジネス推進連絡会	第２章Ⅰ	スマートフォンや IoT 端末の普及、さらには AI あるいはメタバースの活用などの DX の推進により、今後さらなる広帯域通信が必要となります。無線 LAN はその入り口となるアクセス手段であるため、諸外国の状況を踏まえ、適切なタイミングでの目標の実現をお願いします。	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
6	楽天モバイル株式会社	第２章Ⅰ	本アクションプラン案において、2040 年末の無線トラヒック収容に必要な帯域幅として、携帯電話網に約 42.5GHz 幅、NTN に約 16.7GHz 幅、Wi-Fi に約 13.9GHz 幅を確保するという目標設定は、中長期的な視点から重要であると認識しております。 しかしながら、総論で述べました通り、移動通信トラヒックは業界全体で増加傾向にあるだけでなく、特に当社においては契約者数及び一人あたりのデータ利用量が著しく伸長しており、想定以上のペースで増加する可能性を常に含んでおります。本アクションプラン案に示された帯域確保目標は現時点での予測に基づくものと理解しておりますが、固定的なものとして捉えるのではなく、短期的なトラフィックトレンドや新たなサービス・技術の登場といった変化を常に注視し、必要に応じて迅速かつ柔軟に計画を見直していくことを要望いたします。 国民生活と社会経済活動の基盤である携帯電話網においては、実態に即した機動的な周波数政策の運用が不可欠です。 特に、携帯電話網に必要とされる約 42.5GHz 幅のうち、約 36.2GHz 幅（全体の約 85%）が 30GHz を超えるハイバンド（ミリ波帯）に設定されている点については、慎重な検討が必要であると考えます。ミリ波帯は広大な帯域幅を持つ一方で、伝搬特性の課題から広いエリアカバーには不向きであり、エリア構築には膨大な基地局数が必要となります。このため、広域をカバーしつつ、増加するトラフィックを効率的に収容するためには、ローバンド（6GHz 以下）およびミッドバンド（6GHz 超 30GHz 以下）の十分な確保が極めて重要であると認識しております。本目標達成に向けては、ハイバンドだけでなく、ローバンド・ミッドバンドにおける新たな周波数の確保、既存周波数帯の再編・有効活用を強力に推進することを要望いたします。	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無

			また、NTN（非地上系ネットワーク）に関して、約 16.7GHz 幅の帯域確保を目指すという目標は、移動体通信網を補完する上で極めて妥当であり、当社もこの目標に賛同いたします。NTN の早期社会実装は、当社の目指す「いつでも、どこでもつながる」通信環境の提供に不可欠であることから、候補帯域に関して早期に割当を進めていただくことを要望いたします。 また、6G の標準化においては最大 400MHz 幅のチャネルとすることが議論されているところであり、このような広帯域チャネルブロックを複数収容可能かつ、携帯電話のエリアが構築しやすい周波数帯域の確保が 6G の成功には不可欠です。なお、当該帯域確保にあたっては、主要国でも注目されている 6～8 GHz 帯が、技術的な観点から 6G のミッドバンド周波数として優れていると考えます。		
7	株式会社 JTOWER	第２章Ⅰ	・2040 年を目標として、無線通信用の周波数帯域の確保の数値目標を案の通り設定されることに賛同します。 ・インフラ整備費用の効率化（インフラシェアリングも有効なツールの１つ）、需要側も含めた投資主体の分散化や、電力消費量の省エネルギー化などが挙げられ、国の施策としても取り組むべき領域であると考えます。この取り組みにより電波が有効利用されることで国民一人一人が恩恵を受けるものと考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
8	日本自動車輸入組合	第２章Ⅰ 第３章Ⅶ 第４章Ⅴ５（４） 第４章Ⅸ（１） 第４章Ⅸ（15）	WRC-27 の IMT 候補帯域 7125？8400MHz について、IMT 周波数の特定に向けた検討を加速し、WRC-27 における日本の対処方針に反映、とされている件につき、国際協調を前提としつつも、既存の無線設備の用途を侵害しないよう、当該帯域を既に利用しているインポーターの意見も聞きながら、慎重に発言内容が検討されることを要望します。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
9	ソフトバンク株式会社	第２章Ⅰ 第３章Ⅶ	本周波数再編アクションプラン（案）において、引き続き Beyond 5G/6G 時代に向けた周波数確保目標が示されたことを支持します。一方で、我が国がデジタル分野における国際競争力を維持・向上させ、持続的な経済成長を実現するためには、本案で示された方向性をさらに加速させ、より具体的な目標を掲げることが不可欠です。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無

			5G 導入期の経験を踏まえ、6G 時代においても、その初期段階から国際的に遜色のない広帯域な周波数を確保することが、技術開発や設備投資の予見性を高め、関連する新産業を創出する上で極めて重要な成功条件となります。以下に、国際動向と我が国の将来に対する具体的な意見を述べます。 1. 世界各国は、6G 時代に向け広帯域のミッドバンドが注目されています。なお、本意見書における「ミッドバンド」とは概ね 1-8GHz 帯を指します。その中でセンチメートル波と呼ばれる周波数、特に 6.5GHz 帯（6425-7125MHz）を IMT（携帯電話システム）へ割り当てる動きを加速しています。欧州では主要携帯電話事業者が 6.5GHz 帯の IMT 早期割当を連名で要請 、米国では通信業界団体CTIA が2032 年までに約1,400MHz のミッドバンドが不足すると試算 、中国では「唯一の広帯域ミッドバンド資源」と位置付け 6.5GHz 帯全域を IMT に割り当てています 。またGSMA が「2030 年頃には各国で 2GHz 幅のミッドバンドが必要になる」との予測を示す中、我が国がこの帯域の確保で後れを取ることは、関連産業全体の国際競争力低下に直結するリスクに繋がります。 2. 6G など新しい技術の世代への円滑な移行と効率的な投資を促す観点から、既存携帯電話利用者に影響を与えない新規周波数を広帯域で確保することが、技術的・事業的合理性の観点から最も望ましい方策です。加えて、周波数再編に伴う複雑な調整や移行期間を最小化し、事業者が迅速に次世代ネットワークを構築できる環境整備が不可欠です。 3. 本アクションプラン（案）の記載のとおり、移動通信システムが、国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックの更なる増大や利用の多様化等が見込まれることから、センチメートル波の確保は極めて重要です。この周波数は、通信の高速化・大容量化を実現するのみでなく、AI の社会実装、自動運転、XR といった、今後想定されるアプリケーションに対しても有効です。GSMA の分析等によれば、当該周波数の確保は経済便益をもたらし、デジタル社会の未来を左右する国益に直結する課題であると指摘されています。		

10	Wireless City Planning 株式会社	第２章Ⅰ 第３章Ⅶ	本周波数再編アクションプラン（案）において、引き続き Beyond 5G/6G 時代に向けた周波数確保目標が示されたことを支持します。一方で、我が国がデジタル分野における国際競争力を維持・向上させ、持続的な経済成長を実現するためには、本案で示された方向性をさらに加速させ、より具体的な目標を掲げることが不可欠です。 5G 導入期の経験を踏まえ、6G 時代においても、その初期段階から国際的に遜色のない広帯域な周波数を確保することが、技術開発や設備投資の予見性を高め、関連する新産業を創出する上で極めて重要な成功条件となります。以下に、国際動向と我が国の将来に対する具体的な意見を述べます。 1.　世界各国は、6G 時代に向け広帯域のミッドバンドが注目されています。なお、本意見書における「ミッドバンド」とは概ね 1-8GHz 帯を指します。その中でセンチメートル波と呼ばれる周波数、特に 6.5GHz 帯（6425-7125MHz）を IMT（携帯電話システム）へ割り当てる動きを加速しています。欧州では主要携帯電話事業者が 6.5GHz 帯の IMT 早期割当を連名で要請 、米国では通信業界団体CTIAが2032年までに約1,400MHzのミッドバンドが不足すると試算 、中国では「唯一の広帯域ミッドバンド資源」と位置付け 6.5GHz 帯全域を IMT に割り当てています 。またGSMA が「2030 年頃には各国で 2GHz 幅のミッドバンドが必要になる」との予測を示す中、我が国がこの帯域の確保で後れを取ることは、関連産業全体の国際競争力低下に直結するリスクに繋がります。 2.　6G など新しい技術の世代への円滑な移行と効率的な投資を促す観点から、既存携帯電話利用者に影響を与えない新規周波数を広帯域で確保することが、技術的・事業的合理性の観点から最も望ましい方策です。加えて、周波数再編に伴う複雑な調整や移行期間を最小化し、事業者が迅速に次世代ネットワークを構築できる環境整備が不可欠です。 3.　本アクションプラン（案）の記載のとおり、移動通信システムが、国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックの更なる増大や利用の多様化等が見込まれることから、セ	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無

			ンチメートル波の確保は極めて重要です。この周波数は、通信の高速化・大容量化を実現するのみでなく、AI の社会実装、自動運転、XR といった、今後想定されるアプリケーションに対しても有効です。GSMA の分析等によれば、当該周波数の確保は経済便益をもたらし、デジタル社会の未来を左右する国益に直結する課題であると指摘されています。		
11	スカパーJSAT 株式会社	第２章Ⅰ	WRC-27 の IMT 候補帯域である 7125～8400 MHz や 14.8～15.35 GHz といったセンチメートル波帯について、国際標準化や社会実装といったことも十分に意識しながら、ITU-R での共用検討に積極的に貢献していくことが適当である。 左記周波数帯では国内においても現在様々な無線システムが利用されていますので、国内における利用動向も十分意識すべきと考えます。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
12	ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ﾌﾞﾛｰﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ株式会社	第２章Ⅰ 第４章Ⅳ５（２） 第４章Ⅴ５（１）	Wi-Fi への中長期的な周波数割当確保の推進、並びに、IEEE802.11bn の早期導入に向けた調査検討の推進に賛同致します。 Wi-Fi はその利便性、普及状況から今後益々利用が進み用途が広がることが想定されます。国際動向を踏まえつつ更なる帯域確保がされることを希望します。 また、802.11bn は高信頼性を目標とした次世代規格であり IEEE で進められる国際標準化と並行して国内の制度整備が進められることを希望します。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
13	ノキアソリューションズ＆ネットワークス合同会社	第２章Ⅰ	2040 年頃の次世代モバイル技術の開発と普及拡大において、適切かつ十分な周波数帯の利用可能性が極めて重要な役割を果たすことは広く認識されています。イノベーションを支え、5G-Advanced および 6G の発展を促す環境を醸成するには、周波数資源のタイムリーな特定、国際的な調和、そして戦略的な計画が不可欠です。 モバイルネットワーク向け周波数を確保するため、WRC-27 議題 1.7 で検討されているように、IMT 向けセンチメートル波帯の特定を目指した ITU-R における周波数共有に関する継続的な検討作業への我が国の積極的な関与と貢献を支持致します。 GSM Association (GSMA) および Global mobile Suppliers Association	本案への賛同意見として承ります。	無

			(GSA)の周波数需要推計によると、6G の導入には、事業者ごとに 6～8GHz 帯から最低 200～400MHz の連続帯域幅が必要となることが示されています。これらのニーズと需要が世界的に一致していることを考慮しつつ、ミッドバンド帯域で必要な帯域幅を確保するための目標を設定することが推奨されます。6G の想定されるユースケースの中には、上記の最低 200～400MHz を超える帯域幅が必要になるものも見込まれています。 弊社は、WRC-23 において IMT 向けに特定された 6GHz 帯（6425～7125MHz）の 6G 展開における重要性を強調しています。さらに、WRC-27 の議題 1.7 で検討されている 7125～8400MHz の周波数範囲には、将来の 6G 開発を支える大きな可能性があると考えています。 さらに、弊社がこれまで世界的に実施してきた、そして現在も実施している 6GHz/7GHz でのテストとトライアルを通じて、5G の既存のインフラストラクチャグリッド(基地局サイト)を再利用することで、このスペクトルをマクロセル IMT 展開に利用することが有効であることを確認しております。 WRC-27 での IMT 特定を目指し、国内で利用可能となる帯域や帯域幅、周波数提供時期を明確にすることで、日本国内における実証実験、機器開発、商用化検討を推進し、諸外国に遅れをとることなく、6G をリードしていくことが必要であると考えます。そのため、速やかに国内検討体制を確立し、世界に先駆けて 6G を推進していくことを支持致します。		
第３章　重点的取組　Ⅰ　価額競争の実施による５Ｇへの割当て　に関するご意見					
全般に関するご意見					
14	クアルコムジャパン合同会社	第３章Ⅰ	• 26 GHz 帯の IMT への追加割り当てに向けた具体的なスケジュールが示されたことを、Qualcomm は支持いたします。 • 今後のトラフィック増加や新たなユースケースへの対応に向けて、ミリ波の活用促進は不可欠です。Qualcomm は、ミリ波の持つ超高速・低遅延・高密度接続の特性が、スマートシティ、産業 IoT、XR、など様々な分野で革新的なサービスを支える基盤となると確信しております。 • そのため、まずは既存のミリ波帯域（28GHz 帯）の活性化に向けて、	本案への賛同意見として承ります。	無

			あらゆる政策的な手段を政府が講じることが重要と考えます。26GHz 帯の追加割り当ては、ミリ波の利用可能帯域を拡張し、より多様なサービス展開を可能にするものであり、5G の高度化と 6G への橋渡しとして極めて有意義です。		
15	株式会社 NTT ドコモ	第３章Ⅰ	原案に賛同いたします。26GHz 帯に係る価額競争の実施に際しては、国内初の試みとなることから、入札に向けた各種検討・調整、および入札方法等の習熟に関して一定程度の期間を要することが想定されるため、価額競争実施指針の公表から参加受付・入札開始までに十分な準備期間が設けられることを希望します。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ、検討を進めてまいります。	無
16	楽天モバイル株式会社	第３章Ⅰ	将来的にはミリ波帯による超高トラヒックスポットの更なる対策が重要となると考えておりますが、当社の運用実績からも、ミリ波基地局の整備は進む一方で実利用トラフィックは限定的であり、その最大の要因はミリ波対応端末の普及不足にあると認識しております。 また、ミリ波でしかできないユースケースの創出、短い伝搬距離を補完するカバレッジ拡張技術の開発等が課題として存在し、更なる利活用に向けた研究開発に取り組んでいる段階であると認識しております。 ＜26GHz 帯の割当てについて＞ 既存無線システムの移行期間を考慮しつつ、5G への割当てが進められることには期待いたしますが、国によるミリ波対応端末の普及加速に向けた積極的な支援（例：端末支援、共通技術要件の整備、公共調達での活用、屋内小セル等の整備支援）が講じられることを前提とすべきと考えます。 ＜40GHz 帯の割当てについて＞ 令和 7 年 5 月に実施された利用意向調査の結果、早期の 5G 割当て希望が示されなかったことを踏まえ、改めて割当て時期等を検討するという方針は妥当であると認識しております。当社としては、40GHz 帯を携帯電話用として割当てることは希望せず、衛星通信のフィーダリンクとしての利用を希望しており、早期の制度化を要望いたします。	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
17	ソフトバンク株式	第３章Ⅰ 第４章Ⅶ３（１）①	26GHz 帯については、電波有効利用委員会「価額競争の実施方法に 関	頂いたご意見を踏まえつつ検討を	無

	会社		する検討作業班」において、オークション制度の検討がなされているところ、ミリ波等の高い周波数帯については、事業者の創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出が期待されており、将来的に突発的なニーズが顕在化した際、迅速かつ機動的なサービス展開が求められると想定されることから、ユーザの要望に応じて事業者による基地局整備が柔軟かつ迅速に実施できるような制度設計が必要と考えます。また、過度な条件設定により潜在的な入札者の参加意欲を削ぐことがないよう慎重に議論を進めることが必要と考えます。 加えて、現在検討が進められている、26GHz 帯割当候補周波数（25.25-25.4、25.8-26.2、及び 26.8-27.0GHz）以外の帯域においても、将来の需要増加を見据え、適時の割り当てが可能となるよう調整を進めていくことが望ましいと考えます。 26GHz 帯 FWA の移行については、「既存免許人等と調整を図りつつ、周波数の使用期限等を定める」とされています。しかしながら、移行先周波数帯の新規システム開発や実運用に向けた検証には一定程度の期間を要するため、当面の間、現行の 26GHz 帯 FWA を継続利用せざるを得ない状況が発生します。したがって、このような既存免許人の実情や意見を十分にご勘案いただき、柔軟な運用が可能となる移行スキームを策定いただくことを希望します。	進めてまいります。	
18	Wireless City Planning 株式会社	第３章Ⅰ 第４章Ⅶ３（１）①	26GHz 帯については、電波有効利用委員会「価額競争の実施方法に 関する検討作業班」において、オークション制度の検討がなされているところ、ミリ波等の高い周波数帯については、事業者の創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出が期待されており、将来的に突発的なニーズが顕在化した際、迅速かつ機動的なサービス展開が求められると想定されることから、ユーザの要望に応じて事業者による基地局整備が柔軟かつ迅速に実施できるような制度設計が必要と考えます。また、過度な条件設定により潜在的な入札者の参加意欲を削ぐことがないよう慎重に議論を進めることが必要と考えます。 加えて、現在検討が進められている、26GHz 帯割当候補周波数（25.25-	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無

			25.4、25.8-26.2、及び 26.8-27.0GHz）以外の帯域においても、将来の需要増加を見据え、適時の割り当てが可能となるよう調整を進めていくことが望ましいと考えます。 26GHz 帯 FWA の移行については、「既存免許人等と調整を図りつつ、周波数の使用期限等を定める」とされています。しかしながら、移行先周波数帯の新規システム開発や実運用に向けた検証には一定程度の期間を要するため、当面の間、現行の 26GHz 帯 FWA を継続利用せざるを得ない状況が発生します。したがって、このような既存免許人の実情や意見を十分にご勘案いただき、柔軟な運用が可能となる移行スキームを策定いただくことを希望します。		
19	スカパー JSAT 株式会社	第３章Ⅰ	価額競争開始時点で開設されている、または許可（予備免許）を受けている無線局 （対象周波数帯及び隣接周波数帯を使用するもの）を適切に保護できるような条件が指針に反映されるものと認識しています。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
20	スカパー JSAT 株式会社	第３章Ⅰ 第３章Ⅲ 第４章Ⅴ３（３）① 第４章Ⅶ３（１）①	新たに導入しようとしている無線システムと、既存の無線システムとが周波数を共用できる場合は、他の周波数への移行や、周波数の使用期限の設定はされないものと認識しています。	共用可能と判断された既存無線局に関して、一般的にはご認識のとおりです。	無
21	ＵＱｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社	第３章Ⅰ 第４章Ⅶ３（１）①	26GHz 帯は、当該周波数に対応した端末の普及が進めば、今後、AI・IoT を活用したサービスの普及に伴うトラヒックの増加などの将来的な周波数需要に必要な周波数となると考えられることから、早期に割当てを目指すとした原案に賛同いたします。 そのうえで、5 年以内を目途に 26GHz 帯の既存無線システムを他の周波数へ移行させることが前提となる点については、当社も BWA 網の柔軟かつ速やかな構築のために重要な設備として使用している既存システム（26GHz 帯無線アクセスシステム）の移行が必要となることから、原案に記載のとおり、既存免許人等と調整を図りながら丁寧に検討が進められることを希望いたします。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
22	ＫＤＤＩ株式会社	第３章Ⅰ 第４章Ⅶ３（１）①	26GHz 帯は、当該周波数に対応した端末の普及が進めば、今後、AI・IoT を活用したサービスの普及に伴うトラヒックの増加などの将来的な	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検	無

			周波数需要に必要な周波数となると考えられることから、早期に割当てを目指すとした原案に賛同いたします。 なお、価額競争の実施方法については、「情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会 価額競争の実施方法に関する検討作業班」の報告書案にも基本的な考え方として示されているとおり、価額競争の参加者が正しく仕組みを理解したうえで入札できるよう、できるだけシンプルで分かりやすい方式が採用されるべきと考えます。	討を進めてまいります。	
23	ノキアソリューションズ＆ネットワークス合同会社	第３章Ⅰ	ミリ波帯は、5G/6G の更なる発展において重要な役割を果たす可能性があります。ミリ波帯は、モビリティが制限されるという課題があるものの、特定の場所においては、アプリケーションやサービスに求められる極めて高い容量を提供することが可能です。よって、広い帯域幅を必要とする高度な 6G ユースケースを展開する際には、ミリ波帯が重要になると予測しています。 ただし、ミリ波帯に対応するネットワーク機器（基地局）は既に利用可能となっていますが、ユーザー端末側ではミリ波帯のサポートが限られていることに留意が必要です。Global mobile Suppliers Association (GSA)によると、市販されているユーザー端末の数は僅かで、すべてのミリ波帯対応端末を合わせても 200 機種未満となっています。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
第３章　重点的取組　Ⅱ　無線 LAN の更なる高度化と周波数拡張等　に関するご意見					
全般に関するご意見					
24	華為技術日本株式会社	第３章Ⅱ	6425-7125MHz について、WRC-23 で第 1 地域および他地域のいくつかの国が IMT 特定を決定した後、世界的に大きな進展がありました： ・ 2024 年 11 月、中国の香港特別行政区は、5G 向けに 6.5 GHz 帯で 300 MHz のオークションを行い、携帯事業者 3 社への割り当てを完了しました。 ・ 2024 年 11 月、アラブ首長国連邦（UAE）は携帯事業者 2 社に 6425～7125 MHz を割り当てました（1 社あたり 350 MHz を取得）。実際の運用は、2025 年から 2026 年の間に開始される予定。 ・ ブラジルは 2021 年に RLAN に 5925-7125 MHz の全周波数を割り当	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			てましたが、2024 年 12 月、主管庁（ANATEL）は 2021 年に下された決定を部分的に覆し、6425-7125 MHz を IMT に割り当て、2026 年に周波数オークションを行うことを承認しました。 ・ 2024 年 12 月、オーストラリアは 6.5GHz 帯で 515 MHz（6585-7100 MHz）を暫定的に IMT 用とする発表を行いました。 ・ 2025 年 7 月、インドは APG-27 第 2 回会合への寄与文書（APG27-2-INP-36）において、第 3 地域の 6425-7025 MHz の IMT 脚注（RR No.5.457D）に参加するという暫定的な見解を発表しました。 ・ 2025 年 9 月、インドの主管庁（TRAI）は 6.5GHz 帯を含む IMT バンドにおける無線周波数のオークションに関するコンサルテーションペーパーを発表しました。 以上のような 6.5GHz 帯の国際的な動向を踏まえ、さらに、6.5GHz 帯における国際的な調和を実現する好機を鑑み、総務省には、7025-7125MHz に加えて、日本における 6425-7025MHz が 5G/6G への割当の可能性を検討することを提案いたします。		
25	個人(25)	第 3 章 II	ギガビット接続をサポートするには、6425MHz～7125MHz の Wi-Fi アクセスが必要です。 昨年発表された周波数再編行動計画（2024 年版）への回答において、ギガビット接続をサポートするためには、Wi-Fi 向けに 6GHz 帯（6425MHz～7125MHz）全体を許可することが不可欠であることを強調しました。6GHz 帯全体を免許不要で利用できるようになれば、医療、教育、ゲームにおけるリアルタイム XR、ロボット工学、産業オートメーション、センサーシステムなど、遅延に敏感で高スループットが求められる新興アプリケーションが実現可能になります。 2024 年 1 月、Wi-Fi Alliance は IEEE Std 802.11be-2024 テクノロジーに基づく Wi-Fi CERTIFIED 7™を発表しました。Wi-Fi 7 製品はすでに市場に出回っており、Wi-Fi の展開は世界中で 6GHz 帯域全体で第 2 世代のアップグレードを受けています。IEEE Std 802.11be-2024 規格のグローバル 6GHz チャネライゼーション計画は、利用可能な場合、5925MHz～	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			7125MHz 帯域全体で複数の 160MHz および 320MHz チャネルに対応するように設計されています。総務省は現在、5925MHz～6425MHz の 6GHz 帯域の 500MHz を免許不要運用に指定していますが、これには 320MHz チャネルが 1 つしか割り当てられていません。一方、5925MHz～7125MHz 帯域全体では、そのようなチャネルが 3 つあり、日本でギガビット接続をサポートできます。 Wi-Fi に利用できる周波数帯域は低周波数帯の 500MHz のみであるため、6GHz 帯の 80MHz チャネル数は不足し、少なくとも 7～9 個の重複しないチャネルを必要とする高密度ネットワークの構築は困難です。その結果、6GHz 帯を利用する高密度 Wi-Fi ネットワークの多くは、依然として 40MHz チャネルに制限されます。チャネルサイズを拡大しなければ、日本では Wi-Fi 接続でギガビット速度を実現することはできません。 しかし、RLAN に 6425 MHz ～ 7125 MHz 帯域へのアクセスが認められた場合、80 MHz チャネルが許可されますが、大学、病院、学校、ショッピング センターなどの高密度ネットワークの高スループット要件をサポートする 7 つの 160 MHz チャネルが提供されます。さらに、3 つの 320 MHz チャネルの恩恵を受ける新しいアプリケーションをサポートするには 1200 MHz が必要です。拡張現実、仮想現実、複合現実などのテクノロジの大規模な展開では、複数の同時セッションで必要なパフォーマンス（低遅延および高スループット）を維持するために、複数の広いチャネルが必要です。Wi-Fi Alliance による医学部トレーニングの使用例のデモを参照してください。同様に、人工知能ワークロードのローカル処理では、大規模なデータセットをサポートするために、より高いスループットが必要になります。 さらに、追加の 320 MHz チャネルにアクセスすることで、Wi-Fi デバイスは IEEE Std 802.11az-2022 に基づいて 1 メートル未満の測位精度を実現できます。これにより、小売店や倉庫の資産追跡におけるマイクロターゲティングなどの新しい革新的なユースケースが可能になります。		
26	個人(25)	第 3 章 II	自動周波数調整（AFC）を使用した高出力 RLAN（標準電力（SP）Wi-Fi）	本案への賛同意見として承るとと	

			操作の有効化 IEEE 802 LMSC は、6GHz 帯において AFC システムの監視下で SP モードの認可を検討するという総務省の計画を高く評価します。SP モードは、低電力屋内（LPI）モードよりも高い電力レベルでの Wi-Fi 運用を可能にし、6GHz 帯の周波数帯域を最適に活用します。AFC 技術は、SP モードの屋外および屋内 Wi-Fi 運用中に既存サービスを保護するために使用されます。 既存の AFC システムは、地域のスペクトル規制要件に基づいて AFC システムをカスタマイズできる柔軟性を備えて設計されています。したがって、既存の既存サービスの保護基準を適切に考慮することで、AFC システムは日本において周波数調整を適切に実施し、AFC 対応デバイスの許容電力設定を最大化できると考えています。米国では、AFC システムは、既存の固定サービスおよび電波天文サービスを考慮して、AFC デバイスの周波数とチャネルの可用性、および最大許容電力レベルを決定します。AFC システムは既に国境において隣国の既存サービスを考慮しています。AFC システムは、AFC デバイスで利用可能な周波数とそれに対応する許容送信電力レベルを自動的に計算するように設計されています。AFC システムは、6GHz の既存リンクが変更された場合、計算と周波数の可用性を最新の状態に保つために、更新された既存システムデータベースを使用する必要があります。これは、既存サービスが AFC システムによる有害な干渉から保護され、AFC システムを再設計することなく、そのような既存サービスの長期的な拡張を実現できることを意味します。さらに、AFC システムは、米国連邦通信委員会だけでなく、カナダのイノベーション・科学・経済開発省によっても認定されており、AFC システム設計の大幅な成熟と、AFC システム運用モデルの業界全体での一般的な受け入れを示しています。注目すべきは、AFC システムおよびデバイスの認定プロセスが、業界で開発された推奨コンプライアンス仕様に基づいていることです。したがって、IEEE 802 LMSC は、MIC が可能な限り早期に AFC 試験の実施を検討することを強く推奨しています。さら	もに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	

			に、AFC システムの成熟により、AFC を使用した SP Wi-Fi 運用の導入は参入障壁が低いことも指摘しておきます。		
27	Wi-Fi Alliance	第３章 II	私共 Wi-Fi Alliance は、日本の消費者および企業に無線接続を提供する上で Wi-Fi 技術が果たしている重要な役割に対する日頃の貴省のご理解に感謝しております。当アライアンスは、「周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）に対する意見募集」を歓迎するとともに、意見を提供する機会を戴けたことに感謝いたします。 Wi-Fi Alliance は、自動周波数制御（AFC）システムを使った 6 GHz 帯（5.925–6.425 GHz）と 6.5 GHz 帯（6.425–7.125 GHz）における標準電力（SP）モードでの Wi Fi の屋外利用について、実際の技術的条件を検証する貴省の計画を強く支持いたします。AFC システムによって Wi Fi を SP モードで屋外利用できるようになることで、既存ユーザーの堅牢な保護はこれまでと変わることなく、大容量のキャンパスネットワークや自治体ネットワーク、産業オートメーション、物流、高度な AR/VR など、日本のデジタル経済にさまざまなメリットが即座にもたらされます。当アライアンスは、令和 8 年までに、屋内における低電力モードでの運用を継続しながら、屋外における SP モードでの商用運用の実現を加速させる調和の取れた枠組みを採用するとともに、屋外・移動環境における超低電力（VLP）モードでの利用を認めることをご提案させていただきます。 日本市場で屋外における Wi Fi の 6 GHz 帯利用が重要な理由 • 数多くの人とデータに対応する容量。屋外やキャンパス環境（スタジアム、ショッピングモール、大学、企業キャンパスなど）は、マルチギガビットの速度と低遅延の接続性が不可欠な密度の高い環境です。 • 企業および産業の生産性。物流ヤード、港湾地区、工場、建設現場、スマートシティの通路などでは、携帯端末やスキャナー、ロボット、映像解析などのための決定論的で高スループットな無線技術が必要です。屋外 6 GHz Wi Fi は、既存の企業 IT 環境とデバイスを活用し	本案への賛同意見として承ります。	無

			ながらプライベート 5G 環境を補完します。 • 公共ブロードバンドとインクルージョン。屋外 Wi Fi は、広場や図書館、災害発生時の避難場所などへこれまでに投資した光ファイバー基盤の効果を低コストで拡大し、復旧と公共サービスの提供能力を高めます。 • AR/VR および次世代アプリ。交通安全の訓練や遠隔支援、没入型教育プログラムなどの提供に不可欠なワイドチャネルと低遅延は、6 GHz 帯が最も得意とするところです。 • 帯域の効率的な再利用。6 GHz 帯の伝搬特性が高い空間再利用率を実現するとともに、AFC による周波数アジリティが既存の保護されている帯域を回避して、スペクトル効率を最大化します。 国際的な連携とエコシステムの準備態勢の確立 • 世界的な潮流。すでに世界の複数の主要市場で AFC を通じた SP モードおよび VLP モードでの屋外における 6 GHz 帯利用が認可済または認可に向けて進行中で、広範なデバイスとインフラのエコシステムが広がりつつあります。日本の規則・規制を調整することにより、利用が促進される一方でコスト削減が可能になります。 • デバイスとインフラの規模拡大。今日、世界で数千のデバイスモデルと企業グレードのアクセスポイント（AP）が 6 GHz 帯に対応していますが、その数は 2026 年から 2027 年にかけて急増することが見込まれています。これらのデバイスと共通の AFC インターフェイスと電力レベルを備えることにより、日本でデバイスを市場展開するまでのスピードが加速されます。 貴省の令和 7 年ワークプログラムへのご提案 1. 範囲を明示。現在の保護目標を満たすことができる 5.925–6.425 GHz 帯への明確な道程とともに、6.425–7.125 GHz 帯における AFC 制御下での標準電力（SP）モードの屋外利用を明示的に含める。 2. AFC の最低要件を定義。最低技術要件を公開する（保護基準、仰角マスク、建物損失の前提条件、K ファクタ、信頼性目標、更新頻度、ロ		

			グ)。 3. マルチベンダーパイロットを可能にする。上記した優先的なユースケースのクラスタを代表する、最低でも 3 つのマルチベンダーパイロットにトライアルライセンスを発行する ―― 規則の最終決定を迅速化するため、共通のレポートテンプレートを必須化。 4. 認証を活用。デバイス／AFC クライアント認証および相互運用性テストについて Wi Fi Alliance と連携して調整することで、規制の負荷を軽減するとともに一貫性を確保する。 5. 可能な限り世界基準と歩調を合わせる。国際的に使われている AFC インターフェイス、電力制限、VLP パラメータに準拠することで、世界規模のスケールメリットを享受する。 6. データに基づいて着実に進める。慎重な初期パラメータを設定し、定期的な検証を通じて得られた経験的データによって保護状況を確認しながら制約を緩和していく。 結論 AFC システムによって屋外における Wi Fi の 6 GHz 帯利用を実現することで、高速かつコスト効率に優れ、将来にわたり利用可能な無線容量の拡充とイノベーションが可能になります。2025 年中に実際のデバイスで技術条件を検証して、2026 年に商用利用の認可へ移行することにより、既存の環境をしっかりと保護しながら生産性の飛躍的な向上を実現することが可能になります。当アライアンスおよびメンバー企業各社は、パイロットをサポートするとともに、認証における豊富な経験と知識を貴省と共有しながら、安全性・効率性・世界共通の枠組みを確保するためのデータ提供にいつでも対応できる態勢を整えておりますので、何卒上記ご勘案のほど、宜しくお願い申し上げます。		
28	クアルコムジャパン合同会社	第 3 章 II	• Qualcomm は無線 LAN 周波数拡張に関する取り組みに強く賛同いたします。 • 特に、6GHz 帯を対象とした AFC を用いた広帯域無線 LAN の高度化に向けた技術的条件の検討が進められていることを歓迎いたします。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。 なお、5925～6425MHz についても	無

			AFC は既に VLP/LPI に開放されている 5925 ～ 6425 MHz も対象ですので、同帯域も 6425～7125MHz に加えて周波数再編アクションプランへの明記をお願いいたします。また、AFC による無線 LAN の 6425 MHz 以上の周波数拡張だけでなく、5925-6425 MHz から連続する帯域で、VLP や LPI が運用可能な周波数の確保も重要と考えます。Wi-Fi 7（IEEE 802.11be）においては、Preamble Puncturing の技術により、干渉回避と周波数効率の両立が可能となっており、この技術も制度整備されることで、より柔軟かつ高性能な無線 LAN 環境の実現が期待されます。Preamble Puncturing は 5 GHz 帯の DFS が必要な無線 LAN 帯域への適用も含めて速やかに制度化されることを希望いたします。 • 一方、6GHz 帯のうち 6425～7125MHz については、WRC-23 において IMT（国際移動通信）への特定が一部地域で進んでおり、Qualcomm は、無線 LAN と IMT の周波数分割を基本とした同帯域での共存を可能とする技術的枠組も並行して検討していくことを推奨いたします。6GHz 帯全体を対象とした制度設計において、IMT 特定の可能性も含めた柔軟な検討が行われることを期待しております。	AFC の検討対象に含まれており、かつ、「(6425～7125MHz)」は周波数帯域の拡張を伴うことを踏まえ記載したものであることから、原案通りとさせていただきます。	
29	クアルコムジャパン合同会社	第３章 II	• Qualcomm は、無線 LAN だけでなく Bluetooth の開発・標準化にも積極的に貢献しております。6GHz 帯における Bluetooth に代表される狭帯域システムの導入については、Listen Before Talk（LBT）技術を導入し、無線 LAN との公平な周波数共用が実現されることを前提に支持いたします。Bluetooth の成功により、Bluetooth SIG 内で「Bluetooth Low Energy の高帯域化」イニシアティブが立ち上げられました。この取り組みは、スケーラビリティの向上、サービス品質の改善、そして継続的なイノベーションを目的としています。この取り組みは、制限の多い 2.4 GHz 帯ではなく、5 GHz および 6 GHz 帯のより広い免許不要帯域を活用することを目指しています。目的は、さまざまなアプリケーションにおいて、低遅延かつ高品質なワイヤレス体験への需要の高まりに対応することです。これにより、低遅延と高いサービス品質の両方を必要とする複数のユースケースを同時に運用できることが期待できま	本案への賛同意見として承ります。	無

			す。日本において Bluetooth 技術が 6 GHz 帯で利用可能となることは、重要な進展を意味します。 • 6GHz 帯は、Wi-Fi 6E や Wi-Fi 7 などの次世代無線 LAN 技術の普及に伴い、通信需要が急増している重要な周波数帯域です。特に、5925～6425 MHz の範囲では、今後、無線 LAN 利用が拡大することが見込まれ、公平な共用のためには LBT 技術の導入が不可欠と考えます。弊社は、適切な共用技術を用いない場合は、無線 LAN システム及び狭帯域システムの双方がお互いに有害な干渉を受け、通信性能が劣化してしまうことを実験で実証しております。 • Qualcomm は、LBT 技術が干渉の最小化と周波数利用効率の向上を両立できる有効な手段であると認識しており、6GHz 帯における狭帯域システムの導入に際しては、無線 LAN との公平な共存を前提とした制度設計が重要であると考えます。無線 LAN と狭帯域システムの共存に最適な環境を整えることができれば、2030 年代から 2040 年代にかけての経済成長と社会的利益の促進が期待されます。		
30	株式会社 NTT ドコモ	第３章 II	無線 LAN の 6.5GHz 帯への周波数帯域拡張に向けた検討に際しては、検討対象周波数で運用される電気通信業務用の既存システム（今後設置される装置も含む）に対して干渉影響が生じないよう、情報通信審議会等においても慎重に共用検討が進められていると認識しております。本検討結果に基づき適切な共用条件が定められ、電気通信業務用固定局を含む既存無線局の安定的な運用が確保されることを希望します。 また、WRC-23 の結果を受けて、海外主要国では 6425～7125MHz 全体を考慮した上で、無線 LAN や IMT の導入に関する検討が進められています。無線 LAN の周波数拡張の考え方に関する取りまとめにおいては、IMT 導入の観点から WRC-23 において IMT 特定された周波数帯（7025～7125MHz）に留意するだけではなく、6425～7125MHz 全体に留意した検討がなされることを希望します。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
31	ＸＧモバイル推進フォーラ	第３章 II	6.5GHz 帯（6425～7125MHz）は WRC-23 の結果、6425～7125MHz は第一地域全体と第二地域の 2 か国において、7025～7125MHz は第三地域全	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

	ム ６Ｇ推進プロジェクト		体において、6425～7025MHz は第三地域の 3 か国において、それぞれ IMT に特定されています。WRC-23 の結果を受けて、6.5GHz 帯が特定された欧州、中東の UAE、第二地域のブラジルといった国では、この周波数における IMT システムの導入に向けた検討が進められています。また第三地域の中国、インド、オーストラリアなどでは、IMT に特定された 7025～7125MHz のみならず、6.5GHz 帯全体考慮した上で、システムに割り当てる動きが見られています。これらの地域および国の人口は全世界人口の 60%を占めると推定されています。 また、6.5GHz 帯は、容量とカバレッジをバランスよく考慮でき、5G のミッドバンド周波数（3～5GHz 帯）で実現されている 100 MHz 幅のチャンネルよりも広い、6G で定義される広帯域化チャネルブロックを複数収容可能であり、技術的な観点から 6G のミッドバンド周波数として優れております。 XGMF 6G 推進プロジェクトは、上述の 6.5GHz 帯における IMT システムの導入に関する国際的な動向を考慮することが重要であると考えており、無線 LAN の更なる高度化と周波数拡張等の検討に当たっては、IMT システムの観点として、第三地域で IMT 特定された周波数帯（7025～7125MHz）だけでなく、6.5GHz 帯全体（6425～7125MHz）に留意することを提案いたします。		
32	エリクソン・ジャパン株式会社	第３章Ⅱ	WRC-23 において IMT 特定された周波数帯 (7025-7125MHz) に留意する方針に賛成致します。 なお、6425-7125MHz は WRC-23 の議題 1.2 において、第一地域全体、および第二地域と第三地域の数カ国で IMT に特定されています。その後 IMT に特定された幾つかの国だけでなく、IMT に特定されなかった第三地域の国（中国、インド、オーストラリア）でも、この帯域を IMT システムに割当てる動きがあります。また弊社は、6425-7125MHz は IMT システムのトラヒック増に対処する容量とカバレージを提供する重要な帯域と考えております。したがって、7025-7125MHz だけでなく、 6425-7125MHz に留意することを提案いたします。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

33	Bluetooth Special Interest Group, Inc	第３章 II	Bluetooth Special Interest Group （以下、Bluetooth SIG)は、世界標準の無線通信技術である Bluetooth®技術の発展・保護・普及を担う国際標準化団体です。40,000 社を超えるメンバー企業が参加しており、世界中の最も創造的な人材が「つながり」を通じて社会に貢献するために協力しています。共通のビジョンである「つながることでより良い世界を実現する」のもと、メンバー各社は毎年 50 億台以上の Bluetooth 対応製品を出荷しており、人々の生活をより安全・健康・快適にするだけでなく、企業や産業の効率性・持続可能性・生産性の向上にも寄与しています。 Bluetooth LE の中帯域周波数での利用活用 Bluetooth SIG では現在、5GHz 帯および 6GHz 帯を含む免許不要の中帯域周波数において、Bluetooth® Low Energy（LE）の動作仕様を策定するプロジェクトを進めています。 Bluetooth 技術は、年間 50 億台以上の製品に搭載されており、世界で最も普及している無線通信規格です。その成功の主な理由の一つは、高データスループット、低遅延、高精度位置測位、他システムとの共存性向上といった重要分野での技術進化を継続してきた点にあります。このたびの周波数拡張プロジェクトは、そうした Bluetooth の性能向上を将来にわたって継続可能とし、次世代の Bluetooth イノベーションへの道を開くものです。 Bluetooth 対応製品の主要市場である日本において、これらの周波数帯へのアクセス環境の整備は極めて重要です。 6GHz 帯に関する国際的な対応 過去２年間、Bluetooth SIG は IEEE 802.11 標準化委員会と連携し、Bluetooth や Wi-Fi をはじめとする免許不要の無線技術が、6GHz 帯を公平に共有できるよう取り組んでまいりました。この街道の成果として、欧州では狭帯域機器に対応する市場参入標準の策定を目的とした ETSI BRAN における作業項目が進行中です。さらに、米国、カナダ、インド、韓国においても同様の検討がなされており、Bluetooth SIG としても今後、必要に応じてその他の地域でも同様の規制対応を検討してまいります。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			6GHz 帯における Bluetooth SIG の取り組み 世界各国で同様の取り組みが進む中、日本においても総務省の主導により、6GHz 帯下位の共用利用拡大が進められていることを歓迎いたします。Bluetooth SIG は、Bluetooth 製品を含む狭帯域技術の 6GHz 帯での利用について検討を求める意見書を提出したします。 Bluetooth の成功を受けて、Bluetooth SIG では、「より高い周波数帯での Bluetooth LE の活用」プロジェクトを推進しています。この取り組みは、拡張性の確保、サービス品質の向上、そして継続的な技術革新を目的としています。2.4GHz 帯の容量制限を解消すべく、5GHz 帯および 6GHz 帯の免許不要広帯域の活用を目指してしており、アプリケーション全体における低遅延かつ高品質なワイヤレス体験への需要増加に応えるものです。 Bluetooth SIG は、無線 LAN との共用・共存における最適条件の策定に積極的に取り組んでいます。また、低遅延と高品質サービスの両方を専用帯域で同時に実現したいという顧客および産業界の強いニーズも認識しており、こうしたニーズに応える複数のユースケースの同時運用を可能とすることが、Bluetooth SIG としての次なる発展の一歩であり、2030 年代から 2040 年代にかけての持続的な経済成長と社会的利益の創出に寄与すると考えています。 5.8 GHz 帯に関する Bluetooth SIG の取り組み Bluetooth SIG は、仕様策定プロジェクトの一環として、5725～5875MHz 帯における Bluetooth 運用に関する技術要件の検討を進めています。本アクションプラン案は、Bluetooth SIG およびそのメンバー企業にとって、総務省と連携のもと、現在 DSRC（狭域通信）システムにより道路料金徴収にで使用されている周波数を他の適切な帯域へ移行し、当該帯域の共用利用を促進する好機となります。DSRC の移行と免許不要の共用利用を可能にすることにより、当該周波数帯域の効率的な活用が促進されると期待されます。 2.4 GHz 帯に関する Bluetooth SIG の取り組み		

			2.4 GHz 帯における RFID サブバンド保護の見直し 現在 2.4GHz 帯の一部に設定されている RFID 用サブバンド保護（2.427～2.47075 GHz）について、その見直しを提案します。日本国内では 920 MHz 帯の RFID 割当てが広く採用・定着しており、また他地域においても 2.4 GHz 帯での RFID の利用はほとんど見られません。この状況を踏まえると、この見直しは合理的かつ妥当であると考えます。この RFID 保護を解除することで、無線 LAN や Bluetooth 等の短距離無線技術が、2.4 GHz 帯全体をより柔軟かつ効率的に活用できるようになります。 2.4 GHz 帯の FHSS システム向け短縮制御信号（Short Control Signaling）オプションの導入 さらに、周波数ホッピングスペクトラム拡散（FHSS）システムを支援するための、短縮制御信号方式の導入を提案します。ETSI EN 300 328 の規定に準拠した短縮制御信号方式を採用することで、限られたホッピングチャネルを使用し、最大デューティサイクル 10%の範囲内で、FHSS デバイスにおけるリンク確立および制御信号の効率的な通信が可能になります。 本件につきましてご高配を賜り、誠にありがとうございます。Bluetooth SIG は、上記提案に関して総務省と引き続き連携し、日本における次世代無線技術の責任ある導入と制度整備を支援してまいりたいと考えております。		
34	一般社団法人　無線 LAN ビジネス推進連絡会	第３章Ⅱ 第４章Ⅴ３（２）②	Wi-Fi 7 の代表的な機能である 320MHz 運用や、複数の周波数を同時に利用するマルチリンクなどの機能をフルに活用するために、引き続き 6.5GHz 帯（6425～7125MHz）の新たな割り当てに関する制度整備をお願いしたい。 また、6GHz 帯（5925～6425MHz）と 6.5GHz 帯の屋外利用についても、これまでにない高出力が可能になれば、新たなユースケースの可能性が拡がるため、ぜひ実現に向けた取り組みを合わせて推進していただきたい。 また、日本での Wi-Fi 7 普及の鍵となる AFC（Automated Frequency	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無

			Coordination）システムについては、円滑な導入が進むよう導入のための設備構築や本格運用までのステップなど、ぜひ進め方について支援をお願いしたい。また既存システムの置局 DB のやり取りなどについても、円滑に進むように、これまでのやり方の枠にとらわれない形での実現に向けた検討をお願いしたい。		
35	ダイナミック・スペクトラム・アライアンス		1.フルバンドアクセス（5925～7125 MHz） DSA は、次世代無線技術の革新的な可能性を最大限に引き出すため、日本に対し、6GHz 帯（ 5925～7125MHz ）の 1200MHz 帯域全体を免許不要で使用できるよう強く求めます。この広大な連続スペクトルへのアクセスにより、20MHz 帯のチャネルが 59 個利用可能となり、最大 7 つの重複しない 160MHz チャネルと 3 つの同時 320MHz チャネルが可能になります。これは、Wi-Fi 7 および今後登場する Wi-Fi 8 規格で求められる卓越したスループットと超低遅延を実現するために不可欠です。 6GHz 帯の広帯域連続帯域幅は、画期的なマルチギガビット/秒の速度、超高信頼性の低遅延、そして帯域幅を大量に消費するミッションクリティカルなアプリケーションに不可欠な一貫した高信頼性を実現するために不可欠です。これらのアプリケーションには、高度な教育や産業訓練に導入される没入型拡張現実（AR/VR）、高い信頼性と低遅延が求められる遠隔手術を含む最先端の遠隔医療、そしてスマートマニュファクチャリング環境における超高信頼性の自動化・制御システムなどが含まれます。 センターなど、ユーザーやデバイスの密度が非常に高い施設では、同一チャネル干渉を軽減し、堅牢な接続性を確保するため、広帯域で重複のないチャネルの利用が不可欠です。このような環境では、信頼性が高くシームレスなサービスを提供するために 6GHz 帯の全帯域へのアクセスが求められますが、これは断片的または部分的な割り当てでは実現不可能です。米国、カナダ、韓国、サウジアラビアなどの地域では、フルバンドアクセスの広範なメリットが実証されており、デバイスエコシステムの急速な拡大、ベンダーおよびネットワークのイノベーションの加速、	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	

			スケールメリットによるデバイスコストの削減、そして新たなユースケースの迅速な導入が実現されています。 重要なのは、6GHz 帯全体を免許不要で利用できるようにすることで、ブロードバンドの拡大と 5G トラフィックのオフロードに悪影響を及ぼしている中帯域の周波数不足という根深い問題に対処できるということです。この周波数不足は、日本のような地理的に広大で多様な市場において特に深刻であり、都市部と地方部のデジタル格差を埋めるには、豊富で柔軟な無線容量が不可欠です。 免許不要で使用できる、調和のとれたフルバンドフレームワークを実現することで、日本はデジタル変革における世界的リーダーとしての地位を確立し、複数の分野にわたって莫大な社会経済的価値を実現し、高まる需要と急速に進化するアプリケーション要件に対応できるよう無線インフラストラクチャを将来にわたって保証します。 2. AFC 対応の標準電力運用 DSA は、5925～7125MHz 帯全体において標準出力 WLAN デバイスを利用可能にするための自動周波数調整 (AFC) フレームワークの迅速な導入を強く支持します。AFC は、クラウドベースのリアルタイムスペクトル管理システムであり、標準出力アクセスポイントごとに動作周波数と最大許容電力を動的に割り当てます。この決定には、デバイスの正確な位置、アンテナの高さ、そして固定マイクロ波、公共安全、公益事業などの既存リンクに関する最新の規制登録データが使用されます。 AFC は、厳格な干渉モデリングとリアルタイムの運用調整により、屋内外での使用において、静的な規制制限よりも大幅に高い送信電力を可能にします。この柔軟性により、6GHz 帯 Wi-Fi の到達範囲とパフォーマンスが大幅に向上し、企業のキャンパスや混雑した公共施設から、ラストマイルの固定無線アクセスやスマートインフラまで、多様な環境をサポートします。 AFC 対応の標準電力運用は、LPI や VLP などの出力制限モードと比較して、カバレッジとネットワーク容量を大幅に向上させます。米国やカ		

			ナダなどの成熟した法域で認可されている最大値である 36 dBm EIRP までの送信出力レベルを可能にすることで、このアプローチはリンク バジェットを改善し、信号がより遠くまで到達し、困難な屋内環境にもより効果的に浸透することを可能にします。信号強度が最大 63 倍になることで、住宅ユーザーは、高性能で家全体をカバーできる 6 GHz Wi-Fi の高出力、長距離バージョンのメリットを享受できます。この強化された機能により、所定のカバレッジ エリアを実現するために必要なアクセス ポイントの数が削減されるため、大規模なキャンパス、市街地、屋外での展開において、設備投資が削減され、運用が簡素化されます。 さらに、AFC のデータに基づく周波数調整アプローチは、規制当局が管理する既存の登録簿と、デバイスの位置精度、アンテナ高、地形、環境条件を考慮した高度な伝搬・干渉モデリングを組み合わせることで、サイト固有の正確な周波数と電力の割り当てを可能にします。このプロアクティブな調整により、Dynamic Frequency Selection（DFS）などのリアクティブ型インバンドセンシング技術に固有の誤検知やサービス中断といった、スペクトル共有に伴う一般的な問題が解消され、エンタープライズグレードのワイヤレスネットワークと厳格なサービスレベル契約に不可欠な、安定した予測可能なスペクトル利用環境を実現します。 OpenAFC イニシアチブなどのオープンソース ソリューションの採用が増えていることは、業界の強力なサポート、全国展開の拡張性、そして日本の AFC 対応標準電力 WLAN 展開の実現に向けた明確な道筋を備えた成熟したエコシステムを示しています。 日本における AFC の効果的な導入は、6GHz 帯の経済的および技術的潜在能力を最大限に引き出し、光ファイバークラスのユビキタス Wi-Fi カバレッジを提供するとともに、既存の重要なシステムへの有害な干渉をゼロにすることを可能にします。このような規制基盤は、持続可能なイノベーションを促進し、増大する無線容量需要に対応し、デジタル接続における日本の世界的なリーダーシップを推進するために不可欠です。 3. 6GHz 帯における放送サービスとの共存		

			アメリカ合衆国本土を対象とした大規模モンテカルロシミュレーションを用いた広範な技術研究により、6GHz 帯において、超低電力（VLP）免許不要機器から既存の放送補助サービス（放送テレビピックアップ（TP）中央受信局を含む）への有害な干渉リスクは極めて低いことが実証されています。これらの分析では、免許取得済みの既存受信機の位置と高度、アンテナ放射パターン、送信機の移動モデル、人口分布に比例した地理的に代表的な VLP 機器の配置密度など、現実世界の運用パラメータを綿密に考慮しています。 シミュレーションフレームワークは、FCC 承認の伝搬モデルに基づいており、最大電力レベルや最悪の展開条件など、保守的な仮定を採用しています。結果は、任意の TP 受信機サイトにおいて、厳格な業界基準の閾値（例えば、-6 dB の干渉対雑音比）を超える干渉の確率が極めて低く、数百万回のシミュレーションシナリオにおいて、通常 0.0001 以下であることを示しています。重要なのは、規制当局の決定により、この閾値を超えたとしても必ずしも有害な干渉とはみなされないことが明確にされており、これらの調査結果の保守的な性質をさらに裏付けていることです。追加の技術的緩和策としては、アンテナの向き、送信電力の調整、設置場所の選択といった事業者による TP リンクの動的な管理に加え、本質的に堅牢なリンクマージンと受信感度設計などが挙げられます。これらの要因の相乗効果により、干渉リスクは既存の運用に悪影響を与えるレベルをはるかに下回るレベルにまで低減されます。 これを補完するものとして、規制当局が提出した調査では、この干渉確率分析を 4 つの無免許 6GHz 帯サブバンド（U-NII-5 から U-NII-8）すべてに拡張し、VLP デバイスが TP 受信機に妨害を与える可能性は無視できることを確認しています。これらの調査を統合することで、6GHz 帯全体にわたる VLP デバイスの認可に対する規制当局の信頼を高めるための強固でデータに基づいた基盤が構築され、無免許アクセスと既存の放送サービスの保護を調和させることが、日本のメディア配信インフラに不可欠な要素となります。		

			4.日本における Wi-Fi の経済的・社会的影響 Wi-Fi テクノロジーは日本経済の重要な牽引役であり、2021 年には約 2,511 億ドルの貢献が見込まれ、2025 年には約 3,250 億ドルにまで成長すると予測されています。この大きな貢献は、Wi-Fi が日本全体のデジタル接続性、経済生産性、そして社会的デジタル包摂性の重要な推進力としての役割を担っていることを裏付けています。 日本における Wi-Fi の経済的価値を牽引する主な要因として、家庭における Wi-Fi の普及が挙げられます。これは、リモートワーク、遠隔学習、遠隔医療、スマートホームアプリケーションなどを支えるものです。また、家庭向け Wi-Fi は、特に地方やサービスが行き届いていない地域において、ブロードバンドの普及格差を埋める上で重要な役割を果たしており、大規模な有線インフラを必要とせずに、最新のデジタルサービスへの公平なアクセスを可能にしています。 エンタープライズ Wi-Fi は、オフィス、キャンパス、産業環境において費用対効果の高い大容量接続を提供し、音声およびデータ通信の強化を促進し、高度なアプリケーションを実現することで、経済価値をさらに高めます。これらのテクノロジーは、主要分野におけるイノベーションの促進、生産性の向上、そして競争力の強化に貢献します。 公共 Wi-Fi アクセスポイントは、公共の場で無料または手頃な価格のインターネット接続を提供することで社会的な価値を高め、サービスが行き届いていない人々のデジタルインクルージョンを促進します。ワイヤレスインターネットサービスプロバイダー（WISP）は、Wi-Fi を活用して、サービスが未提供または十分に提供されていない地域にブロードバンドサービスを拡張し、地域の経済成長と雇用創出を促進します。 メーカー、サービスプロバイダー、そして技術開発者を包含する広範な Wi-Fi エコシステムは、大きな経済効果と雇用を生み出し、このセクターを日本のデジタル経済の重要な構成要素として強化しています。6GHz 帯などの新しい周波数帯の継続的な割り当てと Wi-Fi 技術の進歩は、これらのメリットをさらに増幅させ、デジタル包摂的で革新的な社会という		

			日本のビジョンを支えるでしょう。 5.結論 DSA は、AFC フレームワークの導入を前提として、6GHz 帯の 1200MHz 帯全体への免許不要アクセスを認可することは、日本のデジタル未来にとって極めて重要な政策決定であると謹んで表明いたします。この周波数帯への包括的なアクセスにより、Wi-Fi 7 や Wi-Fi 8 を含む次世代無線技術は、教育、医療、製造、公共インフラなど、あらゆる分野における高度なアプリケーションを支えるために必要な、マルチギガビットのスループット、超低遅延、そして高い信頼性を実現できるようになります。 実証的な証拠は、既存のサービスとの共存が有害な干渉なしに実現可能であることを実証しており、AFC 対応の標準電力運用は、重要な既存システムを保護するための実証済みのメカニズムを提供します。同時に、フルバンドアクセスは、中帯域の周波数不足に対処し、インフラコストを削減し、都市部と地方部の両方で高性能接続の展開を加速します。 調和のとれた規制枠組みを採用することで、日本は世界のベストプラクティスに沿うようになり、デバイス製造における大きな規模の経済を実現し、ワイヤレスエコシステム全体のイノベーションを促進し、最終的には消費者、企業、そして社会全体に利益をもたらすことになる。 DSA は、日本の規制当局に対し、AFC 対応の枠組みの下で 5925～7125MHz 帯全体を免許不要で利用可能とする、将来を見据えた政策を策定するよう強く求めます。この断固たる措置は、既存の事業の保護、ブロードバンド容量の拡大、そして日本をデジタル変革における世界的リーダーとして位置づけ、日本の無線インフラのレジリエンス（回復力）と包摂性（インクルーシブ性）を維持し、将来への備えを確保することにつながります。 DSA は、すべての関係者に利益をもたらす将来を見据えた包括的な無線ポリシーを実現するために、日本当局との協力を継続していくことを楽しみにしています。		
36	Amazon、Apple	第３章 II 第３章VII	私共は昨年以下の[1]の意見を提出しております。その後、スケジ	頂いたご意見を踏まえつつ検討を	無

	Japan, Inc.、Broadcom Inc.、シスコシステムズ合同会社、Hewlett Packard Enterprise Company、インテル株式会社、Meta Platforms, Inc.、クアルコムジャパン合同会社	第４章Ｖ３（２）	ュールの変更や、当該帯域および隣接帯域の情勢の変化に伴い、以下、今般加筆して意見を提出いたします。 5925-7125MHz へ AFC を使用した SP モード無線 LAN を導入するための技術的条件の検討と策定により、5925-6425 MHz においては無線 LAN サービス利用を屋内から屋外へと拡張できるとともに、6425-7125 MHz においては無線 LAN 周波数範囲の拡張もまた可能になります。そのための技術的条件を検討し策定する現在進行中の総務省様の方針を支持・支援します。それらの技術的条件が 2026 年 3 月までに完成することと、それに引き続き、速やかな法制度化ならびに法令施行を強く要請します。 6425-7125 MHz での無線 LAN の既存事業との周波数共用検討においては、放送事業（固定・移動）との共用検討が進行しています。同帯域の米国 FCC における検討では、 無線 LAN はシミュレーションにより有害な干渉を既存の放送事業（固定・移動）に与えないという結果が出ており、FCC は 2020 年 4 月に 5925-7125 MHz 全域で低電力屋内運用(LPI) を認可しました。米国の放送サービスは、U-NII-6 (6425-6525 MHz) および U-NII-8 (6825-7125 MHz) 帯域で運用されています。2022 年 4 月の決定後、数百万台の 6 GHz LPI デバイスが導入されましたが、現在までに放送サービスへの有害な干渉は報告されていません。FCC における無線 LAN との共用検討事例は文献 [1]に詳述されており、総務省様での検討に反映されることを強く要望します。 5925-6425 MHz ではすでに LPI モードと VLP モードの運用が認可され、多くの製品が市場に展開されています。現在検討されている 6425-7125 MHz においても、無線 LAN のユーザ利便性向上を図るため、LPI モードや VLP モードが運用可能な帯域を拡大する必要があります。 6425-7125 MHz のうち、できるだけ広い帯域幅が、理想的には帯域端 6425 MHz 以下の帯域から連続して無線 LAN に確保認可され、その結果広帯域幅を有する無線 LAN チャネルができるだけ多く使用可能になる技術的条件の策定を強く要望します。無線 LAN チャネル帯域幅が広い	進めてまいります。	

			ほど、Wi-Fi は既存事業者と周波数を効果的に共有できます。添付資料 1 は類似の空港での無線 LAN 展開を比較したもので、単に 6 GHz 下部帯域だけでなく 6 GHz 全体帯域を活用した運用により、大幅に輻輳を減らすかを示したものです。 AFC を適用する SP モードによる無線 LAN の性能検証と運用条件整備はすでに進行しているところ、それが 2026 年 3 月までに必ず完成することを強く要請します。技術的要件と運用指針が整えられれば、AFC 事業者の決定が可能であるとともに無線 LAN 製品の市場展開をただちに可能にでき、5925-7125 MHz を早期に SP モードでの有効活用が可能になります。 7025-7125 MHz は WRC-23 で IMT 特定されました。この 100 MHz 幅の周波数帯域に関し、周波数割り当てが消費者と産業に効果的に利益をもたらすためには、その帯域を利用できるデバイスと堅牢なエコシステムが伴わなければなりません。電波伝搬特性に適した無線ネットワーク構築と想定されるアプリケーションを考慮すると、無線 LAN の 6 GHz と 7 GHz での展開が最適な解です。かつ、既存事業者との周波数共用の可能性が時宜を得て証明され関係者間で合意されなければなりません。その帯域の既存事業者の存在を考慮すると、おそらく、IMT に利用したいとするモバイル事業者にとって、IMT アクセスのための条件は、それを成功に導くために、あまりに厳しすぎる可能性があります。これは、7025 MHz 以下の帯域にも当てはまります。このようなデバイスとエコシステムがなければ、周波数は十分に活用されないままとなり、電波資源の無駄やイノベーションと経済成長の機会喪失につながります。6 GHz に上部隣接する 7 GHz 帯の IMT に関する周波数検討は WRC27 に向けて始まったところであり、エコシステム構築に必要なグローバルなコンセンサスに到達するには、多くの課題と解決のための年月を要すると考えられます。7025-7125 MHz は無線 LAN への認可により、上述の課題解決のための最適解であり、日本経済に多くのメリットを与えることができるでしょう。		

37	ソフトバンク株式会社	第３章Ⅱ 第４章Ｖ３（２）②	無線LANについては、Wi-Fi 7の導入により、割当済みの5925-6425MHzにおいて 320MHz 幅の広帯域チャネルが利用可能となっております。さらに複数の 320MHz 幅のチャネルを同時に利用可能とするため周波数拡張に係る検討を進めることは、無線 LAN の発展に寄与するとともに、新たなユースケースの創出にもつながると考えます。 一方、WRC-23 の結果、全地域において 7025-7125MHz が、第一地域全体と第二・三地域の一部において 6425-7025MHz が IMT 特定されています。6425-7125MHz は 3GPP バンド n104 として仕様化されており、中国では当該帯域を IMT に割当を決定した他、欧米の通信事業者より IMT への早期割当を要望する声が挙がっています。 これらの動向を踏まえ、6425-7125MHz における無線 LAN の周波数拡張については、IMT との調和を図りつつ、双方の発展を見据えた検討を進めることが望ましいと考えます。	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
38	Wireless City Planning 株式会社	第３章Ⅱ 第４章Ｖ３（２）②	無線LANについては、Wi-Fi 7の導入により、割当済みの5925-6425MHzにおいて 320MHz 幅の広帯域チャネルが利用可能となっております。さらに複数の 320MHz 幅のチャネルを同時に利用可能とするため周波数拡張に係る検討を進めることは、無線 LAN の発展に寄与するとともに、新たなユースケースの創出にもつながると考えます。 一方、WRC-23 の結果、全地域において 7025-7125MHz が、第一地域全体と第二・三地域の一部において 6425-7025MHz が IMT 特定されています。6425-7125MHz は 3GPP バンド n104 として仕様化されており、中国では当該帯域を IMT に割当を決定した他、欧米の通信事業者より IMT への早期割当を要望する声が挙がっています。 これらの動向を踏まえ、6425-7125MHz における無線 LAN の周波数拡張については、IMT との調和を図りつつ、双方の発展を見据えた検討を進めることが望ましいと考えます。	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
39	ＫＤＤＩ株式会社	第３章Ⅱ 第４章Ｖ３（２）②	無線 LAN の更なる高度化、帯域拡張については、利用者の利便性向上に向けた重要な取り組みであると認識しております。 一方で、検討対象周波数のうち、WRC-23 にて IMT 特定された 7,025～	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無

			7,125MHz のみならず、連続した 6,425～7,025MHz を含めた 6～8GHz 帯において、次世代移動通信システム（6G）の導入を念頭に、諸外国では周波数帯の確保に向けた検討が始まっております。 無線 LAN の検討においては、具体的なニーズ、既存無線システムとの共用可能性等を踏まえつつ、諸外国における周波数利用の動向も十分に考慮したうえで、今後の技術的検討や具体的な周波数帯域の方針整理が進められることを希望いたします。		
40	ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ﾌﾞﾛｰﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ株式会社	第３章Ⅱ 第４章Ⅴ３（２）②	SP モード無線 LAN 及び既存無線システムとの周波数共用のために必要な AFC の検討、推進に賛同致します。 近年、あらゆる産業において、AI を活用したサービスの高度化、並びに、生産性向上等に向けた DX 推進が図られ、それらの通信に用いられる無線 LAN の利用は増加の一途を辿っています。 このため本アクションプランに記載されている高出力の SP モード無線 LAN の実証、並びに、屋外でも利用可能となる 6.5GHz 帯（6425～7125MHz）の帯域拡張は、現在も顕在化している電波干渉の解消、通信速度の改善、通信エリアの拡大などのため非常に有用です。 また、この帯域拡張にあたり、6.5GHz 帯において既存システムに干渉等を与えない AFC（Automated Frequency Coordination)システムは非常に有効であると考えます。 本検討にて、技術的要件の整理とともに、利用者の利便性を損なわない運用方法の検討などを実施し、諸外国の動向も踏まえつつ、我が国の周波数有効利用に資する実用化を希望します。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
既存無線システムとの共用に関するご意見					
41	日本放送協会	第３章Ⅱ	放送は、災害や国民的な関心事に関して信頼できる情報を広く国民に対し瞬時に伝達し、国民の生命・財産を守るという高い公共性を持っています。6.5GHz 帯は、テレビ放送用中継回線など全国で 1,700 回線以上使用しており、あまねく全国の視聴者に豊かで良質な放送番組や迅速かつ的確な災害報道を確実に届けるため、非常に高い回線信頼度が求められています。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無

			このため、 AFC システムを用いた無線 LAN と周波数の共用をする場合には、技術面と運用面の両方において、現状の回線信頼度が損なわれることが無いよう、関係者間で十分協議したうえで既存事業者に不利益とならないように慎重かつ丁寧に進めることを求めます。		
42	西日本放送株式会社	第３章Ⅱ	対象となる周波数帯（6425～7125MHz）は、放送事業で使用する固定局および移動局の周波数帯域です。 ◎ 固定局（特にＳＴＬ，ＴＴＬ）との重複について テレビ・ラジオの番組プログラム伝送に使用しており、放送事業社にとっては、生命線ともいえる回線となっています。 固定局設計時には「回線設計」「干渉検討」を行い、他無線局への影響が無いことを十分確認した上で許認可いただいている回線となります。 「無線ＬＡＮの技術的要件及び運営に関する基本的考え方」を整理する際には、既存回線へ影響を与えない基準を設けていただくことをお願いするとともに、開設審査は、すでに放送事業社が行っている「回線設計（単一区間)」をおこない必要以上の出力を出さないこと、また、「干渉設計」にて他無線局へ影響を与えないことを確認の上、許認可いただきますようお願いします。 ◎ 移動局（FPU）との重複について FPU（C 帯・D 帯）は平時の大規模中継に使用している以外に、非常災害時における貴重な自営回線でもあります。 伝送区間はその都度異なり、利用者は許可頂いた範囲で他設備へ影響を与えないよう運用しています。 人命優先・災害報道に大きな役割を担う FPU 設備が、無線 LAN の普及が進むにつれて、使用できない環境になっていくことが予測されます。 特に近年、放送事業社には「公共・社会的」使命から「災害報道」や「放送の継続」等、厳しく要綱が取りまとめられています。社会的役	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無

			割を果たすに必要な「周波数」が安心して使用できない環境再整備にならないことを希望します。		
43	株式会社フジテレビジョン	第３章Ⅱ 第４章Ⅴ３（２）②	・6.5GHz 帯（6,425～7,125MHz）では放送事業用の既存無線システムとして、放送本線や番組中継用の固定局、番組制作用の FPU 等、多数の無線局が運用されております。 ・固定局の運用においては、有害干渉は放送事故に直結します。また、FPU 運用においては、6.5GHz 帯は降雨減衰の影響が少なく長距離伝送が可能で、必要不可欠な周波数帯です。 ・固定局や FPU は、リアルタイム伝送で再送が許されない運用であり、無線 LAN の屋外利用を含めた共用検討にあたっては、既存無線システムが継続的に安定運用できることが必須となります。 ・有害干渉を防止する AFC の導入検討には賛同しますが、システムや運用の検討にあたっては、既存無線システムの安定運用や放送事業者の費用負担が無いことが前提となります。 ・行政は既存免許人の意見を十分に聴取したうえで、既存無線システムに配慮しながら、慎重かつ丁寧な検討を行って頂くよう要望します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
44	株式会社 TBS テレビ	第３章Ⅱ	6425～7125MHz において放送事業者は 24 時間、固定回線にて放送本線の伝送並びに素材伝送回線としての FPU 等による伝送を放送事業と一体として行っております。当該周波数における無線 LAN との共用はこの既存業務に干渉や影響がないようにすることが前提です。 また干渉機会の検討においても、放送事業者は 24 時間常時運用であり伝送内容は放送本線であり傷ついてはならない通信であるため、干渉の検討に確率論を主体的に用いるべきではないと考えます。 AFC（Automated Frequency Coordination）を検討することを妨げるものではありませんが、その運用検討においては既存業務の保護を第一に考え、合意形成には丁寧な議論がなされるべきです。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
45	朝日放送テレビ株式会社	第３章Ⅱ 第４章Ⅴ３（２）②	・屋外利用を含めた無線 LAN の 6,425～7,125MHz への周波数拡張について、令和 7 年度を目途に技術的条件を取りまとめるとされていますが、同周波数帯は、放送事業者が放送本線の伝送を行う番組中継用の	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			固定局を 24 時間 365 日、基幹放送局と一体的に運用していることに加え、報道取材や番組制作のための素材を伝送する FPU を日常的に運用していることから、慎重に検討されるべきで、十分な配慮が必要です。		
46	一般社団法人日本民間放送連盟	第３章Ⅱ 第４章Ｖ３（２）②	・　放送事業者は 6,425～7,125MHz において、放送本線の伝送を行う番組中継用の固定局を 24 時間 365 日、基幹放送局と一体的に運用するとともに、報道取材や番組制作のための素材を伝送するＦＰＵを日常的に運用しており、こうした業務を今後も支障なく継続できることが必要不可欠です。 ・　固定局やＦＰＵに有害な干渉を与えることなく周波数を共用し、無線ＬＡＮの屋外利用を含む帯域拡張を実現するために、ＡＦＣ（Automated Frequency Coordination）システムを採用する方向性は理解できますが、「ＡＦＣシステムの技術的要件及び運用に関する基本的考え方の整理」に当たっては、既存無線システムの特性や運用形態を踏まえて慎重に検討を行い、丁寧に合意形成を行う必要があります。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
47	札幌テレビ放送株式会社	第３章Ⅱ 第４章Ｖ３（２）②	・6.5GHz 帯無線 LAN の周波数拡張対象となっている 6425～7125MHz は、放送本線伝送を行う固定局が 24 時間 365 日運用され、また素材伝送用の FPU についても番組中継、報道中継で日常的に使用し、特に広域災害時には、ヘリコプターからの映像を長距離伝送し微弱な電波を受信する運用をしています。そのなか、無線 LAN の屋外利用のための AFC システム運用による共用の検討がなされていますが、様々な運用を行う放送事業者側システムへの影響が確実に発生しなく、業務を支障なく継続できる事が必要であり、慎重かつ丁寧に進めていただくことを要望します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
48	株式会社ＳＴＶラジオ	第３章Ⅱ 第４章Ｖ３（２）②	6.5GHz 帯無線 LAN の周波数拡張対象となっている 6,425～7,125MHz は、放送番組伝送を行う固定局を 24 時間 365 日運用しています。また、一部の固定局は周波数再編計画によって、令和元年度に 3.4GHz 帯から周波数を移行していました。そのなか、無線 LAN の屋外利用の検討、ならびに AFC システム運用による共用の議論がなされていますが、放送事業者側システムへの影響が確実に発生せず、業務を支障なく継続できる事が必	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無

			要であり、慎重かつ丁寧な検討を行っていただくことを要望します。		
49	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、株式会社高速道路総合技術研究所	第３章Ⅱ	高速道路本線上及び料金所においてDSRC（ETC及びETC2.0サービス）を運用しています。これら既存無線システムは5.8GHｚ帯（5770MHｚ？5850MHｚ）にて運用を行っていますが、無線ＬＡＮの高出力屋外利用検討対象（5925？6425MHz帯）と近接した周波数であるため、イメージ干渉等の影響が想定されます。本件の技術条件の検討を行う際には当該既存無線システム（ＤＳＲＣ）への影響を与えないよう十分な検討とご配慮をいただきたい。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
50	日本テレビ放送網株式会社	第３章Ⅱ	無線LANの6425～7125MHz帯への周波数拡張については、他の無線システムとの共用検討を進め、令和7年度を目途に技術的条件の取りまとめを行うこととの言及があります。 同帯域では、我々放送事業者が放送本線の伝送を行う番組中継用の固定局を24時間365日、基幹放送局と一体的に運用し、さらに非常災害など報道取材や番組制作の素材伝送を含む日常的な運用を行っており、国民へ必要な情報を伝達する高い公共性を有するテレビ放送を支えています。我々放送事業者にとって必要不可欠な業務を今後も安定かつ確実に継続できるよう、既存無線システムに十分配慮したうえで、慎重かつ丁寧に検討を行っていただくよう強く要望致します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
51	東海テレビ放送株式会社	第３章Ⅱ	・6,425～7,125MHz 帯において、当社は放送本線の伝送を担う番組中継用の固定局を基幹放送局と連携しながら 24 時間 365 日体制で運用しており、報道取材や番組制作に必要な素材伝送のための FPU を日常的に運用しています。これらの業務は放送の根幹を支えるものであり、今後も安定的かつ継続的に運用できる環境の確保が不可欠です。 ・無線 LAN の屋外利用や周波数帯域の拡張にあたっては、固定局や FPU に有害な干渉を与えることなく周波数を共用することが前提であり、そのための手段として検討されている AFC システムの技術的要件および運用に関する基本的な考え方の整理にあたっては、既存の放送用無	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無

			線システムの特性や運用形態を十分に踏まえた慎重な検討が必要です。特に、現場運用に即した対応が求められるため、関係者間で丁寧な合意形成を図ることが不可欠であると考えます。		
52	北海道放送株式会社	第３章Ⅱ 第４章Ｖ３（２）② 第４章Ｖ５（３）	・6.5GHz 帯（6425～7125MHz）は、全国の放送事業者が放送ネットワークを構築するための固定局で使用し、24 時間 365 日、基幹放送局と一体的に運用しています。また、報道取材、番組制作の素材伝送用として運用する FPU でも使用しています。いずれも災害時には国民の安心安全を守る情報を提供する手段として、地上基幹放送の業務に必要不可欠で途切れることが許されない無線システムです。 ・6.5GHz 帯が屋外利用を含む無線 LAN の周波数帯域拡張の対象となっており、実機による実環境下における検証について言及されていますが、既存無線システムへの影響に関しては十分な配慮が必要と考えます。また、AFC システムの技術的要件についても十分な検討が必要です。 ・一部（7025～7125MHz）が WRC-23 において IMT 特定されていることから 5G への割当て可能性について検討されることに関しても、同様の考え方が不可欠です。 ・これらに関して「令和 7 年度中を目途に周波数共用等の技術的条件を取りまとめる」とありますが、スケジュール、結論ありきとならないよう、慎重かつ丁寧に対応することを要望いたします。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
53	中部日本放送株式会社、 株式会社ＣＢＣテレビ	第３章Ⅱ 第４章Ｖ３（２）②	6425～7125MHz 帯域において放送事業者は、放送本線伝送用回線（STL/TTL）及び映像素材伝送用回線（FPU/TSL）の運用を行っています。前者は 24 時間 365 日、放送本線を各送信所・固定局に伝送、後者は報道取材や番組制作の映像中継素材を伝送しており、放送事業者が地域の重要インフラとして信頼性・安全性を維持していくためにも常時安定した運用が必要な回線です。 この帯域における無線 LAN の使用について技術的条件をまとめる上では、放送事業者の業務に支障をきたすことが無いことを前提に、スケジュールありきではなく、慎重な議論を進めることを求めます。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
54	テレビ大阪株式会	第３章Ⅱ 第４章Ｖ３（２）②	6.5GHz 帯（6425～7125MHz）の周波数は、全国の放送事業者がＳＴＬ、	頂いたご意見を踏まえ、既存無線	無

	社		ＦＰＵをはじめとする無線局において多用しております。他の無線局との共用検討については、既存の無線局の平常時及び非常時の運用に影響を与えることがないよう、慎重な検討を強く要望します。	システムの運用に配慮しつつ、慎重に検討を進めてまいります。	
55	株式会社TBSラジオ	第３章Ⅱ 第４章Ｖ３（２）②	ラジオ放送事業者は、総務省の周波数政策により、短期間に 2 度（900MHz 帯 → 3.4GHz 帯 → M・N 帯）の STL/TTL などの無線システムの移行を強いられ、経済的負担を負ってきた経緯があります。 ラジオ放送の中継用固定局は 24 時間 365 日、放送本線の伝送を担う基幹放送局と一体不可分であり、その安定的な運用は公共的役割を果たす上で不可欠です。 無線 LAN の屋外利用による周波数拡張に関し、既存システムへの有害な混信を防ぐための AFC システム導入については、技術的な可能性を理解しますが、検討は放送業務の運用実態に即して慎重に進めるべきです。 さらに、無線 LAN は専門知識を持たない一般消費者による利用を前提としており、免許人との帯域共用は制度運用上の多くの問題を内包するおそれがあります。 今回の制度整備にあたっては、拙速な結論を避け、現場の実態を丁寧に把握し、関係者との十分な合意形成を進めることを強く要望します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、丁寧に検討を進めてまいります。	無
56	株式会社テレビ東京	第３章Ⅱ 第４章Ｖ３（２）②	● 6.5GHz 帯(6425～7125MHz)は、放送事業者が固定局(STL/TTL/TSL)と移動局(FPU)を運用しています。固定局は、全国の放送事業者が放送本線の伝送に 24 時間 365 日、基幹放送局と一体的に運用しています。また素材伝送用の移動局は緊急報道など、いつでも、どこでも速やかに電波発射できる必要があります。これらの放送事業用固定局および移動局が、今後も支障なく運用を継続できることが必要不可欠です。 ● 固定局や移動局に有害な干渉を与えることなく周波数を共用し、無線 LAN の屋外利用を含む帯域拡張を実現するため、AFC(Automated Frequency Coordination）を採用する場合には、既存無線システムの運用形態を十分に踏まえ、業務に支障が生じないよう慎重かつ綿密な検討を強く要望します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ綿密に検討を進めてまいります。	無

第３章　重点的取組　Ⅲ　Ｖ２Ｘの検討推進　に関するご意見					
全般に関するご意見					
57	クアルコムジャパン合同会社	第３章Ⅲ	• 5.9 GHz 帯への V2X 通信システムの割り当てが最終段階に至ったことを、Qualcomm は高く評価いたします。 • この帯域は、高度道路交通システム（ITS）や自動運転技術の実現に不可欠な通信インフラであり、V2X の導入は交通安全の向上、渋滞緩和、環境負荷の低減など、社会的課題の解決に大きく貢献するものと確信しております。 • 総務省様におかれましては、これまでの検討過程において、国内外の技術動向や産業界の意見を丁寧に反映しながら、制度設計を着実に進めてこられました。特に、5.9 GHz 帯における V2X 導入に向けた技術条件の策定や周波数移行のスケジュール提示など、透明性と実効性を兼ね備えた政策形成に対し、深く敬意を表します。V2X の通信技術に関しては、複数の方式が存在しており、各国・地域において、それぞれのユースケースに最適な方式が選択されています。日本においても、検討されているユースケースに最も適した方式が選定されることを期待しております。	本案への賛同意見として承ります。	無
58	Car2Car Communication Consortium	第３章Ⅲ 第４章Ｖ３（３）①	C2C-CC は、現在総務省で検討されている 5.9 GHz 帯（5895～5925 MHz）における安全な V2X 通信のための最大 30 MHz の割り当てを強く支持します。この 30 MHz の割り当ては、日本国内における V2X の初期導入を可能にするとともに、国際的な V2X 運用との調和を促進できます。 次の段階として、将来的な Connected Cooperative & Automated Mobility（CCAM）の実現に向けた V2X サービスの展開を可能とするため、5.9 GHz 帯で安全を目指す V2X 通信のための 20 MHz （5875～5895 MHz）と非安全系 V2X 通信のための 20 MHz（5855～5875 MHz）と併せた 40 MHz の追加割り当てについても検討願います。 CAR 2 CAR Communication Consortium（C2C-CC）は、2021 年 10 月に同一テーマに関するパブコメに参加しており、その際に WRC 19（世界無線通信会議）の勧告 208 に従うことを提案しました.	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			日本における安全な高度道路交通システム（ITS）のために、5.9 GHz 帯の 70 MHz を割り当てることは最善の解決策と考えられます。また WRC-19 勧告 208 と ITU-R 勧告 M.2121 では、全世界において ITS 用途として 5850～5925 MHz の 75 MHz 帯域を指定することを推奨しています。 欧州においては、2025 年までに 200 万台の車両に V2X 直接通信機能が搭載され、2022 年までに 2 万 km に及ぶ道路に至近距離安全の為の V2X 路側機が設置され、更に 10 万 km に及ぶ道路には、長距離交通に使用する協調型 ITS が装備されています。さらに、50 以上の都市においては ITS-G5 を用いた V2X が実用化済です。		
59	株式会社 NTT ドコモ	第３章Ⅲ	原案に示された、5.9GHz 帯の一部を V2X 通信向けに割り当てる方向性、及び既存無線局の周波数移行の促進等の取組みは、自動運転社会の実現に向けた重要な施策と認識しており、これらの取り組みに賛同いたします。また V2X の利用周波数全般に関し、グローバルハーモナイズに向けた世界の動向と国内における周波数有効利用の観点から、総合的な検討が進められることを希望します。	本案への賛同意見として承ります。	無
60	5G Automotive Association	第３章Ⅲ	5G Automotive Association（5GAA）は、V2X サービスの実現に向けた 5.9GHz 帯の利用を可能にするための総務省（MIC）による具体的な取り組みに対し、引き続き支持を表明いたします。 5GAA は、今回のアクションプランに関し、5.9GHz 帯のマイグレーションに関するマイルストーンや FoT 環境の充実、周波数共用に関する技術的検討など、5.9GHz 帯に関する様々な活動における総務省様の多大なご尽力に感謝いたします。これらの取り組みにより、日本における 5.9GHz V2X システムの円滑な導入が実現されると 5GAA は確信しております。 また、5GAA は技術選定に関し、C-V2X を候補技術の一つとして検討いただきたいと考えております。C-V2X は世界の他地域で勢いを増しており、すでに米国、中国、韓国で採用されております。米国では 2024 年 11 月 21 日に、FCC が C-V2X の 5.9GHz 帯における直接通信の運用を認める Report and Order を承認しました。	本案への賛同意見として承ります。	無
61	楽天モバイル株式	第３章Ⅲ	本アクションプラン案における自動運転を支える通信環境確保の重要	本案への賛同意見として承るとと	無

	会社		性、及び 5.9GHz 帯の V2X 通信向けへの割当てに向けた各種取組推進の方針に賛同いたします。 なお、本項目についても将来的な技術動向や国際動向、利用実態に応じて、周波数が最大限に有効活用されるよう、適宜見直しを図っていくべきと考えます。	もに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	
62	日本電気株式会社	第３章Ⅲ 第４章Ⅴ３（３）① 別紙　２（１）③	総務省による 5.9GHz 帯の V2X 通信向け周波数割当て推進に賛同します。本取り組みにより、国際的な標準化動向とも整合しつつ、V2X 通信に高速・大容量・低遅延な通信システムの活用が可能となり、自動運転車の走行支援や、交通参加者の安全性向上、利便性向上に寄与できると期待します。 また、技術的な信頼性向上と実用化加速のために、以下の施策を優先的に検討すべきと考えます。 ①　既存 ITS 無線である 760MHz 帯に加え、5.9GHz 帯の活用により自動運転の本格普及を支える幅広いユースケースに対応可能な技術的検討を行うことに賛同します。検討にあたっては、映像伝送など広い通信帯域が求められる場面で好適と考えられる 30MHz 最大幅でのチャネル運用も見据えた技術的検討や実証実験を進めることが、将来の需要増加や新たなサービスの実装に向けた検討として有益であると考えます。 ②　既存無線システムとの周波数共用を実現しながら周波数資源の有効活用を行うことが不可欠であるため、引き続き隣接システム等との周波数共用検討を進めることに賛同します。 ③　普及拡大・促進の観点では、車載器における免許不要の運用制度の適用等による導入コストの削減や、インフラ整備・車載器搭載等に関する普及促進施策についても検討を行うことにより、民間事業者や地域における早期展開を後押しすることが期待できると考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
63	日本自動車輸入組合	第３章Ⅲ 別紙　２（１）③	V2X の検討推進において、自動運転を支える通信インフラの整備が急務であるなか、5.9GHz の通信方式を国際協調を前提とし、通信方式を早	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検	無

			期に確定のうえ、開発中の車両に求める技術基準が示されることを要望します。	討を進めてまいります。	
64	ソフトバンク株式会社	第３章Ⅲ 第４章Ｖ３（３）①	自動運転等の進展に寄与するV2X用通信として、国際的に検討が進められている5.9GHz帯の割当てに向けて、既存無線局の周波数移行、及び技術実証などV2X通信システムの技術基準等の整備に向けた技術的検討を進めることに賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
65	Wireless City Planning株式会社	第３章Ⅳ 上記以外の意見対象箇所 第４章Ｖ３（４）①	自動運転等の進展に寄与するV2X用通信として、国際的に検討が進められている5.9GHz帯の割当てに向けて、既存無線局の周波数移行、及び技術実証などV2X通信システムの技術基準等の整備に向けた技術的検討を進めることに賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
66	京セラ株式会社	第３章Ⅲ 第４章Ｖ３（３）① 別紙　２（１）③	「V2Xの検討推進」に関しては、既存のITS用周波数帯（760MHz帯等）に加えて、国際的に検討が進められている5.9GHz帯の追加割当てに向けて、「自動運転時代の“次世代のITS通信”研究会 第３期」等の取り組みを通じて、具体的な検討を継続することに賛同いたします。 そのうえで、5.9GHz帯の追加割当てにあたっては、既存のITS用周波数帯（760MHz帯等）の特性を考慮した使い分けに加え、5.9GHz帯V2X通信と760MHz帯などの既存ITS無線通信、さらにはV2N通信との最適な組合せ・連携を図ることが重要と考えます。特に、セルラー系通信技術の進化サイクルと車両のライフサイクルは大きく異なるため、安全性に関わる基本的なユースケースについては、既存のITS用周波数帯での継続的な運用を前提とすることが望ましいと考えます。 また、高速道路や自動車専用道路での技術実証とともに一般道での他の無線とも連携した面的な実証実験を行うとのこと、大いに期待しております。特に一般道などの交通環境が複雑な場面において、5.9GHz帯V2X通信システムと既存のITS用周波数帯（760MHz帯）とが連携し、自動運転の本格普及に向けた幅広いユースケースに対応可能なシステム全体の実証実験や技術基準等の策定に向けた技術的検討をお願いします。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
67	沖電気工業株式会社	第３章Ⅲ 第４章Ｖ２、３（３）①	V2Xは、自動運転の社会実装の進展にあわせて、活用・普及が進むと想定しており、新たな周波数の割り当てを進める事に賛同致します。海	本案への賛同意見として承ります。	無

			外では既に 5.9GHz 帯の割り当てが進んでいることから、国内においても、国際的な調和を取りつつ、5.9GHz 帯における V2X 用通信の導入に関わる検討が進むことを期待します。 弊社としても本分野の社会実装推進を目的に、V2X 検討に貢献させて頂きます。		
68	トヨタ自動車株式会社	第３章Ⅲ 第４章Ｖ２	・原案に「自動運転については ～（中略）～ 5.9GHz 帯（5850～5925MHz）のうち 5895～5925MHz の最大 30MHz 幅を V2X 通信向けに割り当てる方向」とあります。また「政府戦略などを踏まえ、東北自動車道等における技術実証や～（中略）～5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準等の整備に向けた技術的検討を進める。」とあります。システム導入には、他システムとの周波数共用などの技術的課題に加え、既存の V2X 通信を含む他の社会システムとの共存･すみ分けを図り、サービス要件に適した通信方式や持続的なサービス提供を実現するための議論･検討が必要と考えます。 ・「既存の ITS 用周波数帯（760MHz 帯等）に加えて」とあります。760MHz 帯にて既に実用化されている安全運転支援サービス（ITS Connect）の通信方式は、自動運転の実現を可能とするものであり、電波有効利用の観点から、5.9GHz 帯 V2X システムの導入･普及に向けた道筋を明らかにする上では、既存の ITS 用周波数帯（760MHz 帯等）の普及も考慮したうえで、両周波数帯の電波の有効活用を検討すべきと考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。 なお、ご指摘の 760MHz 帯 ITS 通信については、多様な主体による有効活用を推進するため、無線局免許人の範囲の追加等を行う制度改正の意見公募を 11 月６日から開始しており、今後、意見募集の結果を踏まえて速やかに改正を行う予定です。	無
69	ITS 情報通信システム推進会議 通信高度化専門委員会	第３章Ⅲ 第４章Ｖ２、３（３）①	次世代モビリティのひとつとして期待される自動運転を実現・支援する V2X には新たな周波数帯の割当てが必須であり、欧州／米国／中国などでは既に 5.9GHz 帯への V2X の周波数割当てが進んでいます。国際的に調和を取りつつ、我が国がこの分野における競争力を確保するために、5.9GHz 帯における V2X 用通信の導入に関わる検討が進むことを期待します。 なお検討にあたっては、5.9GHz に隣接する 5.8GHz 帯で利用されている ETC や ETC2.0 のサービスに影響を与えないように、十分な検討と配慮をお願いします。	本案への賛同意見として承ります。 また、周波数共用検討を含む 5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準等の策定に向けた技術的検討にあたっては、既存無線局の免許人など、関係者のご協力を頂きながら丁寧に進めてまいります。	無

			ITS 情報通信システム推進会議では、自動運転向け無線通信の国内標準化に向け、その候補となる通信仕様を検討し、実証実験に活用される事を想定した「自動運転(自専道)通信活用ユースケース向け通信システムの実験用ガイドライン ITS FORUM RC-020 1.0 版」、「SIP 協調型自動運転ユースケースに関する通信シナリオ／通信要件の検討資料　ITS FORUM RC-017 1.1 版」を策定しております。これらは国家プロジェクトである SIP-adus（戦略的イノベーション創造プログラム 自動運転(システムとサービスの拡張)）、および総務省殿との連携による技術検討成果であり、本取組みにおいても、是非貢献したく考えます。		
既存無線システムとの共用に関するご意見					
70	日本放送協会	第 3 章 III	放送は、災害や国民的な関心事に関して信頼できる情報を広く国民に対し瞬時に伝達し、国民の生命・財産を守るという高い公共性を持っています。5.9GHz 帯は、テレビ放送用中継回線など全国で 150 回線以上使用しており、あまねく全国の視聴者に豊かで良質な放送番組や迅速かつ的確な災害報道を確実に届けるため、非常に高い回線信頼度が求められています。 全国の周波数移行にあたり、放送事業者においては長期間にわたる設備整備などの対応が必要となります。移行方法や移行期限など関係者間での協議を継続しながら進めることを求めます。	自動運転の実現に向けて政府全体での取組が進められる中、自動運転を支える通信環境やインフラの整備が急務であり、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの早期導入が求められています。 こうした中、総務省では「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」を活用し、既存無線局の周波数変更に係る費用を全額補助する支援を行い、既存無線局の免許人には十分に配慮しながら、当該周波数変更について東名阪地域を中心として順次進めているところ、自動運転については日本全国の様々な地域で実証実験等の取組が進められており、政府全体の戦略においても、自動運転によって全国で移動の足を確保し、安全・安心な社会を実現していく旨の方針が示されていることから、当該周波数変更の全国的な実施を早期かつ円滑に進めていくことが必要です。 このため、総務省では、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 27 号）による改正後の電波法に基づく特定周波数変	無

				更対策業務により、全国的な周波数変更の支援を実施する方向で検討しており、電波法上、当該業務の実施には、既存無線局に係る周波数の使用の期限及び新たに導入する無線局を定める等が必要となるものです。 こうした状況を踏まえつつ、当該周波数変更の実施に当たっては、上記支援の円滑な実施等を通じて、引き続き、既存無線局の免許人に配慮しつつ、丁寧に進めてまいります。	
71	株式会社TBSテレビ	第3章Ⅲ	5.9GHz 帯 TTL 伝送から周波数移行を行う事業自体に異論はございません。その中で、検討の段階を終え移行実務の段階に来ている地域もあります。実工事だけでなく書類作業も含めて放送事業者の労力は多大であり、これ以上のスピードアップは難しいものと考えます。 また、周波数割当計画を変更し、特定周波数変更対策業務の対象とする方針自体は問題ないものと思っておりますが、災害や事故、半導体不足による長納期化など放送事業者の力では防ぎえない遅延要因も起こりうることから、期限・スケジュール等柔軟性をもって進めるべきであると考えます。	自動運転の実現に向けて政府全体での取組が進められる中、自動運転を支える通信環境やインフラの整備が急務であり、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの早期導入が求められています。 こうした中、総務省では「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」を活用し、既存無線局の周波数変更に係る費用を全額補助する支援を行い、既存無線局の免許人には十分に配慮しながら、当該周波数変更について東名阪地域を中心として順次進めているところ、自動運転については日本全国の様々な地域で実証実験等の取組が進められており、政府全体の戦略においても、自動運転によって全国で移動の足を確保し、安全・安心な社会を実現していく旨の方針が示されていることから、当該周波数変更の全国的な実施を早期かつ円滑に進めていくことが必要です。 このため、総務省では、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和7年法律第27号）による改正後の電波法に基づく特定周波数変更対策業務により、全国的な周波数変更の支援を実施する方向で検討しており、電波法上、当該業務の実施には、既存無線局に係る周波数の使用の期限及び新たに導入する無線局	無

				を定める等が必要となるものです。 こうした状況を踏まえつつ、当該周波数変更の実施に当たっては、上記支援の円滑な実施等を通じて、引き続き、既存無線局の免許人に配慮しつつ、丁寧に進めてまいります。	
72	一般社団法人日本民間放送連盟	第３章Ⅲ 第４章Ｖ３（３）①	・　Ｖ２Ｘ通信システムを導入するために、既存の放送事業用無線局の全国的な周波数移行が進められていますが、スケジュールありきでなく、放送事業者に過度の負担をかけないことが大前提です。 ・　さらに、周波数が隣接するＦＰＵなどの既存無線システムに有害な干渉を与えないよう、共用条件等の検討を丁寧に行う必要があります。 ・　周波数再編を円滑に実施するため、周波数割当計画を変更し、特定周波数変更対策業務の対象とする方針は理解できます。ただし周波数移行は、▽放送事業者側において多くの労力を要する事業である、▽無線設備の製造や工事などに要する時間を見込む必要がある、▽放送事業者の工夫や努力だけで解決できない事案が発生する場合がある――などの事情に配慮が必要であり、周波数の使用期限は無理のない形で規定すべきです。	自動運転の実現に向けて政府全体での取組が進められる中、自動運転を支える通信環境やインフラの整備が急務であり、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの早期導入が求められています。 こうした中、総務省では「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」を活用し、既存無線局の周波数変更に係る費用を全額補助する支援を行い、既存無線局の免許人には十分に配慮しながら、当該周波数変更について東名阪地域を中心として順次進めているところ、自動運転については日本全国の様々な地域で実証実験等の取組が進められており、政府全体の戦略においても、自動運転によって全国で移動の足を確保し、安全・安心な社会を実現していく旨の方針が示されていることから、当該周波数変更の全国的な実施を早期かつ円滑に進めていくことが必要です。 このため、総務省では、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 27 号）による改正後の電波法に基づく特定周波数変更対策業務により、全国的な周波数変更の支援を実施する方向で検討しており、電波法上、当該業務の実施には、既存無線局に係る周波数の使用の期限及び新たに導入する無線局を定める等が必要となるものです。 こうした状況を踏まえつつ、当該周波数変更の実施に当たっては、上記支援の円滑な実施等を通じて、引き続き、既存無線局の免許人に配慮	無

				しつつ、丁寧に進めてまいります。 また、周波数共用検討を含む5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準等の策定に向けた技術的検討にあたっては、既存無線局の免許人など、関係者のご協力を頂きながら丁寧に進めてまいります。	
73	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、株式会社高速道路総合技術研究所	第３章Ⅲ	ETC および ETC２．０ サービスシステムは全国の高速道路本線上ならびに料金所（スマート IC 含む）に設置された路側機器（FB 基地局）において運用しております。また、当該路側機器との通信を行う車載器を搭載した ETC 車両（ML 移動局）は高速道路をはじめ、国内の道路を走行しています。これら既存の無線システムは 5.8GHz 帯にて運用を行っておりますので、既に割当られている 5.8GHz 帯（5770MHｚ？5850MHｚ）を利用している ETC 路側機器ならびに ETC 車載器等の既設無線局の運用における影響（特に ETC 車載器のイメージ周波数干渉等を含む）が無いよう、技術的条件の検討や周波数共用検討（周波数選定、無線局出力等）を進めていただくとともに、慎重な検討をお願いいたします。	周波数共用検討を含む 5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準等の策定に向けた技術的検討にあたっては、既存無線局の免許人など、関係者のご協力を頂きながら丁寧に進めてまいります。	無
74	日本テレビ放送網株式会社	第３章Ⅲ	5.9GHz 帯 V2X 通信への追加割り当ての為、放送事業者の回線移行作業が進行中です。 特定周波数変更対策業務として定められた期限までに移行作業を完遂するためにも、放送事業者の作業と経済的負担軽減のため、迅速な審査と助成金交付を要望致します。	自動運転の実現に向けて政府全体での取組が進められる中、自動運転を支える通信環境やインフラの整備が急務であり、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの早期導入が求められています。 こうした中、総務省では「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」を活用し、既存無線局の周波数変更に係る費用を全額補助する支援を行い、既存無線局の免許人には十分に配慮しながら、当該周波数変更について東名阪地域を中心として順次進めているところ、自動運転については日本全国の様々な地域で実証実験等の取組が進められており、政府全体の戦略においても、自動運転によって全国で移動の足を確保し、安全・安心な社会を実現していく旨の方針が示されていることから、当該周波数変更の全国的	無

				な実施を早期かつ円滑に進めていくことが必要です。 　このため、総務省では、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 27 号）による改正後の電波法に基づく特定周波数変更対策業務により、全国的な周波数変更の支援を実施する方向で検討しており、電波法上、当該業務の実施には、既存無線局に係る周波数の使用の期限及び新たに導入する無線局を定める等が必要となるものです。 　こうした状況を踏まえつつ、当該周波数変更の実施に当たっては、上記支援の円滑な実施等を通じて、引き続き、既存無線局の免許人に配慮しつつ、丁寧に進めてまいります。	
75	東海テレビ放送株式会社	第３章Ⅲ	・V2X 通信システムの導入に向けて、既存の放送事業用無線局の全国的な周波数移行が進められていますが、当社をはじめ、周波数移行の対象外となっている放送事業者においても、共用機器の交換が必要となる場合があり、結果として過度な負担が生じる可能性があります。そのため、放送事業者の負担が過大とならないよう、十分な配慮を求めます。また、周波数移行のスケジュールについても、柔軟かつ現実的な対応が必要です。 ・周波数割当計画の変更や、特定周波数変更対策業務の対象とする方針については理解できますが、放送事業者にとって、多くの調整作業や運用変更が必要となる負担の大きい事業であるため、周波数の使用期限については、現場の対応可能性を十分に考慮した、無理のない形で設定することを要望します。	自動運転の実現に向けて政府全体での取組が進められる中、自動運転を支える通信環境やインフラの整備が急務であり、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの早期導入が求められています。 　こうした中、総務省では「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」を活用し、既存無線局の周波数変更に係る費用を全額補助する支援を行い、既存無線局の免許人には十分に配慮しながら、当該周波数変更について東名阪地域を中心として順次進めているところ、自動運転については日本全国の様々な地域で実証実験等の取組が進められており、政府全体の戦略においても、自動運転によって全国で移動の足を確保し、安全・安心な社会を実現していく旨の方針が示されていることから、当該周波数変更の全国的な実施を早期かつ円滑に進めていくことが必要です。 　このため、総務省では、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 27 号）による改	無

				正後の電波法に基づく特定周波数変更対策業務により、全国的な周波数変更の支援を実施する方向で検討しており、電波法上、当該業務の実施には、既存無線局に係る周波数の使用の期限及び新たに導入する無線局を定める等が必要となるものです。 　こうした状況を踏まえつつ、当該周波数変更の実施に当たっては、上記支援の円滑な実施等を通じて、引き続き、既存無線局の免許人に配慮しつつ、丁寧に進めてまいります。	
76	中部日本放送株式会社、株式会社ＣＢＣテレビ	第３章Ⅲ 第４章Ｖ３（３）①	他の周波数の移行を余儀なくされる放送事業者はもちろん、移行先周波数を使用している放送事業者についても不利益が生じないように、慎重に検討が進むことを望みます。	自動運転の実現に向けて政府全体での取組が進められる中、自動運転を支える通信環境やインフラの整備が急務であり、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの早期導入が求められています。 　こうした中、総務省では「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」を活用し、既存無線局の周波数変更に係る費用を全額補助する支援を行い、既存無線局の免許人には十分に配慮しながら、当該周波数変更について東名阪地域を中心として順次進めているところ、自動運転については日本全国の様々な地域で実証実験等の取組が進められており、政府全体の戦略においても、自動運転によって全国で移動の足を確保し、安全・安心な社会を実現していく旨の方針が示されていることから、当該周波数変更の全国的な実施を早期かつ円滑に進めていくことが必要です。 　このため、総務省では、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 27 号）による改正後の電波法に基づく特定周波数変更対策業務により、全国的な周波数変更の支援を実施する方向で検討しており、電波法上、当該業務の実施には、既存無線局に係る周波数の使	無

				用の期限及び新たに導入する無線局を定める等が必要となるものです。 こうした状況を踏まえつつ、当該周波数変更の実施に当たっては、上記支援の円滑な実施等を通じて、引き続き、既存無線局の免許人に配慮しつつ、丁寧に進めてまいります。	
77	テレビ大阪株式会社	第３章Ⅲ 第４章Ｖ３（３）①	当該周波数帯は、全国の放送事業者がＳＴＬやＦＰＵをはじめとする無線局において、特に多用しております。既存の無線局への影響は、業務の継続に直結する問題となります。 令和７年度中を目途にV2X通信向けの周波数割り当てを可能とすることや、既存無線局に関する使用の期限を定めることなどを実施するとありますが、これらが工程先行とならないよう、丁寧かつ慎重な対応が必要です。 また、特定周波数変更対策業務によって、既存無線局の周波数移行を全国に展開するとありますが、無線設備メーカーが全国一斉に対応することとなるため、相当なリードタイムが必要となることが懸念されます。このため、余裕を持った移行計画の策定が不可欠です。以上を踏まえた慎重な工程の設定を強く要望します。	自動運転の実現に向けて政府全体での取組が進められる中、自動運転を支える通信環境やインフラの整備が急務であり、5.9GHz帯V2X通信システムの早期導入が求められています。 こうした中、総務省では「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」を活用し、既存無線局の周波数変更に係る費用を全額補助する支援を行い、既存無線局の免許人には十分に配慮しながら、当該周波数変更について東名阪地域を中心として順次進めているところ、自動運転については日本全国の様々な地域で実証実験等の取組が進められており、政府全体の戦略においても、自動運転によって全国で移動の足を確保し、安全・安心な社会を実現していく旨の方針が示されていることから、当該周波数変更の全国的な実施を早期かつ円滑に進めていくことが必要です。 このため、総務省では、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和７年法律第27号）による改正後の電波法に基づく特定周波数変更対策業務により、全国的な周波数変更の支援を実施する方向で検討しており、電波法上、当該業務の実施には、既存無線局に係る周波数の使用の期限及び新たに導入する無線局を定める等が必要となるものです。 こうした状況を踏まえつつ、当該周波数変更の実施に当たっては、上記支援の円滑な実施等を通じて、引	無

				き続き、既存無線局の免許人に配慮しつつ、丁寧に進めてまいります。	
78	株式会社テレビ東京	第３章Ⅲ 第４章Ⅴ３（３）①	● 5.9GHz 帯も 6.5GHz 帯と同様に、全国の放送事業者が多くの無線局を番組伝送等に 24 時間 365 日、基幹放送局と一体的に運用しています。V2X システムの導入に伴い、放送事業用無線局の周波数移行が全国的に進められていますが、放送事業者に過度な負担をかけることなく、スケジュールありきとならないよう、丁寧な対応を要望します。 ● 隣接システム(FPU)との周波数共用検討において、過年度に引き続き慎重かつ丁寧な検討を要望します。 ● 24 時間 365 日放送サービスを提供している放送用固定局の周波数移行には、放送事業者に多大な労力と時間を要します。無線設備の製造・工事期間に加え、自然災害など不測の事態も想定されるため、周波数割当計画の変更で既存無線局の使用期限を定める場合には、各放送事業者の事情を十分考慮した柔軟な対応を要望します。	自動運転の実現に向けて政府全体での取組が進められる中、自動運転を支える通信環境やインフラの整備が急務であり、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの早期導入が求められています。 こうした中、総務省では「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」を活用し、既存無線局の周波数変更に係る費用を全額補助する支援を行い、既存無線局の免許人には十分に配慮しながら、当該周波数変更について東名阪地域を中心として順次進めているところ、自動運転については日本全国の様々な地域で実証実験等の取組が進められており、政府全体の戦略においても、自動運転によって全国で移動の足を確保し、安全・安心な社会を実現していく旨の方針が示されていることから、当該周波数変更の全国的な実施を早期かつ円滑に進めていくことが必要です。 このため、総務省では、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 27 号）による改正後の電波法に基づく特定周波数変更対策業務により、全国的な周波数変更の支援を実施する方向で検討しており、電波法上、当該業務の実施には、既存無線局に係る周波数の使用の期限及び新たに導入する無線局を定める等が必要となるものです。 こうした状況を踏まえつつ、当該周波数変更の実施に当たっては、上記支援の円滑な実施等を通じて、引き続き、既存無線局の免許人に配慮しつつ、丁寧に進めてまいります。 また、周波数共用検討を含む 5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準等の策定に向けた技術的検討に	無

				あたっては、既存無線局の免許人など、関係者のご協力を頂きながら丁寧に進めてまいります。	
第３章　重点的取組　Ⅳ　非地上系ネットワーク（NTN）の高度利用　に関するご意見					
全般に関するご意見					
79	日本放送協会	第３章Ⅳ	HAPS の国内導入に関しては、WRC-23 の結果および ITU の検討内容のみならず、国内の周波数使用状況を踏まえた検討が必要と考えます。また、技術的条件の検討にあたっては隣接周波数帯も含めた検討範囲を適切に設定し、既存無線システムに影響が出ないよう関係者間で十分協議することを求めます。 700MHz帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入においても、既存無線システムに影響が出ないように関係者間で十分協議して対応を進めることを求めます。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
80	クアルコムジャパン合同会社	第３章Ⅳ	• 非地上系ネットワーク（NTN）の高度利用に関する検討が盛り込まれたことを、Qualcomm は歓迎いたします。 • NTN は、地上インフラの整備が困難な地域や災害時の通信確保、さらにはグローバルな接続性の向上において、極めて重要な役割を果たす技術であり、今後のモバイル通信の進化に不可欠な要素と考えます。 • 特に、5G における NTN の導入は、既存の地上ネットワークを補完し、より広範なサービス提供を可能にするものであり、6G に向けた技術的・制度的な準備の一環として位置づけるべきです。令和 7 年度版アクションプランにおいても、2040 年末までに必要とされる周波数帯域幅の試算において、NTN が重要な構成要素として明記されており、その点を高く評価いたします。今後、3GPP で仕様策定される NTN システムの導入に関しても検討していくことを希望いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
81	株式会社 Space Compass	第３章Ⅳ 第３章Ⅶ 別紙　２（１）②	■以下の方針に賛同いたします。 ・スマートフォンやドローン・IoT 機器のための超広域エリア通信の実現アプローチ として期待される高高度プラットフォーム（HAPS）の国内導入に向け、必要な技術	本案への賛同意見として承ります。	無

			基準の策定を目的として、固定系リンク及び移動系リンクに関する無線システムについて、他の無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、令和７年度内を目途に制度整備を行う。また、HAPS の周波数有効利用技術の研究開発を推進する。 ・③NTN については、HAPS について、令和８年中の国内導入に向け、他の無線システムとの共用検討等の技術試験を進め、令和７年度中を目途に制度整備を行うとともに、高度化等の研究開発や海外展開等を支援していく。 ・② 災害等による通信障害の早期復旧や山岳地帯・離島・海上等の既存携帯網の整備困難エリアのカバーに向けて、HAPS による非地上系ネットワーク（NTN）の技術的検討を実施し、令和７年度中を目途に制度整備を行い、HAPS 携帯電話基地局の社会実装へとつなげていく。		
HAPS に関するご意見					
82	株式会社NTT ドコモ	第３章Ⅳ	高高度プラットフォーム（HAPS）の国内導入に向けた取り組みが推進されることに賛同します。HAPS は、非地上網として、平時における通信エリアの拡張や災害時の安定的な通信への貢献が期待されております。弊社は国内における 2026 年の HAPS サービス提供開始とグローバル展開をめざしており、早期に制度整備が進められることを希望します。 また、HAPS を IMT 基地局として使用する際の HIBS 用周波数の更なる確保に向けて、携帯電話周波数として FDD 周波数帯、TDD 周波数帯の両方を有効活用することが望ましいと考えます。このため、2010-2025MHz の HAPS による TDD 周波数帯についても、活用に向けた各種検討が進められることを期待いたします。合わせて、固定系リンク用周波数に関しても、今後の HAPS 利用の発展を予め念頭において、ITU 無線通信規則において HAPS 用に特定されている他の周波数帯の利用可能性に関する検討も今後進める必要があると考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
83	ソフトバンク株式	第３章Ⅳ 第４章Ⅳ３（２）①	HAPS は、超広域通信や災害時の通信維持に加え、ゼロエミッション機	本案への賛同意見として承ると	無

	会社	第４章Ⅷ３（４）①	体による SDGs 達成への貢献も期待され、Beyond 5G/6G 時代の強靭な通信インフラとして期待されています。そのポテンシャルを最大限に引き出すためには、特定の機体タイプやペイロードに限定されない、汎用性の高い技術的条件の制度設計が重要であると考えます。現在、情報通信審議会で議論されている内容は、こうした汎用的な制度設計を前提とし、HAPS の特性を十分に踏まえた技術的条件が盛り込まれており、全面的に賛同いたします。 一方、WRC-23 では、IMT 基地局としての HAPS（HIBS）向けに 694-2690MHz 帯の一部が追加特定されています。この WRC-23 での決定は、単なる周波数逼迫の解消ではなく、各国の実情や事業者のニーズに応じて柔軟な周波数利用を可能とする国際的な潮流を反映したものです。この基本理念に基づき、国内においても将来の HAPS 導入動向や事業者の意向等を踏まえ、適宜新たな周波数帯をご検討いただくことを要望します。	もに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	
84	Wireless City Planning 株式会社	第３章Ⅳ 第４章Ⅳ３（２）① 第４章Ⅷ３（４）①	HAPS は、超広域通信や災害時の通信維持に加え、ゼロエミッション機体による SDGs 達成への貢献も期待され、Beyond 5G/6G 時代の強靭な通信インフラとして期待されています。そのポテンシャルを最大限に引き出すためには、特定の機体タイプやペイロードに限定されない、汎用性の高い技術的条件の制度設計が重要であると考えます。現在、情報通信審議会で議論されている内容は、こうした汎用的な制度設計を前提とし、HAPS の特性を十分に踏まえた技術的条件が盛り込まれており、全面的に賛同いたします。 一方、WRC-23 では、IMT 基地局としての HAPS（HIBS）向けに 694-2690MHz 帯の一部が追加特定されています。この WRC-23 での決定は、単なる周波数逼迫の解消ではなく、各国の実情や事業者のニーズに応じて柔軟な周波数利用を可能とする国際的な潮流を反映したものです。この基本理念に基づき、国内においても将来の HAPS 導入動向や事業者の意向等を踏まえ、適宜新たな周波数帯をご検討いただくことを要望します。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

700MHz 帯を利用する衛星ダイレクト通信システムに関するご意見					
85	株式会社TBS テレビ	第３章Ⅳ	700MHz 帯衛星ダイレクト通信システムは衛星からの微弱な電波で通信するもので、主に山間域での活用が主と思われ、国民の生命を守る一手段となりうると考えます。一方でその対象地域はテレビ受信も弱電界であることが多く、視聴者保護・緊急情報の周知という観点からは慎重な運用計画が求められるものと考えます。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
86	朝日放送テレビ株式会社	第３章Ⅳ 第４章Ⅲ３（２）①	・700MHz 帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入にあたっては、隣接する周波数で運用されるテレビ放送と特定ラジオマイクに干渉しないことが必須です。隣接周波数への配慮など、慎重かつ丁寧な検討が必要と考えます。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
87	一般社団法人日本民間放送連盟	第３章Ⅳ 第４章Ⅲ３（２）①	・　700MHz 帯衛星ダイレクト通信の検討にあたっては、下隣接周波数において運用されている地上デジタルテレビ放送（710MHz 以下）、および特定ラジオマイク（714MHz 以下）に有害な干渉を与えないことが大前提です。 ・　共用条件等の技術的な検討を進め、令和８年中を目途に制度整備を行うとのことですが、スケジュールに固執することなく、慎重かつ丁寧に検討を行う必要があります。 ・　特に地上デジタルテレビ放送に混信妨害が発生した場合、影響を受けるのは放送を受信している一般の視聴者であるため、技術面の検討に加えて、視聴者を含む関係者全体が安心できる運用・相談などの体制構築の検討も必要です。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
88	日本テレビ放送網株式会社	第３章Ⅳ	700MHz 帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入について、令和７年度内を目途に制度整備を行うこととの言及があります。 衛星ダイレクト通信の運用が予定される 700MHz 帯の隣接周波数においては、高い公共性や信頼性が求められるテレビ放送および特定ラジオマイクが運用されていることから、これらの無線システム業務に影響を与えることの無いよう、隣接周波数に対する混信を生じさせないための対策が行われるよう強く要望致します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
89	楽天モバ	第３章Ⅳ	700MHz 帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入に向けた既	頂いたご意見や制度趣旨も踏まえ	無

	イル株式会社		存無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等の検討については、早期に完了し、速やかな制度整備を実施していただくことを要望いたします。 一方で、現状の制度では、周波数ごとに定められた開設計画の認定期間が終了するまで、新たなサービス（NTN など）での周波数利用に制限があります。既存事業者においては、ほぼ全ての帯域で認定期間が終了しており柔軟なサービス展開が可能である一方、当社のような後発事業者においては、認定期間が終了していない帯域も多く、新サービスの提供に制限が生じる状況です。新たな通信システムサービスの提供・発展、及び公正競争の観点から、特に後発事業者に対しては、開設計画の認定期間中でも新サービスの提供等が可能となるようにしていただきたく存じます。 さらに、衛星ダイレクト通信における電波利用料に関して、現状では地上での使用が「陸上移動局」、衛星ダイレクトでの使用が「移動携帯地球局」とされ、スマートフォン 1 台でそれぞれに免許が必要となり、電波利用料も二重に発生する負担が生じております。他方、1 号包括免許の電波利用料については上限額が規定されており、当該上限額を超過した分は支払う必要がないため、上限額に達していない当社のみが利用料の二重負担を強いられる事態となっております。新たな通信システムサービスの提供・発展、また公平性等の観点から、二重免許の解消や電波利用料の上限額の引き下げや減額を検討いただくことを強く要望いたします。	つつ、慎重に検討を進めてまいります。	
90	東海テレビ放送株式会社	第 3 章Ⅳ 第 4 章Ⅲ 3（2）①	・700MHz 帯における衛星ダイレクト通信については、下隣接周波数にて運用されている地上デジタルテレビ放送および特定ラジオマイクに対して有害な干渉を与えないことが大前提であると考えます。 ・特に、地上デジタルテレビ放送に混信や妨害が発生した場合には、直接的な影響を受けるのは放送を視聴している一般の方々であり、社会的な影響は極めて深刻なものとなり得ます。したがって、技術的な検討に加えて、万が一の際に迅速に対応できる相談体制や運用体制の整備	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			が必要と考えます。		
91	北海道放送株式会社	第３章Ⅳ	・700MHz 帯の衛星ダイレクト通信システムの導入に関しては、隣接する地上波テレビジョン放送と特定ラジオマイクに影響を与えないことに十分配慮し、既存システムの利用状況を漏れなく把握した上で検討を進める必要があると考えます。 ・これらに関して「令和８年度中を目途に制度整備を行う」とありますが、スケジュール、目的優先とならないよう、慎重かつ丁寧に対応することを要望いたします。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
92	ソフトバンク株式会社	第３章Ⅳ 第４章Ⅲ３（２）①	本システムは、過去の情報通信審議会において「1.7GHz 帯/1.8GHz 帯携帯電話向け非静止衛星通信システム」として、技術的な条件の検討が進められたにもかかわらず、明確な理由が示されないまま制度化/実用化に至らず中断された経緯があります。この過去の経緯を踏まえ、当該700MHz 帯における検討が、同様の事態に陥ることが無いよう、適切に進めて頂くことを強く要望します。 また、検討対象の 700MHz 帯（具体的には、715-718MHz, 770-773MHz）は、特定基地局開設計画が認定されている期間中であり、これは昨年度に衛星ダイレクト通信システムとして制度化された 2GHz 帯の状況とは大きく異なります。したがって、本件に関する技術的な検討を進めるにあたり、当該免許人の開設計画の着実な遂行に影響を及ぼすことのないよう、慎重な検討を強く要望します。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
93	Wireless City Planning 株式会社	第３章Ⅳ 第４章Ⅲ３（２）①	本システムは、過去の情報通信審議会において「1.7GHz 帯/1.8GHz 帯携帯電話向け非静止衛星通信システム」として、技術的な条件の検討が進められたにもかかわらず、明確な理由が示されないまま制度化/実用化に至らず中断された経緯があります。この過去の経緯を踏まえ、当該700MHz 帯における検討が、同様の事態に陥ることが無いよう、適切に進めて頂くことを強く要望します。 また、検討対象の 700MHz 帯（具体的には、715-718MHz, 770-773MHz）は、特定基地局開設計画が認定されている期間中であり、これは昨年度に衛星ダイレクト通信システムとして制度化された 2GHz 帯の状況とは	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			大きく異なります。したがって、本件に関する技術的な検討を進めるにあたり、当該免許人の開設計画の着実な遂行に影響を及ぼすことのないよう、慎重な検討を強く要望します。		
94	テレビ大阪株式会社	第３章Ⅳ 第４章Ⅲ３（２）①	700MHz 帯衛星ダイレクト通信の検討にあたっては、下隣接周波数において運用している地上デジタルテレビ放送（710MHz 以下）、および特定ラジオマイク（714MHz 以下）への有害な混信等を避ける技術的条件、運用体制の十分な検討が必要です。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
95	株式会社テレビ東京	第３章Ⅳ 第４章Ⅲ３（２）①	● 700MHz 帯衛星ダイレクト通信の検討にあたっては、下隣接周波数において運用している地上デジタルテレビ放送（710MHz 以下）、および特定ラジオマイク（714MHz 以下）に有害な干渉を与えないことが大前提です。 ● 共用条件等の技術的な検討を進め、令和８年中を目途に制度整備を行う方針が示されていますが、スケジュールに固執することなく、安全を第一に、慎重かつ丁寧に検討を行うことを強く要望します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
Ka 帯の非静止衛星通信システムに関するご意見					
96	株式会社NTT ドコモ	第３章Ⅳ	高度約 600km の軌道を利用する Ka 帯の非静止衛星通信システムは、当社が運用する携帯電話やエントランス回線（固定）等の既存無線局と同一及び隣接の周波数を使用する計画となっております。本システムの導入に際しては、既存システムの安定的な運用を確保しつつ、非静止衛星通信システムを利用したサービスとして最大限活用可能となるような制度整備が進められることを希望します。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
５Ｇの更なる上空利用の拡大に関するご意見					
97	株式会社NTT ドコモ	第３章Ⅳ	5G の更なる上空利用の拡大に向け、3.7GHz 帯及び 4.5GHz 帯について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件の検討を行うとする原案に賛同します。2024 年度に情報通信審議会で実施された 3.7GHz 帯及び 4.5GHz 帯の上空利用に係る共用検討においては、航空機高度計との共用検討が未了となっておりますが、5G システムの利用拡大に向けて、航空機電波高度計における干渉への脆弱性を踏まえたフィルタ実装について、被干渉側に	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			おいても進めることが重要と考えます。		
98	株式会社Space Compass	第３章Ⅳ	■「上空利用拡大」については「ドローン等による」とあるように比較的低い高度の飛翔体をイメージしているかと思いますが、高高度での無人機による観測ミッションなどは将来考えられるため、ご配慮いただきたい。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
第３章　重点的取組　Ⅴ　公共業務用周波数の有効利用　に関するご意見					
99	ソフトバンク株式会社	第３章Ⅴ	アナログ方式を用いるシステムのデジタル化については、総務省殿含む関係者の様々取り組みにより、着実に進められていると理解していますが、システムごとの進捗率に関してはばらつきがあり、「国等の電波の利用状況（令和 7 年 3 月時点)」によると、令和 4 年 3 月時点と比較して、一部システム（地方公共団体の水防等）において、デジタル化が停滞しているように見受けられます。 デジタル化の取り組みを着実に進めていく観点からは、デジタル変革時代の電波政策懇談会において取り組みの方向性が示されて以降、進捗が滞っているように見受けられるシステム（例えば今回調査含め直近 2 年間で進捗が見られない場合等）について、デジタル化の対応期限を設定し、その期限に対する進捗率を評価することも一案であると考えます。	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
100	Wireless City Planning 株式会社	第３章Ⅴ	アナログ方式を用いるシステムのデジタル化については、総務省殿含む関係者の様々取り組みにより、着実に進められていると理解していますが、システムごとの進捗率に関してはばらつきがあり、「国等の電波の利用状況（令和 7 年 3 月時点)」によると、令和 4 年 3 月時点と比較して、一部システム（地方公共団体の水防等）において、デジタル化が停滞しているように見受けられます。 デジタル化の取り組みを着実に進めていく観点からは、デジタル変革時代の電波政策懇談会において取り組みの方向性が示されて以降、進捗が滞っているように見受けられるシステム（例えば今回調査含め直近 2 年間で進捗が見られない場合等）について、デジタル化の対応期限を設定し、その期限に対する進捗率を評価することも一案であると考えます。	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
101	ＫＤＤＩ	第３章Ⅴ	原案に記載のとおり、国が使用する公共業務用無線局については、「廃	本案への賛同意見として承りま	無

	株式会社		止」「周波数移行」「周波数共用」又は「デジタル化」といった周波数の有効利用に向けた方向性が取りまとめられており、令和 5 年度から公共業務用無線局に係る電波の利用状況調査が毎年実施されることは、5G 等の需要が顕在化しているシステムへの周波数割当てなど、今後の有効利用に資する取り組みであると考えます。	す。	
第３章　重点的取組　Ⅵ　その他の主な周波数再編、移行等の推進　に関するご意見					
102	株式会社 NTT ドコモ	第３章Ⅵ	デジタル MCA 陸上移動通信システムから代替システムへの移行により生じる周波数のうち、845～860MHz の利用に関する検討に際しては、隣接周波数で運用されている既存の 800MHz 携帯電話システムに対する負担と干渉影響が生じないよう、適切に代替システム側において対策が実施されるべきであると考えます。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
103	株式会社 NTT ドコモ	第３章Ⅵ	高度 MCA 無線通信システムが現在利用中の周波数は、3GPP バンドプランに沿った携帯電話システムとしての活用を念頭に、その活用策が検討されることを希望します。また、当該周波数の一部は、既に広く利用されている 800MHz 帯携帯電話システムと周波数が近接しているため、活用の具体的な検討に際しては、既存システムとの干渉影響等の技術検討が必要になるものと考えております。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
104	一般社団法人　無線 LAN ビジネス推進連絡会	第３章Ⅵ	802.11ah（Wi-Fi HaLow）は、920MHz 帯で様々なユースケースで導入が始まっています。この度、850MHz 帯において制限のない高出力の利用が可能との技術的条件の報告書案が公開されたましたが、これによりさらなる利用形態の拡大が期待されます。デジタル MCA の移行期間中や移行後の利用については、実ビジネスの導入が円滑に進むよう、利用ユーザにかかるコストや手続きの負担をできるだけ軽減するためのご配慮をいただきたいと存じます。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
105	楽天モバイル株式会社	第３章Ⅵ	限りある電波資源の有効利用を推進する上で、このような既存システムの利用状況に応じた見直しは極めて重要であると認識しております。電波を使用する全ての帯域について、その利用状況調査及び有効利用評価を公平かつ厳格に実施することを要望いたします。 その上で、有効利用の程度が低いと判断される周波数帯に関しては、	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			より有効に活用できる用途への移行や、周波数共用による効率的な利用を積極的に検討すべきであると考えます。 携帯電話用周波数帯が逼迫している現状を鑑み、全体的な電波資源の配分の最適化を図るためにも、用途やシステムの種類に捉われず、実態に即した周波数整理・再編を中長期的な課題として継続的に推進することを要望いたします。		
106	ソフトバンク株式会社	第３章Ⅵ	高度 MCA 無線通信システムについて、利用意向調査を実施し、令和７年度中を目途に活用方策を決定することに賛同します。 MCA サービスは、携帯電話とは独立した周波数により、公共用途向けの広域移動通信サービスを提供可能な日本で唯一の自営システムであり、特に災害時等にも活用されるインフラとしても極めて重要な社会的な役割を担っております。また米国や韓国などにおいても公共用途向けに、携帯電話とは独立した周波数による広域移動通信サービスが提供されています。上記の重要性から、これまで MCA サービスに対して、電波利用料を活用した技術試験事務による高度化や多額の移行費用などを費やした経緯があります。更に自治体や BCP 利用などの公共性の高いユーザを中心に国内でもサービスの継続の要望が依然として高く、近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化し、南海トラフなどの大規模地震の可能性が指摘されている中、このようなシステムが廃止されることは社会的損失が甚大であると考えます。 したがって、活用方策の決定にあたっては、公共用途向け独立サービスである高度 MCA 無線通信システムの継続が優先されることが望ましいと考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めて参ります。	無
107	Wireless City Planning 株式会社	第３章Ⅵ	高度 MCA 無線通信システムについて、利用意向調査を実施し、令和７年度中を目途に活用方策を決定することに賛同します。 MCA サービスは、携帯電話とは独立した周波数により、公共用途向けの広域移動通信サービスを提供可能な日本で唯一の自営システムであり、特に災害時等にも活用されるインフラとしても極めて重要な社会的な役割を担っております。また米国や韓国などにおいても公共用途向けに、携帯電話とは独立した周波数による広域移動通信サービスが提供さ	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めて参ります。	無

			れています。上記の重要性から、これまでMCAサービスに対して、電波利用料を活用した技術試験事務による高度化や多額の移行費用などを費やした経緯があります。更に自治体やBCP利用などの公共性の高いユーザを中心に国内でもサービスの継続の要望が依然として高く、近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化し、南海トラフなどの大規模地震の可能性が指摘されている中、このようなシステムが廃止されることは社会的損失が甚大であると考えます。 　したがって、活用方策の決定にあたっては、公共用途向け独立サービスである高度 MCA 無線通信システムの継続が優先されることが望ましいと考えます。		
108	ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ﾌﾞﾛｰﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ株式会社	第3章VI	デジタルMCA陸上移動通信システム及び高度MCA無線通信システムのサービス終了、代替システムへの移行促進、並びに、移行後の新たな無線システムの早期導入に向けた技術的条件等の検討に賛同致します。 　我が国における少子高齢化、人口減少社会などの課題を見据え、産業分野における無線を用いたIoTの実現は、ソサエティ5.0等の構想の中核をなす技術の1つです。本項目で検討されている「800MHz帯広帯域小電力無線システム（802.11ah)」は、無線IoTによるデータ収集、分析等により業務効率化や DX ソリューションが可能となり、我が国の課題解決に資するものです。 　このような無線 IoT がスムースに社会実装されるよう利用者の利便性に配慮した制度設計がされることを要望致します。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めて参ります。	無
109	江戸川区役所危機管理部	第3章VI	MCA無線システムのサービス終了と代替システムへの移行が進められております。しかし、現場の実情を踏まえると、MCA無線は依然として災害時や広域業務通信において欠かすことのできない基盤であると考えます。 １．災害時の強靭性 　大規模災害発生時には、携帯電話やIP通信網は輻輳や停電により利用困難となる場合が少なくありません。その一方で、MCA無線は独自のインフラとシンプルな仕組みにより、通信が確保される強みがあります。	デジタルMCA及び高度MCAについては、サービス提供主体からサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、今後の活用方策について、頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			災害対応の最前線で活動する自治体、防災関係機関、ライフライン事業者にとって、依然として不可欠な通信手段です。 ２．代替システム移行の不安定要素 新たなシステム導入には、費用面・運用面・技術面で不確定要素が多く、すぐに MCA 無線を完全に代替できる保証はありません。利用者が安心して移行できる環境が整うまでは、MCA 無線の存続を図ることが必要と考えます。 以上の理由から MCA を廃止するのではなく、今後も災害対応や広域通信の要として存続させるべきです。 安心･安全な社会基盤を守るためにも MCA 無線の継続利用を強く求めます。		
第３章　重点的取組　Ⅶ　Beyond 5G の推進　に関するご意見					
110	華為技術日本株式会社	第３章Ⅶ	WRC-27 における IMT 特定の可能性の検討が実施されている周波数帯については、 IMT 特定に向け、前向きに検討することを支持いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
111	株式会社フジテレビジョン	第３章Ⅶ 第４章Ⅴ５（４） 第４章Ⅸ（１）	当該周波数のうち、7425～7750MHz については、放送事業用の既存無線システムとして、放送本線の固定局を 24 時間 365 日運用しております。有害干渉は放送事故に直結しますので、検討にあたっては、既存免許人の意見を十分に聴取したうえで、既存無線システムに配慮しながら、慎重かつ丁寧な検討を行って頂くよう要望します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
112	クアルコムジャパン合同会社	第３章Ⅶ	• Qualcomm は次世代移動通信システム（6G）に向けた取り組みに強く賛同いたします。 • 6G の実現に向けては、広帯域・高効率な周波数利用が不可欠であり、特に 6GHz 帯（具体的には 6425 MHz～）から 8GHz 帯にかけての新たなミッドバンド周波数の確保が重要と考えます。Qualcomm は、3GPP において 6425 MHz から 8GHz 帯にかけて 6G の最大キャリア帯域幅 400MHz の提案を行っており、主要国や地域においても 6GHz 帯上部の IMT 特定が進んでいることから、日本においても国際的な動向を踏まえた周波数確保に向けた検討が加速することを期待しております。 • また、WRC-27 に向けた IMT 候補帯域（7125～8400MHz）に関する議	本案への賛同意見として承ります。	無

			論においても、我が国が積極的なリーダーシップを発揮することを支持いたします。6G の導入に向けた国内外の連携と、技術的・制度的な整備の両面からのアプローチが、情報通信産業の競争力強化に資すると確信しております。		
113	株式会社 NTT ドコモ	第 3 章Ⅶ	原案に示されるとおり、移動通信システムは国民生活や社会経済活動に必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックのさらなる増大や利用の多様化が進み、その発展が求められております。このような発展の実現に向け、2030 年頃の導入を目指して、国内外で 6G の技術開発や標準仕様策定の検討が進められております。我が国でも世界に後れを取ることなく 6G を社会実装し、その導入を円滑に進めていくためには、技術的な検討だけではなく、6G に対する新たな周波数確保の検討を、両輪で進めていくことが必要であると考えます。 5G では、サブ 6 周波数における 100MHz のチャンネル幅を有するミッドバンド周波数を活用することで、一定程度の面的エリアをカバーし、4G からの発展を実現してきました。6G においても、面的な展開と大容量通信の両立を図るためには、新たなミッドバンド周波数の確保が重要であり、海外の主要国（欧州、米国、ブラジル、中国、インド、豪州、など）でも、6～8GHz 帯の中から 6G を念頭に置いた携帯電話向けの周波数を確保する検討が進められています。 以上の理由から、2030 年頃の 6G 時代に向けた新たな周波数帯の確保のため、WRC-27 において IMT の追加特定を行う検討の推進に賛同します。特に、WRC-27 に向けて 7125～8400MHz の IMT 周波数特定を推進するとともに、国内の 6G 向けのミッドバンド周波数として検討することを希望します。 また、WRC-23 にて一部の地域・国に IMT 特定され、海外主要国で IMT 導入の検討が進められている 6425～7125MHz についても、国内の 6G 向けのミッドバンド周波数として検討することを希望します。その検討状況により、6425～7125MHz の周波数帯に対する IMT 特定の観点で、WRC-27 に向けた日本の対処方針の策定が必要になると考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

114	ＸＧモバイル推進フォーラム ６Ｇ推進プロジェクト	第３章Ⅶ	XGMF 6G 推進プロジェクトでは、6G の周波数に関する検討を開始しております。社会インフラとして日常生活に欠かせない存在となった携帯電話システムについて、6G でも円滑な導入かつ持続的な展開を可能とするためには、6G に対する新たな周波数の確保に向けた国内方針の策定が必要と考えます。本方針の策定にあたっては、特に、容量とカバレッジをバランスよく考慮できる、新たなミッドバンド周波数の確保の検討が重要と考えます。5G のミッドバンド周波数（3～5GHz 帯）で実現されている 100 MHz 幅のチャンネルよりも広い、6G で定義される広帯域チャネルブロックを複数収容可能であり、主要国でも注目されている 6～8 GHz 帯が、技術的な観点から 6G のミッドバンド周波数として優れており、この周波数帯から国内でも携帯電話向けの周波数が国内でも確保できるよう、国内外で連携しながら各種検討を早期に推進することが不可欠と考えます。 XGMF 6G 推進プロジェクトは、6G の新たなミッドバンド周波数として、WRC-27 議題 1.7 の周波数帯である 7125～8400 MHz が IMT 周波数に特定されるよう、我が国として対処していくことを支持いたします。 また WRC-23 では、第三地域の 3 か国に向けに 6425～7025MHz を IMT に特定する脚注が無線通信規則に追加されました。WRC-27 においてこの脚注に対して新たに国名を追加する動きが第三地域の一部の国で見られます。本件に関して、WRC-27 に向けた我が国の対処方針の検討も必要であると考えます。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
115	日本テレビ放送網株式会社	第３章Ⅶ	IMT への周波数特定にあたっては、当該および隣接無線システムの業務に影響を与えることなく、我々放送事業者が今後も業務を安定かつ確実に継続できるよう検討を要望致します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
116	楽天モバイル株式会社	第３章Ⅶ	本周波数再編アクションプラン（案）において、次世代移動通信システム（6G）を含む Beyond 5G の推進、特に Beyond 5G/6G 時代に向けた周波数確保目標が示されたことに賛同します。AI 社会を支える次世代情報通信基盤の実現に向けた「Beyond 5G 推進戦略 2.0」に基づく各種取組を	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			推進する方針、及び Beyond 5G(6G)に向けた情報通信技術戦略に基づく技術開発、研究開発、社会実装、国際共同研究・標準化の強力な推進を歓迎いたします。また、「Beyond 5G 推進コンソーシアム」と「Beyond 5G 新経営戦略センター」を核とした産学官連携、オープン化・仮想化や新たな研究開発への政策的支援、及び Beyond 5G (6G) 向け新たな帯域の IMT 特定に向けた国内検討と国際会議での対応方針についても賛同いたします。 一方で、我が国がデジタル分野における国際競争力を維持・向上させ、持続的な経済成長を実現するためには、本案で示された方向性をさらに加速させ、より具体的な目標を掲げることが不可欠です。5G 導入期の経験を踏まえ、6G 時代においても、その初期段階から国際的に遜色のない広帯域な周波数を確保することが、技術開発や設備投資の予見性を高め、関連する新産業を創出する上で極めて重要な成功条件となります。 来るべき 6G 時代に向け、世界各国はセンチメートル波帯、特に 6.5GHz 帯（6425-7125MHz）の IMT への割り当てを加速させています。例えば、欧州の主要携帯電話事業者は、この帯域の早期割り当てを共同で要請したことや、米国では、通信業界団体 CTIA が 2032 年までに約 1,400MHz のミッドバンドが不足するとの試算を発表していることが挙げられます。一方、中国は 6.5GHz 帯全域を「唯一の広帯域ミッドバンド資源」と位置付け、IMT に割り当てるなど、各国が積極的な動きを見せています。GSMA（世界移動体通信事業者協会）は、「2030 年頃には各国で 2GHz 幅のミッドバンドが必要になる」と予測しており、日本がこの帯域の確保で後れを取ることは、関連産業全体の国際競争力低下に直結する深刻なリスクを招きかねません。センチメートル波帯の確保は、単に通信の高速化・大容量化を実現するだけでなく、AI の社会実装、自動運転、XR といった、将来的に普及が期待される革新的なアプリケーションの実現にも有効です。GSMA の分析などからも、この周波数帯の確保が経済的な便益をもたらし、デジタル社会の未来を左右する国益に直結する課題であることが指摘されています。したがって、我が国においても、国際的な		

			動向に合わせた迅速かつ積極的な周波数確保の判断を要望いたします。これにより、日本の国際競争力を強化し、豊かなデジタル社会の実現に貢献できるものと考えております。		
117	ソフトバンク株式会社	第３章Ⅶ 第４章Ⅴ５（４）	WRC-27 議題 1.7 の候補帯域である 7125-8400MHz 帯は、6G 時代の広帯域ミッドバンドとして、国際的なエコシステム形成と産業発展に大きな可能性を秘めています。将来の選択肢を確保する観点からも、現時点での国内利用とは切り離し、まずは本帯域の一部を IMT に特定する国際的な流れを形成することは極めて有効です。これは、WRC-27 で我が国が主導的な役割を果たす上でも重要なため、本議題に関する国内方針を早期に策定し、検討を一層加速させることを求めます。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
118	Wireless City Planning 株式会社	第３章Ⅶ 第４章Ⅴ５（４）	WRC-27 議題 1.7 の候補帯域である 7125-8400MHz 帯は、6G 時代の広帯域ミッドバンドとして、国際的なエコシステム形成と産業発展に大きな可能性を秘めています。将来の選択肢を確保する観点からも、現時点での国内利用とは切り離し、まずは本帯域の一部を IMT に特定する国際的な流れを形成することは極めて有効です。これは、WRC-27 で我が国が主導的な役割を果たす上でも重要なため、本議題に関する国内方針を早期に策定し、検討を一層加速させることを求めます。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
119	ソフトバンク株式会社	第３章Ⅶ 第４章Ⅵ５（１）	WRC-27 議題 1.7 の候補帯域である 14.8-15.35GHz 帯は、広域をカバーするミッドバンドを補完し、局所的なトラフィック需要や超高速大容量通信を実現する上で、ミリ波と同様、将来的に有望となる可能性がある周波数帯です。6G の多様なニーズに応えるため、主要ミッドバンドの一つとして考えられる 7125-8400MHz 帯の検討と並行し、本帯域についても諸外国の動向を注視しつつ、我が国として WRC-27 における IMT 特定に向けた検討を加速することは重要と考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
120	Wireless City Planning 株式会社	第３章Ⅶ 第４章Ⅵ５（１）	WRC-27 議題 1.7 の候補帯域である 14.8-15.35GHz 帯は、広域をカバーするミッドバンドを補完し、局所的なトラフィック需要や超高速大容量通信を実現する上で、ミリ波と同様、将来的に有望となる可能性がある周波数帯です。6G の多様なニーズに応えるため、主要ミッドバンドの一つとして考えられる 7125-8400MHz 帯の検討と並行し、本帯域について	本案への賛同意見として承ります。	無

			も諸外国の動向を注視しつつ、我が国として WRC-27 における IMT 特定に向けた検討を加速することは重要と考えます。		
121	スカパーJSAT 株式会社	第３章Ⅶ 第４章Ⅸ（１）	国内事業者がグローバルなサービスを円滑に提供できるように、また、国内機関が円滑にシステムを構築してサービスを開始できるようにするための制度整備もお願いします。 具体的には、前者については、電気通信業務用の静止衛星のみ本邦内外に関する条件を課せられており（他の目的や軌道の人工衛星については同様の条件なし）国内の事業者がグローバルなサービスを提供する上で障壁となっていますので、解決していただくことを希望します。 また、後者については、様々な国内機関が人工衛星の打ち上げに取り組んでおり、地球局設備を共用することが増えていますが、その設備の保守・運用を行う機関が一括して無線局免許を受けることは、当該国内機関にとってもメリットがあるため、このような場合や、人工衛星局を使って地球局に係る実験を行う場合に対応できるよう、電気通信業務用の地球局や人工衛星局については、公共業務用（通信事項: 宇宙運用業務に関する事項)、一般業務用無線局、実験試験局との通信を媒介することを認めていただくことを希望します。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
122	ＫＤＤＩ株式会社	第３章Ⅶ 第４章Ⅸ（１）	原案に記載のとおり、次世代移動通信システム（6G）についても、移動通信システムは国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックの更なる増大や利用の多様化等が見込まれます。携帯電話システムをご利用いただくお客さまへ今後も高品質なネットワークやサービスを提供し続けるために、諸外国の周波数利用動向を踏まえながら新たな周波数帯を確保していくことは重要な取り組みであり、IMT 周波数の特定に向けた検討を加速するとした原案に賛同いたします。 また、諸外国での周波数利用動向と整合する形で検討を推進することは、当該周波数帯に対応する基地局設備や携帯電話端末等の調達観点でメリットが大きく、結果として日本国における次世代移動通信システム（6G）の早期導入に資することになると考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無

			具体的には、欧州、米国、ブラジル、中国、インド、豪州などは、IMT特定に向けて6,425～7,125MHzや7,125～8,400MHzが注目されており、日本国においてもこれら諸外国の動向を十分に注視しながら検討を進めるべきと考えます。 なお、日本国における次世代移動通信システム（6G）の導入に向けた周波数確保の在り方を検討するにあたり、既存システムとの共用検討を丁寧に実施する必要があると考えられることから、国が主導して具体的な周波数帯域に係る検討を推進いただくことを希望いたします。		
123	テレビ大阪株式会社	第３章Ⅶ 第４章Ｖ５（４）	ＷＲＣ－２７に向けてＩＭＴ周波数の特定に向けた検討を加速するとされている周波数帯（7125～8400MHz）においては、放送事業者が演奏所と送信所を結ぶＳＴＬ固定回線を常時運用しています。このため、既存の無線局の平常時及び非常時の運用に影響を与えることがないよう、慎重な検討を強く要望します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
124	株式会社アストロスケール	第３章Ⅶ	WRC-27 に向けて IMT 特定の可能性の検討が実施されている周波数帯（7125～8400MHz）については、既存の衛星事業者の回線品質が損なわれることのないよう、十分に配慮した検討が行われることを希望します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
125	ノキアソリューションズ＆ネットワークス合同会社	第３章Ⅶ	我が国の最優先の取り組みとして6G（Beyond 5G）を推進すること、さらに、3GPP や ITU-R などの国際標準化団体における活動において日本が主導的な役割を果たすことを支持致します。	本案への賛同意見として承ります。	無
126	株式会社テレビ東京	第３章Ⅶ	● WRC-27 に向けて IMT 特定の議題となる周波数帯(4400～4800MHz、7125～8400MHz、14.8～15.35GHz)のうち、N バンド(7425～7750MHz)は放送事業者が放送本線を伝送する固定局で 24 時間 365 日、基幹放送局と一体的に運用しています。WRC-27 での対処方針については、国内の既存無線システムの状況を十分に考慮した対応が不可欠です。。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
第４章　各周波数区分の再編方針　Ⅰ　222MHz 以下に関するご意見					

127	一般社団法人全国船舶無線協会　水洋会部会	第４章Ⅰ３（１） 別紙　２（６）①	本アクションプラン（案）の第４章 Ⅰ222MHz 以下の３ 制度整備に向けた取組の(1)海上無線システム(GMDSS)に関連した別紙 ２（６）①(P-38) に記載されているように、国際海事機関や国際電気通信連合等において、次世代 GMDSS の船舶用無線設備の自動回線接続（ACS）や自律型海上無線機器(AMRD)などの GMDSS 派生機器に係る規定及び技術基準等が検討・改正されたことを受け、船舶用無線設備等に関する技術基準及び国際動向と整合性のある柔軟な型式検定の認証基準の策定に向けた技術的検討や技術的条件の取得が進められようとしております。 日本国内の舶用電子機器業界団体として、国際動向と整合性のある柔軟な型式検定の認証基準の策定の取組は、令和 6 年度から総務省内で具体的な検討が進められており、次のような効果をもたらすものと期待しており、動向を注視するとともに積極的な参画や協力を進めて参りたいと存じます。 1. 技術革新の促進: 最新の国際技術基準に適合した製品の迅速な型式検定の取得による最新の技術や機能を搭載した製品・システム・サービスの開発・導入の促進 2. 製品開発の効率化：柔軟な型式検定の認証基準の導入により、製品の開発や設計変更の費用低減、期間短縮に貢献 3. 安全性・信頼性の向上：最新の技術基準に基づいた製品の開発、迅速な型式検定の取得により、船舶の安全運航に貢献 4. 競争力の強化：上記の効果により、製品および事業そのものの国際競争力がより高まる	本案への賛同意見として承ります。	無
128	個人(55)	第４章Ⅰ３（１）	既存のシステムにて対応できてないニーズに対応する簡易な海上通信の局種を作っていただきたい。 知床沖の観光船沈没事故で露呈したように、現状ではアマチュア無線バンド(145MHz 帯、435MHz 帯)にて違法に船舶通信を行っている状況が散見される。これは無線局免許の有無の問題だけではなく、アマチュア無線局として免許を受けているが、通信内容が全くアマチュア無線業務に該当しない場合も含む。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			原因として、現在免許可能な無線局の局種ではユーザーのニーズを満たせていない事情がある。 海上通信でランニングコストが低廉(現状の 25W 国際 VHF が定期点検が必要なためランニングコストが高い)、陸上の無線局と通信可能(現状の船舶無線は陸上の無線局は海岸局としか通信できないが、知床の事例のように陸上の事業所などとの直接の通信のニーズがある)、安全のため海の上の無線局相互間で通信が可能 これを満たす合法な免許制度がないことが問題です。そのためアマチュア無線が非合法に使われ、アマチュア無線には国際 VHF のような非常時の通信の機能がないため、使用者が危険にさらされています。 義務船舶以外で 25W 国際 VHF を免許した場合の定期検査の廃止 陸上の無線局から国際 VHF に近接する周波数で国際 VHF 搭載船舶と通信できる制度 の新設を望みます。また、当該規定ができた後のアマチュア無線の目的外使用に対する取り締まりの強化を望みます。 また、27MHz 漁業無線に関しては 25-30MHz で送信を行う安価な中国製無線機が東南アジアを中心に広く使われており国際的な周波数配分取り決めに関係なく混信を発生させているため、これ以上 27MHz 漁業通信に頼ることは通信の安全の面から危険です。こちらも国際 VHF の近接周波数に移転し、秘話が可能など漁業通信特有のニーズにこたえる制度を作ること、無線機の切り替えの補助などを行って早期の周波数移転を行うことをお願いします。		
129	株式会社アークエッジ・スペース	第４章Ⅰ３（１）②	・VHF 帯データ交換システム（VDES）の記載について、賛成します。 ・国際航路標識協会（IALA）や ITU で協議が進んでいる、簡易型 VDES（Simplified VDES）についても、順次技術基準を策定することを要望いたします。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
130	株式会社ＳＴＶラジオ	第４章Ⅰ３（３）①	V-Low 帯域への FM 放送用の周波数帯の拡充において、車載型ラジオでの受信対応など聴取環境整備について、国から関係各方面に対しての働きかけの検討がなされることを期待します。	本案への賛同意見として承ります。 また、これまでも周知等に取り組	無

				んできましたが、放送事業者と連携しつつ、今後も引き続き取組を進めてまいります。	
131	株式会社国際電気	第４章Ⅰ３（４）①	200MHz 帯公共ブロードバンド移動通信シ ステム（公共 BB）の周波数の拡張及び狭帯域 IoT 通信システムの導入に向けた制度整備が盛り込まれておりますが、公共 BB においては、割当チャネル数の増加によりシステム構築の柔軟性、利便性も高まり、公共分野ユーザ以外に、幅広く公益性の高いユーザを含めた利用ケースの拡大など、今後、市場において(公共 BB の)更なる普及促進が進むことが期待されます。 また、狭帯域 IoT 通信システムにより、VHF 帯伝搬の優位性を活用したより広範囲なデータ通信システムが実現可能になることで、新たなアプリケーションの創出が期待できるものと考えます。 以上のことから、本取組に賛同いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
132	株式会社 TBS テレビ	第４章Ⅰ３（４）①	今回狭帯域 IoT 通信システムを導入しようとしている帯域の下隣接である 160MHz 帯において、放送事業者は放送継続に欠かせない移動局・固定局を運用しております。 ガードバンドの設定の議論などにおいて既存業務に制限が課せられることのないよう、放送事業の業務を継続できる形で進めるべきと考えます。 制度整備の時期についても、放送事業者の保護が十分検討されてからの実施となるよう、スケジュールありきではなく丁寧に進める必要があると考えます。	頂いたご意見のうち、技術的条件については、現在、情報通信審議会において、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に審議されているものと承知しています。制度整備についても、情報通信審議会の答申後に、頂いたご意見を踏まえながら進めてまいります。	無
133	朝日放送テレビ株式会社	第４章Ⅰ３（４）①	・狭帯域 IoT 通信システムのガードバンド等への導入に向けて、技術的条件の検討と制度整備を行う旨が記載されていますが、その前提として、上下の隣接周波数帯の各種の既存無線システムとの間で、周波数共用検討を丁寧に実施したうえで、これらに有害な干渉を与えない運用条件等を合意することが必要です。 ・放送事業者は当該帯域下側の 160MHz 帯において、放送の継続に欠かせない各種の移動局・固定局を運用しており、こうした業務を今後も支障なく継続できることが必要不可欠です。	頂いたご意見のうち、技術的条件については、現在、情報通信審議会において、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に審議されているものと承知しています。制度整備についても、情報通信審議会の答申後に、頂いたご意見を踏まえながら進めてまいります。	無

134	一般社団法人日本民間放送連盟	第４章Ⅰ３（４）①	・　放送事業者は下側の 160MHz 帯において、放送の継続に欠かせない各種の移動局・固定局を運用しており、狭帯域 IoT 通信システムのガードバンド等への導入にあたっては、こうした業務を今後も支障なく継続できることが必要不可欠です。 ・　技術的条件を検討し、令和７年度中を目途に制度整備を行うとのことですが、スケジュールに固執することなく、また万が一にも結論ありきとならないよう、慎重かつ丁寧な検討が求められます。特に、既存無線システムの現場運用において、運用条件の制約など過度の負担が生じないよう、丁寧に合意形成を行う必要があります。	頂いたご意見のうち、技術的条件については、現在、情報通信審議会において、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に審議されているものと承知しています。制度整備についても、情報通信審議会の答申後に、頂いたご意見を踏まえながら進めてまいります。	無
135	日本テレビ放送網株式会社	第４章Ⅰ３（４）①	V-High 帯域における、公共 BB や狭帯域 IoT 通信システム導入にあたっては、隣接無線システムの業務に影響を与えることなく、我々放送事業者が今後も業務を安定かつ確実に継続できるよう検討と制度整備を要望致します。	頂いたご意見のうち、技術的条件については、現在、情報通信審議会において、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に審議されているものと承知しています。制度整備についても、情報通信審議会の答申後に、頂いたご意見を踏まえながら進めてまいります。	無
136	東海テレビ放送株式会社	第４章Ⅰ３（４）①	・V-High 帯域の下側に位置する 160MHz 帯において、当社は放送事業用の連絡無線を運用しています。このシステムは、日々の番組制作や中継業務において不可欠なものであり、今後も安定的に運用できる環境の確保が必要です。 ・新たなシステムの導入にあたっては、既存の放送用無線システムに対する干渉が生じないことはもとより、制度整備については、スケジュールに固執することなく、慎重かつ丁寧な検討が必要と考えます。	頂いたご意見のうち、技術的条件については、現在、情報通信審議会において、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に審議されているものと承知しています。制度整備についても、情報通信審議会の答申後に、頂いたご意見を踏まえながら進めてまいります。	無
137	中部日本放送株式会社、株式会社ＣＢＣテレビ	第４章Ⅰ３（４）①	放送事業者は、160MHz 帯域を移動局・固定局の運用や中継の際の連絡用無線として活用しています。狭帯域ＩｏＴ通信システムをガードバンドに導入するための技術的条件を検討する上では、放送事業者の業務に支障をきたすことが無いことを前提に慎重かつ丁寧に議論を進めることを	頂いたご意見のうち、技術的条件については、現在、情報通信審議会において、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に審議さ	無

			求めます。	れているものと承知しています。制度整備についても、情報通信審議会の答申後に、頂いたご意見を踏まえながら進めてまいります。	
138	株式会社TBSラジオ	第４章Ⅰ３（４）①	ラジオ事業者は、160MHz帯域において、放送の安定的な継続に不可欠な各種無線システムを運用しています。具体的には、番組中継のみならず、演奏所から親局や親局から中継局へのラジオ音声放送本線などで活用し、日常的な放送業務を支える通信手段として重要な役割を果たしています。 これらの運用は、災害時や非常時にも欠かせないものです。そのため、この帯域に新たに狭帯域 IoT 通信システムを導入する場合には、従来から使用されているこれらの無線局の運用に影響を及ぼさないよう、最大限の配慮が求められます。 特に、ガードバンドへの導入については、電波干渉のリスクや運用制約の有無など、技術的な観点から慎重な検討が必要です。	頂いたご意見のうち、技術的条件については、現在、情報通信審議会において、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に審議されているものと承知しています。制度整備についても、情報通信審議会の答申後に、頂いたご意見を踏まえながら進めてまいります。	無
139	アイコム株式会社	第４章Ⅰ４（３）①、②	260MHz帯デジタル都道府県防災行政無線において、４値FSK方式を導入することにより、150MHz 帯防災行政無線のデジタル化を進めるための代替システムとして提案できることから、早期の制度整備をお願いしたい。	260MHz帯デジタル都道府県防災行政無線の４値FSK方式については、本年９月19日に制度整備を実施したことから、以下のとおり原案の時点修正を行いました。 【変更前】 （略）令和７年度中を目途に、低廉化等が期待される通信方式（４値FSK）の制度整備を行うとともに、機器の更新時期に合わせ（略） 【変更後】 （略）令和７年９月に、低廉化等が期待される通信方式（４値FSK）の制度整備を行った。引き続き機器の更	有

				新時期に合わせ（略）	
140	日本自動車輸入組合	第４章Ⅰ４（４）①	路側通信用の 1620KHz は、当該周波数の受信装置を搭載している既存車両が存在するものの、実質的には機能を期待していないものであることから、終息に向かうことに賛同します。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
141	株式会社国際電気	第４章Ⅰ５（１） 別紙　２（６）③	地震等の大規模災害時の通信手段の確保は、人命の確保や早期復旧の観点から極めて重要と考えます。 公共 BB は、VHF 帯の特性を活かし、災害時において、広範囲に柔軟な回線構築・設定が可能であり、その特徴をさらに高度化するための研究開発は、防災・減災 ICT ソリューションの創出をはじめとして、我が国の安心・安全な社会の実現に大きく寄与するものであることから、本取組に賛同いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
142	個人(16)	第４章Ⅰ	27Mhz 帯（CB 無線）の規制緩和をしていただきたい。 技術進歩でクリーンな電波を出力できる現況になりました。 規制緩和をして（市民が手軽に使える無線・CB 無線）世界と合わせた制度にして頂きたい。 500mW の出力制限→10W までに緩和。 9CH→世界基準に合わせる。 AM 形式→SSB・AM・FM 形式を許可。 外部アンテナ・外部マイクの使用不可→使用可能。 ご検討宜しくお願い致します。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
第４章　各周波数区分の再編方針　Ⅱ　222～714MHz 帯に関するご意見					
143	個人(51)	第４章Ⅱ１	本周波数区分は、主に固定業務、移動業務、放送業務等に分配されている。 について、、アマチュア業務についての改正を想定しているにも関わらず、あえてアマチュア業務を等に含めるなど、不適切な表現ではないか あえて影響を与える可能性のあるアマチュア業務を記載しないことで、影響を軽微に見せようとしているのではないか	頂いたご意見及び「令和６年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」を踏まえ、以下のとおり変更します。 【変更前】 本周波数区分は、主に固定業務、移動業務、放送業務等に分配されている。	有

				【変更後】 本周波数区分は、主に航空移動業務、航空無線航行業務、固定業務、移動業務、放送業務、アマチュア業務等に分配されているほか、小電力セキュリティシステムやテレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用をはじめとする免許不要の電波利用システムに活用されている。	
144	ソフトバンク株式会社	第４章Ⅱ２	デジタルへの移行は重要な取り組みであることから、従来の利用状況調査等を活用することに加え、Ⅴ 公共業務用周波数の有効利用の意見のとおり、新たな方策等も適宜検討し、移行を加速化させていくことが重要と考えます。	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
145	Wireless City Planning 株式会社	第４章Ⅱ２	デジタルへの移行は重要な取り組みであることから、従来の利用状況調査等を活用することに加え、Ⅴ 公共業務用周波数の有効利用の意見のとおり、新たな方策等も適宜検討し、移行を加速化させていくことが重要と考えます。	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
146	株式会社 Space Compass	第４章Ⅱ３ 第４章Ⅳ３（２）①	■中長期的に HAPS 国内離発着時の C2 リンク用途で、当該周波数帯の中から 10MHz 程度の周波数を利用する可能性を検討しておりますので、考慮頂けると幸甚です。 ■中長期的に HAPS 国内離発着時の C2 リンク用途で、当該周波数帯の中から 24MHz 程度の周波数を利用する可能性を検討しておりますので、考慮頂けると幸甚です。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。なお、周波数の利用にあたっては、既存の無線通信業務へ干渉を与えないようにする必要がございます。	無
147	アイコム株式会社	第４章Ⅱ４（１）①、②	260MHz 帯デジタル都道府県防災行政無線において、４値 FSK 方式を導入することにより、400MHz 帯防災行政無線のデジタル化を進めるための代替システムとして提案できることから、早期の制度整備をお願いしたい。	260MHz 帯デジタル都道府県防災行政無線の４値 FSK 方式については、本年９月 19 日に制度整備を実施したことから、以下のとおり原案の時点修正を行いました。 【変更前】	有

				（略）令和７年度中を目途に、低廉化等が期待される通信方式（4 値 FSK）の制度整備を行うとともに、機器の更新時期に合わせ（略） 【変更後】 （略）令和７年９月に、低廉化等が期待される通信方式（4 値 FSK）の制度整備を行った。引き続き機器の更新時期に合わせ（略）	
148	個人(37)	第４章Ⅱ５	「周波数再編アクションプラン」は、「総務省が実施する電波の利用状況の調査や当該調査の結果を元に電波監理審議会が実施する電波の有効利用の程度の評価等に基づき策定している」とし、今回の「周波数再編アクションプラン(令和 7 年度版) (案)」を策定していますが、周波数再編の PDCA サイクルの考え方(例:特に次のフェーズとなる Plan:周波数割当計画（告示)に繋げていく前段階の位置付)も重視し、P16 の「５ 今後取り組むべき課題」は、下記のような具体的な考え方で方向性を明示した方が、将来を見据えつつ強いひっ迫状況が生じている周波数帯域に対し、より電波の有効利用（周波数再編）の実現と具体的なアクションプラン提示に繋がり望ましいと考えます。(例:産業/地域の活性化や国際競争力の強化等に向け、使いやすいプラチナバンド近傍の電波特性を最大限活用した、シームレスにつながるような先進的なインフラ環境の構築および、そのインフラを活かしたイノベーションシステム（例：公共サービス）の実現／普及を目指していく具体的なアクションプランとする為) －－－－－－－－－（記載案）－－－－－－－－－ ５ 今後取り組むべき課題 （1）TV ホワイトスペース帯［470～714MHz］ 産業/地域の活性化や国際競争力の強化等に向け、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用や異なる無線システム間での共用を図るため、使いやすいプラチナバンド近傍の電波特性を最大限活用し令	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			和 7 年度以降、試行可能なエリア（および周波数帯域）の中から直面する様々な地域課題も考慮してエリア選定／限定し、電波の更なる有効利用や異なる無線システム間での新たな共用に向けた研究開発・実証試験を開始していく。 　具体的にはエリア内で活用可能な中距離通信技術：LPWA やローカル 5G 等を利用した社会システムのイノベーション（必要によりダイナミック周波数共用システムも活用する）技術開発で、企業や各家庭（個人）の社会／生活支援につながるような先進的なインフラ環境とイノベーションシステム（例：公共サービス）の構築／普及に向け、社会実装も見据えた研究開発・実証試験を開始。先ずは干渉のおそれが少ない過疎地域など電波の利用状況をみて試行地域を選定／限定しながら実証試験を行う。それらの検証評価過程（PDCA）で得られたノウハウ等（家庭向け放送設備や技術の利活用方法も含）も最大限活用し、本格的な社会実装に向けてブラッシュアップ等しながら試行地域のエリア拡大を図っていく。 －－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 　上記のように考える背景（理由）は下記のとおりです。 1. 概ね 1 年毎に意見を募集し策定されている「周波数再編アクションプラン」に対し、「周波数割当計画」全般に対する意見募集は数年に 1 回(その間は、周波数割当計画の一部を変更する告示案への意見募集が存在)の頻度の為、周波数再編の PDCA サイクルの考え方からみると今回の「周波数再編アクションプラン」は、次のフェーズとなる Plan:周波数割当計画(告示)に繋がる貴重で重要な機会となること。 2. 次期（令和 7 年度から令和 9 年度まで）の電波利用料見直し時に、令和 6 年 8 月に取りまとめられた「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」報告書を踏まえ、令和 7 年 2 月 7 日に次期電波利用料の料額算定における考え方「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」を作成されていますが、その P5 に周波数帯域ごとのひつ迫状況が下記のように示され、強いひっ迫状況が生じている周波数帯域内に含まれるこ		

			と。 ⇒特に、470MHz 超 3. 6GHz 以下の周波数帯域には、強いひっ迫状況が生じていることから、利用ニーズに見合うだけの周波数帯域の拡張や無線システムの導入が困難な状況が続いています。 3. P15 の「3 制度整備に向けた取組」で、「TV ホワイトスペース帯において、より柔軟な運用が可能となるよう、令和 7 年 6 月に小電力デジタル方式向けのチャネルリストを公表し、同年 7 月から運用を開始した」と記載されてますが、上記のように強いひっ迫状況が生じている帯域の「今後取り組むべき課題」が「令和 7 年度は該当なし」となっていること。(令和 6 年度電波の利用状況調査（714MHz 以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（令和 7 年 8 月発表）等を踏まえと書かれていますが、将来を見据えより広い観点で課題等提言されている「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」報告書も尊重し、強いひっ迫状況が生じている帯域に対し取り組むべき課題を提示した方が、より良いと考えます） 4. 日本の地勢的条件(特に陸の国境のない環境)を考慮すると、近隣国の放送等の業務に対し有害となる混信が(他国と比較し)生じにくく、また電波資源を再編(例:放送帯域の集約、およびブロードバンドによる代替え等で)共用可能となる地域もあり、その地域内では他国より柔軟な考え方の周波数再編と社会実装も見据えた研究開発・実証試験を行うなど、戦略的なアクションプランを立案/策定可能なこと。(我が国が直面する様々な課題の克服と我が国の経済活性化、および国際競争力の強化に向け他国に先駆けるような戦略的で柔軟な、より望ましい周波数再編アクションプランを検証／策定できる環境（例：干渉のおそれが少ない地域で検証し、パブリックコメントによる意見を踏まえ策定）もあり、その有利な地政環境は極力有効活用した方が、我が国の経済活性化に向けた寄与面でも望ましいと考えること）		
第 4 章　各周波数区分の再編方針　III　714～1.4GHz 帯に関するご意見					
MCA・高度MCA に関するご意見					

149	千代田区	第４章Ⅲ３（１）①	ＭＣＡ無線機は、災害時においても専用回線による安定した通信が可能であり、一斉同報やグループ通話など、緊急対応に特化した機能を備えている。一方、他のＩＰ無線やスマートフォンベースのアプリ等（例えば、公共安全モバイルシステムやハザードトーク等）は、携帯キャリアのネットワークに依存しているため、災害時の通信規制や混雑によって通信不能になるリスクがある。災害時には、通信規制や輻輳の影響を受けにくい安定した自営閉域網を基盤に、関係機関が共通で利用できる通信基盤の確立を要望する。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
150	楽天モバイル株式会社	第４章Ⅲ３（１）①、②	デジタルMCA陸上移動通信システム及び高度MCA無線通信システムのサービス終了に伴い開放される周波数帯について、代替可能なシステムへの移行促進、並びに新たな無線システムの早期導入に向けた検討を加速する方針に賛同いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
151	アイコム株式会社	第４章Ⅲ３（１）①、②	800MHz 帯広帯域小電力無線システムは、920MHz 帯アクティブ系使用電力システムより高速で、既存の無線LANよりも広いサービスエリアを確保することができる。 市場におけるニーズも認められることから、出来る限り早期の制度化を希望します。	800MHz 帯広帯域小電力無線システムについては、本年10月に情報通信審議会より技術的条件の一部答申を受けたことから、記載を以下のとおり更新いたします。 【変更前】 （略）三次元測位システム及び800MHz帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和７年中を目途に取りまとめる。 【変更後】 （略）三次元測位システム及び800MHz 帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和７年９月に取りまとめた。引き続き、令和７年度中を目途に制度整備を行う。	有
152	東京電力パワーグ	第４章Ⅲ３（１）①、②	近年、災害が激甚化・頻発化しており、公共サービスを運用する上で、災	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重	無

	リッド株式会社		害時やそれに伴う輻輳時においても安定した通信の必要性が高まっています。このため、携帯電話システムとは独立した広域な電気通信サービスである高度 MCA 無線通信システムについて、代替可能なシステムへ移行されることを希望します。	に検討を進めてまいります。	
153	802.11ah 推進協議会 AHPC	第４章Ⅲ３（１）①	周波数再編アクションプラン(令和７年度版)(案)(P.17) について賛同します。 特に「三次元測位システム及び 800MHz 帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和７年中を目途に取りまとめる。」 については技術作業班報告書へのパブコメも完了し、今後情報通信技術分科会からの答申に従い施行される流れかと思いますが、 この施行を待って事業化を計画されている企業も多くおられる為、令和７年中に取りまとめられることを切に願っております。 また、デジタル MCA 移行後の周波数有効利用方策の対象となっている 900MHz 帯は 920MHz 帯と隣り合わになっています。 高解像度・高フレームレート動画の長距離伝送システムの実現に向けて 900MHz 帯を 920MHz 帯と結合して利用可能となればバンド幅 8MHz、16MHz で通信可能な IEEE802.11ah を利用した新たなアプリケーション・ユースケースが登場することが予想されます。 米国では現在バンド幅 8MHz の利用が可能となっており、さまざなユースケースで利用されています。 現在はまだ RF IC の制約からバンド幅 16MHz での通信は実現していませんが、ムーアの法則に裏付けされるように近い将来 16MHz 対応 RF IC が登場すると考えられ、それに伴って広帯域バンド幅 16MHz が利用可能となれば、日本国民の生活において今後必須となりえるユースケースにも利用されると考えられます。 これらが普及し、日本国における豊かな生活実現の為にも利用ユーザが大きな負担、制約なく利用可能な制度化にご配慮頂きたいと思います。	800MHz 帯広帯域小電力無線システムについては、本年 10 月に情報通信審議会より技術的条件の一部答申を受けたことから、記載を以下のとおり更新いたします。 【変更前】 （略）三次元測位システム及び 800MHz 帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和７年中を目途に取りまとめる。 【変更後】 （略）三次元測位システム及び 800MHz 帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和７年９月に取りまとめた。引き続き、令和７年度中を目途に制度整備を行う。 また、900MHz 帯については、頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めて参ります。	有
154	千代田区	第４章Ⅲ３（１）②	デジタルＭＣＡ無線の後継として期待されていたＭＣＡアドバンスも 2027 年にサービス終了が予定されており、代替手段としてＩＰ無線（携	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			帯電話キャリアのデータ通信網）やトランシーバーアプリなどが検討されていますが、いずれもＭＣＡ無線機の機能を完全に代替するには至っていない。災害時には、通信規制や輻輳の影響を受けにくい安定した自営閉域網を基盤に、関係機関が共通で利用できる通信基盤の確立を要望する。		
155	エリクソン・ジャパン株式会社	第４章Ⅲ３（１）②	高度 MCA 無線通信システムの周波数の一部は、3GPP の 5G バンドクラスのアレンジメント(n8)と一致しており、5G 技術を利用したミッションクリティカルなシステムを導入することも考えられます。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
156	ノキアソリューションズ＆ネットワークス合同会社	第４章Ⅲ３（１）②	高度 MCA については、世界的に広く普及している 3GPP バンド 8/n8 との互換性も考慮して今後の方針を決定することが望ましいと考えます。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
その他システムに関するご意見					
157	楽天モバイル株式会社	第４章Ⅲ１、２	本周波数区分において、移動業務を中心とした電波利用システムの更なる普及・促進を推進する方針を歓迎いたします。 限りある電波資源の有効利用を推進するため、この周波数区分における電波を使用する全てのシステムの利用状況調査及び有効利用評価を公平かつ厳格に実施することを要望いたします。その上で、既存無線システムの利用状況に応じた、より効率的な周波数利用や周波数共用検討の促進を要望いたします。 特に、当社に割り当てられている 700MHz 帯においては、特定ラジオマイク等の既存システムとの干渉調整に多大な時間とコストを要しており、現在も十分な有効利用ができていない状況にあります。国民の利便性向上やデジタル社会の発展に資するため、既存無線システムとの適切な共存を図りつつ、移動通信システムの有効利用を最大限に引き出すための、より実効性のある干渉調整のあり方や、双方のシステムがより有効に周波数を利用できるような施策について、早期に検討を進めていただきたいと考えております。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
158	株式会社	第４章Ⅲ３（２）①	この周波数帯では放送事業者が放送番組の制作現場で特定ラジオマイ	頂いたご意見を踏まえ、既存無線	無

	毎日放送		クを、また放送番組を視聴者のもとへ届けるための地上デジタル放送において運用しています。いずれも放送事業を営む上ではなくてはならない無線システムとなります。 当該周波数帯において、周波数共用の検討の際には、同一周波数帯のみならず、隣接関係となる周波数帯を運用している既存無線局へ与える影響についても考えうるあらゆる可能性について事前に検討し、慎重かつ丁寧な議論がなされますよう要望します。	システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	
159	株式会社デンソー	第４章Ⅲ３（２）①	衛星ダイレクト通信システムで使用予定の周波数帯［700MHz 帯］のうち、760MHz 帯は V2X サービス（ITS Connect）で使用されています。検討にあたっては、電波干渉により ITS Connect サービスに影響を与えないように、十分な配慮をお願い致します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
160	楽天モバイル株式会社	第４章Ⅲ３（２）①	700MHz 帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入に向けた既存無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等の検討については、早期に完了し、速やかな制度整備を実施していただくことを要望いたします。	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
161	スカパーJSAT 株式会社	第４章Ⅲ３（２）①	本方針に賛同いたします。 衛星ダイレクト通信は、災害時を含む全国的な通信レジリエンスの向上や、デジタル・ディバイドの是正に大きく貢献するものであり、日本の社会・経済インフラにとって極めて意義深い取り組みと考えます。 一方で、通信は国民生活と安全保障に直結する基盤インフラであり、国内における主権的な制御と多様性の確保が重要です。とりわけ、運用やサービス提供の実態において、国内の事業者が十分にガバナンスを発揮できない構造となる場合、外交・災害・技術的障害などの観点からリスクが高まる懸念があります。したがって、制度設計においては、国内事業者が実質的に運用・制御・リスクマネジメントを担う体制の確保を求めます。また、海外事業者の技術やネットワークを活かしつつも、国内プレイヤーが主導的立場を維持し、企業間での協調が機能する仕組みを整えることが不可欠と考えます。 これらの考え方は、700MHz 帯に限らず、今後ダイレクトアクセスに供さ	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			れ得る他の IMT 帯域（例：2GHz 帯等）についても同様に重要であると考えます。 この制度整備が、国際的な連携を活かしながらも、日本が自らの通信基盤を自律的かつ持続的に確保する方向で進展することを強く期待いたします。		
162	ソフトバンク株式会社	第４章Ⅲ３（３）① 第４章Ⅸ（８）	空間型ワイヤレス電力伝送については、本年の情報通信審議会において、920MHz 帯 1W の屋外利用や 250mW の特定小電力無線局に関する技術的条件が検討され、今後、導入に向けた制度化が進められるものと理解しています。 その上で、研究開発が進められる大容量化といった更なる高度化技術の制度化を検討する際は、これら先行するシステムの実際の普及状況や運用実績、他の無線システムとの共用における課題などを十分に検証・評価を行い、適切な時期に開始していただくよう要望します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
163	Wireless City Planning 株式会社	第４章Ⅲ３（３）① 第４章Ⅸ（８）	空間型ワイヤレス電力伝送については、本年の情報通信審議会において、920MHz 帯 1W の屋外利用や 250mW の特定小電力無線局に関する技術的条件が検討され、今後、導入に向けた制度化が進められるものと理解しています。 その上で、研究開発が進められる大容量化といった更なる高度化技術の制度化を検討する際は、これら先行するシステムの実際の普及状況や運用実績、他の無線システムとの共用における課題などを十分に検証・評価を行い、適切な時期に開始していただくよう要望します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
164	非公表	第４章Ⅲ３（４）①	920MHz 帯について、人工衛星での受信の技術検討が進められておりますが、既に地上では実用に供されており、衛星を使ったサービスへの拡大も急速に進むと思われます。以下の資料にもある通り地上の無線局に関しては免許不要帯のまま実用展開できる方向での議論が進んでいますが、人工衛星局に関しても 920MHz 帯を実用局として免許が発行されるように早急に対応いただきたい。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
165	株式会社アークエッジ・ス	第４章Ⅲ３（４）①	・地上での通信に利用される 920MHz 帯の特定小電力無線局から発射された電波を人工衛星等で受信可能とすることに賛同致します。地上に設	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考	無

	ペース		置した特定小電力無線局から人工衛星等までは距離が遠く自由空間損失が大きいことから、人工衛星等での信号受信を確実なものとするために920MHz 帯の特定小電力局の空中線電力制限(20mW 以下)を超える無線局についても、簡易な手続きで人工衛星等との通信に使用できるよう要望致します。	とさせていただきます。	
166	ソフトバンク株式会社	第４章Ⅲ４（１）①	無人移動体画像伝送システム（以下、「ドローン」といいます。）は、一般的な無線 LAN 等の無線機器と異なり、高所に設置されている BWA や携帯電話等の基地局と比較的近い位置関係となる場合が想定され、飛行状況によって BWA や携帯電話といった移動通信システムの通信に有害な干渉を引き起こすことも懸念されます。 このような移動通信システムへの干渉の発生を避けるために、規定された運用方法に基づき無線局の開設を行っているものと認識していますが、ドローンについては、今後運用台数の飛躍的な増加も見込まれることから、BWA や携帯電話への干渉が発生しないよう確実な取組みが必要と考えます。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
167	Wireless City Planning 株式会社	第４章Ⅲ４（１）①	無人移動体画像伝送システム（以下、「ドローン」といいます。）は、一般的な無線 LAN 等の無線機器と異なり、高所に設置されている BWA や携帯電話等の基地局と比較的近い位置関係となる場合が想定され、飛行状況によって BWA や携帯電話といった移動通信システムの通信に有害な干渉を引き起こすことも懸念されます。 このような移動通信システムへの干渉の発生を避けるために、規定された運用方法に基づき無線局の開設を行っているものと認識していますが、ドローンについては、今後運用台数の飛躍的な増加も見込まれることから、BWA や携帯電話への干渉が発生しないよう確実な取組みが必要と考えます。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
168	株式会社アークエッジ・スペース	18 第４章Ⅲ ５	・現在低軌道衛星測位システムへの活用が国際的に検討されており、今後取り組むべき課題として、日本においても周波数利用に向けて検討することを要望致します。 日本では、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）が低軌道測	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			位衛星システムに関して、昨年度から F/S 事業、要素技術開発等事業を順次実施しています。欧米や中国の動きが加速する中、日本としても周波数利用の見通し確保に向けた対応を早急に具体化する必要があると考えます。		
169	個人(21)	第４章Ⅲ 第４章Ⅳ	1462.9MHz？1475.9MHz 及び 1510.9MHz？1517MHz の部分についての言及が何もないので、5G の周波数として活用できるか検討すべきである。これらの周波数は n75 として活用できる。n75 は iPhone はもちろん GooglePixel 等の Android 機でも対応しているものが相当数流通しており、すぐ活用可能である。また、利用用途が決まっていない 845？860MHz をアップリンクとして用いれば、n92 としても使える。	前段については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。 845-860MHz については、三次元測位システム及び 800MHz 帯広帯域小電力無線システムとして、本年 10 月に情報通信審議会より技術的条件の一部答申を受けました。	無
第４章　各周波数区分の再編方針　Ⅳ　1.4GHz～3.4GHz 帯　に関するご意見					
170	株式会社 NTT ドコモ	第４章Ⅳ３（１）①	2.6GHz 帯にて当社が運用する衛星移動通信システムは、平時における利用はもとより、災害時において特に重要な通信インフラとして活用されております。本帯域の移動通信システムによる活用を検討される際には、衛星移動通信システムへの干渉影響を慎重に精査し、当該システムの安定的な運用を担保した上で、移動通信システムにも最大限活用可能となるような各種方策の検討を行うことが必要であると考えます。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
171	ソフトバンク株式会社	第４章Ⅳ３（１）①	2.6GHz 帯を携帯電話としての割当てを検討する場合には、全国 BWA に係る規制・制度との整合性の整理や BWA 制度自体の見直しが必須であると考えます。 特に技術的条件の検討にあたっては、同じバンド内で BWA と携帯電話の二つの異なるシステムが併存かつ隣接した場合、携帯電話システムはあくまでも別のシステムとなるため、BWA としては一つのシステム帯域として扱うことができないことや、同様のシステムかつ同一帯域でありながら全く別の工事設計の取得を取り直しすることが発生しますので、整合性が図られるよう整理していただく必要があると考えます。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
172	Wireless	第４章Ⅳ３（１）①	2.6GHz 帯を携帯電話としての割当てを検討する場合には、全国 BWA	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重	無

	City Planning 株式会社		に係る規制・制度との整合性の整理や BWA 制度自体の見直しが必須であると考えます。 特に技術的条件の検討にあたっては、同じバンド内で BWA と携帯電話の二つの異なるシステムが併存かつ隣接した場合、携帯電話システムはあくまでも別のシステムとなるため、BWA としては一つのシステム帯域として扱うことができないことや、同様のシステムかつ同一帯域でありながら全く別の工事設計の取得を取り直しすることが発生しますので、整合性が図られるよう整理していただく必要があると考えます。	に検討を進めてまいります。	
173	スカパー JSAT 株式会社	第 4 章IV 3（1）①	移動通信システムでのトラフィックニーズが爆発的に増える中で、諸外国では既に多く利用されている周波数帯を最大限活用して割り当ててゆく方向性は合理的と考えますが、我が国が現に保有する、当該周波数帯を利用した移動衛星業務を実現可能な静止衛星上の軌道周波数権益は大変貴重なものであるため、周波数共用の検討にあたっては慎重に対応いただきたいと考えます。 衛星は NTN を構成するひとつの重要なインフラであり、その利用方法は災害対応に留まるものではありません。S 帯は降雨減衰が少なく、指向性の低いアンテナでも衛星で活用しやすい貴重な周波数帯であり、欧州をはじめ海外ではコネクテッドカーでの利用など、常に繋がるからこそのユースケースが検討されています。過疎地域に基地局を整備するのが困難だからこそ NTN として移動通信システムと連携して成立するものであり、衛星のカバレッジが強力に威力を発揮します。このような他の手段では実現困難なユースケースを、我が国が率先して開発する方向で進めるため、既存の衛星移動通信システムを NTN として使えるよう、標準化を後押しするなどの政策が重要と考えます	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
174	U Qｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社	第 4 章IV 3（1）①	2.6GHz 帯は 3GPP において Band41/n41 として規定されており、対応端末が市場に多数流通している状況であるため、「移動通信システムの導入の可能性について検討する」とした原案に賛同いたします。 そのうえで、ダイナミック周波数共用の適用も含めた検討を行うためには、運用可能性を予見するために必要となる既存システムとの共用条	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			件等の詳細情報が調査検討会等の場において共有されることを希望いたします。		
175	ＫＤＤＩ株式会社	第４章Ⅳ３（１）①	2.6GHz 帯は 3GPP において Band41/n41 として規定されており、対応端末が市場に多数流通している状況であるため、「移動通信システムの導入の可能性について検討する」とした原案に賛同いたします。 そのうえで、ダイナミック周波数共用の適用も含めた検討を行うためには、運用可能性を予見するために必要となる既存システムとの共用条件等の詳細情報が調査検討会等の場において共有されることを希望いたします。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
176	株式会社 Space Compass	第４章Ⅳ３（２）① 第４章Ⅳ５（１） 第４章Ⅷ３（４）① 第４章Ⅸ（１）	■以下の方針に賛同いたします。 ・① HAPS の国内導入に向け、必要な技術基準の策定を目的として、固定系リンク及び移動系リンクに関する無線システムについて、他の無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、早期の活用が想定される 2GHz 帯（1920～1980MHz、2110～2170MHz）を用いた移動系リンクについて、令和７年度内を目途に制度整備を行う。 ・（１）スマートフォンやドローン・IoT 機器のための超広域エリア通信の実現アプローチとして期待される HAPS の国内導入に向け、サービスリンク及びフィーダリン クの周波数有効利用技術の研究開発を推進する。 ・① HAPS の国内導入に向け、必要な技術基準の策定を目的として、固定系リンク及び移動系リンクに関する無線システムについて、他の無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、早期の活用が想定される 38～39.5GHz を用いた固定系リンクについて、令和７年度内を目途に制度整備を行う。 ・（１）スマートフォンやドローン・IoT 機器のための超広域エリア通信の実現アプローチとして期待される HAPS の国内導入に向け、サービスリンク及びフィーダリンクの周波数有効利用技術の研究開発を推進する。 ・③NTN 分野については、HAPS について、令和８年中の国内導入に向	本案への賛同意見として承ります。	無

			け、令和７ 年度内を目途に制度整備を行うとともに、高度化等の研究開発や海外展開等を支援していく。また、衛星通信について、グローバルに提供されるサービスの円滑な国内導入のための制度整備に加え、研究開発を支援していくとともに、ドローン、航空機等に搭載した衛星通信端末の上空利用や、車両等に搭載した衛星通信端末の陸上での移動利用の範囲拡大に必要な検討を行う。		
177	株式会社アストロスケール	第４章Ⅳ３（２）①	2GHz 帯（1920～1980MHz、2110～2170MHz）の移動系リンクについての技術的条件等の検討に関して、隣接帯域における宇宙運用との干渉影響が生じないよう、十分な検討をお願いいたします。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
178	一般社団法人　無線 LAN ビジネス推進連絡会	第４章Ⅳ５（２） 第４章Ⅴ５（１）	802.11bn は Wi-Fi 8 になると想定され、超高信頼を目標とした Wi-Fi の次世代規格です。標準化機関の規格化の状況を踏まえ、タイムリーに導入に向けた取り組みを推進していただくことを要望します。	本案への賛同意見として承ります。	無
179	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	第４章Ⅳ５（３）	● 地域 BWA について、早期の NR 化及びローカル 5G との連携を図ることにより、サービスの高度化を推進することに賛同いたします。 ● 地域 BWA は NR 化することでネットワークスライシング等の機能が加わり、ローカル 5G との設備共用やキャリアアグリゲーション等による連携も可能となります。NR 化により地域課題解決を含め多様な地域サービスの組合せが実現できるため、地域通信インフラの整備について、無線ビジネスが持続可能となるような補助事業等のより柔軟な運用や支援制度を希望いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
180	楽天モバイル株式会社	第４章Ⅳ５（３）	地域 BWA は、ローカル 5G、全国 BWA のみならず、広範な通信システムとの連携を一層強化することで、地域における通信インフラの効率的な利用を促進し、地域課題の解決や新たなサービスの創出に資するよう、具体的な方策について積極的に検討を進めることを要望いたします。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
181	株式会社アークエッジ・スペース	第４章Ⅳ５	・現在低軌道衛星測位システムへの活用が国際的に検討されており、今後取り組むべき課題として、日本においても周波数利用に向けて検討することを要望致します。日本では、国立研究開発法人宇宙航空研究開発	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			機構（JAXA）が低軌道測位衛星システムに関して、昨年度からF/S事業、要素技術開発等事業を順次実施しています。欧米や中国の動きが加速する中、日本としても周波数利用の見通し確保に向けた対応を早急に具体化する必要があると考えます。 ・S帯（中心周波数：2492.028MHz、帯域幅16.5MHz） ・L1帯(中心周波数：1575.42MHz) ・ITU-R WRC-27 議題1.11（1 518-1 544 MHz、1 545-1 559 MHz、1 610-1 645.5 MHz、1 646.5-1 660 MHz、1 670-1 675 MHz及び2 483.5-2 500 MHz帯の 宇宙から宇宙の回線のための技術上、運用上、規則上の手段の検討）で検討される衛星間通信について、日本において実用局として免許されるよう割当られることを要望します。 現在1600MHz帯の衛星間通信を行う、複数の民間衛星事業者が共同で実用局とするための検討を行っています。		
182	非公表	第4章IV	衛星間通信に関する取り組みがありませんが、既にINMARSAT等との衛星間通信に1.5-1.6GHz帯が使用されており、当社も近い将来には実用衛星の衛星管制の回線として1.5-1.6GHz帯を使いたいと考えている。現状は実験局としての免許は交付されているが、まだ実用局としての免許交付はされていない。WRC-27 のAI1.11として登録されていることは存じ上げているが、総務省としてもぜひ実用局としての免許が発行できるようサポートいただきたい。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
183	株式会社Synspective	第4章IV	2027年に開催される世界無線通信会議WRC-27における Agenda Item 1.11にて、1.5GHz帯および1.6GHz帯の静止衛星-非静止衛星間の通信業務への周波数割り当てが議論される予定となっておりますが、その結果に先んじて当該周波数における実用局用の免許を交付可能とすることをご検討いただけないでしょうか。 昨今、気候変動による自然災害の増加する中、また、安全保障上の緊張の高まる中で、それらによる被害を抑制するため、小型衛星コンステレーションによる宇宙からの地球観測によって早期な状況確認を実現することは喫緊の課題となっています。しかしながら現状では、有事の事象	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			が発生した場合、その発生地点を観測するためのコマンドを観測衛星に送信するためには、当該衛星が通信可能な地球局に対して可視範囲にある必要があり、常時リアルタイムにコマンドを送信することは不可能となっています。常に可視範囲にある静止衛星から非静止衛星へのコマンド送信が可能になれば、有事の事象をリアルタイムに観測可能となり、小型衛星コンステレーションによる地球観測は非常に公益性の高いサービスとなります。 一方、海外では当該周波数を本業務において商用的に用いているサービスも登場しており、国内外で国産サービス採用における制約になり得ます。何卒、本件についてご検討いただければと存じます		
第４章　各周波数区分の再編方針　Ⅴ　3.4～8.5GHz 帯　に関するご意見					
184	楽天モバイル株式会社	第４章Ⅴ１、２	5G 及びローカル 5G の普及・促進、5G 等の更なる需要に対応した必要周波数の確保、多様な利用ニーズに対応可能な無線 LAN の利用拡大に向けた周波数有効利用方策の検討、並びに国際的な調和のとれた ITS 用通信に対応可能な周波数帯域を確保するため、既存無線システムとの周波数共用方策の検討を推進する方針に賛同いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
185	日本自動車輸入組合	第４章Ⅴ２ 第４章Ⅴ３（３）①	国際的な調和のとれた ITS 用通信に対応可能な周波数帯域を確保する活動に賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
186	一般社団法人　無線 LAN ビジネス推進連絡会	第４章Ⅴ３（１）①、４（１）①	4.9GHz 帯については、既存無線システムに対して、他システムへの代替に向けた検討状況や廃止の状況についてぜひ調査することに賛同いたします。移行にあたっては、既存利用者の使用用途や重要性など個々の事情を踏まえ、移行先システム構築等必要な対処に関する適切な対応をお願いします。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ、適切に検討を進めてまいります。	無
187	株式会社国際電気	第４章Ⅴ３（１）③ 第４章Ⅶ３（１）③ 別紙　２（１）⑥	ローカル 5G の普及・促進に向けた免許手続きの簡素化・迅速化に係る制度の検討や干渉調整方法の高度化の調査検討について、本取組の推進により、利用者のビジネスニーズに一層合致したタイムリーなソリューションの提供が可能となるものと考えられることから、本取組に賛同いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
188	一般社団	第４章Ⅴ３（１）③	●　ローカル 5G の免許手続きの簡素化・迅速化に係る制度導入、干渉調	本案への賛同意見として承りま	無

	法人日本ケーブルテレビ連盟		整手法の高度化の検討について賛同いたします。 ● ローカル 5G の高出力端末の免許申請にあたっては、基地局等と同様に事前の干渉調整が求められております。共同利用等の制度を活用した広範囲なエリア展開を行う場合に、複数の他ローカル 5G 事業者との干渉調整が必要になるケースがあります。このため、短期間に一括で調整手続きが行えるような仕組み等、免許手続きの簡素化や制度面の見直しにより、高出力端末を円滑に利用できる環境の整備を希望いたします。	す。	
189	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、株式会社高速道路総合技術研究所	第４章Ⅴ３（１）③ 第４章Ⅶ３（１）③	高速道路の将来の交通流監視、誘導の高度化及び維持管理の省力化、安全性の更なる向上に向け、高速道路本線上（明かり部）にローカル５Ｇ（スタンドアローン化含む）を活用させていただくことを検討しております。高速道路での不感地帯をなくすことが必要と考えており、高速道路の沿線上に無線基地局を線上かつ連続的な配置することを想定しています。この場合、指向性の高いアンテナを用いたとしても高速道路敷地外への電波漏洩が想定されます。よって隣接する免許人との電波干渉が無いような周波数の割当、運用調整を円滑に行うためのガイドラインの制定等についてご検討いただきたい。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
190	一般社団法人　無線 LAN ビジネス推進連絡会	第４章Ⅴ３（１）③ 第４章Ⅶ３（１）③ 別紙　２（１）⑥	Wi-Fi と同様にプライベートワイヤレスネットワークの実現要素であるローカル 5G の普及のために、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に賛同します。 また、また干渉調整にあたっては、調整手法の高度化により、より効果的に無線局を設置できることを期待します。	本案への賛同意見として承ります。	無
191	楽天モバイル株式会社	第４章Ⅴ３（１）③	ローカル 5G については、広範な通信システムとの連携を一層強化することで、地域における通信インフラの効率的な利用を促進し、地域課題の解決や新たなサービスの創出に資するよう、具体的な方策について積極的に検討を進めることを要望いたします。 なお、隣接する携帯電話システムへの干渉影響についても十分に考慮が必要であると考えます。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
192	ソフトバ	第４章Ⅴ３（１）③	ローカル 5G の基地局数（Sub6 およびミリ波の合算値）は、約 1900 局	今後の施策の検討の際に参考とさ	無

	ンク株式会社	第４章Ⅶ３（１）③	（令和７年７月現在）となっており、一定程度は増加傾向にあると認識しています。今後実施される周波数オークションにおいて、ミリ波の地域枠の割当てが予定されており、それら地域枠の周波数とローカル 5G 周波数が連携したサービス提供も期待されているところです。 しかしながら、これまで以上に更なるローカル 5G の拡大を進めていくためには、免許人や他者土地利用の制約も含めて参入しやすい規制緩和により、様々な旧システムの移行先としても利用しやすいよう多様なサービス提供を可能とし、地域の産業やデジタル化促進を後押しするための制度整備を進めることが有益であると考えられます。	せていただきます。	
193	Wireless City Planning 株式会社	第４章Ⅴ３（１）③ 第４章Ⅶ３（１）③	ローカル 5G の基地局数（Sub6 およびミリ波の合算値）は、約 1900 局（令和７年７月現在）となっており、一定程度は増加傾向にあると認識しています。今後実施される周波数オークションにおいて、ミリ波の地域枠の割当てが予定されており、それら地域枠の周波数とローカル 5G 周波数が連携したサービス提供も期待されているところです。 しかしながら、これまで以上に更なるローカル 5G の拡大を進めていくためには、免許人や他者土地利用の制約も含めて参入しやすい規制緩和により、様々な旧システムの移行先としても利用しやすいよう多様なサービス提供を可能とし、地域の産業やデジタル化促進を後押しするための制度整備を進めることが有益であると考えられます。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
194	ノキアソリューションズ＆ネットワークス合同会社	第４章Ⅴ３（１）③	ローカル５Ｇ（4.6～4.9GHz）のより一層の普及のために、免許手続の簡素化・迅速化に賛成致します。	本案への賛同意見として承ります。	無
195	Apple Japan 合同会社	第４章Ⅴ３（２）①	我々は 5925-6425MHz におけるナローバンドデバイスの利用に関する技術的条件の検討に賛同致します。 日本は、5GHz 帯での狭帯域（NB）、SRD(Short Range Devices: 短距離デバイス)アプリケーションを許可していない世界で唯一の国であるため、日本で狭帯域無線(Narrow Band)システム(5925-6425MHz 帯)を許可することはきわめて重要な問題です。 テクノロジーニュートラルな帯域を許	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			容することで、日本のお客様に革新的な体験を提供することが可能となります。 複数の利活用を許容することは、すべての人によるすべての人のためのイノベーションを促進することになります。このことから、狭帯域無線(Narrow Band)システム(5925-6425MHz 帯)の導入に向けた技術的条件に関する検討が速やかに開始されることを強く要望致します。		
196	ノキアソリューションズ＆ネットワークス合同会社	第４章Ｖ３（２）①、②、 第４章Ｖ５（３）	弊社でこれまでに行った 6G の実証実験の結果は、6GHz 帯/7GHz 帯が、予想されるモバイルトラフィックの増加に対応する上で、3.5GHz 帯と同様に適していることを示唆しています。これらの帯域は、6G の初期展開において重要な役割を果たすと我々は考えています。 既に日本含む第三地域で IMT 特定されている 7025-7125MHz 帯に加え、6.5GHz 帯（6425-7125MHz）全体が、WRC-23 において多くの国と地域で既に IMT 特定されています。同様に、まだ IMT 特定されていない国や地域も、WRC-27 において IMT 特定に向けて動き出しています。こうした世界的な動向を踏まえ、日本も 6425-7125MHz 帯全体を IMT 特定することを検討することが望ましいと考えます。 参考までに、弊社は、欧州 CEPT ECC PT1 グループにおいて、IMT と無線 LAN（Wi-Fi）の 6GHz 帯（6425～7125MHz）における共存の可能性について検討致しました。その結果、現状のシステム実装では、周波数共用は実現不可能であり、スペクトルを効率的に使用する手段としても推奨できないという結論に達しました。IMT と Wi-Fi の両方を、同じ周波数帯で運用する場合には、厳しい制約があります。 弊社は、これを確認するために、屋内/屋外のさまざまなシナリオと構成で広範なフィールドトライアルを実施しました。 さらに言及すると、ブラジルとインドがこの周波数のオークションを積極的に計画するなど、既にいくつかの国が IMT 用に 6.5GHz 帯全体を確保するための措置を講じていることにも留意が必要です。こうした動きにより、この帯域のエコシステムが発展し、規模の経済を生み出すための推進力が今後確保されていくことが期待されています。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
197	株式会社毎日放送	第４章Ｖ３（２）②	この周波数帯域では放送事業者が、番組中継の際の主要な映像伝送手	頂いたご意見を踏まえ、既存無線	無

			段のひとつとしてFPUを、また地上デジタル放送のネットワークを構成する番組伝送用の固定局を運用しています。 FPUについては、突発的に発生する事件、事故報道、あるいは近年激甚化している自然災害の報道において、現地の映像を伝送する手段として広く用いられており、また一方固定局は、放送対象地域を隈なくカバーするために置局された各中継局に放送番組を安定伝送する役割を果たしており、いずれもなくてはならない重要無線システムとなります。 一方、無線LANは情報化・IT化の進む社会に於いて重要なものでありますが、広範な用途に利用されるシステムであるゆえに、もし免許不要システムとして本周波数帯の電波が共用されることになれば、その特性上、どこでいつ使用されるかを予測することは不可能であるとともに、諸外国の動向に合わせにいくことで却って日本国内の技術基準に適合しない海外製品が持ち込まれ、不正使用を誘引する可能性があります。 これらのことから、屋外利用を含む周波数共用等の検討については、①他の無線局と同様に無線局免許を取得すること(AFCシステムが導入されたとしてもそれが総務省の認証を受けた正当なものであることの確認が必要であるため)②運用場所周辺の地形及び建築物の状況を把握し、これらによる反射波の影響も考慮した上で必要最低限の電力及び空中線の高さ(海抜高、地上高)に限定すること、等の厳格な条件を大前提としてなされ、既存無線システムの運用に、決して支障を来さないことが必須であると考えます。	システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	
198	ＸＧモバイル推進フォーラム　６Ｇ推進プロジェクト	第４章Ｖ３（２）②	6.5GHz 帯（6425～7125MHz）は WRC-23 の結果、6425～7125MHz は第一地域全体と第二地域の 2 か国において、7025～7125MHz は第三地域全体において、6425～7025MHz は第三地域の 3 か国において、それぞれ IMT に特定されています。WRC-23 の結果を受けて、6.5GHz 帯が特定された欧州、中東の UAE、第二地域のブラジルといった国では、この周波数における IMT システムの導入に向けた検討が進められています。また第三地域の中国、インド、オーストラリアなどでは、IMT に特定された 7025～7125MHz のみならず、6.5GHz 帯全体考慮した上で、システムに	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			割り当てる動きが見られています。これらの地域および国の人口は全世界人口の 60%を占めると推定されています。 XGMF 6G 推進プロジェクトは、上述の 6.5GHz 帯における IMT システムの導入に関する国際的な動向を考慮することが重要であると考えており、無線 LAN の更なる高度化と周波数拡張等の検討に当たっては、IMT システムの観点として、第三地域で IMT 特定された周波数帯（7025～7125MHz）だけでなく、6.5GHz 帯全体（6425～7125MHz）に留意することを提案いたします。		
199	エリクソン・ジャパン株式会社	第４章Ｖ３（２）②	WRC-23 において IMT 特定された周波数帯（7025-7125MHz）に留意する方針に賛成致します。 なお、6425-7125MHz は WRC-23 の議題 1.2 において、第一地域全体、および第二地域と第三地域の数カ国で IMT に特定されています。その後 IMT に特定された幾つかの国だけでなく、IMT に特定されなかった第三地域の国（中国、インド、オーストラリア）でも、この帯域を IMT システムに割当てる動きがあります。また弊社は、6425-7125MHz は IMT システムのトラヒック増に対処する容量とカバレージを提供する重要な帯域と考えております。したがって、7025-7125MHz だけでなく、 6425-7125MHz に留意することを提案いたします。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
200	関西テレビ放送株式会社	第４章Ｖ３（２）②	6.5GHz 帯（6425～7125MHz）は、地上デジタル放送における中継局ネットワーク回線として、非常に多くの固定局が 24 時間 365 日稼働しています。また同周波数帯は、報道素材伝送や番組中継回線（ＦＰＵ）としても時間・場所を問わず運用しており、災害時にはヘリコプターによる空撮や現場中継を通じて、視聴者の安全確保に資する情報を提供しています。 緊急時において、これら既存システムの運用に支障が生じることは絶対に避けなければなりません。ＡＦＣシステムの技術的要件及び運用の考え方については、ＳＰモードによる実機検証の結果をふまえ、必要な見直しを実施するとともに、関係者との十分な協議を経て、既存免許人に負担を与えない運用指針の策定を強く要望いたします。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無

201	個人(26)	第４章Ⅴ３（３）①	ETC 車載器は受信 5805MHz(最も高い割当周波数、出典：ARIB STD-T75)、中間周波数 40MHz（出典 RC-003 第 1.1 版の頁 110）で、イメージ周波数は約 5883~5887MHz（帯域幅 4.4MHz 込み)。 V2X 割当候補の 5895~5925MHz はこの帯域に約 8MHz で隣接し、十分なガードバンドが無いため、強電界での干渉は技術常識では回避不能の可能性あり。 ARIB STD-T75 では車載器のイメージ受信の規定無く、RC-003 第 1.1 版の頁 110 では干渉への留意が明記されており、ETC 車載器の V2X からの耐性は制度上担保されていません。 ETC は全国の高速道路料金収受システムに組み込まれており、干渉発生時は料金所通行不可や付近の渋滞、混乱、経済的損失など社会的混乱のおそれがあります。 そこで、以下 3 点の明確な回答を求めます。 1、干渉リスクを完全に排除できることを確認済と断言できますか。 2、断言できない場合、その理由を行政手続法第 8 条および第 14 条の趣旨に則り明示してください。理由の明示がない場合、技術的根拠が不十分な行政判断と理解します。 3、干渉検討実施中の場合、検証日程・担当機関・報告の公表予定を明示してください。存在しない場合、干渉検討計画が未確定と理解します。 　併せて、干渉発生時の ETC 車載器の改修手順や改修費用の負担枠組み（国費・事業者・利用者）の想定を明示願います。 本意見に対し、できるだけ速やかな回答を求めます。 本意見は単なる意見ではなく、行政判断の明確化を求めるものです。 回答保留の場合、十分な技術的検証を経ずに制度改正を進めた事実として記録されます。	本案に記載の通り、今後、隣接システム等との周波数共用検討を含む 5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準等の整備に向けた技術的検討を進める予定です。 本技術的検討にあたっては、既存無線局の免許人など、関係者のご協力を頂きながら丁寧に進めてまいります。	無
202	株式会社毎日放送	第４章Ⅴ３（３）①	5.9GHz 帯については、放送事業者は地上デジタル放送ネットワークの根幹をなす固定局と災害報道時には必要不可欠な FPU を運用しています。 24 時間 365 日、視聴者へ番組を提供するため運用されている固定局の	自動運転の実現に向けて政府全体での取組が進められる中、自動運転を支える通信環境やインフラの整備が急務であり、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの早期導入が求められています。	無

			周波数を移行するためには、放送事故なく安全に切り替えるための事前調査や仕様検討等、単に移行先周波数に対応する無線設備に置き換えるということだけではなく、このスキーム特有の相当な労力と時間を要します。また空中線等の設備を他の放送事業者と共建している場合は共建全社の共通放送休止が必要となります。共建全社が移行対象とならない場合は、共通放送休止確保のために移行対象となっていない放送事業者の理解と協力を得なければ、移行工事を行うことはできません。 このように周波数移行作業は大きな負担と番組編成上の制約を受けた中で行われているため、今後の取り組みについては、けっして既存無線局に対する使用期限など定める事なく、放送事業者が安全に移行作業を進められるよう V2X 通信向けへの周波数割当てに関しては、あくまでも既存無線局の周波数移行の完了を待って行うべきと考えます。	こうした中、総務省では「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」を活用し、既存無線局の周波数変更に係る費用を全額補助する支援を行い、既存無線局の免許人には十分に配慮しながら、当該周波数変更について東名阪地域を中心として順次進めているところ、自動運転については日本全国の様々な地域で実証実験等の取組が進められており、政府全体の戦略においても、自動運転によって全国で移動の足を確保し、安全・安心な社会を実現していく旨の方針が示されていることから、当該周波数変更の全国的な実施を早期かつ円滑に進めていくことが必要です。 このため、総務省では、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 27 号）による改正後の電波法に基づく特定周波数変更対策業務により、全国的な周波数変更の支援を実施する方向で検討しており、電波法上、当該業務の実施には、既存無線局に係る周波数の使用の期限及び新たに導入する無線局を定める等が必要となるものです。 こうした状況を踏まえつつ、当該周波数変更の実施に当たっては、上記支援の円滑な実施等を通じて、引き続き、既存無線局の免許人に配慮しつつ、丁寧に進めてまいります。	
203	株式会社デンソー	第４章Ｖ３（３）①	5.9GHz 帯の一部を V2X に割当てる際の隣接システム等との周波数共用検討にあたっては、隣接システムである ETC/ETC2.0 車載通信機と V2X 車載通信機が、車両という狭い空間内に隣接設置される環境においても共用できる必要があることを念頭に置いて技術検討を進めて頂くようお願い致します。	周波数共用検討を含む 5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準等の策定に向けた技術的検討にあたっては、既存無線局の免許人など、関係者のご協力を頂きながら丁寧に進めてまいります。	無
204	関西テレビ放送株	第４章Ｖ３（３）①	5.9GHz 帯の放送事業用無線局の周波数移行には、設備仕様の検討、安全	自動運転の実現に向けて政府全体での取組が進められる中、自動運転	無

	式会社		な切替工事手法の確立、移行費用の算出など、既存放送事業者に多大な時間と労力が求められます。特に、鉄塔やアンテナを他事業者と共用している場合には、移行対象外の事業者の理解と協力も不可欠です。 また、整備基金の活用には、詳細な申請書類の作成、技術的根拠の提示、進捗報告など、煩雑かつ専門的な手続きが必要となります。単なる費用支援にとどまらず、助成制度の手続き簡素化など、既存事業者の負担軽減策の具体的な検討を要望いたします。 さらに、現状の負担を踏まえると、既存無線局の使用期限を短期間で定めることは、検討不足のまま移行作業を進めることにつながり、重大な放送事故を招く恐れもあります。使用期限の設定にあたっては、導入スケジュールにとらわれることなく、慎重な検討を求めます。	を支える通信環境やインフラの整備が急務であり、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの早期導入が求められています。 こうした中、総務省では「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」を活用し、既存無線局の周波数変更に係る費用を全額補助する支援を行い、既存無線局の免許人には十分に配慮しながら、当該周波数変更について東名阪地域を中心として順次進めているところ、自動運転については日本全国の様々な地域で実証実験等の取組が進められており、政府全体の戦略においても、自動運転によって全国で移動の足を確保し、安全・安心な社会を実現していく旨の方針が示されていることから、当該周波数変更の全国的な実施を早期かつ円滑に進めていくことが必要です。 このため、総務省では、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 27 号）による改正後の電波法に基づく特定周波数変更対策業務により、全国的な周波数変更の支援を実施する方向で検討しており、電波法上、当該業務の実施には、既存無線局に係る周波数の使用の期限及び新たに導入する無線局を定める等が必要となるものです。 こうした状況を踏まえつつ、当該周波数変更の実施に当たっては、上記支援の円滑な実施等を通じて、引き続き、既存無線局の免許人に配慮しつつ、丁寧に進めてまいります。	
205	日本自動車輸入組合	第４章Ｖ５（２）	DSRC システムの周波数の偏りを是正し、本来の有効チャンネルを活用することを、他の無線システムとの共用の可能性等を検討することに優先して進めていただくよう、要望します。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
206	華為技術日本株式	第４章Ｖ５（３）	6.5GHz 帯における国際的な調和を実現する好機を鑑み、総務省には、7025-7125MHz に加えて、日本における 6425-7025MHz が 5G/6G への割	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考	無

	会社		当の可能性を検討することを提案いたします。	とさせていただきます。	
207	一般社団法人日本民間放送連盟	第４章Ｖ５（３）、（４）	・　放送事業者は①WRC-23 でＩＭＴ特定された 7,025～7,125MHz において番組中継用の固定局や素材伝送用のＦＰＵを、②7,425～7,750MHz において番組中継用の固定局を、それぞれ運用しており、こうした業務を今後も支障なく継続できることが必要不可欠です。 ・　①の帯域について５Ｇへの割当て可能性を検討する際は、既存無線システムである固定局やＦＰＵへの十分な配慮が必要です。 ・　②を含む帯域については、ニーズや周波数共用の可能性等を踏まえつつＩＭＴ特定に向けた検討を加速し、ＷＲＣ－27 での対処方針に反映していくとのことですが、検討にあたっては、既存無線システムの免許人の意見を十分に汲み上げる必要があります。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
208	株式会社毎日放送	第４章Ｖ５（３）、（４）	諸外国の動向を踏まえて 5G,6G への割当ての可能性を検討する、とのことですが、国内においては 7125～7900MHz は電通・公共・一般業務向けに割当てされており、当社も演奏所―親局間の放送番組伝送用の固定局に対して割当てを受け運用しています。これは地上デジタル放送ネットワークの源流にあたる重要無線局となり、放送事業者が地域住民の生命財産を守るためのインフラとしてその役割を果たすにはこの無線局の安定的な運用が不可欠となります。 よって、WRC-27 での対処方針についての検討に際しては、諸外国の動向のみに偏重することなく、国内既存無線システムへ与える影響等、国内事情についても十分配慮し、これらの免許人の意見や要望を踏まえた形で進められることを希望します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
209	株式会社 NTT ドコモ	第４章Ｖ５（３）	移動通信システムは国民生活や社会経済活動に必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックのさらなる増大や利用の多様化が進み、その発展が求められております。このような発展の実現に向け、2030 年頃の導入を目指して、国内外で 6G の技術開発や標準仕様策定の検討が進められております。我が国でも世界に後れを取ることなく 6G を社会実装し、その導入を円滑に進めていくためには、技術的な検討だけではなく、6G に対する新たな周波数確保の検討を、両輪で進めていくことが	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			必要であると考えます。 5G では、サブ 6 周波数における 100MHz のチャンネル幅を有するミッドバンド周波数を活用することで、一定程度の面的エリアをカバーし、4G からの発展を実現してきました。6G においても、面的な展開と大容量通信の両立を図るためには、新たなミッドバンド周波数の確保が重要であり、海外の主要国（欧州、米国、ブラジル、中国、インド、豪州、など）でも、6～8GHz 帯の中から 6G を念頭に置いた携帯電話向けの周波数を確保する検討が進められています。 以上の理由から、WRC-23 において我が国が IMT 特定された 7025～7125MHz のみならず、WRC-23 で一部の地域や国で IMT 特定された 6425～7125MHz 全体と、WRC-27 で IMT 特定の検討が進められている 7125～8400 MHz を対象として、これらの 6-8GHz 帯の中から、6G 向けのミッドバンド周波数の割り当て可能性を検討することを希望します。 また、これらのミッドバンド周波数の確保にあたっては、移動通信システムが国民生活や社会経済活動に必要不可欠な基盤として深く根付いている状況を鑑み、ネットワークを迅速に構築・展開可能で、利用者がその価値を享受しやすい周波数割り当てのアプローチを検討し、それを実現するための周波数再編アクションプランが整備されることを希望します。		
210	ＸＧモバイル推進フォーラム　６Ｇ推進プロジェクト	第４章Ｖ５（３）	6.5GHz 帯（6425～7125MHz）は WRC-23 の結果、6425～7125MHz は第一地域全体と第二地域の 2 か国において、7025～7125MHz は第三地域全体において、6425～7025MHz は第三地域の 3 か国において、それぞれ IMT に特定されています。WRC-23 の結果を受けて、6.5GHz 帯が特定された欧州、中東の UAE、第二地域のブラジルといった国では、この周波数における IMT システムの導入に向けた検討が進められています。また第三地域の中国、インド、オーストラリアなどでは、IMT に特定された 7025～7125MHz のみならず、6.5GHz 帯全体考慮した上で、システムに割り当てる動きが見られています。 また、6.5GHz 帯は、容量とカバレッジをバランスよく考慮でき、5G の	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			ミッドバンド周波数（3～5GHz 帯）で実現されている 100 MHz 幅のチャンネルよりも広い、6G で定義される広帯域チャネルブロックを複数収容可能であり、技術的な観点から 6G のミッドバンド周波数として優れております。 以上のような 6.5GHz 帯の国際的な動向や技術的な観点を踏まえ、XGMF 6G 推進プロジェクトは、第三地域で IMT 特定された 7025～7125MHz だけでなく、6.5GHz 帯全体（6425～7125MHz）について考慮した上で、これらの周波数帯における 6G への割当の可能性を検討することを提案いたします。		
211	エリクソン・ジャパン株式会社	第４章Ｖ５（３）、（４）	7025-7125MHz の 5G への割当て可能性について、ITU、3GPP、および諸外国の動向を踏まえて検討を進めることに賛成致します。 なお、6425-7125MHz は WRC-23 の議題 1.2 において、第一地域全体、および第二地域と第三地域の数カ国で IMT に特定されています。その後 IMT に特定された幾つかの国だけでなく、IMT に特定されなかった第三地域の国（中国、インド、オーストラリア）でも、この帯域を IMT システムに割当てる動きがあります。また弊社は、6425-7125MHz は IMT システムのトラヒック増に対処する容量とカバレージを提供する重要な帯域と考えております。その経済的利益、エコシステムの進展、および機器開発の促進をを考慮して、6425-7025MHz の 5G および 6G への割当の可能性についても早急に検討するべきと考えます。 7125-8400MHz は IMT システムのトラヒック増に対処する容量とカバレージを提供する重要な帯域と考えております。4400-4800MHz、7125-8400MHz の WRC-27 での対処方針についての検討を行ない、特に 7125～8400MHz が IMT に特定されるよう対処することを強く支持いたします。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
212	関西テレビ放送株式会社	第４章Ｖ５（３）	7025～7125MHz 帯は、報道素材伝送や番組中継回線（FPU）として、ヘリコプター等による広範囲かつ不定時の運用が行われています。5G への割当てを検討する際には、既存無線システムの運用に支障を与えないよう、既存免許人の意見を十分に聴取した上で、慎重な検討を進めていた	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			だくよう要望いたします。		
213	楽天モバイル株式会社	第４章Ｖ５（３）	WRC-23 では、第三地域において 7025-7125MHz 帯が IMT に特定されました。しかし、私たちはこの範囲に限定されることなく、欧米諸国をはじめとする国際的な動向を最大限に踏まえ、6.5GHz 帯全体（6425-7125MHz）を IMT へ割り当てる可能性を積極的に検討すべきであると考えます。 この帯域は、次世代通信規格である 6G の導入効果を最大化する上で、最も重要な候補帯域の一つです。そのため、他の用途との比較検討においては、その経済的および社会的なインパクトを最重視した判断が下されることが望ましいと考えます。6G がもたらす革新的な技術やサービスを早期に社会実装し、その恩恵を最大限に享受するためには、この広範な帯域の確保が不可欠であると認識しています。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
214	株式会社 JTOWER	第４章Ｖ５（３）	・7025～7125MHz 帯については、グローバルな活用が見込まれる貴重なミッドバンドのため、諸外国に遅れることなく５G への割当てが必要な帯域と考えます。 ・当該帯域は既存システムが使用中であり、携帯電話用途で活用する場合には、周波数共用は困難となることが考えられます。そのため、周波数オークションの支払い金や電波利用料等といった国の財源を活用し必要な移行等措置を取ると共に、早期の割当を行うことが必要と考えます。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
215	東海テレビ放送株式会社	第４章Ｖ５（３）、（４）	・当社は、7,025～7,125MHz 帯において素材伝送用の FPU を、7,425～7,750MHz 帯において放送本線の伝送を担う番組中継用の固定局を基幹放送局と連携しながら 24 時間 365 日体制で運用しています。これらのシステムは、日々の放送業務において不可欠なものであり、今後も安定的かつ継続的に運用できる環境の確保が不可欠です。これらの帯域について 5G 及びその発展となる 6G への割当て可能性を検討する際は、既存無線システムの免許人である放送事業者の意見を十分に汲み上げた上で、制度設計を進めることが重要と考えます。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
216	ソフトバンク株式会社	第４章Ｖ５（３）	WRC-23 において、第三地域へ IMT 特定された 7025-7125MHz 帯に限定することなく、欧米等の国際動向を最大限考慮し、6.5GHz 帯全体	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			（6425-7125MHz）を IMT（5G/6G）へ割り当てる可能性を検討すべきです。本帯域は、6G の導入効果を最大化する上で最も重要な候補帯域であり、その経済的・社会的インパクトを最重視した判断がなされることが望ましいと考えます。		
217	Wireless City Planning 株式会社	第４章Ｖ５（３）	WRC-23 において、第三地域へ IMT 特定された 7025-7125MHz 帯に限定することなく、欧米等の国際動向を最大限考慮し、6.5GHz 帯全体（6425-7125MHz）を IMT（5G/6G）へ割り当てる可能性を検討すべきです。本帯域は、6G の導入効果を最大化する上で最も重要な候補帯域であり、その経済的・社会的インパクトを最重視した判断がなされることが望ましいと考えます。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
218	株式会社 NTT ドコモ	第４章Ｖ５（４）	WRC-27 に向けて、IMT 周波数の特定に向けた検討を加速し、日本の対処方針に反映していくことに、賛同します。 前述のとおり、主要国では 6～8GHz 帯の中から新たなミッドバンド周波数を確保する動きが見られており、技術的な観点からも、これらの周波数は 6G に適していると考えております。したがって、7125～8400MHz に対して IMT 特定に向けた検討を推進することを支持します。 また、4400～4800MHz については、既に国内において 4500MHz 以上の周波数が 5G 及びローカル 5G で運用されております。IMT 特定により、エコシステム拡大の可能性につながるメリットがあるものの、特定に際して将来の IMT システムの運用に制約が課されないような対処を、WRC-27 に向けて継続する必要があると考えます。 さらに、WRC-23 にて一部の地域・国に IMT 特定され、海外主要国で IMT 導入の検討が進められている 6425～7125MHz についても、国内の 6G 向けのミッドバンド周波数として検討することを希望します。その検討状況により、6425～7125MHz の周波数帯に対する IMT 特定の観点で、WRC-27 に向けて日本の対処方針の策定が必要になると考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
219	ＸＧモバイル推進フォーラム ６Ｇ	第４章Ｖ５（４）	XGMF 6G 推進プロジェクトでは、6G の周波数に関する検討を開始しております。社会インフラとして日常生活に欠かせない存在となった携帯電話システムについて、6G でも円滑な導入かつ持続的な展開を可能とす	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

	推進プロジェクト		るためには、6G に対する新たな周波数の確保に向けた国内方針の策定が必要と考えます。本方針の策定にあたっては、特に、容量とカバレッジをバランスよく考慮できる、新たなミッドバンド周波数の確保の検討が重要と考えます。5G のミッドバンド周波数（3～5GHz 帯）で実現されている 100 MHz 幅のチャンネルよりも広い、6G で定義される広帯域チャネルブロックを複数収容可能であり、主要国でも注目されている 6～8 GHz 帯が、技術的な観点から 6G のミッドバンド周波数として優れており、この周波数帯から国内でも携帯電話向けの周波数が国内でも確保できるよう、国内外で連携しながら各種検討を早期に推進することが不可欠と考えます。 XGMF 6G 推進プロジェクトは、6G の新たなミッドバンド周波数として、WRC-27 議題 1.7 の周波数帯である 7125～8400 MHz が IMT 周波数に特定されるよう、我が国として対処していくことを支持いたします。 また WRC-23 では、第三地域の 3 か国に向けに 6425～7025MHz を IMT に特定する脚注が無線通信規則に追加されました。WRC-27 においてこの脚注に対して新たに国名を追加する動きが第三地域の一部の国で見られます。本件に関して、WRC-27 に向けた我が国の対処方針の検討も必要であると考えます。		
220	一般社団法人 JASPAR	第４章Ｖ５（４）	JASPAR 加盟の複数の自動車メーカーにおいて、今後順次発売の自家用車に、Car Connectivity Consortium（CCC）仕様のデジタルキーが採用拡大される予定である。 CCC デジタルキーは、従来のクルマの鍵の進化形として、スマートフォンを使ってクルマのドアの解施錠やエンジン/モーターの始動を可能とする機能であり、この実現のためのスマートフォンとクルマとの間の UWB 通信で、IEEE UWB channel 9 (7.7 – 8.3 GHz)の周波数帯 を使用しています。 この周波数帯は唯一のグローバルチャネルとして、CCC 加盟の欧米自動車メーカーが世界各地域ですでに使用開始しており、この周波数帯が IMT 特定されると、CCC デジタルキーの動作が妨害されることが実証確	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			認されています。 WRC-27 における IMT 周波数の特定検討では、CCC デジタルキーのグローバル動向や利用ニーズを考慮頂き、channel 9 の周波数帯の UWB との共用化検討の実施をお願いします。		
221	楽天モバイル株式会社	第４章Ｖ５（４）	WRC-27 議題 1.7 において検討されている 7125-8400MHz 帯について、その一部帯域における 6G 利用の可能性は大きいと認識しています。 この重要な機会を捉え、我が国が WRC-27 において IMT への特定に国際的に貢献できるよう、国内の方針を早期に策定し、関連する検討を一層加速させることを強く求めます。将来の通信インフラを支える基盤として、この帯域を最大限に活用するための戦略的なアプローチが不可欠です。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
222	中部日本放送株式会社、株式会社ＣＢＣテレビ	第４章Ｖ５（４）	IMT 特定の可能性が検討されている 7125～8400MHz 帯域のうち、放送事業者は 7,425～7,750MHz 帯域を STL 等の放送本線伝送回線として利用しています。WRC-27 での対処方針に関する検討においては、慎重に検討を重ねる必要があります。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
223	Apple Japan 合同会社	第４章Ｖ５（４）	Apple は超広帯域無線（UWB）エコシステムの急速な進化を強調します。UWB はニッチな技術から、広く普及した消費者向けアプリケーションの重要な基盤へと移行しました。かつては特殊な用途に限られていた UWB は、今や日常のデジタル体験を向上させる上で極めて重要な役割を果たし、増え続けるデバイス群に安全で正確、かつ直感的な機能を提供しています。Apple は UWB を複数の製品や機能に統合しており、この技術が消費者市場において拡大する価値と重要性を反映しています。 UWB の独自の機能により、精密な位置情報に基づく数多くの新たなアプリケーションの実現が可能となります。これには個人用・民生用デバイスの空間認識、アクセス制御、スマートホームが含まれ、パーソナライズされた位置認識型自動化や、将来の自動化社会に向けた安全なアプリケーションを推進します。特に注目すべきは、次世代車両において信頼性の高い「デジタルキー」ソリューションとして UWB の採用が拡大していることで、産業全体におけるその重要性の高まりをさらに際立たせてい	ご指摘の帯域に係る検討は、ITU-R において WRC-27 に向けた検討議題となっておりますので、原案のとおりといたします。	無

			ます。我々は、現在および将来の UWB アプリケーションによってもたらされる実質的な消費者価値を正式に認識し支援を要望したいと思います。規制当局が既存の周波数枠組みの見直しを検討するにあたり、UWB サービスの進化するニーズを組み込むことは不可欠であり、これにより堅牢かつ将来を見据えた規制環境を確保することが重要です。特に UWB チャネル 9（7.7～8.3 GHz）に注視すべきです。この重要帯域は、消費者に実際的な利益をもたらす幅広い革新的アプリケーションを可能にします。WRC-27 議題 1.7 において、7.125–8.4GHz 帯域が IMT 特定の可能性について検討されていますが、これにより UWB チャネル 9（CH9）と深刻な重複が生じる点に留意しています。このチャネルは UWB にとって主要かつ唯一のグローバル帯域です。日本では UWB チャネル 5（6.2–6.8 GHz）が利用不可であり、これは他地域でも利用機会を失いつつあり、CH9 は非常に重要です。6G（Beyond 5G）向けに 7.55-8.4 GHz 帯で IMT を割り当てると、CH9 に重大な干渉を引き起こし、自動車のドア解錠やエンジン始動用のデジタルキー／スマートキーといった既存の UWB ユースケースが、実環境で展開された際にアクセス不能に陥ります。UWB の運用における信頼性と継続性を維持するためには、既存の消費者向けサービスを認識し保護することが極めて重要です。これにより、IMT と UWB が調和して発展できる、均衡のとれた先見性のある規制アプローチが確保されます。両者は将来のデジタルエコシステムにおいて、それぞれ重要でありながら異なる役割を担うことになります。したがって、我々は、既存システムと効率的に周波数共用している UWB インフラを提供するため、7.55-8.4 GHz 帯域は考慮から除外する必要があると考えます。		
224	株式会社アクセルスペース	第４章Ｖ５（４）	（４）で ITU-R の WRC-27 における IMT 周波数獲得の活動が記載されている。WRC-27 の議題 1.7 として登録されているが、8025-8400MHz は、地球探査衛星のデータ伝送に使用されており、世界中の地球観測衛星で利用されている。当社も同様に利用しており、今後も継続使用の上、使用する地球局も拡大したいと考えている。IMT 周波数確保も重要ではあるが、既存の使用目的に関し、既存業務の事業拡大も念頭に置いた検討を	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			行うようにお願いしたい。		
225	株式会社 Synspective	第４章Ｖ５（４）	2027 年に開催される世界無線通信会議 WRC-27 における Agenda Item 1.7 にて、7125-8400MHz での IMT の使用が議論される予定となっておりますが、地球探査衛星の宇宙から地球への通信に割り当てられている X 帯(8025-8400MHz, J191A)と周波数が重複しており、干渉が生じる懸念があります。 昨今、気候変動による自然災害の増加する中、また安全保障上の緊張の高まる中で、それらによる被害を抑制するため、小型 SAR 衛星コンステレーションによる定常的、かつ即時的な地球観測サービスは重要性を増しています。当該周波数は本衛星コンステレーションおいて観測データのダウンリンクに用いており、干渉によるダウンリンク障害が発生する場合、観測データ提供の即時性が損なわれ、日本国にとって自然災害や安全保障上の有事の際に被害を防ぐ手段の 1 つを有効活用できない恐れがあります。また、観測データ提供の即時性を向上させるため、今後は当該周波数でのダウンリンクが可能な地球局を増設する必要があり、本 Agenda Item1.7 の決定がその妨げになってしまうことを懸念しています。 一方、地球観測衛星向けのダウンリンクの周波数として Ka 帯(25.5-27GHz)が割り当てられており当該 X 帯の代替周波数と考える機運も高まっていますが、Ka 帯の機器の価格はいまだ高価であり、多くの衛星に搭載する必要のある小型 SAR 衛星コンステレーションに適しているとは言えない状況です。また、Ka 帯では衛星側のアンテナのビームが狭くなるため、特定の地球局と通信を行うためには高度な指向制御機能が求められ、性能に限りのある小型衛星に適していると言えません。さらに本 Ka 帯は、地球探査衛星以外にも固定、衛星間、移動、宇宙研究といった多くの業務に割り当てられているため、X 帯の代替として使用する場合、それらの業務間での干渉調整が困難になること予想されます。 以上により、当該 X 帯の周波数は小型 SAR 衛星コンステレーションにとって、観測データをダウンリンクするための必要不可欠、かつ唯一の有効な周波数となっています。本業務における当該周波数の保護につい	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			てご検討をいただきますとともに、地球局拡充に対する制限を設けないようご配慮いただきたいと存じます。		
226	ノキアソリューションズ＆ネットワークス合同会社	第４章Ｖ５（４）	4400-4800MHz 帯は我が国では既に 5G やローカル 5G で利用されていることを踏まえ、さらにエコシステムを拡大し規模のメリットを享受する観点から、WRC-27 での全世界的な IMT 特定にむけて積極的に貢献していく事を支持いたします。 6GHz 帯/7GHz 帯は、6G における特に重要な帯域と考えられ、WRC-27 において 7125-8400MHz 帯の全世界的な IMT 特定に向けて我が国として積極的に活動していくことを支持いたします。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
227	株式会社アークエッジ・スペース	第４章Ｖ５（４） 第４章Ｖ	・５ 今後取り組むべき課題 (4)の記述について反対します。ITU-R の WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯（4400～4800MHz、7125～8400MHz）のうち、8025-8400MHz は地球探査衛星（宇宙から地球）に一次業務として割り当てられています。地球探査衛星は、災害監視、地球環境監視、地図作成等で活用されており、国民生活において必要不可欠なものとなっております。この周波数帯に IMT が入ってくることにより地球探査衛星（宇宙から地球）が使用している周波数帯のノイズレベルが上昇することを危惧致します。また、同じく一次業務に分配されている、深宇宙や月における衛星・探査機運用等のアップリンク周波数帯（7145～8025MHz）においても、IMT との共存により運用制約が大きくなることを懸念しています。この周波数帯の IMT 業務との共用にあたりましては、十分慎重なご検討をお願い致します。 ・C 帯（5010-5030 MHz 帯）（中心周波数 5022.93MHz 占有周波数帯幅 14MHz）について 現在低軌道衛星測位システムへの活用が国際的に検討されており、将来的には 5010-5250 MHz への拡張も検討されています。今後取り組むべき課題として、日本においても周波数利用に向けて検討することを要望致します。（国研）宇宙航空研究開発機構（JAXA）では、低軌道測位衛星システムに関して、昨年度から F/S 事業、要素技術開発等事業を順次実施しています。特に C 帯については、欧州宇宙機関（ESA）が、都市部の衛	１点目については、IMT 特定に向けた検討は、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ行うこととしており、当該検討を行うこと自体は WRC-27 に向けて必要な事項であることから、原案のとおりといたします。 ２点目については、頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めて参ります。	無

			星測位精度を大幅に向上できる可能性があることから、5030－5250 MHz付近までの拡張について 2031 年の WRC（世界無線会議）に向けて積極的に活動しており、欧州の動きと協調して、日本としても周波数利用の見通し確保に向けた対応を早急に具体化する必要があると考えます。		
228	株式会社フジテレビジョン	第４章Ⅴ５（５） 第４章Ⅵ５（２） 別紙　２（５）③	放送衛星を利用した衛星 TTL については、複数の中継局に放送番組を一斉配信できるメリットがある一方で、伝送遅延や降雨減衰などによる回線信頼性や緊急地震速報などの運用面においては従来の地上 TTL に劣後する特性も持ち合わせています。更に、送受信設備に係る費用や衛星中継器の維持費用等も必要です。調査することに意義はあるかと思いますが、行政は既存免許人の意見やニーズを十分に聴取したうえで、慎重かつ丁寧な検討を行って頂くよう要望します。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
229	株式会社TBS テレビ	第４章Ⅴ５（５） 第４章Ⅵ５（２）	放送用 TTL を衛星回線に代替する調査を行うとありますが、 伝送遅延が増加し津波情報・緊急地震速報など一刻を争う情報 の伝達が遅れることを危惧します。 また、降雨減衰の影響を受けやすい Ku 帯などの周波数を利用 することは避けるべきと考えます。大雨情報など国民の 生命財産を守るべき放送からの情報が降雨減衰の影響を 受けないように考慮すべきです。 次世代、次々世代の通信の研究は大いに行われるべきですが、 広大な周波数帯域を使用するものであり、各既存業務に 影響がないようなかたちで検討される必要があります。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
230	日本テレビ放送網株式会社	第４章Ⅴ５（５）	放送衛星を利用した地上波テレビジョン放送の中継ネットワーク（衛星 TTL）実現のための調査にあたっては、回線品質や要求条件が明らかになり、既存の TTL との比較・検討を行うことができる調査となるよう要望致します。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
231	スカパーJSAT 株式会社	第４章Ⅴ５（５）	放送衛星・通信衛星は災害にも強く、地上テレビジョン放送の中継局ネットワークの維持および代替手段としての調査・検討に賛同致します。 なお、地上テレビジョン放送の中継局ネットワークで使用している周波数帯域の利用状況はひっ迫状態にあることから、比較的ゆとりがある衛	本案への賛同意見として承ります。	無

			星放送帯域への移行は周波数利用計画として極めて有効であると考えます。		
232	株式会社 Synspective	第４章Ⅴ	地球探査衛星の宇宙から地球への通信に割り当てられている X 帯(8025-8400MHz, J191A)について、衛星間通信(宇宙-宇宙)にも使用できるように実用局用の免許を交付可能とすることをご検討頂けますでしょうか。 小型衛星コンステレーションにおける地球観測データについて、リアルタイム性の高いデータ伝送に対する顧客要求が強まっています。データ伝送に時間を要している主要因のひとつは、衛星が観測データ取得後、地球局に到達するまでの時間です。近い将来、その削減のために衛星間通信を使用することが想定されています。衛星間通信のひとつの手段は光衛星間通信を用いる手法ですが、小型衛星で実現するには、まだ技術的なハードルもあり、顧客に安定的なサービスとして提供するには時間を要し、不確定性が高いです。それに対して、無線を用いた衛星間通信は、現状地球局との通信に用いている X 帯の周波数帯域及び通信手法をそのまま活用して実施するサービスが準備されようとしています。この手法が実現されると、これまでの衛星設計や地上システムを変更することなく、顧客の求めるリアルタイム性の高いデータ伝送が可能になります。 そのためには、現在地球局との通信に用いている X 帯の周波数帯域について、衛星間通信にも使用できるように実用局用の免許を交付可能とすることをご検討頂きたいと考えております。何卒、ご検討いただければと存じます。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
第４章　各周波数区分の再編方針　Ⅵ　8.5GHz～15.35GHz 帯に関するご意見					
233	株式会社 NTT ドコモ	第４章Ⅵ５（１）	14.8～15.35GHz に関し、WRC-27 に向けて、IMT 周波数の特定に向けた検討を加速し、日本の対処方針に反映していくことに、賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
234	エリクソン・ジャパン株式会社	第４章Ⅵ５（１）	14.8-15.35GHz の WRC-27 での対処方針について検討を行うことを支持いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
235	楽天モバ	第４章Ⅵ５（１）	ITU-R の WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯である 14.8	本案への賛同意見として承りま	無

	イル株式会社		～15.35GHz 帯について、6G 時代における新たな IMT 周波数としての活用可能性について、諸外国の動向を注視しつつ、IMT 周波数特定に向けた検討を加速することを支持します。	す。	
236	ノキアソリューションズ＆ネットワークス合同会社	第４章Ⅵ５（１）	WRC-27 での 14.8～15.35GHz 帯の IMT 周波数特定に向けて我が国として積極的に活動していくことを支持いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
237	株式会社 NTT ドコモ	第４章Ⅵ５（３）	Ku 帯については、固定無線局等が運用されており、原案に示された周波数帯域の拡張により、既存システムへの干渉影響が増加することのないよう、十分に留意して検討が行われることを希望します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
238	スカパーJSAT 株式会社	第４章Ⅵ５（３）	Ku 帯 VSAT については無線設備規則が規定されてから時間が経過しており、その間技術的な進展があったこと、車載、船舶及び航空機向けの移動体衛星通信システムとの技術的共通点が多いことから、全体的な見直しを行うことは、Ku 帯 VSAT や移動体衛星通信システムの普及、周波数の有効活用につながることが期待できることから賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
239	ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ﾌﾞﾛｰﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ株式会社	第４章Ⅵ５（３）	Ku 帯 VSAT 地球局の周波数帯域拡張の検討、並びに、14GHz 帯を用いた移動体衛星通信システムのより柔軟な運用見直しの検討に賛同致します。 現在、車両等の移動体向け通信は専用の無線システムもしくは携帯電話網が主に利用されておりますが、カバーエリアが広くより安定的な通信が可能となる衛星通信システムは有用です。 既存の無線局に配慮しつつ、より柔軟な運用となるよう希望します。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
第４章　各周波数区分の再編方針　Ⅶ　15.35GHz～36GHz 帯に関するご意見					
240	楽天モバイル株式会社	第４章Ⅶ１、２、３（１）①	将来的にはミリ波帯による超高トラヒックスポットの更なる対策が重要となると考えておりますが、当社の運用実績からも、ミリ波基地局の整備は進む一方で実利用トラフィックは限定的であり、その最大の要因はミリ波対応端末の普及不足にあると認識しております。 また、ミリ波	頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無

			でしかできないユースケースの創出、短い伝搬距離を補完するカバレッジ拡張技術の開発等が課題として存在し、更なる利活用に向けた研究開発に取り組んでいる段階であると認識しております。 26GHz 帯の割当てにおいても、国によるミリ波対応端末の普及加速に向けた積極的な支援（例：端末支援、共通技術要件の整備、公共調達での活用、屋内小セル等の整備支援）が講じられることを前提とすべきと考えます。		
241	株式会社 JTOWER	第４章Ⅶ３（１）①	・R7 年度内の指針整備及び速やかな割り当てに賛同します ・より電波の有効利用を進める観点に立てば、ミリ波対応端末の普及促進が進むよう貴省全体として益々の後押しに期待します。	本案への賛同意見として承ります。	無
242	スカパーJSAT 株式会社	第４章Ⅶ３（１）③	28.2～29.1 GHz 帯は衛星通信のアップリンクにも利用されており、ローカル 5G 全体から人工衛星局への干渉を抑えないと容認しえない干渉を引き起こす可能性があります。その一方で、個々のローカル 5G 免許人が、ローカル 5G 全体から人工衛星局への干渉電力を把握することは困難ですので、運用調整機関が設立されるのであれば、当該機関で人工衛星局への干渉電力が許容値を超過しないよう管理することについて検討いただくことを希望します。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
243	日本放送協会	第４章Ⅶ３（２）①	26GHz 帯移行先候補となる 22GHz 帯での周波数共用を含めた検討については、関係者間で十分協議したうえで既存事業者に不利益とならないように慎重かつ丁寧に進めることを求めます。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
244	株式会社国際電気	第４章Ⅶ３（２）①	26GHz 帯既存システムの移行先となる、22GHz 帯への無線アクセスシステムの導入に向けた制度整備の実施により、周波数の有効利用の一層の促進が期待できるものと考えられるため、本取組に賛同いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
245	ソフトバンク株式会社	第４章Ⅶ３（２）①	22GHz 帯高度化 FWA においては、平時および自然災害等の非常時においても、既存の 26GHz 帯 FWA と同等の円滑な運用が可能となる制度整備を進めていただくことを希望します。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
246	Wireless City Planning	第４章Ⅶ３（２）①	22GHz 帯高度化 FWA においては、平時および自然災害等の非常時においても、既存の 26GHz 帯 FWA と同等の円滑な運用が可能となる制度整	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考	

	株式会社		備を進めていただくことを希望します。	とさせていただきます。	
第４章　各周波数区分の再編方針　Ⅷ　36GHz 帯超に関するご意見					
247	楽天モバイル株式会社	第４章Ⅷ１、２、３（１）①、（２）①、（３）①	40GHz 帯については、令和７年５月に実施された利用意向調査の結果、早期の 5G 割当て希望が示されなかったことを踏まえ、改めて割当て時期等を検討するという方針は妥当であると認識しております。当社としては、40GHz 帯を携帯電話用として割当てることは希望せず、衛星通信のフィーダリンクとしての利用を希望しており、早期の制度化を要望いたします。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
248	ソフトバンク株式会社	第４章Ⅷ５（３）、５（４）	Beyond 5G/6G の実現を一層加速させる観点からテラヘルツ波といった高周波数帯における研究開発を推進するとの方向性に賛同します。 加えて、Society5.0 の実現に向け、AR・VR 等のコミュニケーションツールやモビリティの高度化に求められるため、ホットスポット通信や固定通信に限らず、移動通信での利用に向けた研究開発も促進すること、実験試験局の免許に関する規制の緩和について検討されることが望ましいと考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
249	Wireless City Planning 株式会社	第４章Ⅷ５（３）、５（４）	Beyond 5G/6G の実現を一層加速させる観点からテラヘルツ波といった高周波数帯における研究開発を推進するとの方向性に賛同します。 加えて、Society5.0 の実現に向け、AR・VR 等のコミュニケーションツールやモビリティの高度化に求められるため、ホットスポット通信や固定通信に限らず、移動通信での利用に向けた研究開発も促進すること、実験試験局の免許に関する規制の緩和について検討されることが望ましいと考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
第４章　各周波数区分の再編方針　Ⅸ　その他周波数の再編・電波の利用等に関する取組　に関するご意見					
250	株式会社 NTT ドコモ	第４章Ⅸ（１）	NTN 分野における様々な利用ニーズに応えていくため、ドローン、航空機等に搭載した衛星通信端末の上空利用や、車両等に搭載した衛星通信端末の陸上での移動利用の範囲拡大に必要な検討を行うとする原案に賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
251	ＸＧモバイル推進フォーラ	第４章Ⅸ（１）	XGMF 6G 推進プロジェクトでは、6G の周波数に関する検討を開始しております。社会インフラとして日常生活に欠かせない存在となった携帯	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

	ム ６Ｇ推進プロジェクト		電話システムについて、6G でも円滑な導入かつ持続的な展開を可能とするためには、6G に対する新たな周波数の確保に向けた国内方針の策定が必要と考えます。本方針の策定にあたっては、特に、容量とカバレッジをバランスよく考慮できる、新たなミッドバンド周波数の確保の検討が重要と考えます。5G のミッドバンド周波数（3～5GHz 帯）で実現されている 100 MHz 幅のチャンネルよりも広い、6G で定義される広帯域チャネルブロックを複数収容可能であり、主要国でも注目されている 6～8 GHz 帯が、技術的な観点から 6G のミッドバンド周波数として優れており、この周波数帯から国内でも携帯電話向けの周波数が国内でも確保できるよう、国内外で連携しながら各種検討を早期に推進することが不可欠と考えます。 XGMF 6G 推進プロジェクトは、6G の新たなミッドバンド周波数として、WRC-27 議題 1.7 の周波数帯である 7125～8400 MHz が IMT 周波数に特定されるよう、我が国として対処していくことを支持いたします。 また WRC-23 では、第三地域の 3 か国に向けに 6425～7025MHz を IMT に特定する脚注が無線通信規則に追加されました。WRC-27 においてこの脚注に対して新たに国名を追加する動きが第三地域の一部の国で見られます。本件に関して、WRC-27 に向けた我が国の対処方針の検討も必要であると考えます。		
252	楽天モバイル株式会社	第 4 章IX（１）	総務省が策定した「AI 社会を支える次世代情報通信基盤の実現に向けた戦略 - Beyond 5G 推進戦略 2.0 -」に基づき、次世代移動通信システム(6G)、オール光ネットワーク(APN)分野、非地上系ネットワーク(NTN)等の各種取組を推進する方針に賛同いたします。 特に、国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤である移動通信システムの更なる発展、モバイルトラヒックの増大、利用の多様化に対応するため、6G の実現に向けた周波数確保は極めて重要であると認識しております。WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯(4400～4800MHz、7125～8400MHz、14.8～15.35GHz）については、諸外国の動向を最大限考慮し、我が国が広帯域な IMT 周波数の特定に国際的に貢	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			献できるよう、積極的な検討と提案を要望いたします。また、6.5GHz 帯全体（6425-7125MHz）についても、6G の導入効果を最大化する上で最も重要な候補帯域の一つとして、IMT への割当て可能性を検討すべきであると考えます。 非地上系ネットワーク（NTN）分野については、HAPS の国内導入に向けた制度整備や研究開発、衛星通信の円滑な国内導入のための制度整備等、各種取組を推進する方針に賛同いたします。NTN は、地理的制約の克服や災害時における通信確保に不可欠であり、早期の活用促進に向けた制度整備及び研究開発の支援を引き続き要望いたします。 また、産学官連携や業界横断の活動を通じた、我が国の移動通信システムの社会実装や次世代移動通信に向けた国際連携の推進につきましても、今後の Beyond 5G/6G の実現に不可欠であると考えており、総務省が引き続き主導的な役割を果たすことに期待を寄せるとともに、当社も積極的に協力してまいります。 6G については、AI/ML を通して O-RAN との連携がより強固となる方向性が示されており、当社も積極的に取り組んでおります。これから国際協調をしながら競争力を獲得していくうえで、よりオープン化の推進は必須であると考えます。		
253	株式会社 NTT ドコモ	第 4 章IX（2）	原案に示された、電波の有効利用に向けた対応について賛同します。なお、有効利用評価の評価軸の見直しに際しては、各周波数の共用状況等を含む電波の特性やユーザニーズ等を加味して行われるべきと考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
254	楽天モバイル株式会社	第 4 章IX（2）	電波の有効利用の程度の評価は、特定の周波数帯に限定されることなく、客観的かつ公平な基準に基づき、あらゆる電波利用システムに対して継続的に実施されるべきであると考えます。その評価結果を踏まえ、利用ニーズの変化に応じた柔軟かつダイナミックな周波数再編を加速させることを要望いたします。これにより、電波の有効利用を最大限に図り、我が国における社会全体のデジタル変革を推進し、多様な電波利用の高度化に繋がるものと確信しております。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

255	自然科学研究機構国立天文台 電波天文周波数委員会	第４章Ⅸ（２）	本年７月、714 MHz 以下の周波数帯を対象に実施された「令和６年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」についてのパブリックコメントにおいて、有効利用の程度を評価するにあたっては調査対象外である「受動業務」が利用する帯域が多くあることを考慮いただけるよう要望するとともに、次年度以降の周波数再編アクションプランをご検討の際は、受動業務の利用状況も十分に考慮いただき、既存の受動業務への有害干渉が生じないよう配慮いただきたい旨、意見を提出しました。これに対する電波監理審議会の考え方は「周波数再編アクションプランに関する意見については、総務省における今後の検討に当たって参考としていただきたい」と回答をいただきました。 令和７年度版周波数再編アクションプランの策定にあたっては、受動業務が利用している帯域が多くあることを考慮いただき、電波を発射する免許人や無線局の数およびその増減のみを根拠に有効利用の程度を評価し再編対象の帯域としないこと、実際の周波数再編検討にあたっては電波法および無線通信規則に従って電波天文をはじめとする受動業務に対する有害干渉を引き起こさないための十分な検討を行うことを改めてお願い申し上げます。	頂いたご意見を踏まえ、周波数の再編に当たっては、受動業務の周波数帯域に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
256	ソフトバンク株式会社	第４章Ⅸ（２）	電波の利用状況調査において、予め有効利用評価方針や評価基準が明確化・公表されたことは、調査及び評価の予見性や透明性の確保の観点から有益と考えます。 ただし、有効利用評価方針における評価基準においては、各事業者のネットワーク整備の考え方を加味することが必要になる場合もあることから、事業者に意見を聞く機会等を設けていただきながら、継続的な見直しや検討を行うことが必要と考えます。 なお、評価結果や公表方法については、その内容次第では、競合する他事業者にネットワーク戦略を類推可能となりえる場合やビジネス戦略にも影響する懸念もあるため、事業者との綿密な連携や要望に対する配慮をお願いします。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
257	Wireless City	第４章Ⅸ（２）	電波の利用状況調査において、予め有効利用評価方針や評価基準が明	今後の施策の検討の際に参考とさ	無

	Planning 株式会社		確化・公表されたことは、調査及び評価の予見性や透明性の確保の観点から有益と考えます。 ただし、有効利用評価方針における評価基準においては、各事業者のネットワーク整備の考え方を加味することが必要になる場合もあることから、事業者に意見を聞く機会等を設けていただきながら、継続的な見直しや検討を行うことが必要と考えます。 なお、評価結果や公表方法については、その内容次第では、競合する他事業者にネットワーク戦略を類推可能となりえる場合やビジネス戦略にも影響する懸念もあるため、事業者との綿密な連携や要望に対する配慮をお願いします。	せていただきます。	
258	個人(8)	第４章Ⅸ（３）	周波数は国民共有の貴重な資源であり、より効率的かつ公平に活用されることが重要だと考えます。その観点から以下の点について意見を申し上げます。 1. 電波オークションの本格導入の検討 周波数の割当を従来の審査方式のみで行うのではなく、欧米諸国で実績のあるオークション方式を段階的に導入すべきです。適正な市場原理を働かせることで周波数の効率的利用を促進し、国民共有財産から得られる収益を社会に還元することが可能となります。 2. 地域キャップと中小事業者優遇の仕組み ただしオークション導入にあたっては資金力のある大手事業者に割当が集中しないよう、地域別上限（地域キャップ）を設けること、中小・新規事業者を対象とした優遇枠や低利融資制度を併設することが必要です。これにより地域メディアや新規参入者が活躍でき、情報の多様性と地域経済の活性化につながります。 3. クロスオーナーシップ規制との連動 放送と新聞、インターネット配信など複数のメディアを一体で支配する動きを防ぐため、オークション制度とあわせてクロスオーナーシップ規制を強化し、事後的な寡占化を防ぐべきです。 4. 公共的情報環境の確保	1.本年４月に成立した「電波法及び放送法の一部を改正する法律」において、価額競争による新たな周波数の割当方式が導入されました。当該割当方式は、6GHz を超える高い周波数帯において、入札又は競りの方法により最も高い価額を申し出た者を落札者として決定するものです。 2.同法律では、価額競争実施指針において、特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分ごとに当該区分に属する者が開設する特定高周波数無線局に使用させることとする周波数の幅の上限に関する事項を定めることとされています。 また、情報通信審議会情報通信技術分科会電波有効利用委員会において、価額競争における新規事業者や	無

			放送の多様化が進む中でも、災害報道や地域の基礎的な公共情報が確保されるよう、公共的役割を担う事業者への一定の支援や倫理ガイドラインを併せて整備することを提案します。 これらを実施することで、周波数の公平かつ効率的利用を推進するとともに、国民に開かれた多様な情報環境を実現できると考えます。ぜひ本アクションプランに盛り込んでいただけますようお願い申し上げます。	地域事業者の参入を促進するための措置について、必要な検討が行われているところです。 3.と 4.のご意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	
259	楽天モバイル株式会社	第４章Ⅸ（３）	価額競争による周波数の割当てについては、国民の財産である電波の公平な利用機会の確保、新規参入事業者の育成、過度な設備投資競争の抑制、公正な競争環境の維持といった観点から、その制度設計には引き続き慎重な検討が必要であると考えます。特に、周波数の過度な高騰は、結果として通信料金に転嫁され国民負担となる可能性や、後発事業者の事業継続を困難にする懸念があります。 つきましては、「価額競争の実施方法に関する検討作業班」における検討においては、これらの懸念事項を解消し、真に電波の有効利用と公正な競争環境の促進に資する制度となるよう、透明性を確保した上で、多様な事業者の意見を十分に反映した議論を希望します。 また、価額競争により得られた収入については、電波の有効利用を含めた情報通信の基盤・技術強化施策等に充てることが適当とされておりますが、その使途が、我が国の情報通信産業全体の持続的な発展と競争力強化に真に貢献するものであるべきと考えます。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
260	ソフトバンク株式会社	第４章Ⅸ（３）	26GHz 帯の意見のとおり、ミリ波等の高い周波数帯については、ユーザの要望に応じて事業者による基地局整備が柔軟かつ迅速に実施できるような制度設計が必要であり、過度な条件設定により潜在的な入札者の参加意欲を削ぐことがないよう慎重に議論を進めることが必要と考えます。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
261	Wireless City Planning 株式会社	第４章Ⅸ（３）	26GHz 帯の意見のとおり、ミリ波等の高い周波数帯については、ユーザの要望に応じて事業者による基地局整備が柔軟かつ迅速に実施できるような制度設計が必要であり、過度な条件設定により潜在的な入札者の参加意欲を削ぐことがないよう慎重に議論を進めることが必要と考えま	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			す。		
262	個人(56)	第４章Ⅸ（３） 第４章Ⅸ（13）	本案における表記のうち、「価額競争」という語句は誤用と思われます。正しくは「価格競争」です。「価額」は法令用語上も一般には用いられず、経済・通信分野における慣用表現としても不適切です。該当箇所を「価格競争」に修正いただきたく存じます。 また、アマチュア無線の周波数帯について、今後の周波数再編の際にも十分な配慮をお願い申し上げます。 アマチュア無線は、電波技術の教育・人材育成、災害時通信支援、共用技術の実証など、多方面で公益的な役割を果たしています。特に 430MHz 帯や 1.2GHz 帯など、長年技術開発や国際交流に利用されてきた周波数の安定的確保が不可欠です。 さらに、共用技術やメッシュ通信、AI 制御アンテナなど、新しい通信方式の研究開発においても、アマチュア無線が実験・検証の場として機能できるよう、制度面での柔軟な運用を求めます。 災害時通信網の補完としても活用できるよう、非常時優先利用などの制度的支援を検討いただければ幸いです。	「価額」については、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の公売に係る規定において「入札価額」の用例が見られるほか、民法等の複数の法令において「価額」の用例が見られることから、この表現としております。そのうえで、価額競争制度の導入を含む「電波法及び放送法の一部を改正する法律」が本年４月に成立したところです。 アマチュア無線の周波数帯については、頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和５年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。 制度に関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
263	エリクソン・ジャパン株式会社	第４章Ⅸ（４）	公共安全モバイルシステムの導入促進のためには、システムのブロードバンド化および公共安全業務に必須な優先化技術（スライシングなど）の活用を図るべきと考えます。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
264	株式会社 NTT ドコモ	第４章Ⅸ（６）	当社としても重要無線通信を運用しており、昨今、洋上風力発電などの水上の工作物の増加に伴い、当該区域の電波伝搬障害防止の必要性を認識しております。原案の通り、地上に加えて水上についても伝搬障害防止区域として適切に区域指定を行う取り組みに賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
265	株式会社 Space Power	第４章Ⅸ（８）	現在、産業用製造設備や工作機械等での省人化、効率化への対応や、モバイル機器への離れた場所からの無線給電など、数 10cm？数 m 程度離れ	本案への賛同意見として承ります。	無

	Technologies		た移動体などへの高出力の送電が可能な空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの要望が急速に大きくなっており、この研究開発は非常に重要であると考えます。 この研究成果により、期待されるユースケースへの適用拡大に向け、5.7GHz 帯の共用条件の検討による設置条件への反映や、よりアンテナの小型化、送電エリアの狭小化が可能な 24GHz 帯の利用に向けた検討が早期に実現されることを希望します。		
266	株式会社 NTT ドコモ	第 4 章IX（8）	空間伝送型ワイヤレス電力伝送の将来の利用用件拡大に向けた検討にあたっては、既存の無線システム等に与える影響を回避・軽減することに十分に留意して検討が行われることを希望します。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
267	一般社団法人日本アマチュア無線連盟	第 4 章IX（8）	5.7GHz の空間伝送型ワイヤレス電力伝送(WPT)は極めて高出力であるが、5.7 G Hz のアマチュア無線の呼出周波数や月面反射通信など、重要な周波数に隣接していることから実際の運用においてアマチュア無線が WPT の近傍の雑音やスプリアスを受けるおそれがあると考えられるため干渉の抑制技術を駆使し、アマチュア無線の運用に影響のないようご配慮をお願いいたします。	頂いたご意見を踏まえ、既存無線システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
268	株式会社 NTT ドコモ	第 4 章IX（9）	国際規格との整合の観点、また国内における高度な無線局の普及の観点から重要な取組みであり賛同いたします。高度な無線局の運用においては定期検査が困難になっており、現行の定期検査の簡素化の条件では空中線電力の許容偏差の簡素化条件が閉ループ制御に限定しているため、Sub6 帯は適用可能ですが、ミリ波では適用できない条件になっております。そのため、ミリ波でも適用可能な条件になるような検討を希望します。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
269	株式会社国際電気	第 4 章IX（10）	高周波利用設備や電子機器から輻射される不要電波による無線通信へ干渉は、万一の災害発生時の人命の安全確保・財産の保全、平時の地域住民への行政サービスや鉄道の安全運行等、社会生活に極めて大きな影響があることから、良好な電波利用環境を確保する観点から、本取組に賛同いたします。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無

270	一般社団法人日本アマチュア無線連盟	第４章Ⅸ（10）	太陽光発電システムを原因とする無線通信妨害が全国で多発しており、アマチュア無線にも通信妨害が発生しております。 もし、無線局への通信妨害が発生した場合には、施工業者等が障害対策の実施を義務とする制度作りが必要と考えますので、早急な制度化の検討をお願いいたします。	頂いたご意見を踏まえつつ慎重に検討を進めてまいります。	無
271	株式会社NTTドコモ	第４章Ⅸ（11）	携帯電話基地局に対するOpen RAN/ vRAN技術の適用等、技術の高度化が進み、技術基準適合証明を取得する上での申請の複雑さが増加しています。また、ソフトウェアの更新や空中線やRFケーブル等の追加における再認証の扱いによる認証稼働の増加が問題になっていることから、その簡素化・適正化の検討を進めることに対して賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
272	エリクソン・ジャパン株式会社	第４章Ⅸ（11）	携帯電話基地局の認証に関する諸課題について検討を進めることを支持いたします。この検討の中では、ソフトウェアアップデートにより工事設計を変更する場合に同番認証を可能とすること、無線設備としての認証範囲の適切な見直しを希望いたします。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
273	楽天モバイル株式会社	第４章Ⅸ（11）	無線設備の認証に関する諸課題について、今後の政策の在り方を検討することに賛同いたします。また、今後の無線技術やグローバル化等の進展に応じて、認証制度のさらなる効率化が実現することを期待しております。	本案への賛同意見として承ります。	無
274	ソフトバンク株式会社	第４章Ⅸ（11）	認証制度は携帯電話システムを含む多くの無線設備において活用されています。今後は無線技術の更なる進展や多様化が見込まれることから、無線設備の認証に関する課題について、政策の在り方の検討を進めることに賛同します。 なお、検討にあたっては従来の認証制度との整合性を確保し、その利点を活かしながら、より簡易かつ効率的な認証の在り方を検討していくことが望ましいと考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無
275	Wireless City Planning株式会社	第４章Ⅸ（11）	認証制度は携帯電話システムを含む多くの無線設備において活用されています。今後は無線技術の更なる進展や多様化が見込まれることから、無線設備の認証に関する課題について、政策の在り方の検討を進めることに賛同します。	本案への賛同意見として承るとともに、頂いたご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。	無

			なお、検討にあたっては従来の認証制度との整合性を確保し、その利点を活かしながら、より簡易かつ効率的な認証の在り方を検討していくことが望ましいと考えます。		
276	株式会社国際電気	第４章Ⅸ（12）	電波システムの海外展開について、官民協力した取組が盛り込まれております。 海外展開に当たっては、民間部門による活動と並行して、民間では困難な外交ルートを通じた働きかけ等、政府による取組が極めて有効であることから、本取組に賛同いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
277	楽天モバイル株式会社	第４章Ⅸ（12）	優れた技術を有する我が国の電波システムについて、官民が協力して海外での技術実証や国内外の関係機関との調整を推進し、国際的な普及展開を図るとともに、当該技術の国際標準化を推進するという原案の方向性に賛同いたします。技術動向の調査や実証実験にあたっては、国内のみにとどまることなく、海外のベンダーとも国際連携体制を構築していくことが肝要です。その為、更なる国際標準化・オープン化への取り組みの支援だけでなく、日本ベンダーの 6G 参入障壁の低減、6G をリードするため、3GPP の 6G の規格に Open fronthaul を仕様化することも国策として支援いただきたいと考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
278	トヨタ自動車株式会社	第４章Ⅸ（12）	・原案に「官民が協力して海外での技術実証や国内外の関係機関との調整を推進」「国際的な普及展開を図る」とあります。V2X に関しても、既存の ITS 用周波数帯（760MHz 帯等）のような、すでに国内で実用化されたサービスや規格は、積極的に海外にも展開していくべきと考えます。	本案への賛同意見として承ります。ご指摘の通り、総務省では、760MHz 帯を含む我が国の ITS 通信技術について、海外での実証・標準化対応等を通じて国際展開に向けた取組を進めております。	無
279	株式会社 NTT ドコモ	第４章Ⅸ（15）	WRC-27 に向けた対応について、原案に賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
280	楽天モバイル株式会社	第４章Ⅸ（15）	当社としましても、APG-27 に現地参加し、特に議題 1.7 や議題 1.13 を中心に、日本の対処方針の具体化やそれらの現地対応について、貢献する所存です。	本案への賛同意見として承ります。	無
アマチュア無線に関するご意見					

281	個人(1)	第4章IX（13）	確かに、本案のとおり、アマチュア無線局数は減少しているが、局数の減少と、日々の実際のトラフィックとは単純な相関関係があるとは思われない。 私は50年以上に渡って、毎日数時間アマチュアバンドを運用したりモニタしているが、顕著なトラフィックの減少は感じていない。 案では、10.100MHz～10.150MHz のアマチュアバンドを、他の固定業務との共用とすべきとあるが、これは国際金融取引のための実験局のことであると思われる。 そのための措置であれば、10.150MHz～11.175MHz の各種用途の区分に割り当てればすむことであると考える。 百歩譲って、アマチュアバンドと他業務の共用をさらに増やすのが妥当とするならば、WRC2015 で全世界的にアマチュア無線に配分された5MHz 帯を、他業務との共用という形で早急にアマチュア無線に開放することも妥当であると考える。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和5年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。 周波数の割当てについては、既存無線システムの運用に配慮しつつ、かつ、アマチュア無線の利用動向等を踏まえて、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	無
282	個人(3)	第4章IX（13）	国際的対応や時代の流れによるもの、デジタル化など、様々な変化に対し限りある資源である周波数帯のプランを再編検討することは支持します。 しかし、それは使途のみならず現在使用されているかを考え、実際の利用者の声を蔑ろにしてはいけないものと考えます。 国際的な意見の同調もそうなると信じています。 短波帯による個人利用（アマチュア無線をはじめとするもの）は未だに存在しており、超短波帯以上だけでなく宇宙への電波など様々な試みが存在しています。もちろんそうであっても割当て上広くあるところに関しては再編を検討するのも良いと思いますが、頻度や需要が強くある狭	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和5年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるととも	無

			い割当ての周波帯もあり、そのような周波帯の再編は慎重にすべきと考えています。 ただ、前提として再編による共用がお互いに影響しないものであれば、共用として残すのは問題ないと考えます。そのようなデジタルの場合、異論はほぼありません。革新に進むべきです。 その短波帯の中でも注目すべき対象は 10MHz 帯と思います。 この 10MHz 帯の特性は、その上下の周波帯とはまったく異なる独特なものがあります。 様々な利用がすでにあり、争点になりやすいのもそれが理由かと思います。 ただ、現行ではうまく共用できているのではないかと思います。 さて、現在 10MHz の主要な個人で使われている周波数は 10.115？10.140MHz です。 それ以外も使用はありますが、再編で個人を排他的に確保する必要があるとすれば、この付近を残す形で他を再編し、それ以外もこの中に収めるというアイディアは受け入れら易く、混乱も少ないと考えます。 また、連続波 CW モード（モールス）での利用は 10.120MHz 前後が大半であり、デジタルを推進した際に干渉しない通信は無視できるので、加味して避けるべきは 10.120MHz ではないでしょうか。 これは一例ですが、このように実際の利用を考える必要があり、新しい技術のみを追求して影響がないだろうという憶測での再編は、今ある文化の環境破壊のリスクがあります。 極超短波以上は、新しい技術が多く見逃しにくいですが、短波帯は伝統的な電波文化が存在しているので、見逃してはいけないと意見します。 原則賛成ですが、短波帯について、再編やり方と結果の影響次第で反対します。 短波デジタルについてもどう影響するのか、現行を破壊しないのか、確認と判断に慎重である必要があります。 革新の為に絶対的な反対ではありませんが、共用と調和を期待します。	に、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	

283	個人(4)	第４章Ⅸ（13）	アマチュア無線バンドの 10MHz 帯の共用化や 430MHz 帯、およびそれ以上の周波数に対しての業務局への割り当てや共用化を総務省はかんがえられているようです。 しかしながら電波は民主主義国家である日本においては国民の共有財産です。 アマチュアバンドとは言うなれば市民が利用できる「公園」のような存在であります。尚且つ公園はその地域やその地域を含む国家にとっての風致地区であり環境を市民が自然を満喫する活動のために市民に開かれた場でもあります。 それは少なくとも先進国と言われ民主主義国家であるならば商業活動に犯されることのない市民のためのフリースペースとしてのアマチュアバンドが認められています。 ブームの時期に以上に多すぎただけのアマチュア無線人口が減ったからアマチュア無線バンドを商業的な活動によって侵犯していいと言うような考え方はまるで国立公園内にいる人の密度か低いから、公園の面積に比べて人の密度が市街地と比べて少ないから、商業活動を公園でやってもいいと主張するような履き違えた議論です。そのようなアマチュアバンドという「公園」を商業活動のために削ったり市民が使いにくくする考え方では本当の意味での通信技術の進歩など求めるべくもありません。 アマチュアバンドを勘定に入れることなく周波数の再編はやっていただきたいと思います。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和５年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無
284	個人(6)	第４章Ⅸ（13）	・10.1～10.15MHz 帯において、国際的な電波の新たな利用需要や国際分配等を 踏まえ、固定業務との共用検討を行う。 反対 国内のアマチュア局が減少したとは言え、10MH z 帯は、国内外の通信において、かなりの通信量がある。特に、アマチュア局にとっては、サンスポットの減少時には、とても重要になってくるバンドである。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和５	無

			しかもとても狭いアマチュアバンドを共用とするより、これまで割り当てられていた他の業務用周波数（帯）の通信実態を把握し、再割り当てを考えるべきである。特に、海上通信などで使用する周波数（帯）は、かなり使用頻度が下がっていると考える。 ・430～440MHz 帯等において、第４章Ⅱ４（２）①自営系無線システムに併せた検討を進める。 反対 アマチュア局が減少したとは言え、430MH z 帯は、国内の通信において、かなりの通信量がある。一方で、総務省の消極的な違法局の取り締まりが起因し、相当数の違法無線局が存在する。そのため、仮に自営系無線を共用したところで、使用には支障が出てくると考える。 アマチュアバンドを共用とするより、これまで割り当てられていた他の業務用周波数（帯）の通信実態を把握し、再割り当てを考えるべきである。特に、デジタル化を進めているのであれば、少ない幅で割り当てが可能と考える。 アマチュア無線は、デジタルでの実験的な通信もあるが、アナログでの通信も多く、通信それ自体を楽しむ趣味である。それゆえ、ある程度の幅がないと、通信に困難が生じる。 また、地方と人口が集中する首都圏などでは無線の使用状況が違ってくるため、首都圏のための新たな業務用の無線システムを開発した方が建設的で、未来的である。 ・国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえ、いわゆるバンドプラン（運用規則告示）全体の将来的な見直 や更なる共用の推進に向けた検討を進める。 共用の推進には反対 アマチュアバンドは、これまで民主主義的な法治国家の中で、個人の無線利用（趣味の無線利用）としての権利を認められてきたものである。 仮に、アマチュアバンドを業務の無線と共用するのであれば、我々アマチュア無線家の権利を害するものである。また、諸外国からの非難も	年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。 電波監視その他の御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	

			免れない。 アマチュア無線は、電波の性質も踏まえると、外国との通信も行うものであり、仮に日本だけ他の業務無線と共用するのであれば、総務省はアマチュア無線禁止、あるいは廃止と行っているのと同じである。 今回のプランが使用頻度を基に考えているのであれば、3．5～3．8MHｚ帯の連続開放、7MHｚ帯の 7．300MHｚまでの開放なども検討して問題ないと考える。 また、アマチュア局の減少は、総務省の違法無線局の取り締まりの放置に起因していると考える。従事者免許、無線局免許を取得した者は、違法無線局の多さに嫌気がさし、廃局している。 よって、アマチュア局を増加させるためには、違法アマチュア無線局の徹底的な排除が必要と考える。		
285	個人(7)	第 4 章IX（13）	（13）アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討について、反対いたします。 アマチュア無線は、ピーク時より利用者が減少しているので、その周波数割り当てを見直す旨の説明がありました。しかしながら、アマチュア無線は、他の通信システムと大きく性格が異なります。 アマチュア無線以外の通信ではほとんどの場合、情報伝達を目的としています。道路に例えれば一般道です。交通量が増えれば道路の拡張が必要で、減少すれば道路を狭くしてもかまいません。 しかし、アマチュア無線は、情報伝達のための通信だけでなく、いろいろな実験研究を行う場でもあります。道路に例えると、テストコースです。どんな通信方式でも実験可能なように自由に使える空間を確保する必要があります。 この周波数に制限が加わることは、自由な実験研究に制限を加えるものであり、強く反対いたします。 特に見直しの検討されている 430MHz？440MHz には、アマチュア無線家が扱いやすい周波数帯で、入門者向けの周波数帯であり、アマチュア無線のすべてのジャンルで活用されています。音声通信、データ通信、月	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。 制度に関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			面反射通信、衛星通信、アンテナ開発、新しいデジタル通信方式の開発等々、多くの実験開発が世界規模で行われております。これは、自由な実験を約束されているアマチュア無線だからこそ行える業務です。 特に、昨今、宇宙開発分野では各国間の競争が激化し、日本においても技術開発、人材育成が急務であります。430MHz？440MHz においては、世界中の多くの学術機関、研究機関、企業等が、アマチュア無線を使い宇宙開発の実験を行っています。この周波数帯で、他の業務と共用することは、この実験に妨害を与えることに他なりません。 総務省では、ワイヤレス人材育成の裾野を広げる方針の下、数々の規制緩和を行っていただき、とても感謝しています。しかし実験研究が自由にできる周波数帯に制限を加えることは、その流れに逆行しているとしか思えません。 自由な実験から、革新的な発想が生まれ、優秀な技術者の育成につながるものと信じております。 合わせてアマチュア無線の免許制度の変更も人材育成の裾野を広げるために必要なことと思います。 最近、諸外国のアマチュア無線免許は資格免許に移行しつつあります。 現在の日本のアマチュア無線局の免許制度は電波法制定の 75 年前から変更なく、他の無線局と同様に無線設備と無線従事者が一体化した局免許です。 しかし、諸外国では、自動車の運転免許のように、無線従事者免許を取得すれば、その資格範囲内でアマチュア無線用機器を自由に使い電波を出すことができます。 これにより、スピード感をもって実験できる環境が整い、技術の発展に寄与することは間違いありません。 アマチュア無線は単なる通信でなく技術的好奇心を育て、優秀な人材を生み出す源であると思います。		
286	個人(9)	第 4 章IX（13）	430MHz 帯の自営系無線システムとは具体的に何なのかが 1 点 そして本プランに関しての 430MHz 帯検討案には反対の意見です。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			この周波数は全国の都市部を中心に活発に利用されています。 144MHz 帯よりノイズの影響がなく、アマチュア無線の免許を取得したばかりの方などの初心者向けであり、一部地域では定期的に交信実験(いわゆるロールコール)が行われておりアマチュア無線家としてはなくてはならない周波数帯です。 反面、無線機器が手に入りやすいこともあり、昼夜平日休日関わらず心無い人間による違法無線と思わしき交信も行われているのも事実です。 仮に、本プランが適用された場合の影響は大いにあり、貴省が掲げているワイヤレス人材育成の計画に矛盾する行為とも受けられます。 今後のワイヤレス人材育成や、無線に触れ合う機会を損なう本案は目先の利益としてではなく、将来の国益にも関する事と感じますので再度検討していただきたい	「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	
287	個人(10)	第 4 章IX（13）	10GHz 帯の他無線局との併用は考え直していただきたい。 行うとしても最小限に抑え、アマチュア無線の利用を優先させていただきたい。 現状 2.4GHz 帯と 5.6GHz 帯は無線 LAN 等による利用が増え、都市部ではほとんど利用できない状況である。 郊外でも利用しずらい状況を踏まえ、１０GHｚまで制限をされるのは納得できない。 現時点市販無線機で出られる最高周波数でもあり、見直すのであればアマチュア無線の帯域を可能な限り確保するようにお願いしたい。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無
288	個人(13)	第 4 章IX（13）	ワイヤレス人材を増やすという目的を達成するためにアマチュア無線を活用するとのことですが、そのためにはアマチュア業務への電波資源の割り当てという投資が必要です。これは帯域幅という「量」だけでなく、	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。 周波数の割当てについては、既存	無

			他業務からの混信を受けないという「質」も求められます。人材の育成には投資が必要である以上、「量」と「質」は当然確保されなければなりません。 産業界その他からの要請により、アマチュア業務に割り当てられた周波数帯域、およびアマチュア業務は行えるものの独占して使用できる周波数帯域は削減される傾向にありますが（特に SHF 帯においては顕著です）、これ以上の削減は望みません。 とはいえ、単に反対するだけでは国の発展にも寄与できませんので、以下の提案を致します。 1. アマチュア業務（二次業務）が他業務（一次業務）と共用している周波数帯においては、共用する他業務が使用する周波数帯域全域をアマチュア業務でも使用可能とする。ISM 用途と共用している場合は、ISM 用途として使用する周波数帯域全域をアマチュア業務でも使用可能とする。 2. 既にアマチュア業務として優先的あるいは独占的に割り当てられている周波数帯域については、今後一切の削減・共用はしない。 3. アマチュア業務として割り当てられかつISM用途と重複している周波数帯域は、バンドプランを「全電波形式」とする。 アマチュア業務を二次業務化し、この業務に使用可能な電波資源の「質」を下げるのであれば、「量」を増やせ…アマチュア業務と共用する一次業務が使用する周波数帯域を、アマチュア業務にも開放するのが適切と考えられます。アマチュア無線人口が減少しているのであれば、共用した際における混信や妨害の可能性も下がることでしょうから、これは決して馬鹿げた提案ではないはずです。 具体例を以下に示します。 1. 共用によるアマチュア業務への割り当て範囲 ・二次業務である 2425MHz 帯(2400-2450MHz)においては、ISM 用途(2400-2500MHz)と共用している。故に、アマチュア業務への割り当ても2400-2500MHz とする。	無線システムの運用に配慮しつつ、かつ、アマチュア無線の利用動向等を踏まえて、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	

			・二次業務である 5750MHz 帯(5650-5850MHz)においては、無線 LAN(5470-5730MHz)、ISM 用途(5725-5875MHz)他多数の業務と共用している。また、ドローン用 VTX の利用を容易にすることを考慮すると、5470-5925MHz とするのが適当。 ・24.025GHz 帯(24.0GHz-24.05GHz)においては、ISM 用途(24.0-24.25GHz)と共用している。故に、アマチュア業務も 24.0-24.25GHz とする。 ・77.75GHz 帯(77.5-78.0GHz)においては、自動車レーダー(76.0-81.0GHz)と共用している。よって、78.0-79GHz もアマチュア業務に割り当てる。 2. 他業務との共用を行わない周波数帯について ・今後 1200MHz 以上の周波数帯において他業務の需要が増えることが予想されるが、既に割り当て済みの 10.475GHz 帯、47.1GHz 帯、135GHz 帯、249GHz 帯においては、今後もアマチュア業務が独占的に使用するものとし、他業務との共用および周波数帯域の削減はしない。 ・「430-440MHz 帯等については「第 4 章 II 4 （2）(1)自営系無線システムに併せた検討を進める。」とあるが、RFID やタイヤ空気圧モニタといった海外における ISM 帯域(433.05-434.79MHz)を使用する機器を我が国のアマチュア業務用周波数帯域内で使用することを認めた以上、これ以上の共用は進めない。また、430-440MHz 帯「等」とあるが、430-440MHz 帯以外の周波数帯についても共用や割り当て帯域の削減について検討しているのであれば、この検討についても中止する。 3.ISM 領域のアマチュア業務による活用 ・430MHz 帯における ISM 領域(433.05-434.79MHz)を、アマチュア業務以外で使用することについては一切賛成しない。しかし、安価で入手性の良いデータ通信モジュール等の機器を使用し、アマチュア業務による、ワイヤレス人材を育成する目的で電波資源を利用することについては賛成する。これを実現するため、二つ要望する。i)この周波数帯域についてバンドプランを「全電波形式」とし、実験に対する制約をなくす。ii)加えて、FCC 等の認証を受けたデバイスについては JARD 等の保証認定を不要とし、届出のみの簡便な手続きで運用を行えるようにする。		

			以上、御検討よろしくお願い致します。		
289	個人(14)	第４章Ⅸ（13）	アマチュア無線帯域の再利用については、無線局の減少が見られるものの、それが市販無線機の減少と直接結びつくとは言い切れない。 特に、2400MHz 以上のように市販無線機の流通が少ない周波数帯であれば、大きな問題にはならないと考えられる。 しかし、1200MHz 帯では 10W 級、430MHz 以下では 50W 級の市販無線機が存在しており、これらのアマチュア無線帯域を業務利用として正規に運用を開始した場合でも、妨害などにより業務に支障をきたす可能性は否定できない。 さらに残念なことに、免許を持たない無線局の存在も確認されており、監視や検挙の事例を示したとしても、それが周知効果を持つかどうかは疑問が残る。 したがって、アマチュア無線に使用されている帯域については、さらなる監視体制の強化と違法運用に対する厳格な検挙、また一次利用者への妨害行為に対する法整備の強化などを含めた対策の検討が望まれる。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
290	個人(15)	第４章Ⅸ（13）	- 10MHz 帯はすでにアマチュア業務が二次業務となっていることから、これ以上制約を受けないように丁寧な対応を求めます。 - 430MHz 帯はアマチュア業務での利用が多数あり、無線機の入手性やアンテナの大きさの手頃さ、帯域の広さから自己の興味による訓練や実験、研究が容易であり最適な周波数帯であると考えています。この周波数帯での自由度が下がると無線関連分野に入門するきっかけの度合いが低下することになりワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用といった方針に反することになると考えます。現状どおりの割り当てを望みます。 - 共用については 430MHz 帯以下については広すぎることはないと考えております。特に 144MHz 帯以下は海外との通信が比較的容易に可能であり国内の利用者数のみを考慮した周波数計画は不適当であると考えますので、国際的な視野で計画していただき、海外との通信が途絶することがないようにしていただきますようお願いいたします。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無

			また、 1200MHz 帯以上は ISDB-T 方式の FullHD ATV の実験や D-STAR の DD モードといった広帯域なデータ通信も行われておりますので、こういった実験、研究が維持できる帯域の確保を引き続きお願いいたします。		
291	個人(18)	第 4 章IX（13）	アクションプラン 35p に記載のアマチュア無線周波数帯の割当や共用について。 特に 430 から 440MHz 帯のアマチュア業務以外への割り当てに反対である。 当該周波数帯は近年デジタル(DSTAR 等)を使えるようになり、アマチュア業務で効率的に多くの無線局が使える周波数であると考える。 一方、工事現場近傍や郊外において、当該周波数帯を使用し営利業務に使用されている(ダンプトラックによる違法無線局)と思慮されることが散見される。 違法無線局と思われる局に使用されていることで、健全なアマチュア業務の局が使用を控え利用が低迷しているように見えると考える。 また、防災、災害対応としてボランティアを行う際に当該周波数は利用されることが多く、現に各地で訓練されている周波数である。当該周波数帯をアマチュア業務以外に割り当てた場合、防災、災害対応でアマチュア無線が利用しづらく、公共の福祉に反すると考える。 以上のことから、当該周波数帯を引き続きアマチュア業務専用として割り当てるべきであると考える。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無
292	個人(19)	第 4 章IX（13）	アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討について　数字的な面だけでとらえられたアマチュア局の減少であるが アマチュア無線の本来の実験業務を行っている局の推移は、昔からそう変化がないのではと思う。変動の多くは、一時的な移動通信ブームと違法 CB 無線摘発やパーソナル無線政策の失敗によりアマチュア無線周波数へ流入した違法業務運用者より増加したものから、移動通信ブームで流入した者が指摘された様に他の通信目的を特定されないＩＰ無線や特小等に流れている部分はあるといえるが、その減少の多くは、他国とは異なり、	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			アマチュア局の年齢動向が示すように若年層の流入が極端に減ったのが大きな原因である。 430MHz 帯のアマチュア無線周波数帯の共用化が検討事項になっているが、144MHz 帯と 430MHz 帯にはびこっている運用通則・周波数区分帯無視の違法業務運用の摘発を行って　本来　都市部での入門バンドであるこの周波数を活用できるようにしないとアマチュア無線への若年層の流入は到底あり得ないと考えるし、この問題を放置したままでは、検討を考えておられる「共用化」も支障があると考える。 （特に京阪神エリアにおいては平日の昼間は違法業務運用を行うダンプ無線によりバンドプランを無視した運用で埋め尽くされており、正規アマチュア局を確認できない状態である） アクションプランは方向性を見出すのに必要とは思うが管理統制が行き届いていないアマチュア無線帯の実態も考慮して欲しい。		
293	個人(20)	第 4 章IX（13）	アマチュアバンドの 430MHz 帯は、原状でも国際物流 RFID が同居しており、 ごく最近、自動車のタイヤ空気圧監視システムの同居も認可されたばかりなので、 さらに他の業務も同居するとなると、アマチュア無線愛好家からの反発は多いと思慮するが、 国際的には 430-440MHz のアマチュアは二次業務であり、日本では一次業務にしているが、 「アマチュア局が動作することを許される周波数帯」告示の注釈の注 5 の 「この周波数帯の使用は、国際周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務以外の業務の 無線局に妨害を与えない場合に限る。」の積極的啓蒙が必須です。 （これは JARL と JARD の職務でもある） アマチュア局数はピーク時（137 万）の 4 分の 1 に減っているので、 同居する他の業務から見て、大きな脅威にはならないと思慮するが、	今後の施策の検討の際に参考とさせていただくとともに、頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			当然ながら、タイヤ空気圧監視システムの同居の際に行った 「同居した際の、相互の影響」の実験・検証は、新たな業務の同居を認める際には、検討は必須です。		
294	個人(22)	第 4 章IX（13）	日本の少子高齢化は今後も避けがたい流れであり、また、趣味の多様化によりアマチュア無線を楽しむ人々が減少している現状は否めません。 このような中で、公共性の観点から周波数の有効利用を進めるために、必要であればアマチュアバンドの再編もやむを得ないと考えます。 しかしながら、総務省の PDAC の取り組みは小出しの印象を受けます。 単に計画・実行・評価・改善のサイクルを繰り返すのではなく、PDCA の枠を超えた柔軟で英断的な判断をお願いしたく存じます。 その際、既得権益を守ることを目的としない方針であっても、アマチュア無線の代表組織である JARL（日本アマチュア無線連盟）と協議の機会を設けていただきたいと思います。 ここで申し上げる「話し合い」とは、将来を見据えたうえで利用実態の乏しい周波数帯や、利用者数の推移を踏まえた合理的なバンド利用についての協議を指します。 また、V・U・SHF 帯においても、衛星通信や EME（地球-月-地球通信）などの国際的な慣習が存在します。 これらの事情を理解している JARL を軽視することは避けるべきです。 さらに、JARL は IARU 第 3 地域の理事を輩出しており、IARU（国際アマチュア無線連合）との連携を図ることも可能と考えます。 以上の点をご考慮のうえ、今後の周波数再編における政策決定を進めていただければ幸いです。 お願い 現在のいわゆるバンドプランの中で法令で決められた、FPV ドローンの使用できる周波数帯を明確に記載願います。 また、使用区分の見方で標識信号は A1A により標識信号を送信するもの（ビーコン局）となっていりますが運用中の F2A 等による試験電波発射局（ビーコン局）の呼び方を定義づけしてただけますようにお願い申し	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			上げます。		
295	個人(23)	第４章Ⅸ（13）	430MHｚ帯については アマチュア無線業務に割り当てられている。 近中距離通信としての利用が多く、比較的設備も簡易である。 アマチュア無線を始める者にとっては 145MHｚ帯とともに入門バンドとしての意味合いが大きい。 少子化、携帯電話等の多通信システムの発達もあり アマチュア無線人口が減っているが430MHｚ帯145MHｚ帯について バンド縮小(他業務への移行)を行えば更なるアマチュア無線人口の減少に拍車をかける結果となる。 前記したように手軽な設備で運用可能なため この周波数の運用人口は多い。 災害発生時の連絡手段としては有効である。 自治体でも防災訓練では日本赤十字社特殊奉仕団や地域無線クラブの参加もある。 運用は430MHｚ帯145MHｚ帯が主である。広域な場合は7MHｚ帯を設定する。 首都直下地震、南海　東南海トラフ地震の発生が危惧されている中 これらの非常通信手段としてアマチュア無線バンドの縮小をするのはいかがなものか？	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和５年度及び令和６年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無
296	個人(24)	第４章Ⅸ（13）	只でさえ、迷惑な都市部の430MHｚ帯の違法ダンプ無線を精力的に検挙してから再編について考えるべきだ。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
297	個人(27)	第４章Ⅸ（13）	●結論 資料 p33(13)「アマチュア無線の更なる共用の推進に向けた検討を進める」に関して賛成。 ●要望 アマチュア周波数帯の5.7GHz帯を利用したFPV動画伝送について、アマチュア無線制度とは分離した制度(従事者免許不要・技適制度拡大)の新設を希望します	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			●理由 1 ドローン FPV を始めるには、現状 5.7GHz のアマチュア無線局を開設する必要があるが、従事者資格の取得、アマ無線局の開設という、ドローン趣味とは全く無関係な趣味の資格が必要となるのはおかしいのではないか 趣味の範囲とは言えない程のコストと手間がかかりすぎます ●理由 2 電波法令で禁じられている業務利用が、ドローン PFV では一部において徹底されておらず、その業務利用が主であるドローンの形態上、アマチュア無線の枠の中に押し込めておくのはコンプライアンス的にも無理があると考えます。		
298	個人(28)	第 4 章IX（13）	アマチュア無線の周波数の規制に反対いたします。 アマチュア無線は、アマチュア無線誕生当初から、無線技術および新しい運用方法について、進歩的な貢献をしてきており、現在もそれは続いております。 プロの無線と違い、使用できる無線設備のバラエティも豊かで、平地、山岳地帯、海洋、宇宙など、さまざまな場所で運用でき、このことが無線技術の発展を強く促します。 アマチュアバンドを制限することは、今後、日本の無線技術の発展において大きなマイナスとなります。 近年、ドローンや小型アマチュア衛星などに興味関心を持ち、実践をする若者が増えています。これらの技術の大きな部分を占める無線技術を学ぶために、アマチュア無線の免許を取り、実験を続ける学生達がいます。 アマチュア無線およびアマチュア無線家の存在は、彼らの実践を後押しし、日本の科学の発展に寄与します。 単に、アマチュア無線人口が減ったからという理由でアマチュアバンドの利用を制限したり、周波数を狭めることは、アマチュア無線家はもとより、日本の優秀な人材育成や日本全体の科学・工学・技術の発展を毀損	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無

			することになります。		
299	個人(29)	第４章Ⅸ（13）	430？440MHz 帯等の再編に関する検討において、アマチュア無線技士の減少を踏まえた利用制限が検討されていることと理解しております。 しかしながら、430？440MHz 帯等はハンディ機でも容易に運用できる周波数帯であり、アマチュア無線の入門者のみならず、非常通信やこれを活用した防災活動においても極めて有用な帯域です。 ご承知のとおり、大規模災害時には商用通信網が途絶する場合も多く、アマチュア無線家による自主的な通信支援活動が、これまでも多くの場面で重要な役割を果たしてきました。 今後の若年層へのアマチュア無線の普及・啓発や、防災・減災の高度化を推進する観点からも、アマチュア無線による 430？440MHz 帯等の利用を引き続き確保いただけますよう、強く要望いたします。 また、仮に当該周波数帯等を他用途にも供する場合であっても、アマチュア業務であることのみを理由に排除・制限することなく、特定の用途・条件下で引き続き運用できるような共用等の仕組みをご検討くださいますようお願い申し上げます。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和５年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無
300	個人(30)	第４章Ⅸ（13）	４３０MHｚ帯の自営系無線システムとの併用に反対 ・現状で使用している周波数帯を細分化するのは考えられない ・若者の実験する機会が減ることによる、技術力低下の懸念 ・飛ばない周波数とお考えかもしれないが、季節時間帯によりよく飛ぶ周波数帯であることから、若者の興味を引き付けることができるため、その機会を奪うことに疑問 ・併用による混在で違法局増加の助長とならないか疑問 ・自営系無線システムの再編をするのであれば今、自営系で使っている周波数を再編すればよい。アマチュアから召し上げるのは問題 ・技術の向上は、アマチュアから出て行ったものも多いはず。その機会を奪うことはやめていただきたい。 ・災害時にも活躍するアマチュア無線であるが、その対応すらできなくなってくるのでは？	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和５年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたもの	無

			・魅力をなくして人を減らし、周波数を召し上げる。そこが総務省の狙いですかね？ 以上、４３０ＭＨｚ帯の併用には反対する	です。	
301	個人(31)	第４章Ⅸ（13）	第４Ⅸ その他周波数の再編・電波の利用等に関する取組　の（13)に関して意見します。アマチュア無線局の局数がピーク時の 1/4 まで減少していることを踏まえ、アマチュア業務用周波数の共用の検討を行うとのことですが、アマチュア業務用周波数が減らされること、他の業務用無線との共用を推進することについては反対いたします。そもそも、アマチュア無線の局数は依然として多く、携帯電話やインターネットが発達した今もなお１９７０年代と同程度の無線局が存在しております。１９９４年をピークとした一時的な社会的流行があったに過ぎず、その流行のピークから減少したことをもってアマチュア業務から周波数を取り上げるような改正が適当とは思えません。特に、430MHｚ帯はアマチュア無線の入門周波数帯であり、共用等が推進されアマチュア局から見て使い勝手が悪くなれば、ワイヤレス人材等の増加にも悪影響を与えると懸念します。自営系無線、業務用無線は携帯電話（IP 無線等）を始めとした電気通信業務用の通信サービスやデジタル簡易無線等への移行が可能ですが、アマチュア業務はそういった移行先、代替サービスが存在しません。アマチュア業務が無線技術発展に果たしてきた役割を尊重、考慮し、周波数の割当においても最大限の配慮をすべきです。他の業務用無線との共用を推進することについては反対いたします。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和５年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無
302	個人(32)	第４章Ⅸ（13）	430～440MHz 帯等において、第４章Ⅱ４（２）①自営系無線システムに併せた検討を進める。 430MHz 帯はアマチュア無線の入門バンドとして使用されている。そのためレピーターや衛星通信など 430MHz 帯では他の周波数では代用できないものが多くあり、自営系無線システムはこのアクションプラン内にもあるように減少傾向がうかがえ、今後、自営系無線システムは、携帯電話（IP 無線等）を始めとした電気通信業務用の通信サービスやデジタル簡易無線等への移行が進むのであるのでに関する割り当て検討について	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、	無

			反対する。	ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	
303	個人(33)	第4章IX（13）	430mhz帯のアマチュア無線周波数については、すべて使用されており、明け渡すことは、到底容認できません。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和5年度及び令和6年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無
304	個人(34)	第4章IX（13）	430MHz帯については、アマチュア無線局として地デジワンセグ方式のテレビデジタル通信を実験することのできる手軽な周波数帯であり、JJ1OXS局他による実験が行われております。 また、LPWA方式の通信機器が安価に利用できるようになっているため、今後、LPWA方式の遠距離通信実験等も期待されております。 以上のように、アマチュア無線として各種の実験を実現しやすい環境の継続利用できる現在の周波数割り当ての維持を望みます。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和5年度及び令和6年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げる	無

				ための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	
305	個人(35)	第４章IX（13）	アマチュア無線免許保有者の観点で意見します。 基本的に賛同となります。意見（疑問）もありますが後述します。 まず電波利用環境の変化や時代に沿った対応は必要です。 かつてアマチュア無線は電波技術の発展に寄与し、普及促進の原動力となった過去があります。現在もその利益を享受し続けている状態ですが、そのことが社会発展に寄与せず障壁となるのならば、界隈は柔軟な対応を了承すべきです。一部界隈からは「バンド防衛」という言葉も聞こえますが、開局数が減少、かつ新規参加増が見込めないのであれば、より公共性が高いもの向けに再構築・再分配されるのは当然です。 この意見提出にあたり、R6.3 の「自営系移動無線システムの高度化及び将来展望に関する調査検討報告書」も拝見しましたが、アマチュアがこれら運用の障壁になるのであれば、ぜひ見直して欲しいです。これら推進で 430MHz 帯にいまだに蔓延るアマチュアを使用した違法無線局の減少が推進できるなら、なおのことお願いしたいです。地域によってはだいぶ改善しているようですので。 次に後述の意見、というかお伺いです。 米国 AST & Science LLC (AST SpaceMobile)がスターリンク相当の低軌道衛星モバイル通信サービスを 2026 年に始めると聞いています。このサービスでは 430MHz 帯が使用され、しかも FCC は許可方向らしく夏頃に米国のアマチュア無線界隈では関係パブコメをめぐり炎上していたようです。日本でもこれに言及した YouTuber がいたと記憶しています。 この事業者の通信は、日本において干渉などの影響はないのでしょうか。懸念がある場合このパブコメ以前の話だと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねしたいです。	本案への賛同意見として承るとともに、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。 なお、日本国内において、430MHz 帯を使用する米国 AST＆Science LLC の 低軌道衛星による通信サービスが計画されていることは承知しておりません。	無

			もし事実誤認や見当違いなお尋ねとなっていたならご容赦・ご指摘ください。		
306	個人(36)	第４章Ⅸ（13）	アマチュア無線周波数帯は全世界的に共通の周波数を使用することで十分に効率的である。10MHz 帯を短波デジタル固定局に使わせたり、430MHz 帯を業務用無線に使用させること等の共用は、全世界のアマチュア無線局に有害な混信の「強要」となり全く容認できない。IARU 等の国際機関の意見を聞いてみればよいが、日本の国際的地位を貶めるこのような恥ずべき取り組みはアクションプランから削除されるべきであろう。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無
307	個人(38)	第４章Ⅸ（13）	Ⅸ その他周波数の再編・電波の利用等に関する取組 （13）アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討 ・430？440MHz 帯等において、第４章Ⅱ4（２）１自営系無線システムに併せた検討を進める。 上記内容については、反対。そもそも現時点において都市圏においてはダンプカーやトラックが業務用途で使用しており、これらは不法では無いものの アマチュア業務では無く違法である。これについて、ほぼ取締や排除が総合通信局などにおいて実施されていない事は明白で、これらの環境を整えもせず、局数がなど出てくること自体が異常である。 まずは違法局の徹底排除を行う事は当然であり、電波利用料を徴収している事より	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			当然の要求と考える。 これらを実施せず検討など時期尚早で言語道断		
308	個人(39)	第４章IX（13）	個人のアマチュア無線愛好家です。 特に 430？440MHz 帯の検討に関して以下の通り意見を提出します。 ・430？440MHz 帯については、国際的にみれば米 FCC が AST Spacemobile に対し低軌道衛星のテレメトリー業務に利用を認める動きもあり、今後わが国でも同様な展開が予定されるならば、アマチュア業務への大きな影響を懸念します。 ・本周波数再編アクションにおいては、このような国際的な動向も踏まえた検討を進めていく主旨と理解しておりますが、アマチュア業務にかかる利用者の減少のみをもって、アマチュア側が一方的に制限を受ける、周波数が削減されるという流れではなく、自営系無線システムの減少を踏まえ、その割り当てをアマチュア側に振り向けるといった検討も課題化するなど、全体最適を目指した検討を今後とも継続して頂きたいと希望します。 ・430MHz 帯のアマチュア業務においては、利用者減少にかかわる事象として昨今「レピータ（アナログ、デジタル）の廃局」が散見されますが、レピータについては全国的なシステムが構築されてから相当の年数が経過しており、利用者数の減少が顕著であったり、管理団体による技術的な維持・管理が困難であったりとの理由を見聞します。技術の陳腐化についても大きな課題と認識しています。今後 430MHz 帯のアマチュア業務の利用周波数が全体として一定の制約を受けるのであれば、レピータ向けに確保された周波数を削減・効率化を図ることで、アマチュア自らバンドプラン最適化を図っていくとの考えもできます。 ・このようにアマチュア無線側としても周波数再編に向けた対策案・意見を集約すべきですが、残念ながら日本アマチュア無線連盟（以下、JARL）により意見集約を図る動きは現状極めて乏しく、バンドプランに関しても、今後、周波数再編や共用が促進されるのであれば、一層、利用の実態を的確に反映した検討が必要になると考えますが、JARL の現状の運営状	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。 御要望については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			態からすれば、それも心許ない状況と思料いたします。今後の周波数再編アクションにおいては、所管庁として、JARL に対するコミュニケーションの更なる強化を図り、一定の指導も含めて、周波数有効利用に関するアマチュア無線利用者側の意見集約を強く促進していただくことを総務省に要望したいと存じます。		
309	個人(40)	第 4 章IX（13）	1.局数減少を理由にした帯域縮小の不当性 アマチュア無線局数の減少（総務省統計 2024 年 11 月末：348,788 局、月 1,200 局超減少、JARL 推定アクティブ 18-20 万人）は、インターネット普及や高齢化によるもので、かつての免許取得競争や運用環境の「狭苦しさ」が解消され、米国（ARRL 会員約 70 万人）や欧州並みの局数に落ち着いた結果です。この「正常化」を理由に帯域を削るのは誤りです。 ●日本の帯域は広くはない：7MHz 帯（40m 帯）の割り当ては日本が 7.000-7.200MHz（200kHz）に対し、米国は 7.000-7.300MHz（300kHz）と 100kHz 広く、地域 2 の独占割り当てで Phone 運用に有利（ARRL バンドプラン 2025）。日本の HF 帯は 5MHz 帯未開放も含め米国より不利で、「広すぎる」との前提は事実に反します。VHF/UHF 帯（例：430-440MHz）も ITU 地域 1 基準に準拠し、過剰ではありません。 ●利用実態調査の不透明性：2024 年周波数利用状況調査はアクティブ局の運用実態（例：時間帯別利用率）を過小評価している可能性があります。調査データの詳細公開を求めます。 ●局数減少の解決策：減少（ピーク時約 40 万局から約 35 万局）は普及不足によるもので、帯域縮小は悪化を招きます。学校での無線リテラシーの向上など、教育の推進により活性化すべきです。 1.5MHz 帯未開放の理不尽さ 5MHz 帯（60m 帯）は、WRC-12 の ITU 決定でアマチュア無線に二次割り当てが認められ、米国（5351.5-5366.5kHz、5 チャンネル）や欧州で運用実績があります。日本では防災無線や業務無線を理由に未開放です。 ●防災貢献の無視：2011 年東日本大震災でアマチュア無線は通信網を補完し、430MHz 帯も短距離通信で活躍。5MHz 帯は中距離通信に適し、災	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。 周波数の割当てについては、既存無線システムの運用に配慮しつつ、かつ、アマチュア無線の利用動向等を踏まえて、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。 電波監視その他の御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			害時の有用性が国際的に実証済みです。未開放は日本の防災力強化を阻害します。 ●国際基準との乖離：海外並みの局数になった今、5MHz 開放はアマチュア無線を国際水準に引き上げる好機です。 1.430MHz 帯の違法営業利用と取り締まりの職務怠慢 都市部（特に札幌、江東区、大阪）で、建設業界（ダンプカーなど）のアマチュア無線免許を用いた違法営業連絡が 430MHz 帯で横行。これは電波法第 4 条（目的外使用禁止）、第 10 条（識別信号不送出）、第 110 条（罰則）に違反します。 ●違法運用の実態：X 投稿で問題の慢性化が明確。例：@uc_busters （2025/5/8）は「札幌市役所近隣の工事や除雪で電波法違反の違法利用が数百件、総務省の対応は炎上時のみ」と指摘。@handi_camper （2025/9/6）は「430 スキャンしたらダンプ屋が元気に違法運用」と報告。 @jk3csy （2024/8/6）は工事現場のダンプカー通報を電波法 80 条で実施。 @2SC1306 （ 2025/9/8-10 ） は「 430.16/50/52/56/64 、431.36/70/80/86/90 、432.22/36/38/42/46/50 など複数周波数を建設現場が占拠、送信中！バンドプラン逸脱（無線局運用規則第 258 条の 2）、目的外通信（電波法第 52 条）、呼出符号未送出（同第 10 条の 3）」と詳細リストを挙げ、無法地帯化を暴露。北海道総合通信局の摘発（hamlife.jp, 2024/2/6：436.12MHz 衛星帯違法使用、12 日間停止処分）はあるが、平日日中の数百件規模の違法運用（X 投稿傾向）に対応不足。札幌の有志が監視・通報で貢献するも、総務省の職務怠慢が顕著。 ●JARD の黙認：@uc_busters （2025/9/6）は「JARD がダンプの業務連絡目的の受講生と知りつつ講習会を開き、アマチュア無線をダメに」と批判。JARD の免許講習会が違法運用を助長しており、受講者選定基準の厳格化が必要。		

			●帯域縮小の理不尽さ：違法運用を放置し、正規のアマチュア無線家から帯域を奪い、商業用途に再配分する方針は本末転倒。アマチュア無線は技術者育成、国際交流、防災貢献に不可欠で、商業的利益を超える価値を持ちます。 ●透明性の欠如：違法運用の摘発実績や再編基準（例：利用率閾値）が公開されておらず、コミュニティの意見が反映されていません。 要望 1.アマチュア無線帯域の再編を凍結し、利用実態調査の詳細データ（特に430MHz 帯、7MHz 帯の実態）を公開すること。 2.5MHz 帯のアマチュア無線への開放を早急に検討し、ITU 基準に基づく運用ルールを策定すること。 3.430MHz 帯の違法営業利用（特に建設業界、札幌など）を徹底摘発し、摘発実績と再発防止策を公開すること。 4.JARD に対し、免許講習会の受講者選定基準を厳格化し、営業利用目的の免許取得を防止すること。 5.局数減少（348,788 局、2024 年 11 月末）に対し、帯域縮小ではなく、普及策（例：学校での無線教育）を推進すること。 6.周波数再編の意思決定に、JARL やアマチュア無線有識者を参画させること。 結論 アマチュア無線局数の「正常化」（約 35 万局、海外並み）や建設業界の430MHz 帯違法運用放置を理由に帯域を削り、5MHz 帯を開放しないのは理不尽です。日本の 7MHz 帯 （200kHz）は米国（300kHz）より狭く、帯域縮小は公益を損ないます。		
310	一般社団法人日本アマチュア無線連盟	第 4 章IX（13）	アマチュア無線の局数については、ピーク時に比べ、趣味の多様化もあり減少しているように見えますが、これは、1980 年代からの個人的なコミュニケーション需要のバブル的増大によってアマチュア無線の利用が急増した時点との比較にすぎません。その後、個人的なコミュニケーション需要は携帯電話に流れましたが、これら携帯電話などの使用は与	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による	無

			えられたアプリの中の世界であり、電波の技術的研究や実験ができる余地はほとんどありません。かつてのピーク時に真に無線通信と電波の技術的研究に楽しさを見出した沢山の人たちは、その後もアマチュア無線に留まって精力的に活動しています。諸外国と比較しても、日本のアマチュア局数は絶対数、人口比ともに多い方であり、その存在意義は決して減少していません。昨今のワイヤレス人材育成の観点からもアマチュア無線は技術者の登竜門としての活路があるものと考えております。 　また、南海トラフのような非常災害時において自助共助の観点からも地元に根付いたコミュニケーションツールとしての一助になるものとも考えます。 　各項目における意見は次のとおりですが、新たな電波システムの需要等には理解するものの、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組ができる混信等のない環境の維持にご配慮いただき慎重なご検討をお願いいたします。 ・10.1～10.15MHz 帯は、国際的にもアマチュア無線に割り当ての行われている周波数であり、国内の遠距離通信はもとより、海外との通信にも適しているため多くのアマチュア局が運用していますが、帯域 50kHz と狭い周波数帯であるため、固定業務との共用検討を行うにあたり、同周波数帯での交信が混信等を原因に交信ができなくなることのないように十分な検討が必要になるものと考えます。 ・430～440MHz 帯においては、アマチュア無線をはじめたばかりの人たちの多くが使用する入門バンドとなっている一方、ベテランのアマチュア無線家の方が技術的な実験研究の行いやすい周波数帯ともなっており、さらに月面反射通信や人工衛星を用いた微弱な電波を利用した通信など世界的にも同一の周波数を使用した交信が行われています。アマチュア無線 100 周年を前に、当連盟も体験運用等を通じた普及活動にとり極めて有用な周波数帯です。よって、アマチュア業務が一次業務であり、430MHz 帯を利用するアマチュア局の数は多いことからも他の業務との共用は非現実的であると考えます。	「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	

			・10.45～10.5GHz 帯、24～24.05GHz 帯、47～47.2GHz 帯など、近年マイクロ波とミリ波は、公共通信において重要な位置づけとなっているが、アマチュア無線においても対応した無線機器が市販され、無線技術の研究開発に適した周波数帯であり、これらは科学技術の体験的な理解とワイヤレス人材育成推進にも極めて重要であるものと考えます。 特定実験試験局の周波数共用の検討を行う場合には、交信実験等に混信等を与えることのないように十分ご配慮いただきますようお願いいたします。 ・いわゆるバンドプラン（運用規則告示）については、令和５年９月にも大幅な見直しが行われています。現在、大きなトラブルは確認していません。バンドプランの簡素化が進むことにより他の諸外国で運用しているアマチュア無線家に混信等の妨害も与えているケースも報告されています。また、144MHz 帯や 430MHz 帯を中心にアマチュア業務でない通信をしている局への周知が十分ではない状況です。JARL として国内向けのガイドを作成し、混乱の減少に務めていきますが、さらなる検討が必要になるものと考えます。		
311	個人(41)	第４章IX（13）	>アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討 >アマチュア無線については、ピーク時の１／４程度 >ピーク時（平成 6 年度）1,364,316 局 とあるが、その多くがレジャー使用や携帯電話の代用を目的とした者で「アマチュア無線の定義」にある技術的研究の業務とは無関係な者であった。 その本来ありえない異常値・バブルともいえる局数を基準にしてアマチュア局の減少を分析しているとすれば、見当違いも甚だしい。 アマ無線の定義改悪(アマ無線の社会貢献化)に始まり、違法局の放置、保証認定の強制等、アマ無線家が望まない愚策を続けていれば局数が減るのは当然。なぜ そのしわ寄せをアマ無線家側が負わなきゃないのか理解に苦しむ	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和５年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたもの	無

				です。 電波監視その他の御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	
312	個人(42)	第4章IX（13）	アマチュア無線430MHz帯においては、アマチュア局の減少よりも、アマチュア無線機を使用した業務利用（威圧的な言動などによるアマチュア局排除など）が放置されたことによりアマチュア局がその利用を避けてしまうことが利用状況に影響を与えていると思われます。まず何よりも取り締まりの強化、違反行為の厳罰化が先だと思います。また、中学生、高校生が都市部において無線通信の楽しさを感じる為には、その環境を少ない費用で構築できることが大切であり、大きなアンテナが必要になるHF帯からの入門は現実的ではありません。かといって1.2GHz帯より上は安価な入門機がありません。特定小電力では遠くに電波が飛ぶと言う醍醐味は得にくく、351MHz の簡易無線は業務利用がメインであります。アマチュア無線入門としての430MHz帯の役割はこれからますます重要になりますので、現状を維持していただきたいと思います。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和5年度及び令和6年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。 電波監視その他の御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
313	個人(43)	第4章IX（13）	1.意見対象個所 IX その他周波数の再編・電波の利用等に関する取組 （13）アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討 ・430？440MHz帯等において、第4章II4（２）(1)自営系無線システムに併せた検討を進める。 2.意見の概要 430MHZ？440MHz帯は、アマチュア無線の専用周波数帯として維持すべきと考えます	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和5年度及び令和6年度）を踏まえて、	無

			3.意見及び理由 アマチュア無線局数は、減少しているとはいえ現在 37 万局であり、これは 1977 年の 36 万局と同レベルであります。 一時期のブームで 100 万局に達しましたが、それは瞬間的な局数であり、現在の局数が妥当な局数と思われます。 アマチュア無線は、個人の技術的実験の機会として重要であり、アマチュア無線で通信の技術を習得することにより、将来のデジタル人材の育成にも貢献するものです。 したがって、430MHZ？440MHz 帯における他業務との共用は、日本国の将来の人材育成に負の影響をおよぼすものであり、アマチュア無線の専用周波数帯として維持すべきと考えます。。	ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	
314	個人(44)	第 4 章IX（13）	以下「アマチュア局」は「HAM」と略称します（法令等引用は除く）。 運用規則第二百五十八条に定める「アマチュア局は、自局の発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与え、--中略--電波の発射を中止」とありますが、他局と共用の場合、HAM が 1 次業務であって他局が 2 次業務であっても、他局に先の事例を適用すると、HAM は電波の発射を中止しなければなりませんか？ 善良な HAM であれば、妨害を与えないように運用を行いますが、HAM 第一義の独善的な運用者の場合、恣意的かつ故意的に妨害を与える事例は発生しないでしょうか？ 他の要望事項 ａ．475kHz 帯において建物から距離 200m 制限の運用制限を撤廃願います。 第 2 次高調波による中波放送への妨害も、今後の中波放送が縮小により可能性は低くなりませんでしょうか？ ｂ．3.5MHz？3.8MHz 帯の飛び飛び割り当てを、HAM を 2 次業務として、連続での割り当てを要望します。 既存局が次々に廃局され、実態として使用されていないことを鑑みれば、可能かと思われます。	二次業務の無線局は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはならない、一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならないとされています。その上で、無線局運用規則第 258 条において、アマチュア局は、自局の発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与え、若しくは与えるおそれがあるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならないと規定しているものです。 その他については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。 周波数の割当てについては、既存無線システムの運用に配慮しつつ、	無

			ｃ．5MHz 帯の HAM への割り当てを早期に要望します。 アメリカ合衆国のように最初は既存局 SSB（USB）への配慮からスポットによる割り当てとして、電波形式も SSB（USB）に限りかつ EIRP50W 以下での割り当ては可能では無いでしょうか？ ｄ．アナログＶＨＦ跡地の 220MHz 帯の HAM への割り当てを要望します。 国際地域割当から外れますが、5MHz 帯も同様だと思いますが、新たな周波数帯への運用意欲向上により HAM が増え、製造メーカ等の経済効果が期待出来、世の中の活性化に繋がります。 ｅ．非常呼出周波数 4630kHz の電信以外の電波形式の拡大を要望します。 未だに電信（電報形式による和文が主体）は、デジタル時代に合致していますでしょうか？頑なに電信に固執するのは時代錯誤（これにより運用者が減る）と思われますので、他の形式を含め、呼出後に通常周波数へ QSY の形式は認められませんか？ ｆ．無線従事者免許を有しない者の体験運用の制限撤廃を望みます。 従事者規則により電信運用不可また呼出設定後の体験運用に違和感を常に覚えるので、アメリカ合衆国のように、免許人の監視下（我国での制定時には遠隔でも可とする）のもと、自由に運用となりませんでしょうか？過度の規制の下では興味が激減してしまいます。 ｇ．145MHz 帯等の呼び出し周波数の F3E 及び A2A 以外の電波形式の拡大を要望します。 呼び出し周波数でデジタルモードの QSO を望むため、CQ 呼び出しを F3E で発射して、他の周波数にてデジタルモードとう手順を踏んでいるケースや、誤ってデジタルモードで CQ 等を行っている事例が有るので、無駄な規制を取っ払って下さい。 ｈ．広帯域の占有帯域幅 3kHz 超の周波数帯域での狭帯域の電波形式の運用を可能を要望します。 運用規則 258 条の 2 制定以前の自主規制のＬバンドプランでは占有帯域幅以下では運用出来ていましたが、現在の 145MHz 帯及び 435MHz 帯	かつ、アマチュア無線の利用動向等を踏まえて、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	

			では出来ないので、現在の 51MHz のように狭帯域電波形式を広帯域電波形式周波数帯域で認めて下さい。		
315	個人(45)	第４章IX（13）	３３ページの（13）アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討の中の「いわゆるバンドプラン（運用規則告示）全体の将来的な見直し」に対する意見 現行の運用規則においては、令和５年９月２５日以前では１０MHｚ帯においてはＡ１Ａ（ＣＷ）以外は占有周波数帯幅が３ｋHz であったがこれ以降２ｋＨｚに縮小されている。一方対応する無線設備規則ではＡ１Ａ（ＣＷ）以外の占有帯域幅は一貫して３ｋＨｚであり、明らかに総務省の原案の誤記ミスと意見提出に応じたアマチュア免許人の照合作業ミスが重なってしまい今日まで放置されたものと考えている。よって今回の見直し検討スケジュールにかかわらずできるだけ早い機会に３ｋHz に訂正していただきたいと考えている。 運用規則告示の内容はこの標題の「使用する電波の型式及び周波数の使用区別」のみであるべきである。実際はこれを逸脱して無線設備規則で規定すべき占有周波数帯幅をも含めることでヒューマンエラーで両者の整合性が取れなくなってしまっている。よって運用規則のフォーマットは標題で規定されている「使用する電波の型式及び周波数の使用区別」のみとして頂きたい。１０MHｚを例にとれば全電波型式と書かれた周波数で SSB と AM を除外するかどうかのみである。IARU のバンドプランとの整合性を重視する JARL としては Region3 ではオーストラリアとニュージーランドで SSB の運用が認められているので「AM」のみを除外する意見になると思う。一方でデジタルの推進の総務省は「SSB と AM」の両者を除外する立場をとるかもしれないと考えている。いずれもそれぞれ合理性があるので「使用する電波の型式及び周波数の使用区別」のみのフォーマットにした見直し検討結果を将来のパブコメで教えて頂ければ幸いである。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。 無線設備規則の告示で規定している占有周波数帯幅の許容値は、アマチュア業務以外業務も含む他の無線局との共用のため、無線設備が発射可能な電波の範囲を技術基準として定めているものです。その上で、無線局運用規則の告示に従い、アマチュア業務間で共用しながら運用いただく必要があり、両告示は異なる観点により規定しております。 アマチュア局の占有周波数帯幅の許容値は、アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用する業務であることを踏まえて、現在のアマチュア局の運用状況に沿って規定しております。	無
316	個人(46)	第４章IX（13）	反対意見 10.1～10.15MHz 帯：	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無

			この周波数帯についてアマチュア局は二次業務であるが、高い周波数無線機器などは技術的に対応が困難なこともあります。検討に当たっては既存局の使用状況の把握を含めて慎重に検討して頂きたいと思います。 反対意見 430～440MHz 帯等： この周波数はアマチュア局に一次業務として割り当てられ、使用にあたっては法制化の以前から一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）が制定しており長年運用されております。この周波数帯には レピータ局及び衛星通信周波数が設定されております。特に衛星津周波数については 世界各国の大学などが研究のために制作し宇宙空間に放出される超小型衛星などでこの周波数が活用されています。アマチュア衛星の仕様に関する IARU 第三地域の周波数コーデネーションは現在日本及びオーストラリアで行われております。今後の検討において衛星周波数帯については国際的な研究などに問題がある可能性を十分にご理解頂きたいと思います。　また、レピータ局においては　既存のアナログレピータ、デジタルモードの D-STAR レピータがありますが、知己によっては同一周波数で運用するために受信する側では、同じ周波数のため混信になり通信に支障を与えている現状があります。 なお、現在多くの若い世代のアマチュア局はこの周波数で開局するケースが多くありますためアマチュア局が減っているからとして周波数を割愛することはすべきではないと考えます。 そのため、検討に当たっては既存局の使用状況の把握を含めて慎重に検討して頂きたいと思います。 反対意見： 10.45～10.5GHz 帯、24～24.05GHz 帯、47～47.2GHz 帯： この周波数帯についてアマチュア局は二次業務であるが、高い周波数無線機器などは技術的に対応が困難なこともあります。また、月面反射通信もおこなわれている周波数でアマチュア無線での初の交信なども行われている周波数でもあります。そのため、検討に当たっては既存局の使	「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	

			用状況の把握を含めて慎重に検討して頂きたいと思います。		
317	個人(47)	第４章Ⅸ（13）	「自営系無線システムに併せた検討を行う。」との記述があるが、アマチュア無線のＵＨＦ帯のメインストリームである 430MHz 帯が自営系無線システムに併せて検討を行うこと、ならびに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討について、強く反対する。 本アクションプランでは、アマチュや無線の利用者（局数）の減少を理由に周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うとしているが、アマチュア無線はワイヤレス人材育成の裾野を広げるという観点から、利用者（局数）の減少を根拠に周波数再編や周波数の共用化（アマチュア無線の二次業務化）をすること自体がナンセンスと考えます。特に 430MHz 帯が二次業務化した場合、430MHz の利用者の多い都心部では特に混乱を来すばかりか、使いにくさからさらなるアマチュア無線離れを引き落とす可能性が高くなります。その結果、ワイヤレス人材のなり手不足、さらには世界における日本の無線通信に関する技術力低下を招く可能性も出てきます。 単に利用者かが少ないからという考えではなく、どうして利用者が減っているのか、そのためにはどうすれば良いかを、民間（JARL）任せにせず、国としても考えた上で検討をすべきだと思います。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無
318	個人(48)	第４章Ⅸ（13）	430？440MHz 帯は、陸上運送事業者による移動無線局の利用が増えており、それは車両間および事業拠点との連絡に使われていると思われます。この様な現状に対して、以下に述べる問題が指摘されております。 本コメントはその解決策を提案しその効果を説明するものであります。 ◎ 問題 (1) 無線局免許状に記載された目的区分は「アマチュア業務用」であるが、実際は一般業務に使用されている。 (2) この周波数帯では目的区分を「一般業務用」とする無線局の免許が認められないため、無線局の免許を申請しないで無線局を開設する場合がある。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			(3) 無線局の免許を申請しないため、スプリアス規制を満たさない安価な無線機が使用される場合がある。 (4) 無線局の免許を申請しないため、無線従事者資格を持たない者が運用する場合がある。 ◎ 解決策 運送業務の移動無線局に 430？440MHz 帯の一部分を割り当てる。 例えば 435？440MHz を一次業務＝陸上運送業務、二次業務＝アマチュア業務とする。 ◎解決策により期待される効果 a.問題(1)の違法状態が解消される。 b.正規の手続きにより無線局が免許されるようになるため、問題(2)が解消される。 c.アマチュアと同型の無線機を販売できるようにして価格を抑制することで、問題(3)の対策とする。ただし使用可能な周波数帯を 435？440MHz に限定する必要があるため、回路基板のジャンパー線など容易に改造できない方法で区分された別型番とする。 d.必要な無線従事者免許が容易に取得できる第三級陸上特殊無線技士であるため、問題(4)が解消される。講習会(1 日間)が全国各地で開催され e-learning でも取得できる。		
319	個人(49)	第 4 章IX（13）	・ 430？440MHz 帯等において、第 4 章 2　4（2）1 自営系無線システムに併せた検討を進める。 について取りやめを求めて意見する。 令和 3 年 8 月に公表された、『デジタル変革時代の電波政策懇談会・報告書』では、「アマチュア無線をより活用しやすい制度・環境を実現することは、将来の技術研究、開発に携わるワイヤレス人材やデジタル人材の育成、無線技術の実験・研究開発の促進につながると考えられる」との報告がなされた。この報告書等を受け、体験運用機会の拡大等が行われ、多くのアマチュア無線家が体験運用を行っているところである。 430MHz 帯はこの体験運用で用いられることも多い周波数帯である。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるととも	無

			その理由の一つとして、扱いやすい波長であり、多くのアマチュア無線機が流通しているという特徴が挙げられる。430MHz 帯の波長は 70cm であり、扱いやすい大きさのアンテナであっても十分な利得が見込める。このことも一因となって、携帯型や車載型等、バンド別にみればおそらくもっとも多くの無線機が流通している周波数帯である。したがって、運用できる局も多いことから体験運用に用いられることが多いと考える。 　また、安価な携帯型の無線機も多く流通していることから、アマチュア無線初心者が最初に運用することが多い周波数帯でもある。 　加えて、扱いやすい波長であることから、アンテナの作成も容易でありインターネット上には多くの記事が公開されている。 　上述の特徴から、430MHz 帯は「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用」には必要不可欠な周波数帯である。 　ついては、「430MHz 帯等における、第４章２　４（２）１自営系無線システムに併せた検討」は取りやめを求める。	に、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	
320	個人(50)	第４章Ⅸ（13）	アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討 ・10.1～10.15MHz 帯において、国際的な電波の新たな利用需要や国際分配等を踏ま え、固定業務との共用検討を行う。 」についての意見 令和６年度版に下記のように意見を述べたが、このような憲法や電波法の趣旨に反す る案を再度掲載し、 特定の外国企業の利益の為に不特定多数のアマチュア無線家に職権乱用行為を行う貴 庁に失望した。従って、本件に激しく反対し、廃案を要求する。 ********** 私は、5～10W の小電力で世界中の国々と交信を目指すアマチュア局の免許人であり、大電力を用いて金銭上の利益のために行う固定業務局の	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和５年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無

			運用は、私を含む世界中のアマチュア無線家の「金銭上の利益のためでなく、もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究(電波法施行規則より)」を著しく阻害する行為であり、たとえアマチュア局が１次業務であっても、近年の各総合通信局の電波監理の執務状況を考慮しても妨害を受けるのは明白であり、このような一部の私企業の利益の為に濫用まがいの制度改正行為をして、アマチュア無線家の権利の行使を妨害する行為は断じて許されない行為である。 さらにこの周波数付近で運用する将来固定業務を行うであろうと思われる実験局の免許人は、社員が外国企業である合同会社であり、電波法第５条３号等に定める「電波の有限希少性を理由とする自国民優先利用の考え方」の趣旨に反する。 従ってこの案は、憲法第 15 条２項に定める「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」に反する重大な職権乱用行為とみなし、本案に強く反対し、廃案以外の選択はないと思う。 **********	なお、実験等無線局については、電波法第５条第２項第１号の規定により外資規制の対象とはなっておりません。	
321	個人(52)	第４章IX（13）	アマチュア無線については、ピーク時の１／４程度（ピーク時（平成 6 年度）：1,364,316 局、令和 7 年 3 月末：344,105 局（25.2%））にまで利用者が減少している状況であり、電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価結果に基づき、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえた、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行う。 430？440MHz 帯等において、第４章　２　４（２）１自営系無線システムに併せた検討を進める について、そもそも人口減少傾向にあるなかで、無線局が減少することが利用者減少としているが、そもそも携帯電話等が普及する前の、連絡手段として開局した者が多かった時代と比較するなど、比較対象として検討すること自体不適切である	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和５年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無

			また、近年開発された新しい通信方式ＦＴ８・ＦＴ４等で交信が活発になり、ＱＳＬカードの交換数も大幅に増加している なかでもこの通信方式は微弱信号での交信が容易であるため、月面反射通信（ＥＭＥ）なども活性化している 特にこの 430？440MHz 帯においては、ＥＭＥのみならず衛星通信でも頻繁に利用されており、小型衛星の実験でも衛星局の周波数は大半この周波数帯を利用している。 また、レピーターもこの周波数帯で多く解説されており、災害時の連絡手段として東日本大震災をはじめ多くの災害時に活用されている これらの事から、この周波数帯を自営系無線システムに割譲することに反対であり、適切性も欠いている		
322	個人(53)	第４章Ⅸ（13）	・10.1？10.15MHz 帯において、国際的な電波の新たな利用需要や国際分配等を 踏まえ、固定業務との共用検討を行う。 について、電信と狭帯域データ通信に特化した希少な周波数帯であり、電信を用いた交信を好む者がどの時間帯も頻繁に利用しており、海外のアマチュア無線局も同様に、電信で交信を頻繁に行っている。 また、デジタル通信方式での交信が多くなるなかで、電信を習得するために交信を聞く事が耳を馴らすために必要とする者が多いが、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組をとして残すべき周波数帯であると考える	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和５年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無
323	個人(54)	第４章Ⅸ（13）	アマチュア無線については、ピーク時の１／４程度（ピーク時（平成 6 年度）：1,364,316 局、令和 7 年 3 月末：344,105 局（25.2%））にまで利用者が減少している状況であり について、減少傾向ではあるものの、一方で 430？440MHz 帯等におい	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			ては、　識別信号を付さない交信が頻繁に行われており、その交信内容も工事現場等に資材や残土等を運ぶダンプ・トラックの運転手が平日日中が占有しており、識別信号を付した交信を行おうとすると罵声を浴びせられるなど、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるには避けたい状況にある 各総合通信局による不法無線局の取締りにおいても、「正規な免許を持たずに無線局を開設する」、「不法無線局」の取締りしか力を入れたおらず、これらの正規の免許は取得しているが不適切な運用を行う者の取り締まりを積極的に行っていないのでは無いか 今後「ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を進める」ために、不適切な運用を行う者の取り締まりに軸足を置いた取り締まりを実施していただきたい		
324	株式会社西日本電子	第４章Ⅸ（13）	A・10.1？10.15MHz 帯には御省、アマチュア無線連盟の努力でアマチュア無線に割り当てられた周波数ですので現状の通りアマチュア無線局に割り当てられることを希望します。 理由：世界的な情勢を鑑みても我が国の平均的技術水準はあまり進歩していません。特殊な分野での我が国の技術は世界に目を見張るものが有るのは承知していますが、平均的な若者たちの技術レベルはそんなに高くはありません。このような状態を鑑み次世代に期待をする（講習会、体験会）にあたり少しでも多くのチャンスや周波数帯域を確保するのが必要と思われます。 B・430？440MHz 帯等において、第４章２ ４（２）１自営系無線システムに併せた検討を進めるにつきまして　上記同様に現状通りの周波数帯域を割り当てられる事を希望します。 理由：１. 430？440MHz 帯等においてアマチュア無線連盟の電波形式による割り当てが今後デジタル化を鑑みるにあたり適切ではないと感じています。 これから今までの D-STAR や C4FM だけの電波形式ではなく　DMR や P25 などの	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和５年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。	無

			海外では主流になっている電波形式、またパイスターのような小規模のリンクシステムなど将来の底辺的技術の礎になる実験通信が今後ますます増えてくる可能性を秘めています。５０年前の入門バンドは７MHｚ帯や 50MＨｚ帯で３０年前には 144MＨｚ帯がアマチュア無線の入門バンドでした。しかしこの周波数帯はわが国では２MＨｚの幅しか割り当てられて無く　その後現行の 430MＨｚ帯が入門バンドとなっています。ここにはバンド幅も広く入門に適した通信方式が沢山あり入門者にとって非常に魅力的な周波数となっています。小遣いの少ない少年達はハンディタイプでレピーターを用いて遠距離の通信も可能で　またＤＭＲなどデジタル通信の実験も可能です。 以前の様にアナログのレピーターも増やせれば災害時の運用も可能で社会に貢献できると思います。現状アマチュア無線連盟の指導により新設レピーターは D-STAR を進められますが　アマチュア無線家達は次世代のデジタル通信に妙味を強く持っていて D-STAR への興味は希薄です。これから発展する可能性の有る周波数帯なので現状の維持を希望します。		
325	個人(55)	第４章Ⅸ（13）	アマチュア無線の宇宙無線通信が教育及び技術開発に寄与していることについて 専用の周波数確保ができないまたは高度な資格を持った無線従事者を配置できない、高価な機材を無線局に設置できない等の理由にて、大学等で教育及び技術研究のために打ち上げる人工衛星を専用の周波数ではなくアマチュアバンド内で運用することが行われています。 このため当該バンド（435-438MHz）については単純に無線局免許数の多寡ではなく、バンドの運用状況及びその教育及び技術への貢献を検討の際に考慮いただけますようにお願いします	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。	無
326	個人(55)	第４章Ⅸ（13）	自営通信における”異免許人間通信”のニーズについて 日本では異なる免許人間の通信のできる無線局種は 2008 年まで市民無線、パーソナル無線しかなく、市民無線は車載不可能、パーソナル無線は違法改造局により 1990 年代から使い物にならなくなっていたため、異免	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			許間通信のニーズはすべてアマチュア無線機をい運用するものに流れ込んでいた。1990 年ごろの 145/435MHz バンドは非常に過密になっており、合法なアマチュア無線局の電波使用に対して違法局からの怒号が飛び交うなど異常な状況になっていたため、当時との無線局数比較を周波数分配の妥当性の指標とすることに大きな疑問を感じます。 2008 年にデジタル簡易無線(登録局)の制度ができたため、違法にアマチュアバンド内で通信を行っていた局がデジ簡登録局に移転する動きが発生しているが 過去に制度の不備によってアマチュアバンド内の”定住”してしまったアマチュア無線業務を目的としない免許上はアマチュア無線局が存在する状況はこの現状はいまだに続いています。 また、アマチュア無線の違法局がデジタル簡易無線(登録局)に流れ込んでいるためデジタル簡易無線のニーズが急上昇していますが、適切な管理を行わないとパーソナル無線で発生した違法な無線機器の流行を生みデジタル簡易無線の制度そのものの破壊を生みかねません。 現時点でも 351MHz のブースターを一般に販売する事業者は存在しており、しかもアンダーグラウンドなものとしてはなく、楽天市場で堂々と販売されています。 異免許局間の通信において 5Wでは満たせないニーズがあるのであれば、違法行為を見逃すのではなくニーズを満たす制度(海外では最大 50WのGMRS のように当該ニーズに対する制度が存在する）を新設するようにお願いします。 ニーズが全くないと判断されるのであれば、デジタル簡易無線の制度を破壊しかねない違法機器の徹底した排除、およびアマチュア無線バンド内でのアマチュア無線業務を目的としない無線局の取り締まりの徹底をお願いします。		
327	個人(57)	第 4 章IX（13）	アマチュア局の局数は確かにピーク時より減少しているが、減少分の多くはピーク時に携帯電話代わりの使い方をしていた局であり、アマチュア業務本来の目的での需要は単純な局数の変動をもって判断すべきで	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重に検討を進めてまいります。 「アマチュア無線周波数帯におけ	無

			はないと考えます。 更に、令和 5 年度に実施された「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正」との兼ね合いを考えると、他用途との共用の進め方によっては、ワイヤレス人材育成の推進どころか、他用途との衝突ないし干渉による実験意欲の萎縮などブレーキをかけることになりかねない懸念があります。特に 430？440MHz 帯においてはアマチュア衛星の帯域もあり、前述のワイヤレス人材育成に特に積極的に活用されております。10.45GHz 以上の周波数帯においても、アマチュア業務の意欲が徒に阻害されないような方策をとりますよう望みます。また、周波数帯を問わずいわゆるバンドプランの見直しについても同様の観点での方策を望みます。 10.1？10.15MHz 帯において固定業務との共用が検討されるとのことですが、アマチュアバンドとしては狭い幅であり、固定業務の性質を考えると共用によって実質アマチュアの通信が締め出される懸念があります。これにつきましては、今回の検討（案）の対象外ではありますが、1,800？2,000kHz 帯及び 3,500？3,900kHz 帯のアマチュアへの国内分配の拡大及び 5351.5-5366.5kHz 帯のアマチュアへの国内分配も併せて検討に加えて頂きたいと考えます。	る周波数の割当てや共用等の検討」については、電波監理審議会による「電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果」（令和 5 年度及び令和 6 年度）を踏まえて、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行うこととしたものです。 周波数の割当てについては、既存無線システムの運用に配慮しつつ、かつ、アマチュア無線の利用動向等を踏まえて、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。	
別紙　新しい電波利用の実現に向けた研究開発等　に関するご意見					
328	ＫＤＤＩ株式会社	別紙　２（１）①	ミリ波帯は伝搬特性により従来同様のエリア構築は困難である一方、今後も増加が見込まれるトラヒックを収容するためにはミリ波帯の活用は重要であると考えます。 そのため、5G のミリ波普及に向けた取り組みとして、仮想空間上での周波数管理手法を用いたミリ波帯エリア構築技術の研究開発に賛同いたします。また、高マイクロ波帯の周波数共用技術についても、電波の有効利用に資するものと考え、推進に賛同いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
329	沖電気工業株式会社	別紙　２（１）③	V2X は自動運転および安全運転支援を支える車両・路側インフラ・歩行者の間の通信の普及展開のための製品開発と、幅広いユースケースへの対応などの拡張性を見据えた研究開発の両輪が必要と考えます。その	本案への賛同意見として承ります。	無

			ためには実環境でのデータ取得が重要と考えており、本取組みに賛同致します。高速道路に加え、一般道での実証実験の推進に期待しています。		
330	ITS 情報通信システム推進会議　通信高度化専門委員会	別紙　2（1）③	V2X の技術基準・通信規格等の策定に向けては、実環境でのデータ取得が重要と考えており、新東名・東北自動車道などの高速道路に加え、一般道での実証実験の実施にも期待しています。 ITS 情報通信システム推進会議では、通信規格策定への貢献を目的に、技術検討とその成果としての技術資料等の策定を実施しており、是非貢献したく考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
331	個人(25)	別紙　2（3）	IEEE 802.11ah ベースの Wi-Fi HaLow と IoT 向け IEEE 802.15.4 ベースの Wi-SUN 2.4 GHz、5 GHz、6 GHz の周波数帯域で動作する IEEE 802.11 ベースの Wi-Fi テクノロジーに加えて、1 GHz 未満の帯域における他の IEEE 802 標準ベースのテクノロジー、具体的には IEEE 802.11ah ベースの Wi-Fi HaLow と IEEE 802.15.4 ベースの Wi-SUN (Smart Utility Network) を、さまざまな IoT アプリケーション向けの短距離テクノロジーとして検討する必要があります。 IEEE Std 802.11ah-2016 は、市場では Wi-Fi HaLow として知られ、現在は IEEE Std 802.11-2024 規格に組み込まれており、免許不要のサブ 1GHz 帯域での Wi-Fi の動作メカニズムを規定しています。IEEE 802.11ah は、日本に関連する多くのユース ケースをサポートする、長距離、低電力センサー、IoT ネットワークおよびアプリケーション向けに開発されました。1km を超える長距離カバレッジ（最大許容送信電力による）に優れており、壁や障害物を貫通する優れた能力を備えています。この規格は、センサーや、ビデオ アプリケーションとセンシング操作を組み合わせた新しいアプリケーションのサポートを可能にする、幅広いデータ レートをサポートしています。また、エネルギー効率を高め、デバイスの電力消費を最適化する多くの機能も導入しています。 IEEE 802 LMSC は、2023 年 10 月に発行された総務省（MIC）の諮問に対する回答において、免許不要の 800MHz 帯（853MHz～860MHz）にお	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			ける実験的トライアルの提案を通じて、IEEE Std 802.11ah ベースの Wi-Fi HaLow デバイスの迅速な技術開発と商用化を促進するという総務省の取り組みを支持しました。IEEE 802 LMSC は、免許不要モデルは新しい IoT アプリケーションを展開し、拡張性を持たせる上で非常に効果的な方法であると考えています。このような展開と運用から得られる経験は総務省にとって非常に貴重なものであり、総務省が周波数再編行動計画において、低電力・短距離通信を提供する追加の無線ベースの技術として IEEE 802.11ah ベースの Wi-Fi HaLow を含めることを検討することを謹んで提案いたします。 IEEE Std 802.15.4 ベースの Wi-SUN は、169MHz から 928MHz までの 1GHz 未満の免許不要周波数帯域で動作する物理層無線および媒体アクセス制御メカニズムを規定しています。この技術は当初、SUN およびスマートシティネットワークなどの大規模 IoT ネットワーク向けに開発されました。IEEE Std 802.15.4-2020 SUN を使用するデバイスは、スマートユーティリティやスマートシティだけでなく、スマート農業やヘルスケアのさまざまなアプリケーションで Wi-SUN ホームエリアネットワーク（HAN）および Wi-SUN フィールドエリアネットワーク（FAN）として広く導入されています。これらの技術は、ドアエントリーシステム、環境センサー、火災およびセキュリティアラーム、スマートメーター、スマートパーキングデバイス、スマートサイン、街灯、構造健全性センサーなどのアプリケーションで世界中で広く使用されています。いくつか例を挙げると、北米全域で推定 1 億 2 千万台以上のスマート電気メーターが導入されており、さらに、IEEE 802.15.4 規格に基づく Wi-SUN の開発は、総務省が推進する次世代スマートメーターシステムに関する重要な取り組みの一つと合致しています。この点において、IEEE 802.15.4 規格に基づく Wi-SUN は、特に日本にとって重要な様々なスマートメーター／センサーアプリケーションに効率的な通信を提供する無線技術として、本検討に組み込むべきであると強く考えています。		
332	個人(11)	別紙　2（5）①、③	下記を削除し超高精細度放送を絶対に行わない。	頂いたご意見を踏まえつつ、慎重	無

			（５）放送 １ 令和４年度までに検討した新たな放送サービス（超高精細度放送等）について、限られた周波数帯で効率的に置局するための技術的条件や、放送ネットワークの構築に向けた中継に関する技術的条件の在り方についての調査検討を実施する。 ３ 衛星放送用周波数の更なる有効活用に向け、放送衛星を利用して地上波テレビジョン放送の中継ネットワークを実現するための技術（衛星TTL）について調査を行う 。 欧州DVB方式製品の宣伝では以下の項目があり放送産業と実際の視聴者の便益にが大きく日本のISDB方式にはない為、日本は視聴者を置き去りにし、放送産業の癌であるNHKと民間放送連盟とそれらからリベートや天下り先を提供される総務省にとって都合のよい方策がとられ続けた結果先進国でも極めて異常な放送産業の衰退が続いている。 本気で衰退を止めるなら視聴者の本当の便益である画質や音質はどうでも良いから 47 都道府県で必ず同一の番組が視聴できることを第一に掲げるべきである。 47都道府県で必ず同一の番組が視聴出来ない事は主に米国に権益があるネット配信に国民が加入するインセンティブを発生させ、配信サービスのライセンス料等でサービス収支が大きく赤字になる要因になっている。 このサービス収支赤字は為替レートを円安方向にする力が強く低所得層の生活を真綿で首を絞めるようなある種の拷問に近い状況を生み出している。 最低－10 dBというきわめて低いS/N比（VLSNR）のMODCOD 追加の低ロールオフ係数による帯域幅利用効率の向上の機会	に検討を進めてまいります。	
333	個人(25)	別紙　２（８）①	従来の公開鍵暗号は、量子コンピュータによる攻撃に対して脆弱です。この予想される脆弱性に対処するため、量子コンピュータによる攻撃に耐性のあるアルゴリズム（いわゆる「量子耐性」）をサポートする耐量子プロトコルを標準規格に定義することに対する強い市場ニーズがありま	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			す。例えば、米国国立科学技術研究所（NIS）は、2035 年以降、米国政府システムにおいて従来の暗号に基づく鍵確立とデジタル署名の使用を禁止する予定です。欧州委員会は、加盟国に対し、耐量子暗号の導入に向けた包括的な国家戦略を策定するよう奨励しています。そのため、2025 年 9 月、IEEE 802.11 ワーキンググループは、耐量子暗号（PQC）アルゴリズムをサポートするために IEEE 802.11 のセキュリティを拡張する IEEE P802.11bt の作業を開始しました。		
その他ご意見					
334	個人(2)		通信の効率化の必要性は理解致しますが、災害時の即時の情報発信なども踏まえ、民間放送のラジオ、テレビ（特にテレビ朝日系列）用の周波数なども長期的に維持していただきますよう、お願いいたします。なお特にテレビ朝日系列としたのは政治報道などの中立性を考慮してのものです。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
335	個人(5)		ドローンの使用周波数について、令和 6 年度案には記載があったものの、令和 7 年度案には記載がなく、これは個人の趣味やドローンレース参加等における障壁となるため、意見を提出する。 ドローン、特に FPV ドローンについて、映像データをリアルタイムで確認しながらの飛行をするものであるが、現在、日本では 5.8Ghz をアマチュア無線の免許を取得した後、「アナログによる」電波を使い、利用できる状況となっている。 数年前まで諸外国もアナログ信号を使用していたものの、近年 5.8Ghz 帯での「デジタル」による映像送信が一般になりつつある。この「デジタル信号」を使用する VTX(映像送信機)は、日本では現在アマチュア無線を取得していても使用できず、使用するためには技適を取得しているデジタル VTX でも法人でかつ多くの申請などがないと使用できないため、個人でも使用できるように制度として導入いただきたい。 現在のアナログ VTX の申請のように、外部組織の公式な認証を受ければ使用可能とする仕組みとして、個人でも、アマチュア無線技士の免許が必要という条件はしばらく残しても良いが、デジタル VTX を使用できる	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			ような制度を世界の動きの速さを鑑み、早急に導入して欲しいと考える。 世界の動きとしては、そもそもデジタルの方が綺麗な映像のまま受信できるなどの理由からデジタルが良かったが、低遅延が求められるためにアナログを使用していた。しかし、デジタルによる遅延が技術の発達により、現在、ほぼ無視できるレベルとなったために起こっている、アナログからデジタルへの移行の動きがある。 現在では販売される FPV ドローンがデジタル VTX を使用する前提で作られているが、日本では使用できないなど、日本での遅れを感じてしまう。 ドローンを趣味とする人や競技人口が増えることでドローンを見かける機会が増え、ドローンというものをより国民が身近にあることを感じることができると、「ドローンを使えばこれができるな」という考えが現実味を帯びることが出来たり、ドローンへの特別視が残っている、日常に組み込まれない段階である現在の状態から変わり、よりドローンの有意義な利用が進むのではないかと考える。 願わくば、現在、外国のほとんどのドローンは 2.4Ghz 帯と 5.8Ghz 帯の両方を使用している。そのため日本には輸出されないが、5.8Ghz 帯がドローンの映像用として開かれれば、海外で流通しているドローンを日本でも販売でき、日本国内でのドローンの活用が加速すると考える。ただし、考慮する点が多いため、慎重でも良いので着実に進んでいければ良いと考える。 ーーーーーーーーーーー 本意見で伝えたいことは、 「5.8Ghz 帯で、デジタル VTX を、個人で、かつ自分で技適を取得するのではなく現在のアナログ VTX のように外部組織の認証などの、費用が現実的な方法で、簡単に使用できるようにして欲しい」 ということである。 ーーーーーーーーーーー		
336	個人(12)		本案は、デジタル社会の基盤となる電波資源の有効活用を目指すもので	今後の施策の検討の際に参考とさ	無

			あり、特に 5G や 6G といった次世代通信技術の導入を加速し、我が国の経済活性化に貢献する重要な方針であると拝察します。そのご尽力に深く敬意を表します。 しかしながら、本案の主眼は経済的側面に置かれていると見受けられ、「安全保障」という観点が明確に示されていない点については、懸念を表明いたします。 現代のデジタル技術は、市民生活を豊かにするだけでなく、国家の防衛や重要インフラの維持に不可欠な要素となっています。特定の国に技術やサプライチェーンを過度に依存することは、地政学的なリスクやサイバー攻撃の脆弱性を増大させることにつながります。 つきましては、下記の観点を追加でご検討いただきたく、提案いたします。 ・安全保障との連携強化：アクションプランの策定および実施において、防衛省等の安全保障関連部門との連携をより強固にし、平時および有事における周波数利用の強靱性を確保する視点を取り入れる。	せていただきます。	
337	個人(17)		携帯電話の周波数に関してですが、周波数ごとに各社分ける必要性はあるのでしょうか？ 携帯電話事業者で共有するわけにはいかないのでしょうか？ 鉄道トンネル内等は各社が共同で基地局を設置していると聞きましたが、これは他の場所でもそうしてはいけない理由があるのでしょうか？ 特に５G は多数の基地局が必要とされていますが、各社で共通の基地局を設置するようにすれば無駄なく円滑に普及すると思うのですが。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
338	スカパーJSAT 株式会社		周波数割当計画に規定されている "無線局の目的" や "通信事項" は無線通信規則に規定されていない概念であり、我が国の電波システムの国際的な普及展開に支障となっています。したがい、これらに起因する 3 章 VII ③ (p. 10) 他に対する意見で述べた課題について、国内における周波数利用の秩序を維持しながら解決いただくことを希望します。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
339	株式会社アクセルスペース		軌道上の環境維持と周波数資源の有効活用という観点において、低軌道衛星におけるミッション運用終了後～大気圏突入までの間、衝突回避行	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			動の実施や状況のモニタリングを行うことが望ましい一方、現行では実用局免許の場合に実験試験局に切り替えるようなことができず早めに停波する方が経済的にも周波数の有効活用的にも望ましいという、軌道上環境維持の観点では負のインセンティブが働くようになっています。現状衛星の管制運用で使われている S 帯において、今後の衝突回避運用を含む軌道上環境維持を目的とした後期運用・終了運用のための免許制度の新設または実用局免許から実験試験局免許への切り替えができるような形になることを希望します。		
340	株式会社アストロスケール		軌道上サービスは、今後の市場形成が期待される分野であり、日本でも JAXA プロジェクトによる技術実証などが着実に進展しています。米国 FCC においても、制度整備の検討が進められており、国際的な議論が加速しています。 日本企業がこの分野で早期に事業化を進め、国際競争力を高めるためには、国内制度の整備とともに、ITU 無線通信規則における追加的な周波数割当や解釈の可能性についても、積極的な意見交換と検討が行われることを期待します。 特に、軌道上サービスにおけるミッションデータのダウンリンクに使用する周波数帯については、制度的な検討を早急に進めるべきです。具体的には、宇宙通信システムの市場において広く利用されている 8GHz 帯は、構成品の選択肢が豊富であり、実装の観点からも有利です。この帯域の利用を可能とする条件整備について、前向きな検討を希望します。	今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

○意見提出者一覧（50 音順）

1. 株式会社アークエッジ・スペース
2. アイコム株式会社
3. ITS 情報通信システム推進会議　通信高度化専門委員会
4. 株式会社アクセルスペース
5. 朝日放送テレビ株式会社
6. 株式会社アストロスケール
7. Apple Japan, Inc.
8. Amazon
9. インテル株式会社
10. 株式会社ＳＴＶラジオ
11. ＸＧモバイル推進フォーラム　６Ｇ推進プロジェクト
12. 江戸川区役所危機管理部
13. 株式会社 NTT ドコモ
14. ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ﾌﾞﾛｰﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ株式会社
15. エリクソン・ジャパン株式会社
16. 沖電気工業株式会社
17. Car2Car Communication Consortium
18. 関西テレビ放送株式会社
19. 京セラ株式会社
20. クアルコムジャパン合同会社
21. ＫＤＤＩ株式会社
22. 株式会社高速道路総合技術研究所
23. 株式会社国際電気
24. 札幌テレビ放送株式会社
25. 株式会社ＣＢＣテレビ
26. 株式会社 JTOWER
27. シスコシステムズ合同会社
28. 自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会
29. 一般社団法人　ＪＡＳＰＡＲ
30. 株式会社 Synspective
31. スカパーJSAT 株式会社
32. 株式会社 Space Compass
33. 株式会社 Space Power Technologies
34. 一般社団法人全国船舶無線協会 水洋会部会
35. ソフトバンク株式会社
36. ダイナミック・スペクトラム・アライアンス
37. 中部日本放送株式会社
38. 千代田区
39. 株式会社 TBS テレビ
40. 株式会社 TBS ラジオ
41. テレビ大阪株式会社
42. 株式会社テレビ東京
43. 株式会社デンソー
44. 東海テレビ放送株式会社
45. 東京電力パワーグリッド株式会社
46. トヨタ自動車株式会社
47. 中日本高速道路株式会社
48. 西日本放送株式会社
49. 西日本高速道路株式会社
50. 株式会社西日本電子
51. 日本電気株式会社
52. 日本放送協会
53. 一般社団法人日本アマチュア無線連盟
54. 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
55. 日本自動車輸入組合
56. 日本テレビ放送網株式会社

57. 日本民間放送連盟
58. ノキアソリューションズ＆ネットワークス合同会社
59. 802.11ah　推進協議会　AHPC
60. 東日本高速道路株式会社
61. Hewlett Packard Enterprise Company
62. 華為技術日本株式会社
63. 5G Automotive Association
64. 株式会社フジテレビジョン
65. Bluetooth Special Interest Group, Inc.
66. Broadcom Inc.
67. 北海道放送株式会社
68. 株式会社毎日放送
69. 一般社団法人無線 LAN ビジネス推進連絡会
70. Meta Platforms, Inc.
71. ＵＱｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社
72. 楽天モバイル株式会社
73. Wi-Fi Alliance
74. Wireless City Planning 株式会社
75. 非公表（１者）
76. 個人（57 者）

周波数再編アクションプラン（令和７年度版）

（案）

令和７年 11 月

総　務　省

目次

第１章　背景・目的 - 193 -
第２章　周波数の帯域確保目標 - 196 -
　Ⅰ　2040 年末までの周波数の帯域確保目標 - 196 -
　Ⅱ　帯域確保の進捗状況 - 197 -
第３章　重点的取組 - 198 -
　Ⅰ　価額競争の実施による５Ｇへの割当て - 198 -
　Ⅱ　無線 LAN の更なる高度化と周波数拡張等 - 198 -
　Ⅲ　Ｖ２Ｘの検討推進 - 198 -
　Ⅳ　非地上系ネットワーク（NTN）の高度利用等 - 199 -
　Ⅴ　公共業務用周波数の有効利用 - 199 -
　Ⅵ　その他の主な周波数再編、移行等の推進 - 201 -
　Ⅶ　次世代移動通信システム（6G）を含む Beyond 5G の推進 - 201 -
第４章　各周波数区分の再編方針 - 203 -
　Ⅰ　222MHz 以下 - 203 -
　Ⅱ　222～714MHz - 207 -
　Ⅲ　714MHz～1.4GHz - 209 -
　Ⅳ　1.4～3.4GHz - 211 -
　Ⅴ　3.4～8.5GHz - 213 -
　Ⅵ　8.5～15.35GHz - 216 -
　Ⅶ　15.35～36GHz - 218 -
　Ⅷ　36GHz 超 - 220 -
　Ⅸ　その他周波数の再編・電波の利用等に関する取組 - 222 -
別紙　新しい電波利用の実現に向けた研究開発等 - 227 -

第１章　背景・目的

総務省では、有限希少な電波資源の有効利用を促進するとともに、新たな電波利用システムの導入や周波数の需要増に対応するため、平成 16 年８月に周波数再編アクションプランを策定・公表して以後、毎年見直し・公表している。

令和４年度までの周波数再編アクションプランは、総務省が実施する電波の利用状況の調査や当該調査の結果を元に総務省が自ら実施する評価等に基づき策定していた。令和５年度からの周波数再編アクションプランは、令和４年度の電波法改正により評価主体が総務省から電波監理審議会に替わったことから、総務省が実施する電波の利用状況の調査や当該調査の結果を元に電波監理審議会が実施する電波の有効利用の程度の評価等に基づき策定している。これにより、透明性及び予見可能性を確保しつつ、周波数の円滑かつ着実な移行・再編を推進している。



図　１　周波数再編の PDCA サイクル

これまでの電波利用の発展・成長によって、ネットワークへの接続機会や接続形態が飛躍的に広がり、電波を利用した様々な新サービス、例えば、スマートフォンやデジタル家電、電子書籍、電子マネー、放送コンテンツのインターネット配信等、多様なサービスが展開されている。この一方で、ブロードバンド化が進展することにより、大容量コンテンツを用いた多様なサービス提供が行われ、移動通信トラヒックは年々増加を続けており、さらに、電波利用は、地域活性化や医療、環境等の様々な分野へ活用され、社会基盤としての重要性も高まっている。特に、東日本大震災などの災害時において、衛星携帯電話等の電波利用システムは、非常時における通信手段として重要な役割を果たしている。また、船上基地局や係留ドローン等による携帯電話網の応急復旧への活用や、衛星ダイレクト通信などの非地上系ネットワーク（NTN）の充実により、災害時の通信手段の多様化にも貢献すると期待されている。

このような電波利用の進展に対応していくため、これまで以下のような電波政策に関する検討が行われてきた。

表 1　電波政策に関する検討

電波有効利用の促進に関する検討会	平成 24 年 4 月～12 月
電波政策ビジョン懇談会	平成 26 年 1 月～12 月
電波政策 2020 懇談会	平成 28 年 1 月～ 7 月
電波有効利用成長戦略懇談会	平成 29 年 11 月～ 平成 30 年 8 月
デジタル変革時代の電波政策懇談会	令和 2 年 11 月～ 令和 5 年 7 月
デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会	令和 5 年 11 月～ 令和 6 年 8 月

５Ｇが我が国の産業・社会活動の基盤として社会課題の解決や経済成長に貢献することが期待される一方、ビジネスとして社会実装させていくことが重要な課題となっているとの認識の下、令和５年１月から「デジタル変革時代の電波政策懇談会　５Ｇビジネスデザインワーキンググループ」を開催し、今後の５Ｇへの割当ての中心となるミリ波等の高い周波数帯を活用した５Ｇビジネスを拡大していくための方策等について検討するとともに、新たな割当方式としての価額競争の制度設計の方針に関する議論が行われ、令和５年７月に報告書が取りまとめられた。

さらに、電波をデジタル社会の成長基盤として、ビジネスチャンスの一層の拡大につなげることの重要性を踏まえ、今後の電波利用の将来像に加え新たな周波数確保の目標設定や電波有効利用方策等について検討するため、令和５年 11 月から「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」を開催した。令和６年８月に取りまとめられた報告書の中で、WX（ワイヤレストランスフォーメーション）推進戦略が打ち出され、2040 年末に向けた帯域確保の目標が示された。

こうした議論の蓄積も踏まえつつ、無線局の免許制度等、周波数割当、無線を利用したビジネス促進や電波の利用環境の在り方等について、2030 年代を見据えた中長期的な方向性を検討するため、令和７年２月に情報通信審議会 情報通信技術分科会の下に新たな委員会として「電波有効利用委員会」が設置された。電波環境分野の在り方、電波監視、価額競争の実施方法、無線設備の認証の在り方、重点技術に関する各作業班が設置され、所要の検討が進められている。令和７年９月に、電波の利用環境の在り方に

ついて、情報通信審議会から一部答申を受けた。

また、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現のためには、５Ｇ等のデジタル基盤の整備が不可欠であることを踏まえ、総務省では「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」を策定し、本計画に基づく取組を進めており、着実に進捗を図ってきた。

他方、人口減少下にあり、地域や社会の課題が多様化・複雑化するなか、我が国の成長力を維持していくため、生成 AI をはじめとするデジタル技術を徹底的に活用し、DX の加速化を図ることが必要であり、また、今後の災害等に備えるため、サイバーセキュリティの確保を含む通信インフラの強靱化も必要となるなど、特定のデジタルインフラの分野によらず横断的に取り組むことが必要となる。こうした課題に対応するため、2030 年頃を見据え、必要となるデジタルインフラの整備方針とその実現に向けた具体的な推進方策を整理し、一体的・効率的に我が国デジタルインフラ整備の推進を図るため、「デジタルインフラ整備計画 2030」を令和７年６月に策定し、公表した。本計画に基づき、「５Ｇならでは」の実感を伴う高品質な通信サービスの普及拡大、非地上系ネットワーク（NTN）の展開支援等に取り組んでいく。

電波利用システムは、今後も国民の日常生活や我が国の社会経済活動における重要な基盤であり続けることから、高まる電波利用ニーズや新たな技術動向等に対応するためには、新たに割り当てることのできる電波を確保することも必要であるが、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用や異なる無線システム間での共用を図ることの重要性がますます増大していくものである。

本周波数再編アクションプラン（令和７年度版）は、以上のようなこれまでに確立された方針や検討の経過等を踏まえ、新たな電波利用システムの周波数の確保、周波数の移行方策及び移行時期等を検討し、見直したものである。

なお、見直しに当たっては、透明性及び公正性を担保する観点から、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価等の結果を踏まえるとともに、周波数有効利用のため国が実施する研究開発項目等を明確に示し、パブリックコメントによる意見を踏まえて策定している。

総務省は、本周波数再編アクションプランに沿って着実に施策を実施することにより、電波の有効利用を一層進めていくとともに、無線通信技術の効果的な利活用及び我が国の国際競争力の強化を推進していくことで、少子化・人口減少に伴う生産人口の激減や地方の過疎化といった、我が国が直面する様々な課題を克服し、我が国の経済の活性化に寄与していくことを目指していく。

第２章　周波数の帯域確保目標

Ⅰ　2040 年末までに確保を要する帯域幅

令和６年８月に取りまとめられた「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書」によると、2040 年の無線トラヒックについて、地域類型別等に携帯電話網・NTN・Wi-Fi で収容するとした場合、合計で約 70GHz 幅（73.1GHz 幅）が必要になると試算されている。

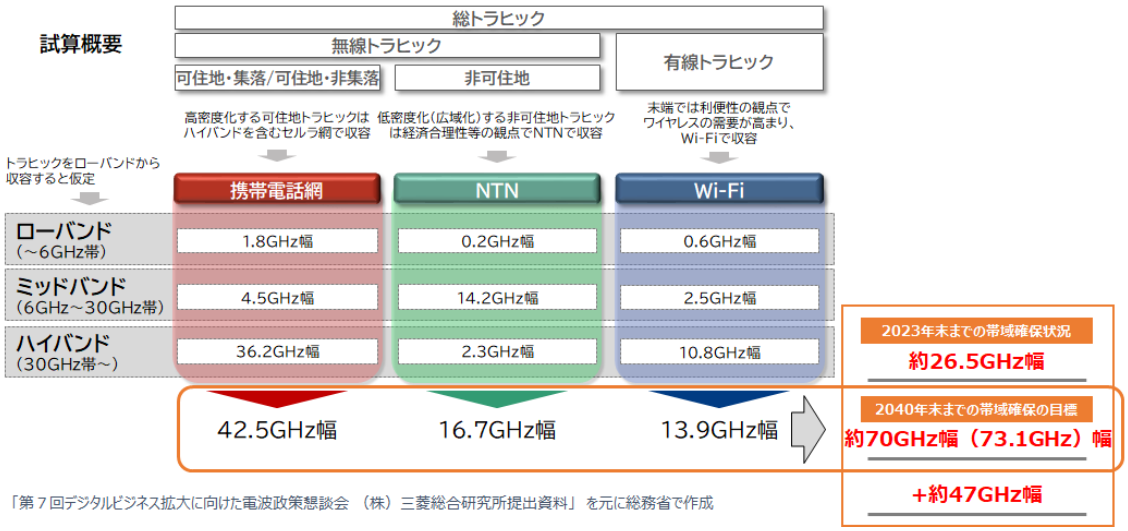


図　2　2040 年末までに確保を要する帯域幅のイメージ

携帯電話網は、約 42.5GHz 幅が必要である。6GHz 以下の帯域のローバンドで約 1.8GHz 幅、6GHz を超え 30GHz 以下の帯域のミッドバンドで約 4.5GHz 幅、30GHz を超える帯域のハイバンドで約 36.2GHz 幅の確保を目指す。特に、Beyond 5G などの 2030 年代の携帯電話用の周波数確保に向けては、IMT 特定済みのミリ波帯の割当て可能性について検討するとともに、WRC-27 の IMT 候補帯域である 7125～8400MHz や 14.8～15.35GHz といったセンチメートル波帯について、国際標準化や社会実装といったことも十分に意識しながら、ITU-R での共用検討に積極的に貢献していくことが適当である。

NTN は、約 16.7GHz 幅が必要である。ローバンドで約 0.2GHz 幅、ミッドバンドで約 14.2GHz 幅、ハイバンドで約 2.3GHz 幅の確保を目指す。

Wi-Fi は、約 13.9GHz 幅が必要である。ローバンドで約 0.6GHz 幅、ミッドバンドで約 2.5GHz 幅、ハイバンドで約 10.8GHz 幅の確保を目指す。

以上、合計 73.1GHz 幅が必要であり、2023 年末時点で約 26.5GHz 幅を確保していることから、2040 年末までに＋約 47GHz 幅の帯域確保を目指していく。

なお、帯域確保の実現に向けては、既存無線システムの周波数の有効利用の促進をはじめ、国際動向や利用技術の進展を考慮しつつ、更なる周波数再編や共用を推進し

ていく必要がある。こうした周波数需要への対応や、周波数の移行・再編には多大な時間・コストを要することから、事業者におけるビジネスの観点から予測可能性を高めるためにも、周波数確保に向けた中長期的な視野を持って検討を進めることが重要である。

II　2040 年末までに確保を要する帯域幅に対する進捗状況

通信トラヒックの増大を踏まえた 2040 年末までに確保を要する帯域幅に対し、令和 6 年度中に＋0.34GHz 幅の帯域を確保した。

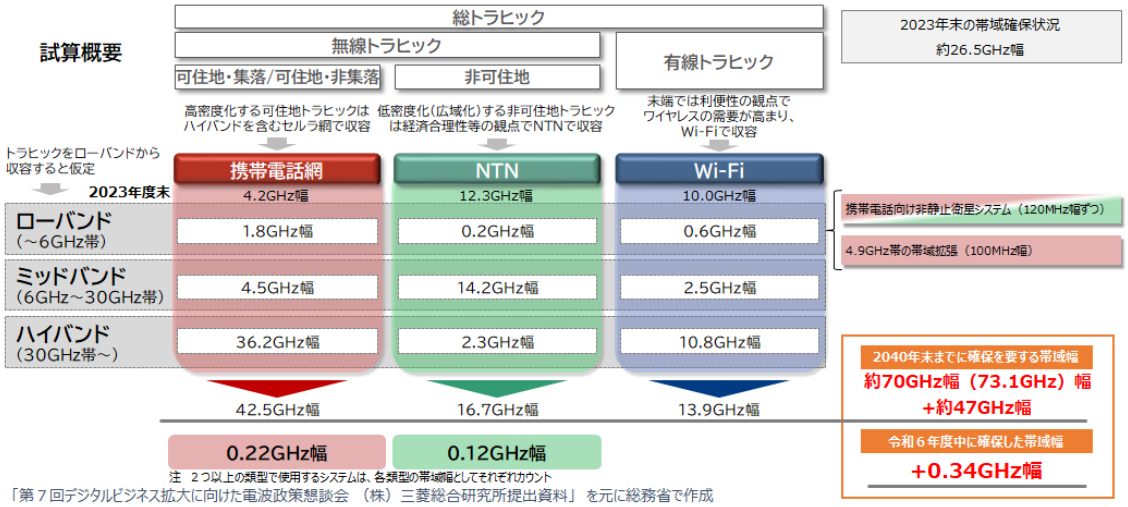


図　3　帯域確保の進捗状況

可住地・集落/可住地・非集落のトラヒックを収容する携帯電話網に相当するシステムについて、ローバンド向けには、2GHz 帯の携帯電話向け非静止衛星システムとして＋120MHz 幅を確保した。また、５Ｇ用周波数帯として新たに 4.9GHz 帯の＋100MHz 幅を確保した。

非可住地のトラヒックを収容する NTN に相当するシステムについて、ローバンド向けには、2GHz 帯の携帯電話向け非静止衛星システムとして＋120MHz 幅を確保した。

今後も引き続き、トラヒックの増加を吸収できるよう、携帯電話網、NTN、無線 LAN 等に関する新たな周波数帯の確保や利用地域の拡大を図っていく。

第３章　重点的取組

Ⅰ　価額競争の実施による５Ｇへの割当て

26GHz 帯については、令和７年５月に実施した利用意向調査の結果を踏まえ、令和７年度内を目途に５Ｇに係る技術基準及び価額競争の実施に向けた指針を整備する。その後、速やかに既存無線システムと共用可能性が高い周波数を価額競争により５Ｇに割り当てることを目指す。

また、更なる５Ｇ利用の需要動向等を踏まえつつ、26GHz 帯の既存無線システムに割当済みの周波数については、5 年以内を目途に既存無線システムを他の周波数へ移行させること等を前提として５Ｇに割り当てることを目指す。今後は既存免許人等と調整を図りつつ、周波数の使用期限等を定めるものとする。

40GHz 帯については、令和７年５月に実施した利用意向調査の結果、早期の５Ｇの割当て希望が示されなかったことから、技術的な動向や国内外の需要動向等を勘案しつつ、改めて割当て時期等を検討する。

Ⅱ　無線 LAN の更なる高度化と周波数拡張等

6GHz 帯（5925～6425MHz）におけるナローバンドデバイスの利用に関して、諸外国における動向に留意しつつ、周波数共用の検討を推進する。

6GHz 帯無線 LAN の屋外利用及び 6.5GHz 帯（6425～7125MHz）への屋外利用を含む周波数帯域の拡張に係る周波数共用等の技術的条件について、令和６年度までの検討結果を踏まえ、SP（Standard Power）モード無線 LAN の実機による実環境下における検証や、既存無線システムとの周波数共用のために必要な AFC（Automated Frequency Coordination）システムの技術的要件及び運用に関する基本的な考え方の整理を行った上で、令和７年度中を目途に取りまとめる。取りまとめに当たっては、WRC-23 において IMT 特定された周波数帯（7025～7125MHz）に留意する。

Ⅲ　Ｖ２Ｘの検討推進

自動運転については、AI 技術の急速な高度化等を背景に開発等が進展しており、これを支える通信環境の確保や通信インフラの整備が急務となっている。

総務省においては、既存の ITS 用周波数帯（760MHz 帯等）に加え、国際的に検討が進められている 5.9GHz 帯（5850～5925MHz）のうち 5895～5925MHz の最大 30MHz 幅を V2X 通信向けに割り当てる方向で、必要となる各種取組を推進する。

具体的には、5.9GHz 帯の一部（5888～5925MHz）について、令和５年度補正予算でのデジタルインフラ整備基金による既存無線局の周波数移行を引き続き進めるとともに、V2X 通信向けの割当てを可能とすることや既存無線局に関する使用の期限を定めるなどの周波数割当計画の変更を令和７年度中目途に実施し、特定周波数変更対策業務によって、既存無線局の周波数移行を全国に展開する。

加えて、政府戦略等を踏まえ、東北自動車道等における技術実証や他の通信とも連携した面的な通信環境の検証、隣接システム等との周波数共用検討など、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準等の整備に向けた技術的検討を進める。

Ⅳ　非地上系ネットワーク（NTN）の高度利用等

スマートフォンやドローン・IoT 機器のための超広域エリア通信の実現アプローチとして期待される高高度プラットフォーム（HAPS）の国内導入に向け、必要な技術基準の策定を目的として、固定系リンク及び移動系リンクに関する無線システムについて、他の無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、令和 7 年度内を目途に制度整備を行う。また、HAPS の周波数有効利用技術の研究開発を推進する。

700MHz 帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入のため、既存無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、令和 8 年中を目途に制度整備を行う。

高度約 600km の軌道を利用する Ka 帯の非静止衛星通信システムの導入に向け、既存無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、令和 7 年度内を目途に制度整備を行う。

５Ｇの更なる上空利用の拡大に向け、3.7GHz 帯及び 4.5GHz 帯について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件の検討を引き続き行う。

Ⅴ　公共業務用周波数の有効利用

デジタル変革時代の電波政策懇談会では公共用周波数の有効利用を図るため、公共用周波数ワーキンググループにおいて国が使用する公共業務用無線局（電波利用料の減免を受けているもの。以下同じ。）のうち、「他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム」と「アナログ方式を用いるシステム」を対象に、関係府省庁からヒアリングを行い、令和３年８月に廃止・周波数移行・周波数共用・デジタル化等の方向性が取りまとめられた。さらに、同懇談会報告書において、当面の間は、電波の利用状況の調査を補完するフォローアップを毎年実施することとされた。

そこで、令和４年改正電波法により、電波の利用状況の調査に係る評価主体が電波監理審議会となったことを踏まえ、令和５年度から公共業務用無線局に係る電波の利用状況の調査を当面の間、毎年実施することとしている。（表２及び表３参照）

表 2　関係府省庁における取組の進捗状況（令和６年度）
（他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム）

システム名	周波数帯	他の用途での需要	取組の方向性	進捗状況
① 5GHz 無線アクセスシステム	5GHz 帯	5 G	廃止又は他の無線システムへ移行	・令和 6 年 12 月の 5 G への新たな割当てに伴い、終了促進措置の活用等により、令和 17 年度末までに他システムへ代替 ・代替システムの検討状況等を調査
② 気象レーダー(C 帯)	5.3GHz 帯	無線 LAN	周波数共用	・電子管型から固体素子型への更新が進展、令和 7 年 4 月に 5.2GHz 帯無線 LAN の上空利用が制度化 ・固体素子型への更新状況や今後の計画を調査
③ 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務	6.5GHz 帯	無線 LAN	周波数共用	・無線 LAN との周波数共用検討が進展 ・令和 7 年度中を目途に周波数共用条件を踏まえた技術的条件を策定、利用状況を調査
④ 38GHz 帯 FWA	38GHz 帯	5 G、衛星	周波数共用	（取組完了）

※不公表１システムを除く。

表 3　関係府省庁における取組の進捗状況（令和６年度）
（アナログ方式を用いるシステム）

システム名	周波数帯	取組の方向性	進捗状況
① 路側通信用	1620kHz 帯	デジタル化 、廃止又は他の無線システムへ移行	・一部は他の無線システムへの代替が進展、今後の方向性を検討中 ・今後の方向性の検討状況及び課題を調査
② 公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）	60MHz 帯	他の無線システムへ移行	・他の無線システムへの代替による廃止が進展 ・廃止の進捗を調査
③ 公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）	60/400MHz 帯	デジタル化	・デジタル方式の導入に向けた技術試験を令和 6 年度まで実施 ・令和 7 年度から順次、対応可能なシステムのデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を実施
④ 水防用	60/150MHz 帯	デジタル化	
⑤ 災害対策・水防用移動無線	60MHz 帯	デジタル化	
⑥ 部内通信（災害時連絡用）	150MHz 帯	デジタル化等	・一部の免許人において公共安全モバイルシステムの実証試験を実施 ・公共安全モバイルシステムへの代替可能性を検討、利用状況等を調査
⑦ 石油備蓄	150MHz 帯	デジタル化等	・デジタル化を計画中 ・デジタル化の進捗を調査
⑧ 防災相互波	150MHz 帯	デジタル化等	・一部の免許人において公共安全モバイルシステムの実証試験を実施 ・公共安全モバイルシステムへの代替可能性を検討、利用状況等の調査を実施

⑨ 公共業務用ヘリテレ連絡用	400MHz 帯	デジタル化	・デジタル方式の導入に向けた技術試験を令和 6 年度まで実施 ・令和 7 年度から順次、対応可能なシステムのデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を実施
⑩ 気象援助用無線	400MHz 帯	デジタル化	
⑪ 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送	15GHz 帯	デジタル化等	・デジタル化又はヘリサットでの代替が進展 ・進捗について調査を実施

※不公表 4 システムを除く。

Ⅵ　その他の主な周波数再編、移行等の推進

デジタル MCA 陸上移動通信システムについて、令和 11 年 5 月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、移行により開放される周波数において新たな無線システムを早期に導入できるよう、移行期間中からの周波数共用による段階的導入の可能性も含め、三次元測位システム及び 800MHz 帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和 7 年 10 月に取りまとめた。引き続き、令和 7 年度中を目途に制度整備を行う。

高度 MCA 無線通信システムについて、令和 9 年 3 月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、サービス終了後の周波数について利用意向調査を実施し、令和 7 年度中を目途に活用方策を決定する。

タクシー無線、地域振興用 MCA など、自営系無線システムにおいては、アナログ方式のみならずデジタル方式においても減少傾向がうかがえ、今後、自営系無線システムは、携帯電話（IP 無線等）を始めとした電気通信業務用の通信サービスやデジタル簡易無線等への移行等が進むことが想定される。

デジタル方式の無線局数が減少している無線システムや、アナログ方式・デジタル方式問わずシステム全体の無線局数が顕著に減少している無線システムについて、それらの減少傾向を注視し、他システムへの移行状況や移行予定等も踏まえて、中長期的な課題として全般的な周波数の整理、再編（分類を見直し、これまでは周波数を分けていた用途などを統合し、共用させるなど。）について調査、検討を進める。

Ⅶ　次世代移動通信システム（6G）を含む Beyond 5G の推進

AI 社会を支える次世代情報通信基盤 Beyond 5G の実現に向け、総務省が令和 6 年 8 月に公表した「AI 社会を支える次世代情報通信基盤の実現に向けた戦略 - Beyond 5G 推進戦略 2.0 -」に基づき、①次世代移動通信システム（6 G）、②オール光ネットワーク（APN）分野、③非地上系ネットワーク（NTN）等の各種取組を推進する。

①次世代移動通信システム（6 G）については、移動通信システムが、国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックの更なる増大や利用の多様化等が見込まれ、技術・サービスや周波数利用において、その発展

が世界的に求められており、また、国際的には、3GPP において 2029 年に次世代移動通信システム（6G）システムの技術仕様（Release 21）の完成、ITU-R において 2030 年に IMT-2030 無線インタフェース技術に関する勧告化等が計画されているなど、国際標準化活動が本格化している状況にある。

このため、我が国においては、サブ 6・ミリ波の周波数や Stand Alone 基地局の活用拡大等を通じて 5G の更なる普及・展開を推進していくとともに、ITU-R の WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯（4400～4800MHz、7125～8400MHz、14.8～15.35GHz）について、諸外国の動向、具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ、IMT 周波数の特定に向けた検討を加速し、WRC-27 における日本の対処方針に反映していく。

さらに、AI を活用した消費電力とスループットの最適化を行う RAN の高度化や更なる高周波数の利活用等に向けた研究開発等を推進する。

②APN については、複数事業者間をシームレスに繋ぐ APN サービスの令和 12 年頃の国内本格導入と、APN 関連製品・サービスの海外展開を目指す。これに向けて、複数事業者間をシームレスに繋ぐ共通基盤技術の研究開発を進め、令和 10 年頃に確立する。また、研究開発成果について、実証基盤環境の整備等を推進するとともに、国際的なフォーラム標準へ順次反映するため、民間の標準化活動に対する支援を行う。さらに、日本企業のフットプリント拡大に向け、既に商用化された製品等の海外展開を現段階から積極的に支援していく。

③NTN については、HAPS について、令和 8 年中の国内導入に向け、他の無線システムとの共用検討等の技術試験を進め、令和 7 年度中を目途に制度整備を行うとともに、高度化等の研究開発や海外展開等を支援していく。また、衛星通信について、グローバルに提供されるサービスの円滑な国内導入のための制度整備に加え、研究開発を支援していく。

上記の取組等について、2025 年度大阪・関西万博において総務省が実施した「Beyond 5G ready ショーケース」の成果も活用して、Beyond 5G に向けた取組を加速化する。

また、産学官の連携や業界横断の活動について、XG モバイル推進フォーラム（XGMF）による我が国の移動通信システムの社会実装や次世代移動通信に向けた国際連携等を推進する。

第４章　各周波数区分の再編方針

Ⅰ　222MHz 以下

１　帯域の概要

本周波数区分は、主に移動業務、海上移動業務、放送業務、航空移動業務、アマチュア業務、固定業務等に分配されているほか、人・動物検知通報システムといった免許不要の電波システムに活用されている。

２　基本的な方針

現行のアナログ無線システムについて、周波数の有効利用の観点から、デジタル化の推進や、必要に応じて適切なシステムへの移行・代替を推進する。また、周波数の新たな利用可能性・共用に関する検討を進める。

３　制度整備に向けた取組

（１）海上無線システム（GMDSS）［中波帯、短波帯、150/160MHz 帯］

①　船舶自動識別装置（AIS）の技術を利用し、漁網、氷山及び大型漂流物の位置情報送信用機器として用いる自律型海上無線機器（AMRD）の導入に向け、令和５年度から令和６年度まで実施した技術試験の結果を用いて、令和７年度上期に技術基準の策定に向けた検討を開始し、令和７年度中に制度整備を行う。

②　ITU や IMO で検討が進められている自動回線接続（ACS）や 500kHz 帯及び 4/6/8/12/16/22MHz 帯を使用するデジタル航海データシステム（NAVDAT）、船舶間・陸船間等で相互にデータ交換を行う VHF 帯データ交換システム（VDES）の導入に向け、令和６年度から令和７年度まで技術試験を実施し、国際的な検討状況を踏まえつつ、令和８年度以降、順次技術基準を策定する。［参照：別紙　２（６）①］

③　VHF 帯（156～162MHz）を使用する船舶無線について、ITU におけるアナログ音声通信の将来的なデジタルナロー化の検討に取り組む。

（２）短波デジタル通信［3～30MHz］

①　海外における短波帯のデジタル方式の導入状況等を踏まえ、短波国際通信（固定局）を対象にデジタル方式の導入に向けて、令和７年度中を目途に技術的条件を取りまとめる。

（３）V-Low 帯域等の活用方策［95～108MHz 等］

①　FM 放送用周波数の拡充に向けて、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の議論、AM 放送及び FM 放送（コミュニティ放送等を除く）を行う全基幹放送事業者へのニーズ調査結果等を踏まえ、FM 放送用の周波数帯を 4MHz 程度拡充すれば、ニーズに対応できる見込みとなった。これらを踏まえ、FM 放送用として使用可能な周波数帯の上限を 95.0MHz から 99.0MHz に引

き上げる制度整備を令和７年５月 19 日に実施した。

さらに、FM 路側通信システムの導入の可否については、第４章Ⅰ４（４）①の取組を踏まえ適切に対応する。

（４）V-High 帯域等の活用方策［170～222MHz］

① V-High 帯域（170～222MHz）については、放送用周波数の活用方策に関する検討分科会「V-High 帯域における実証実験等の結果取りまとめ」（令和４年６月）及びデジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和３年８月）も踏まえ、200MHz 帯公共ブロードバンド移動通信システム（公共 BB）の周波数の拡張や、災害時に公共安全機関等が多地点で情報共有を図ることが可能な狭帯域 IoT 通信システムを公共 BB と他システムとのガードバンド等に導入するための技術的条件を検討し、令和７年度中に制度整備を行う。なお、狭帯域 IoT 通信システムについては、新たに導入する無線システムであることから、技術的条件の取りまとめや制度整備に当たっては、国際標準化や市場動向も考慮しながら検討を行う。

（５）公共業務用無線局のうち、アナログ方式を用いるシステム［60/150MHz 帯］

① 公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz 帯）、水防用（60/150MHz 帯）及び災害対策・水防用移動無線（60MHz 帯）は、デジタル方式の導入に向け、令和４年度から令和６年度まで実施した技術試験の結果を踏まえ、令和７年度から順次、対応可能なシステムについてデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を行う。

４　周波数再編等の進捗状況

（１）市町村防災行政無線［60MHz 帯］

① 市町村防災行政無線（60MHz 帯（同報系に限る。））については、令和６年度電波の利用状況調査の結果、デジタル方式への移行に係るコストが課題として挙げられているが、移行はおおむね進められていることが確認された。引き続き、デジタル方式への早期移行等を推進する。

（２）VHF 帯の航空移動（R）業務用無線［117.975～137MHz］

① VHF 帯の航空移動（R）業務用無線については、将来空飛ぶクルマの普及等による通信需要の増加により、周波数のひっ迫が深刻化することが想定される。このため、令和４年度電波の利用状況調査（714MHz 以下）に係る電波の有効利用の程度の評価を踏まえ、免許人による無線設備の導入及び更新計画に配慮しつつ、通信需要のひっ迫が想定される首都圏及び近畿圏に対して狭帯域化チャネル配置（チャネルプラン）の検討を行った。

当該チャネルプランに基づき、令和７年度において運航が計画されている空飛ぶクルマ（航空機局）と通信を行う地上の航空局に対して、関係事業者との調整の上、令和７年９月に周波数の割当てを行った。

（３）都道府県防災行政無線、市町村防災行政無線［150MHz 帯］

① 都道府県防災行政無線（150MHz 帯）については、令和６年度電波の利用状況調査及び有効利用評価の結果、デジタル化（260MHz 帯）に当たって導入コストの確保や、仕様や目的に適さない等が課題として挙げられているとともに、都道府県防災行政無線（150MHz 帯）を他の無線システム（地域衛星通信ネットワークや携帯電話（IP 無線等）等）で代替している都道府県もあることが明らかとなった。このため、令和７年９月に、低廉化等が期待される通信方式（4 値 FSK）の制度整備を行った。引き続き機器の更新時期に合わせ、デジタル方式（260MHz 帯）のほか代替候補システムも含めて周知を行い、自営無線と商用通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、適切なシステムへの移行・代替を推進する。

② 市町村防災行政無線（150MHz 帯）については、デジタル化（260MHz 帯）や他の無線システムへの移行・代替の状況を定期的に確認し、機器の更新時期に合わせてデジタル方式（260MHz 帯）を含め、適切なシステムへの移行・代替を推進する。

（４）公共業務用無線局のうち、アナログ方式を用いるシステム［1620kHz/60/150MHz 帯］

① 路側通信用（1620kHz）は、一部は他の無線システムへの代替が進展しており、今後の方向性について着実に検討するとともに、検討状況及び課題の調査を行う。

② 公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）は、他の無線システムへの代替による廃止が進展しており、引き続き廃止の進捗について調査を行う。

③ 部内通信（災害時連絡用）（150MHz 帯）は、一部の免許人における実証試験の結果を把握するとともに、自営無線と商用通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、公共安全モバイルシステムへの代替可能性について検討を推進するとともに、利用状況等の調査を行う。

④ 石油備蓄（150MHz 帯）は、移行・代替のメリット等を周知するとともに、引き続きデジタル化の進捗について調査を行う。

⑤ 防災関係機関相互の通信に用いられる防災相互波（150MHz 帯）については、一部の免許人における実証試験の結果を把握するとともに、防災関係機関で構成される非常通信協議会において、自営無線と商用通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、公共安全モバイルシステムでの代替可能性について検討を推進するとともに、利用状況等の調査を行う。

5　今後取り組むべき課題

（１）災害時の映像伝送手段として更なる需要の拡大が見込まれる公共 BB について、より高速かつ長距離のネットワークを実現し、災害時においても柔軟かつ迅速に設

定が可能となるよう、令和 7 年度から令和 10 年度まで次世代型公共 BB の技術確立に向けた研究開発を実施する。[参照：別紙　2（6）③]

（2）VHF 帯を利用する新たな海上無線設備の導入が相次いでいることにより、既存の海上無線設備を含め、当該周波数帯の利用が今後ひっ迫することが予想されるため、周波数共用条件について調査検討を実施する。参照：別紙　2（6）②]

Ⅱ　222～714MHz

1　帯域の概要

本周波数区分は、主に航空移動業務、航空無線航行業務、固定業務、移動業務、放送業務、アマチュア業務等に分配されているほか、小電力セキュリティシステムやテレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用をはじめとする免許不要の電波利用システムに活用されている。

2　基本的な方針

公共業務や一般業務等の自営系無線システムをはじめとする陸上分野のシステムについて、デジタル化を推進するとともに、他の無線システムへの移行・代替などを含めた周波数の整理、再編について調査、検討を進める。

3　制度整備に向けた取組

（１）公共業務用無線局のうちアナログ方式を用いるシステム［400MHz 帯］

①　公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（400MHz 帯）、公共業務用ヘリテレ連絡用（400MHz 帯）及び気象援助用無線（400MHz 帯）は、デジタル方式の導入に向け、令和４年度から令和６年度まで実施した技術試験の結果を踏まえ、令和７年度を目途にデジタル方式の技術的条件等の検討を開始するとともに、可能なものから順次制度整備を行う。また、他の無線システムへの代替の検討状況について調査を行う。

（２）特定ラジオマイク［470～714MHz］

①　小電力のデジタル特定ラジオマイクについて、技術試験の結果等を踏まえ、TV ホワイトスペース帯において、より柔軟な運用が可能となるよう、令和７年６月に小電力デジタル方式向けのチャネルリストを公表し、同年７月から運用を開始した。

4　周波数再編等の進捗状況

（１）都道府県防災行政無線、市町村防災行政無線［400MHz 帯］

①　都道府県防災行政無線（400MHz 帯）については、令和６年度電波の利用状況調査及び有効利用評価の結果、デジタル化（260MHz 帯）に当たって導入コストの確保や、仕様や目的に適さない等が課題として挙げられているとともに、都道府県防災行政無線（400MHz 帯）を他の無線システム（地域衛星通信ネットワークや携帯電話（IP 無線等）等）で代替している都道府県もあることが明らかとなった。このため、令和７年９月に、低廉化等が期待される通信方式（４値 FSK）の制度整備を行った。引き続き機器の更新時期に合わせ、デジタル方式（260MHz 帯）のほか代替候補システムも含めて周知を行い、自営無線と通信サービスの活

用のバランスにも留意しつつ、適切なシステムへの移行・代替を推進する。

② 市町村防災行政無線（400MHz 帯）については、デジタル化（260MHz 帯）や他の無線システムへの移行・代替の状況を定期的に確認し、機器の更新時期に合わせてデジタル方式（260MHz 帯）を含め、適切なシステムへの移行・代替を推進する。

（２）自営系無線システム［400MHz 帯］

① タクシー無線、地域振興用 MCA など、自営系無線システムにおいては、アナログ方式のみならずデジタル方式においても減少傾向がうかがえ、今後、自営系無線システムは、携帯電話（IP 無線等）を始めとした電気通信業務用の通信サービスやデジタル簡易無線等への移行等が進むことが想定される。

デジタル方式の無線局数が減少している無線システムや、アナログ方式・デジタル方式問わずシステム全体の無線局数が顕著に減少している無線システムについて、それらの減少傾向を注視し、他システムへの移行状況や移行予定等も踏まえて、中長期的な課題として全般的な周波数の整理、再編（分類を見直し、これまでは周波数を分けていた用途などを統合し、共用させるなど。）について調査、検討を進める。

（３）防災相互波［400MHz 帯］

① 防災関係機関相互の通信に用いられる防災相互波（400MHz 帯）については、一部の免許人における実証試験の結果を把握するとともに、防災関係機関で構成される非常通信協議会において、自営無線と商用通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、公共安全モバイルシステムでの代替可能性について検討を推進するとともに、利用状況等の調査を行う。

5 今後取り組むべき課題

令和７年度は該当なし。

Ⅲ　714MHz～1.4GHz

1　帯域の概要

本周波数区分は、主に、移動業務、航空無線航行業務、アマチュア業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、携帯電話、MCA、1.2GHz 帯映像 FPU、特定ラジオマイク、航空交通管制システム、アマチュア無線、テレメータ・RFID 等の免許不要の電波利用システム等で使用されている。

2　基本的な方針

移動業務を中心とした電波利用システムの更なる普及・促進を推進する。

3　制度整備に向けた取組

（１）デジタル MCA 及び高度 MCA の移行後の周波数有効利用方策の検討［800/900MHz 帯］

①　デジタル MCA 陸上移動通信システムについて、令和 11 年 5 月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、移行により開放される周波数において新たな無線システムを早期に導入できるよう、移行期間中からの周波数共用による段階的導入の可能性も含め、三次元測位システム及び 800MHz 帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和 7 年 10 月に取りまとめた。引き続き、令和 7 年度中を目途に制度整備を行う。

②　高度 MCA 無線通信システムについて、令和 9 年 3 月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、サービス終了後の周波数について利用意向調査を実施し、令和 7 年度中を目途に活用方策を決定する。

（２）衛星ダイレクト通信システム［700MHz］

①　700MHz 帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入のため、既存無線システムとの共用条件等の技術的な検討を進め、令和 8 年中を目途に制度整備を行う。

（３）空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム［920MHz 帯］

①　920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムのさらなる普及に向け、屋外利用等のための共用条件について検討を行い、令和 7 年中を目途に技術的条件を取りまとめる。

（４）特定小電力無線局［920MHz 帯］

①　地上での通信に利用される 920MHz 帯の特定小電力無線局について、当該無線局から発射された電波の人工衛星等での受信が可能となるよう、技術的な検討

を進め、令和７年度中に所要の措置を講ずる。

4　周波数再編等の進捗状況

（１）画像伝送システム［1.2GHz 帯］

①　2.4、5.7GHz 帯等の周波数の電波を使用して上空からのデジタル方式による画像伝送が可能な、無人移動体画像伝送システムの無線局に係る制度整備を平成28 年に行った。これを踏まえ、1.2GHz 帯を使用するアナログ方式の画像伝送システムの新たな免許取得が可能な期限を令和９年度までとし、2.4、5.7GHz 帯等への早期の移行を図る。

5　今後取り組むべき課題

（１）920MHz 帯のパッシブ型電子タグシステムに用いられるバックスキャッタ通信方式が抱える、質問器と端末の位置関係・密度等により混信が発生する等の課題を解消するとともに、周波数利用効率の向上を実現するため、分散配置した質問器の同期協調制御により複数の特定のエリアに通信ゾーンを形成する分散アンテナ協調制御技術や、質問器間で連携して受信信号品質を改善する空間分割多重技術等を確立する研究開発を推進する。［参照：別紙　２（３）①］

Ⅳ　1.4～3.4GHz

1　帯域の概要

本周波数区分は、主に、移動業務、移動衛星業務、無線航行衛星業務、アマチュア業務、無線標定業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、携帯電話、広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）、電気通信業務の移動衛星通信、準天頂衛星、2.3GHz 帯映像 FPU、無線 LAN 等の免許不要の電波利用システム、空港監視レーダー（ASR）、船舶レーダー等で使用されている。

2　基本的な方針

５Ｇへの高度化を始めとする移動通信システムの更なる普及・促進、５Ｇや携帯電話向け非静止衛星システム等の更なる需要に対応するための周波数有効利用方策の検討を推進する。

3　制度整備に向けた取組

（１）移動通信システム［2.6GHz 帯］

①　2.6GHz 帯（2645～2665MHz）については、既存の衛星移動通信システムの高度化システムへの移行状況等を踏まえ、既存無線システムへの影響に配慮しつつ、平時と災害時のダイナミックな周波数共用の適用を含め、移動通信システムの導入の可能性について検討を進める。

（２）HAPS を利用した無線通信システム［2GHz 帯］

①　HAPS の国内導入に向け、必要な技術基準の策定を目的として、固定系リンク及び移動系リンクに関する無線システムについて、他の無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、早期の活用が想定される 2GHz 帯（1920～1980MHz、2110～2170MHz）を用いた移動系リンクについて、令和７年度内を目途に制度整備を行う。［参照：別紙　２（２）①］

（３）広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）［2.5GHz 帯］

①　2.5GHz 帯（2545～2645MHz）を使用する広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）について、具体的なニーズを踏まえ、データ伝送の付加的な位置付けとして、音声利用を認める必要性について検討を行う。

②　2.5GHz 帯（2545～2645MHz）を使用する広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申（令和６年 12 月）を踏まえ、令和７年５月に制度整備を実施した。

4　周波数再編等の進捗状況

（１）公共業務用無線局［1.7GHz 帯］

① 終了促進措置を活用した臨時の代替回線の使用等により、全ての 1.7GHz 帯の公共業務用無線局の停波が完了した。引き続き無線設備を整備し、4.5GHz 帯等への周波数移行を進める。

（２）ルーラル加入者系無線［2GHz 帯］

① 2GHz 帯ルーラル加入者系無線については、令和５年度電波の利用状況調査において、他の無線システムへの移行等により離島・山間部地域以外の需要が減少しており、着実な進展が認められることから、引き続き令和２年７月に高度化を行った VHF 帯加入者系デジタル無線システム等へ移行を進め、令和 12 年度に移行を完了させることを目指す。

5　今後取り組むべき課題

（１）スマートフォンやドローン・IoT 機器のための超広域エリア通信の実現アプローチとして期待される HAPS の国内導入に向け、サービスリンク及びフィーダリンクの周波数有効利用技術の研究開発を推進する。［参照：別紙　２（２）②］

（２）無線 LAN の次の規格として、周波数利用の高効率化などに着目した IEEE802.11bn の国際標準化に向けた検討が本格化しており、令和 10 年５月に IEEE における規格承認が予定されていることから、速やかに国内でも利用可能となるように技術的条件の策定に向けた調査検討を行う。［参照：別紙　２（３）⑤］

（３）2.5GHz 帯（2545～2645MHz）を使用する広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）について、可能な限り早期の NR 化を目指すとともに、地域 BWA（2575～2595MHz）については、ローカル 5G 及び全国 BWA との連携を図ることにより、サービスの高度化を推進する。

Ⅴ　3.4～8.5GHz

1　帯域の概要

本周波数区分は、主に、固定業務、移動業務、固定衛星業務、航空無線航行業務、アマチュア業務、無線標定業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、電気通信業務用及び放送事業用の固定局、携帯電話、ローカル５Ｇ、狭域通信（DSRC)、マイクロ波帯映像 FPU、電気通信業務用の衛星通信システム、電波高度計、アマチュア無線、気象レーダー、無線 LAN 等の免許不要の電波利用システム等で使用されている。

2　基本的な方針

既に割当てを行った５Ｇ及びローカル５Ｇの普及・促進、５Ｇ等の更なる需要に対応した必要周波数の確保、多様な利用ニーズに対応可能な無線 LAN の利用拡大に向けた周波数有効利用方策の検討、国際的な調和のとれた ITS 用通信に対応可能な周波数帯域を確保するため、既存無線システムとの周波数共用方策の検討を推進する。

3　制度整備に向けた取組

（１）移動通信システム［3.4/3.5/3.7/4.5/4.6～5.0GHz 帯］

① 4.9GHz 帯について、令和６年 12 月に５Ｇへの周波数割当てを行った。当該周波数を使用する既存の 5GHz 帯無線アクセスシステムの移行のため、当該システムの新規開設可能期限を令和７年度末まで、使用期限を令和 17 年度末までとしているほか、認定開設者において終了促進措置を実施することとしている。

② ４Ｇ（3.4/3.5GHz 帯）・５Ｇ(3.4/3.5/4.9GHz 帯)及びローカル５Ｇ(4.6～4.9GHz)について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申（令和６年 12 月）を踏まえ、ローカル５G については、令和７年５月に制度整備を実施した。

５G（3.7/4.5GHz 帯）の技術的条件の検討を引き続き行う。

③ ローカル５Ｇ（4.6～4.9GHz）については、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関して、令和７年度中を目途に検討を開始する。［参照：別紙　２（１）⑥］

（２）無線 LAN［5/6/6.5GHz 帯　等］

① 6GHz 帯 (5925～6425MHz) におけるナローバンドデバイスの利用に関して、諸外国における動向に留意しつつ、周波数共用の検討を推進する。

② 6GHz 帯無線 LAN の屋外利用及び 6.5GHz 帯（6425～7125MHz）への屋外利用を含む周波数帯域の拡張に係る技術的条件について、令和６年度までの検討結

果を踏まえ、SP（Standard Power）モード無線 LAN の実機による実環境下における検証や既存無線システムとの周波数共用のために必要な AFC（Automated Frequency Coordination）システムの技術的要件及び運用に関する基本的な考え方の整理を行った上で、令和 7 年度中を目途に取りまとめる。取りまとめに当たっては、WRC-23 において IMT 特定された周波数帯（7025～7125MHz）に留意する。

（3）V2X［5.9GHz 帯］

① 自動運転については、AI 技術の急速な高度化等を背景に開発等が進展しており、これを支える通信環境の確保や通信インフラの整備が急務となっている。

総務省においては、既存の ITS 用周波数帯（760MHz 帯等）に加え、国際的に検討が進められている 5.9GHz 帯（5850～5925MHz）のうち 5895～5925MHz の最大 30MHz 幅を V2X 通信向けに割り当てる方向で、必要となる各種取組を推進する。

具体的には、5.9GHz 帯の一部（5888～5925MHz）について、令和 5 年度補正予算でのデジタルインフラ整備基金による既存無線局の周波数移行を引き続き進めるとともに、V2X 通信向けの割当てを可能とすることや既存無線局に関する使用の期限を定めるなどの周波数割当計画の変更を令和 7 年度中目途に実施し、特定周波数変更対策業務によって、既存無線局の周波数移行を全国に展開する。

加えて、政府戦略等を踏まえ、東北自動車道等における技術実証や他の通信とも連携した面的な通信環境の検証、隣接システム等との周波数共用検討など、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準等の整備に向けた技術的検討を進める。［参照：別紙　2（1）③］

（4）固定無線通信システム［6/6.5/7.5GHz 帯］

① 島嶼部等の光ファイバ網の敷設が困難な地域への電気通信サービスの提供や災害時等の連絡手段として用いられる 6/6.5/7.5GHz 帯の電波を使用する固定無線通信システムの更なる高度化や無線 LAN 等との周波数共用による通信品質の改善等を実現するための技術検討を進め、令和 7 年度中を目途に制度整備を行う。

（5）放送事業用中継システム［6/7GHz 帯］

① 放送事業用の固定・移動システムについて、令和 4 年度までに実施した新たな放送サービスに関する検討結果を踏まえ、放送事業用無線システムの伝送容量拡大や圧縮技術の向上等の技術検討を進め、令和 8 年度中を目途に技術的条件の取りまとめを行う。［参照：別紙　2（5）①］

4　周波数再編等の進捗状況

（1）公共業務用無線局のうち他の用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム［5/5.3/6.5GHz 帯］

① 5GHz 帯無線アクセスシステムは、令和 6 年 12 月に 4.9～5.0GHz 帯が新たに５Ｇへ割り当てられたことを受け、終了促進措置の活用等により、令和 17 年度末までの間に、他システムへの代替が求められている。そのため、他システムへの代替に向けた検討状況や廃止の状況について調査を行う。

② 気象レーダー（C 帯（5.3GHz 帯））は、従来の電子管型に比べ、効率的な技術である固体素子型への更新が進展しており、固体素子型への更新状況や今後の計画について調査を行う。

③ 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務は、令和 7 年度中を目途に無線 LAN との周波数共用条件を踏まえた技術的条件を策定するとともに、利用状況について調査を行う。

5 今後取り組むべき課題

（１）無線 LAN の次の規格として、周波数利用の高効率化などに着目した IEEE802.11bn の国際標準化に向けた検討が本格化しており、令和 10 年 5 月に IEEE における規格承認が予定されていることから、速やかに国内でも利用可能となるように技術的条件の策定に向けた調査検討を行う。［参照：別紙　２（３）⑤］

（２）主に有料道路での自動料金収受（ETC）に用いられる DSRC システムは、使用できるチャネルが複数あるが、実際に使用されているチャネルには偏りが存在している。今後も利用形態や周波数利用状況を調査するとともに、その利用状況を踏まえ、他の無線システムとの共用の可能性等を検討する。

（３）WRC-23 において IMT 特定された 7025～7125MHz について、ITU、3GPP 等における検討状況や諸外国の動向を踏まえつつ、５Ｇへの割当て可能性について検討する。

（４）ITU-R の WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯（4400～4800MHz、7125～8400MHz）について、国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックの更なる増大や利用の多様化等が見込まれる５Ｇ及びその発展となる６Ｇを念頭に、諸外国の動向、具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ、我が国として、関連会合における提案等を適切に行い、IMT 周波数の特定に向けた検討を加速し、WRC-27 における対処方針に反映していく。

（５）衛星放送用周波数の更なる有効活用に向け、放送衛星を利用して地上波テレビジョン放送の中継ネットワークを実現する新たな技術（衛星 TTL）について調査を行う。［参照：別紙　２（５）③］

Ⅵ　8.5～15.35GHz

1　帯域の概要

本周波数区分は、主に、無線標定業務、固定業務、放送衛星業務、固定衛星業務、移動衛星業務、アマチュア業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、公共業務用及び一般業務用の各種レーダー、電気通信業務用及び放送事業用の固定局、電気通信業務用の衛星通信システム、BS・CS 放送、アマチュア無線等で使用されている。

2　基本的な方針

放送事業用中継システムの高度化や移動体衛星通信システムのより柔軟な運用を可能とする取組等を推進する。

3　制度整備に向けた取組

（1）放送事業用中継システム［10/13GHz 帯］

①　放送事業用の固定・移動システムについて、令和 4 年度までに実施した新たな放送サービスに関する検討結果を踏まえ、放送事業用無線システムの伝送容量拡大や圧縮技術の向上等の技術検討を進め、令和 8 年度中を目途に技術的条件の取りまとめを行う。［参照：別紙　2（5）①］

4　周波数再編等の進捗状況

（1）公共業務用無線局のうちアナログ方式を用いるシステム［15GHz 帯］

①　15GHz 帯ヘリテレ画像伝送は、デジタル化又はヘリサットでの代替が進展している。これらの進捗について調査を行う。

5　今後取り組むべき課題

（1）ITU-R の WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯（14.8～15.35GHz）について、国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックの更なる増大や利用の多様化等が見込まれる 5 G 及びその発展となる 6 G を念頭に、諸外国の動向、具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ、IMT 周波数特定に向けた検討を加速し、WRC-27 における日本の対処方針に反映していく。

（2）衛星放送用周波数の更なる有効活用に向け、放送衛星を利用して地上波テレビジョン放送の中継ネットワークを実現するための技術（衛星 TTL）について調査を行う。［参照：別紙　2（5）③］

（3）Ku 帯 VSAT（Very Small Aperture Terminal）地球局の周波数帯域の拡張等に向けた既存無線システムとの共用可能性について令和 7 年度中を目途に検討を開

始する。また、14GHz 帯を用いた車載、船舶及び航空機向けの移動体衛星通信システムのより柔軟な運用が可能となるよう全体的な見直しに向けた検討を進める。

Ⅶ　15.35～36GHz

1　帯域の概要

本周波数区分は、主に、固定衛星業務、移動衛星業務、固定業務、無線標定業務、移動業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、電気通信業務用の衛星通信システム、電気通信業務用及び公共業務用の固定局、固定無線アクセスシステム（FWA）、公共業務用の各種レーダー、携帯電話、ローカル５Ｇ等で使用されている。

2　基本的な方針

既に割当てを行った５Ｇ・ローカル５Ｇの普及・促進、５Ｇや衛星通信システム等の更なる需要に対応した必要周波数を確保するための周波数有効利用方策の検討を推進する。

3　制度整備に向けた取組

（１）移動通信システム［26GHz 帯　等］

①　26GHz帯については、令和７年５月に実施した利用意向調査の結果を踏まえ、令和７年度内を目途に５Ｇに係る技術基準及び価額競争の実施に向けた指針を整備する。その後、速やかに既存無線システムと共用可能性が高い周波数を価額競争により５Ｇに割り当てることを目指す。

また、更なる５Ｇ利用の需要動向等を踏まえつつ、26GHz 帯の既存無線システムに割当済みの周波数については、５年以内を目途に既存無線システムを他の周波数へ移行させること等を前提として５Ｇに割り当てることを目指す。今後は既存免許人等と調整を図りつつ、周波数の使用期限等を定めるものとする。

②　５Ｇ（28GHz 帯）及びローカル５Ｇ（28.2～29.1GHz）について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申（令和６年 12 月）を踏まえ、令和７年５月に制度整備を実施した。

③　ローカル５Ｇ（28.2～29.1GHz）については、手続が簡素化された実験試験局制度を令和７年７月に導入した。さらに、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関して、令和７年度中を目途に検討を開始する。［参照：別紙　２（１）⑥］

（２）22GHz 帯無線アクセスシステム（FWA）［22.0～23.6GHz 帯］

①　26GHz 帯及び 40GHz 帯の５Ｇへの割当てに向け、当該周波数帯における既存の無線システムの移行先候補である、22GHz 帯無線アクセスシステム（FWA）の高度化に係る技術試験を踏まえ、同試験の検討状況を適宜反映しながら、令和７年冬頃を目途に技術的条件を取りまとめ、令和８年春頃を目途に制度整備を実

施する。

（３）非静止衛星通信システム［Ka 帯］

① 高度約 600km の軌道を利用する Ka 帯の非静止衛星通信システムの導入に向け、既存無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、令和７年度内を目途に制度整備を行う。

4　周波数再編等の進捗状況

令和７年度は該当なし。

5　今後取り組むべき課題

令和７年度は該当なし。

Ⅷ　36GHz 超

1　帯域の概要

本周波数区分は、主に、移動業務、固定業務、電波天文等に分配されている。

個別の電波利用システムは、画像伝送システム、40/55GHz 帯映像 FPU、50GHz 帯簡易無線、固定無線アクセスシステム（FWA）、60GHz 帯小電力データ通信システムや自動車レーダー等の免許不要の電波利用システム等で使用されている。

2　基本的な方針

５Ｇの更なる需要に対応した必要周波数を確保するための周波数有効利用方策の検討を推進するとともに、テラヘルツ帯等の未利用周波数帯の利用を一層促進するため、基盤技術や新たな電波利用システムの開発等を推進する。

3　制度整備に向けた取組

（１）移動通信システム［40GHz 帯　等］

①　40GHz 帯については、令和７年５月に実施した利用意向調査の結果、早期の５Ｇの割当て希望が示されなかったことから、技術的な動向や国内外の需要動向等を勘案しつつ、改めて割当て時期等を検討する。

②　これまでの WRC において５Ｇでの活用を念頭に IMT 特定済の周波数帯（37～43.5GHz、47.2～48.2GHz、66～71GHz）のうち、40GHz 帯以外の周波数帯も、ITU、3GPP 等における検討状況や諸外国の動向等を踏まえつつ、５Ｇへの割当て可能性について検討する。

（２）ミリ波鉄道無線システム［40GHz 帯］

①　指令室における車両内の状況把握等のための映像伝送や、ワンマン運転のためのホーム画像の伝送等の需要の増加に対応するため令和７年７月に取りまとめられた技術的条件を踏まえ、令和７年度中を目途に制度整備を実施する。

（３）セキュリティ監視用レーダー［75～110GHz］

①　公共スペース等の安全・安心の確保に向けて、各種危険物を迅速に発見するため、マルチバンドを使用する高速・高精度のミリ波帯セキュリティ監視用レーダーの制度化に向け、令和６年度に実施した他の無線システムとの共用検討結果等を踏まえ、令和７年度中を目途に技術的条件等の検討を開始する。

（４）HAPS を利用した無線通信システム［38～39.5GHz］

①　HAPS の国内導入に向け、必要な技術基準の策定を目的として、固定系リンク及び移動系リンクに関する無線システムについて、他の無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、早期の活用が想定される 38～39.5GHz を用いた固定系リンクについて、令和７年度内を目途に制度整備を行う。　［参照：別紙　２（２）①］

4　周波数再編等の進捗状況

令和７年度は該当なし。

5　今後取り組むべき課題

（１）スマートフォンやドローン･IoT 機器のための超広域エリア通信の実現アプローチとして期待される HAPS の国内導入に向け、サービスリンク及びフィーダリンクの周波数有効利用技術の研究開発を推進する。[参照：別紙　２（２）②]

（２）固定無線通信が未利用の高ミリ波帯において、100Gbps を超える固定無線通信技術を確立するため、超大容量化のための多重伝送方式や、安定性・柔軟性確保のためのビーム制御技術等の研究開発を実施することで、光回線の代替も可能な無線通信技術の開発を目指す。[参照：別紙　２（４）①]

（３）Society5.0 の実現に向け、教育・医療を始め、AR・VR 等のコミュニケーションツールやモビリティの高度化に求められる、高精細映像やセンシング情報等の大容量かつ同時多接続伝送技術の実現に向け、膨大な情報量を伝送可能なテラヘルツ帯 MIMO を用いた無線 LAN 伝送技術の研究開発を推進する。[参照:別紙　２（３）②]

（４）将来の情報通信業・製造業・運輸業等における中距離大容量無線通信の確立に向け、275GHz 帯における多数同時かつ大容量スポットエリア通信技術の研究開発を行い、ひっ迫度の高い周波数帯を使用する無線システムのより高い周波数への移行を促進することによって周波数資源の拡大に資する。[参照：別紙　２（４）③]

Ⅸ　その他周波数の再編・電波の利用等に関する取組

（１）次世代移動通信システム（6G）を含む Beyond 5G の推進

AI 社会を支える次世代情報通信基盤 Beyond 5G の実現に向けて、総務省が令和６年８月に公表した「AI 社会を支える次世代情報通信基盤の実現に向けた戦略 -Beyond 5G 推進戦略 2.0 -」に基づき、①次世代移動通信システム（６G)、②オール光ネットワーク（APN）分野、③非地上系ネットワーク（NTN）等の各種取組を推進する。

①次世代移動通信システム（６G）については、移動通信システムが、国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックの更なる増大や利用の多様化等が見込まれ、技術・サービスや周波数利用において、その発展が世界的に求められており、また、国際的には、3GPP において 2029 年に次世代移動通信システム（6G）システムの技術仕様（Release 21）の完成、ITU-R において 2030 年に IMT-2030 無線インタフェース技術に関する勧告化等が計画されているなど、国際標準化活動が本格化している状況にある。

このため、我が国においては、サブ６・ミリ波の周波数や Stand Alone 基地局の活用拡大等を通じて 5G の更なる普及・展開を推進していくとともに、ITU-R の WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯（4400～4800MHz、7125～8400MHz、14.8～15.35GHz）について、諸外国の動向、具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ、IMT 周波数の特定に向けた検討を加速し、WRC-27 における日本の対処方針に反映していく。

さらに、AI を活用した消費電力とスループットの最適化を行う RAN の高度化や更なる高周波数の利活用等に向けた研究開発等を推進する。

②APN については、複数事業者間をシームレスに繋ぐ APN サービスの令和 12 年頃の国内本格導入と、APN 関連製品・サービスの海外展開を目指す。これに向けて、複数事業者間をシームレスに繋ぐ共通基盤技術の研究開発を進め、令和 10 年頃に確立する。また、研究開発成果について、実証基盤環境の整備等を推進するとともに、国際的なフォーラム標準へ順次反映するため、民間の標準化活動に対する支援を行う。さらに、日本企業のフットプリント拡大に向け、既に商用化された製品等の海外展開を現段階から積極的に支援していく。

③NTN 分野については、HAPS について、令和８年中の国内導入に向け、令和７年度内を目途に制度整備を行うとともに、高度化等の研究開発や海外展開等を支援していく。また、衛星通信について、グローバルに提供されるサービスの円滑な国内導入のための制度整備に加え、研究開発を支援していくとともに、ドローン、航空機等に搭載した衛星通信端末の上空利用や、車両等に搭載した衛星通信端末の陸上での移動利用の範囲拡大に必要な検討を行う。[参照：別紙　２（２）④]

上記の取組等について、2025 年度大阪・関西万博において総務省が実施した

「Beyond 5G ready ショーケース」の成果も活用して、Beyond 5G に向けた取組を加速化する。

また、産学官の連携や業界横断の活動について、XG モバイル推進フォーラム（XGMF）による我が国の移動通信システムの社会実装や次世代移動通信に向けた国際連携等を推進する。

（２）電波の有効利用の程度の評価を踏まえた対応

電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価を踏まえ、必要に応じて次年度の利用状況の調査内容の見直しを行う等の取組を実施し、電波利用ニーズが高い帯域における周波数再編を加速させる。

（３）新たな携帯電話用周波数の割当方式

令和３年 10 月から「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」が開催され、令和４年 11 月に、我が国における新たな携帯電話用周波数の割当方式について、従来の総合評価方式（特定基地局開設料制度）に加え、価額競争を選択可能となるよう、検討を進めることが適当であるとする基本的な方向性が取りまとめられた。

これを踏まえ、令和５年１月から「５Ｇビジネスデザインワーキンググループ」が開催され、今後の５Ｇへの割当ての中心となるミリ波等の高い周波数帯を活用した５Ｇビジネスを拡大していくための方策等とともに、それに資する新たな割当方式としての価額競争の制度設計について検討が行われ、同年７月に報告書が取りまとめられた。さらに、令和６年８月に取りまとめられた「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会　報告書」において、価額競争の収入を既存免許人の移行など電波の有効利用を含めた情報通信の基盤・技術強化施策等に充てることが適当とされた。これらの報告書を踏まえ、ミリ波等の 6GHz を超える高い周波数帯における価額競争の導入を含む「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和７年２月に国会に提出し、同年４月に成立した。これを受けて、令和７年６月に情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に「価額競争の実施方法に関する検討作業班」が設置されており、引き続き、価額競争の実施方法について具体的な検討を進める。

（４）公共用周波数の有効利用の促進（公共安全モバイルシステムの導入促進）

既存の携帯電話技術を活用し、災害時等における公共安全機関の円滑な情報共有を目指す公共安全モバイルシステムについて、関係府省庁と連携して実施した技術実証等を踏まえ、令和６年４月にサービスが開始された。総務省の災害対策用移動通信機器として配備するほか、公共用周波数の更なる有効利用に資するよう、公共機関における利用の促進に努める。

（５）仮想空間上におけるミリ波帯エリア構築技術及び各種システム間周波数共用技術の検討

ミリ波帯による５Ｇトラヒックは僅少であり、ミリ波帯におけるエリア構築の容易化等が不可欠である。また、ミリ波帯よりもエリア構築が容易と考えられる高マイクロ波帯の利用等に向けて、他システムとの周波数共用を一層推進していく必要がある。このため、仮想空間上での周波数管理手法を用いることで、ミリ波帯におけるエリア構築技術、各種システム間の周波数共用技術を確立する。[参照：別紙２（１）①]

（６）水上における重要無線通信の保護

洋上風力発電等の水上に設置される工作物が年々増加し、水上を通過する重要無線通信の保護の必要性が高まっていることから、令和７年４月の電波法改正において、伝搬障害防止区域として指定可能な区域に水上を追加した。これにより、工作物を設置する場合における届出や免許人と工作物の設置主体による協議等を通じて、水上における重要無線通信の保護が可能となることから、今後、適切に区域指定を行う。

（７）医療機関における安全な電波利用の推進

医療機関等における安心・安全な電波利用を推進するため、電波が医療機器等に与える影響についての調査を実施するとともに、地域協議会等を通じた周知啓発活動等の取組を推進する。

（８）ワイヤレス電力伝送の制度整備に係る検討

920MHz 帯、2.4GHz 帯、5.7GHz 帯及び 24GHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送については、将来の利用要件拡大の実現に向けて、モバイル機器や多数の IoT 接続デバイスへの空間伝送型ワイヤレス電力伝送に伴って生じうる、他の無線システムに対する干渉の抑制技術及び電力伝送の大容量化・多数化に対応するための高度化技術の研究開発を推進する。[参照：別紙　２（７）②]

（９）実用性の高い効率的な試験方法の検討

測定機器の高度化や国際的な整合性を踏まえ、実用性の高い効率的な試験方法を確立するための技術試験を実施する。[参照：別紙　２（７）③]

(10) 電波利用環境維持のための高周波数利用設備等に関する国際機関との協調

良好な電波環境維持のため、高周波利用設備や電子機器等から輻射される不要電波の許容値、測定方法について、国際機関である CISPR(国際無線障害特別委員会)での規格策定を先導するとともに、策定された国際規格の国内法令への反映を進める。特に、CISPR 11「工業・科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」並びに CISPR 16「無線妨害波及びイミュニティの測定装置及び測定法」のうち「測定用受信機」、「放射妨害波測定用のアンテナと試験場」、「放射妨害波の測定法」及び「測定装置の不確かさ」について検討を進め、令和７年度中に情報通信審議会において一部答申を得る。

(11) 無線設備の認証の在り方

無線技術の進展や無線設備の多様化、設計・認証・製造・流通工程の細分化・グローバル化の進展により無線設備を取り巻く環境が変化していることから、無線設備の認証に関する諸課題について、情報通信審議会において今後の政策の在り方の検討を進める。当面の検討事項として、携帯電話基地局（Open RAN, vRAN）の認証の仕方、ソフトウェアアップデートにより工事設計を変更する場合の技適マークの表示の見直し等について検討を進める。

（12）電波システムの海外展開

我が国の技術を活用した電波システムについて、官民が協力して海外での技術実証や国内外の関係機関との調整を推進し、国際的な普及展開を図るとともに、当該技術の国際標準化を推進し、周波数の国際協調利用を促進する。

（13）アマチュア無線周波数帯における周波数の割当てや共用等の検討

アマチュア無線については、ピーク時の１／４程度（ピーク時（平成 6 年度）：1,364,316 局、令和 7 年 3 月末：344,105 局（25.2%））にまで利用者が減少している状況であり、電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価結果に基づき、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえた、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行う。また、第４章Ⅱ４（２）①自営系無線システムに併せた検討を行う。

当面の課題として、以下に掲げるものについて検討等を行う。

・10.1～10.15MHz 帯において、国際的な電波の新たな利用需要や国際分配等を踏まえ、固定業務との共用検討を行う。
・430～440MHz 帯等において、第４章Ⅱ４（２）①自営系無線システムに併せた検討を進める。
・10.45～10.5GHz 帯、24～24.05GHz 帯、47～47.2GHz 帯において、特定実験試験局の対象周波数とすることを検討する。
・国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえ、いわゆるバンドプラン（運用規則告示）全体の将来的な見直しや更なる共用の推進に向けた検討を進める。

（14）ドローン探知レーダーの導入に係る技術的条件の検討

空港等の重要施設にて不審なドローンが発見されるなど、安全面への影響などが懸念される事態が発生している中、ドローン探知レーダーのニーズが高まっており、実用局化を目的として、既存無線システムとの共用可能性やレーダーシステムの効率的運用等に係る技術試験を令和７年度から開始し、使用周波数を含む技術的条件を検討する。[参照：別紙　２（４）②]

（15）WRC-27 に向けた対応

令和 9 年度に開催予定の WRC-27 を見据え、ITU-R 及びアジア・太平洋電気通

信共同体 WRC 準備会合（APG-27）に参加するとともに、国内関係者の意見を踏まえた対処方針の具体化を進める。

別紙　新しい電波利用の実現に向けた研究開発等

1　概要

社会の幅広い分野で電波の利用が進み、周波数がひっ迫する中で、我が国の稠密な周波数利用状況を踏まえ、①周波数を効率的に利用する技術、②周波数の共同利用を促進する技術及び③高い周波数への移行を促進する技術という３つの分野を柱とした研究開発を着実に実施していく必要がある。「周波数再編アクションプラン」第４章においては、周波数移行・再編の観点から、我が国が取り組むべき研究開発課題等について各周波数区分に明示したところである。

ここでは、このような総務省の取り組む研究開発等について、電波利用がこれから一層の成長・発展をしていくことで、多様な産業分野の効率化や成長が可能となるとの観点から、分野ごとに類型化し、一覧として示すこととする。

2　研究開発課題等

（１）移動通信システム

①　ミリ波帯による５Ｇトラヒックは僅少であり、ミリ波帯におけるエリア構築の容易化等が不可欠である。また、ミリ波帯よりもエリア構築が容易と考えられる高マイクロ波帯の利用等に向けて、他システムとの周波数共用を一層推進していく必要がある。このため、仮想空間上での周波数管理手法を用いることで、ミリ波帯におけるエリア構築技術、各種システム間の周波数共用技術を確立する。[関連：第４章Ⅸ（５）]

②　災害等による通信障害の早期復旧や山岳地帯・離島・海上等の既存携帯網の整備困難エリアのカバーに向けて、HAPS による非地上系ネットワーク（NTN）の技術的検討を実施し、令和７年度中を目途に制度整備を行い、HAPS 携帯電話基地局の社会実装へとつなげていく。

③　自動運転の普及に伴い通信需要の増大が見込まれる V2X 通信に関して、新東名高速道路や東北自動車道での物流トラックでの技術実証を実施するとともに、一般道での他の無線とも連携した面的な実証実験、既存無線局との共用検討等を実施し、自動運転の本格普及を支える、幅広いユースケースに対応可能な 5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準・通信規格等の策定に向けた技術的検討を推進する。[関連：第４章Ｖ３（３）①]

④　携帯電話基地局市場における価格・技術競争を促進するとともに、非常時においても継続性の高い携帯電話事業者のネットワーク環境の実現に向けて、Open RAN に基づくオープンな基地局装置仕様の高度な試験方法を確立し、非常時における事業者間ローミング時に必要となる無線システム運用条件を技術的に確立し、多様なベンダーの基地局市場への参入による安価かつ周波数利用効率の高い通信機器普

及とこれを支える強靱なネットワーク構築の基盤整備を促進する。

⑤　ドローンの更なる利活用の拡大に向けて、ドローン用無線局等における周波数の有効利用を図るため、限られた周波数において、多数の無線局を迅速かつ効率的に収容・共用するために必要な運用調整技術の高度化に係る技術試験を実施する。

⑥　ローカル５Ｇ無線局の増加に伴う干渉調整の複雑化・長期化を防ぐため、干渉調整手法を高度化することにより、ローカル５Ｇ無線局を稠密に設置し、周波数有効利用を促進するための技術的条件に関する調査検討を実施する。［関連：第４章Ⅴ３（１）③、Ⅶ３（１）③］

⑦　６Ｇの導入に向けて、複数周波数帯において、関連情報を活用した将来予測により高周波数帯を積極的に活用するネットワーク制御で通信性能を向上させ、無線リソースと計算リソースの動的制御により高い柔軟性・拡張性を持つネットワークを実現する「高度化された vRAN によるネットワーク制御技術」及び柔軟かつ稠密なネットワーク展開と処理能力向上を実現する「ネットワーク構築技術」を確立する。

⑧　労働資源の最適化に向けて、産業分野の業務遂行の根幹を支えるロボットの遠隔制御等を行うためには、無線を含むネットワーク全体での大容量、超低遅延、高信頼性が確保できる無線通信技術が不可欠であり、本研究開発では、産業分野の通信環境を最適化する無線制御技術を確立する。

（２）衛星通信・ＨＡＰＳ

①　HAPS の早期導入に必要な技術基準の策定を目的として、令和５年度から、固定系リンク、移動系リンク及び C2（Command and Control：制御操縦用）リンクに関する無線システムについて、他の無線局との共用検討等の技術試験を実施する。［関連：第４章Ⅳ３（２）①、Ⅷ３（４）①］

②　スマートフォンやドローン・IoT 機器のための超広域エリア通信の実現アプローチとして期待される HAPS の国内導入に向けて、サービスリンク及びフィーダリンクの周波数有効利用技術の研究開発を推進する。［関連：第４章Ⅳ５（１）、Ⅷ５（１）］

③　スマートフォン等の地上端末と衛星との直接通信において、複数の超小型衛星をクラスタ化することで構成される大口径フェーズドアレイアンテナをナローマルチビーム化することで、地上系と衛星系のネットワークで周波数共用を可能とする技術を確立する。

④　ドローン、航空機、車両等の通信需要の増大に対応するため、衛星通信端末の上空利用や陸上での移動利用に関する他の無線システムとの周波数共用条件及び運用条件に関する技術的検討を実施し、衛星通信システムと他の無線システムの周波数の共同利用を促進して周波数の有効利用を図る。［関連：第４章Ⅸ（１）］

（３）ＩｏＴ・無線ＬＡＮ

① 920MHz 帯のパッシブ型電子タグシステムに用いられるバックスキャッタ通信方式が抱える、質問器と端末の位置関係・密度等により混信が発生する等の課題を解消するとともに、周波数利用効率の向上を実現するため、分散配置した質問器の同期協調制御により複数の特定のエリアに通信ゾーンを形成する分散アンテナ協調制御技術や、質問器間で連携して受信信号品質を改善する空間分割多重技術等を確立する研究開発を推進する。 ［関連：第４章Ⅲ５（１）］

② Society5.0 の実現に向け、教育・医療を始め、AR・VR 等のコミュニケーションツールやモビリティの高度化に求められる、高精細映像やセンシング情報等の大容量かつ同時多接続伝送技術の実現に向け、膨大な情報量を伝送可能なテラヘルツ帯 MIMO を用いた無線 LAN 伝送技術の研究開発を推進する。[関連：第４章Ⅷ５（３）]

③ 小型端末にも搭載できるよう原子時計を小型化し、各端末で従来よりも約 100 倍高精度に時刻情報を同期・管理することにより、時刻・位置の精度を向上し、時間軸・空間軸での電波の活用効率を向上させ、周波数資源の有効活用を促進するための研究開発を推進する。

④ 超高速大容量無線通信を不便なく利用できる環境の実現に向け、モバイル環境にて超高周波帯(10～100GHz)を使えるよう、多重通信をポータブルに実現する素子技術と、超高周波通信固有の電波減衰の課題を克服する分散型の MIMO 技術が必要である。

その実現のためのキーデバイスとして、超高安定で小型な高周波クロックをコアとする新規の時刻同期モジュールを開発する。

⑤ 無線 LAN の次の規格として、周波数利用の高効率化などに着目した IEEE802.11bn の国際標準化に向けた検討が本格化しており、令和 10 年 5 月に IEEE における規格承認が予定されていることから、速やかに国内でも利用可能となるように技術的条件の策定に向けた調査検討を行う。[関連：第４章Ⅳ５（２）、Ⅴ５（１）]

（４）固定通信システム・レーダー

① 固定無線通信が未利用の高ミリ波帯において、100Gbps を超える固定無線通信技術を確立するため、超大容量化のための多重伝送方式や、安定性・柔軟性確保のためのビーム制御技術等の研究開発を実施することで、光回線の代替も可能な無線通信技術の開発を目指す。［関連：第４章Ⅷ５（２）］

② 空港等の重要施設にて不審なドローンが発見されるなど、安全面への影響などが懸念される事態が発生している中、ドローン探知レーダーのニーズが高まっており、実用局化を目的として、既存無線システムとの共用可能性やレーダーシステムの効率的運用に係る技術試験を令和７年度から開始し、使用周波数を含む技術的条件を検討する。［関連：第４章Ⅸ（14)］

③　将来の情報通信業・製造業・運輸業等における中距離大容量無線通信の確立に向け、275GHz 帯における多数同時かつ大容量スポットエリア通信技術の研究開発を行い、ひっ迫度の高い周波数帯を使用する無線システムのより高い周波数への移行を促進することによって周波数資源の拡大に資する。[関連：第４章Ⅷ５（４）]

（５）放送

①　令和４年度までに検討した新たな放送サービス（超高精細度放送等）について、限られた周波数帯で効率的に置局するための技術的条件や、放送ネットワークの構築に向けた中継に関する技術的条件の在り方についての調査検討を実施する。[関連：第４章Ⅴ３（５）①、Ⅵ３（１）①]

②　無線（ローカル５Ｇ）による効率的かつ安定した IP 放送コンテンツの提供を実現するため、IP 放送用の送受信機機能の実装技術を確立し、ネットワーク全体での周波数利用効率を２倍以上向上させることで、周波数の有効利用に資する。

③　衛星放送用周波数の更なる有効活用に向け、放送衛星を利用して地上波テレビジョン放送の中継ネットワークを実現するための技術（衛星 TTL）について調査を行う。[関連：第４章Ⅴ５（５）、Ⅵ５（２）]

（６）公共

①　国際海事機関や国際電気通信連合等において、次世代 GMDSS の船舶用無線設備や VHF データ交換システム（VDES）などの GMDSS 派生機器に係る規定及び技術基準等が検討・改正されたことを受け、船舶用無線設備等に関する技術基準及び国際動向と整合性のある柔軟な型式検定の認証基準の策定に向けた技術的検討を実施し、技術的条件を取得する。[関連：第４章Ⅰ３（１）②]

②　VHF 帯を利用する新たな海上無線設備の導入が相次いでいることにより、既存の海上無線設備を含め、当該周波数帯の利用が今後ひっ迫することが予想されるため、周波数共用条件について調査検討を実施し、周波数の有効利用を図る。[関連：第４章Ⅰ５（２）]

③　災害時の映像伝送手段として更なる需要の拡大が見込まれる公共 BB について、より高速かつ長距離のネットワークを実現し、災害時においても柔軟かつ迅速に設定が可能となるよう、令和７年度から令和 10 年まで次世代型公共 BB の技術確立に向けた研究開発を推進する。[関連：第４章Ⅰ５（１）]

（７）電波利用環境

①　今後、様々な分野においてロボット等の利用拡大が期待される中、自律移動体を制御する無線通信の安定化に向け、電波環境を解析・評価する技術を確立するとともに、自律移動体に実装可能な不要電波を抑制するノイズ抑制体を開発し、電波環

境の改善や周波数の効率的な利用を図る。

② モバイル機器や多数の IoT 接続デバイスへの空間伝送型ワイヤレス電力伝送に伴って生じうる、他の無線システムに対する干渉の抑制技術及び電力伝送の大容量化・多数化に対応するための高度化技術の研究開発を推進する。[関連：第 4 章IX（8）]

③ 測定機器の高度化や国際的な整合性を踏まえ、実用性の高い効率的な試験方法を確立するための技術試験を実施する。[関連：第 4 章IX（9）]

（8）サイバーセキュリティ

① 6G 無線通信システム等への実装を念頭に、耐量子計算機暗号（PQC）の高効率化技術や共通鍵暗号の性能向上技術等に関する研究開発を実施する。

主な略語集

3GPP	3rd Generation Partnership Projects	－
ACS	Automatic Connection System	自動回線接続
AFC	Automated Frequency Coordination	自動周波数調整
AIS	Automatic Identification System	船舶自動識別装置
AMRD	Autonomous Maritime Radio Devices	自律型海上無線機器
APG	APT Conference Preparatory Group for WRC	APT-WRC 準備会合
APT	Asia-Pacific Telecommunity	アジア・太平洋電気通信共同体
APN	All-Photonics Network	オール光ネットワーク
ASR	Airport Surveillance Radar	空港監視レーダー
BWA	Broadband Wireless Access	広帯域移動無線アクセスシステム
C2	Command and Control	制御操縦用
CISPR	Comité International Spécial des Perturbations Radioélectriques	国際無線障害特別委員会
DSRC	Dedicated Short Range Communications	狭域通信
FPU	Field Pick-up Unit	－
FSK	Frequency Shift Keying	周波数偏移変調
FWA	Fixed Wireless Access	固定無線アクセスシステム
GMDSS	Global Maritime Distress and Safety System	海上無線システム
HAPS	High Altitude Platform Station	高高度プラットフォーム
IEEE	Institute of Electrical and Electronics Engineers	米国電気電子学会
IMO	International Maritime Organization	国際海事機関
IMT	International Mobile Telecommunications	国際移動通信
ITS	Intelligent Transport Systems	高度道路交通システム
ITU	International Telecommunication Union	国際電気通信連合
ITU-R	ITU Radiocommunication Sector	国際電気通信連合の無線通信部門
MCA	Multi Channel Access	－
MIMO	Multi Input Multi Output	マルチアンテナ信号伝送法
NAVDAT	Navigation Data	デジタル航海データシステム
NR	New Radio	－
NTN	Non Terrestrial Network	非地上系ネットワーク
OAM	Orbital Angular Momentum	軌道角運動量
PQC	Post-Quantum Cryptography	耐量子計算機暗号
RAN	Radio Access Network	無線アクセスネットワーク
RFID	Radio Frequency Identification	－
SP	Standard Power	標準出力
TTL	Transmitter to Transmitter Link	－
V2X	Vehicle to X（everything）	車両と様々なモノとの通信の総称
VDES	VHF Data Exchange System	VHF 帯データ交換システム
vRAN	virtual RAN	仮想 RAN
VSAT	Very Small Aperture Terminal	小規模地球局
WRC	World Radiocommunication Conferences	世界無線通信会議

資料５

電波監理審議会審議資料

令和７年１１月２８日

令和７年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果
（令和７年１１月２８日）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、鈴木官）
電話：０３－５２５３－５８２９
報告内容について
総務省総合通信基盤局移動通信課
（武田課長補佐、川畑係長）
電話：０３－５２５３－５８９３

電波監理審議会（第1149回）報告資料

令和7年度 携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果について（株式会社NTTドコモの報告値の誤り）

令和7年11月

総務省　総合通信基盤局

電波部　移動通信課

800MHz帯　調査結果（概要）

開設計画の認定に係らないもの

	ドコモ		KDDI/沖セル		4G 平均値
	3G	4G	4G	4G（870-875MHz※1）	
i　基地局の数（屋外）	65,770局	66,896局	70,537局	29,174局 ※2[+11,274]	
ii　人口カバー率	99.78%	99.74%	99.95%	38.91%	
iii　面積カバー率	58.11%	57.60% ※3(97.30%)	60.79% (102.69%)	12.37% [+7.37%]	59.20%

※1 移行計画に係る周波数
※2 [△]は令和６年度３Ｇ移行計画値との比較
※3 (○%)は平均値との比較

修正後

	ドコモ		KDDI/沖セル		4G 平均値
	3G	4G	4G	4G（870-875MHz※1）	
i　基地局の数（屋外）	65,507局	66,633局	70,537局	29,174局 ※2[+11,274]	
ii　人口カバー率	99.78%	99.74%	99.95%	38.91%	
iii　面積カバー率	58.11%	57.60% ※3(97.30%)	60.79% (102.69%)	12.37% [+7.37%]	59.20%

800MHz帯　調査結果（ ⅰ　基地局の数，ⅱ　人口カバー率，ⅲ　面積カバー率）

ⅰ　基地局の数

	ドコモ		KDDI/沖セル
通信規格	３Ｇ	４Ｇ	４Ｇ
集計項目	※1		
全国	65,770局	66,896局	70,537局
	※2(+366)	(+636)	(+2,107)
北海道	4,364局	4,449局	3,666局
	(+268)	(+326)	(+230)
東北	6,573局	6,844局	7,422局
	(-2)	(+75)	(+256)
関東	16,309局	16,413局	15,687局
	(+11)	(+64)	(-206)
信越	3,691局	3,705局	3,333局
	(-1)	(+13)	(+154)
北陸	2,792局	2,809局	2,400局
	(+23)	(+32)	(+167)
東海	6,823局	7,382局	7,912局
	(+14)	(+44)	(+412)
近畿	8,467局	8,492局	11,162局
	(+42)	(+45)	(+232)
中国	5,588局	5,597局	6,401局
	(-1)	(+6)	(+245)
四国	3,279局	3,289局	3,534局
	(+3)	(+9)	(+296)
九州	7,252局	7,275局	8,355局
	(+3)	(+12)	(+312)
沖縄	632局	641局	665局
	(+6)	(+10)	(+9)

修正後

	ドコモ		KDDI/沖セル
通信規格	３Ｇ	４Ｇ	４Ｇ
集計項目	※1		
全国	65,507局	66,633局	70,537局
	※2(+103)	(+373)	(+2,107)
北海道	4,101局	4,186局	3,666局
	(+5)	(+63)	(+230)
東北	6,573局	6,844局	7,422局
	(-2)	(+75)	(+256)
関東	16,309局	16,413局	15,687局
	(+11)	(+64)	(-206)
信越	3,691局	3,705局	3,333局
	(-1)	(+13)	(+154)
北陸	2,792局	2,809局	2,400局
	(+23)	(+32)	(+167)
東海	6,823局	7,382局	7,912局
	(+14)	(+44)	(+412)
近畿	8,467局	8,492局	11,162局
	(+42)	(+45)	(+232)
中国	5,588局	5,597局	6,401局
	(-1)	(+6)	(+245)
四国	3,279局	3,289局	3,534局
	(+3)	(+9)	(+296)
九州	7,252局	7,275局	8,355局
	(+3)	(+12)	(+312)
沖縄	632局	641局	665局
	(+6)	(+10)	(+9)

※1 基地局数は全て屋外　※2 (〇)は昨年度実績値との比較　**※3 (〇%)は平均値との比較**

2GHz帯　調査結果（概要）

開設計画の認定に係らないもの

	ドコモ					KDDI/沖セル	ソフトバンク				4G+5G 平均値
	3G	4G	5G	3G、4G、5G（2145-2150MHz）※1	4G+5G	4G	4G	5G	4G+5G	4G（2165-2170MHz）※2	
i　基地局の数（屋外）	32,115局	52,952局	307局	37,400局	53,259局	38,342局	41,188局	10局	41,188局	44,274局 ※3[+10,274]	
ii　人口カバー率	86.66%	98.36%	1.36%	91.31%	98.37%	95.66%	97.04%	0.37%	97.04%	96.99%	
iii　面積カバー率	24.64%	36.15%	0.50%	28.42%	36.15% ※4(117.29%)	25.16% (81.64%)	31.14%	0.03%	31.14% (101.04%)	30.94% [+5.90%]	30.82%

※1 3G停波に伴いマイグレーションを行なう周波数
※2 移行計画に係る周波数
※3 [△]は令和6年度3G移行計画値との比較
※4 (○%)は平均値との比較

修正後

	ドコモ					KDDI/沖セル	ソフトバンク				4G+5G 平均値
	3G	4G	5G	3G、4G、5G（2145-2150MHz）※1	4G+5G	4G	4G	5G	4G+5G	4G（2165-2170MHz）※2	
i　基地局の数（屋外）	32,107局	52,944局	307局	37,392局	53,251局	38,342局	41,188局	10局	41,188局	44,274局 ※3[+10,274]	
ii　人口カバー率	86.66%	98.36%	1.36%	91.31%	98.37%	95.66%	97.04%	0.37%	97.04%	96.99%	
iii　面積カバー率	24.64%	36.15%	0.50%	28.42%	36.15% ※4(117.29%)	25.16% (81.64%)	31.14%	0.03%	31.14% (101.04%)	30.94% [+5.90%]	30.82%

2GHz帯　調査結果（ｉ　基地局の数）

ｉ　基地局の数

	ドコモ				KDDI/沖セル	ソフトバンク		
通信規格	３Ｇ	４Ｇ	５Ｇ	４Ｇ+５Ｇ	４Ｇ	４Ｇ	５Ｇ	４Ｇ+５Ｇ
集計項目	※1							
全国	32,115局	52,952局	307局	53,259局 ※2(+552)	38,342局 (-1,996)	41,188局	10局	41,188局 (+1,326)
北海道	1,982局	3,128局	28局	3,156局 (+31)	1,409局 (-8)	1,716局	0局	1,716局 (+111)
東北	826局	4,721局	3局	4,724局 (+40)	2,580局 (-1)	2,429局	1局	2,429局 (+125)
関東	10,272局	15,344局	116局	15,460局 (+130)	12,730局 (-1,892)	11,967局	4局	11,967局 (+228)
信越	1,220局	2,583局	12局	2,595局 (+12)	1,113局 (-3)	1,460局	0局	1,460局 (+44)
北陸	702局	1,826局	17局	1,843局 (+19)	956局 (-9)	1,221局	0局	1,221局 (+53)
東海	4,453局	6,496局	2局	6,498局 (+43)	5,187局 (-67)	5,983局	0局	5,983局 (+142)
近畿	6,014局	6,920局	1局	6,921局 (+52)	6,936局 (-1)	7,880局	1局	7,880局 (+252)
中国	2,497局	3,140局	56局	3,196局 (+57)	1,941局 (-7)	2,587局	0局	2,587局 (+169)
四国	1,091局	2,228局	32局	2,260局 (+39)	1,205局 (-1)	1,219局	2局	1,219局 (+57)
九州	2,656局	5,925局	33局	5,958局 (+118)	3,713局 (-19)	4,329局	2局	4,329局 (+122)
沖縄	402局	641局	7局	648局 (+11)	572局 (+12)	397局	0局	397局 (+23)

※1 基地局数は全て屋外　※2 (○)は昨年度の実績値との比較　※3 **3G停波に伴いマイグレーションを行なう周波数**

	ドコモ(2145-2150MHz)※3
通信規格	３Ｇ、４Ｇ、５Ｇ
集計項目	※1
全国	37,400局 (+868)
北海道	2,021局 (+13)
東北	1,860局 (+509)
関東	10,414局 (-14)
信越	1,235局 (+7)
北陸	1,591局 (-14)
東海	4,462局 (-8)
近畿	6,644局 (+42)
中国	3,057局 (+112)
四国	1,528局 (+36)
九州	4,110局 (+160)
沖縄	478局 (+25)

修正後

2GHz帯　調査結果（ｉ　基地局の数）

ｉ　基地局の数

	ドコモ				KDDI/沖セル	ソフトバンク		
通信規格	３Ｇ	４Ｇ	５Ｇ	４Ｇ+５Ｇ	４Ｇ	４Ｇ	５Ｇ	４Ｇ+５Ｇ
集計項目	※1							
全国	32,107局	52,944局	307局	53,251局 ※2(+544)	38,342局 (-1,996)	41,188局	10局	41,188局 (+1,326)
北海道	1,974局	3,120局	28局	3,148局 (+23)	1,409局 (-8)	1,716局	0局	1,716局 (+111)
東北	826局	4,721局	3局	4,724局 (+40)	2,580局 (-1)	2,429局	1局	2,429局 (+125)
関東	10,272局	15,344局	116局	15,460局 (+130)	12,730局 (-1,892)	11,967局	4局	11,967局 (+228)
信越	1,220局	2,583局	12局	2,595局 (+12)	1,113局 (-3)	1,460局	0局	1,460局 (+44)
北陸	702局	1,826局	17局	1,843局 (+19)	956局 (-9)	1,221局	0局	1,221局 (+53)
東海	4,453局	6,496局	2局	6,498局 (+43)	5,187局 (-67)	5,983局	0局	5,983局 (+142)
近畿	6,014局	6,920局	1局	6,921局 (+52)	6,936局 (-1)	7,880局	1局	7,880局 (+252)
中国	2,497局	3,140局	56局	3,196局 (+57)	1,941局 (-7)	2,587局	0局	2,587局 (+169)
四国	1,091局	2,228局	32局	2,260局 (+39)	1,205局 (-1)	1,219局	2局	1,219局 (+57)
九州	2,656局	5,925局	33局	5,958局 (+118)	3,713局 (-19)	4,329局	2局	4,329局 (+122)
沖縄	402局	641局	7局	648局 (+11)	572局 (+12)	397局	0局	397局 (+23)

※1 基地局数は全て屋外　※2 (〇)は昨年度の実績値との比較　※3 **3G停波に伴いマイグレーションを行なう周波数**

	ドコモ(2145-2150MHz)※3
通信規格	３Ｇ、４Ｇ、５Ｇ
集計項目	※1
全国	37,392局 (+860)
北海道	2,013局 (+5)
東北	1,860局 (+509)
関東	10,414局 (-14)
信越	1,235局 (+7)
北陸	1,591局 (-14)
東海	4,462局 (-8)
近畿	6,644局 (+42)
中国	3,057局 (+112)
四国	1,528局 (+36)
九州	4,110局 (+160)
沖縄	478局 (+25)

資料６

電波監理審議会審議資料

令和７年１１月２８日

有効利用評価部会の活動状況
（令和７年１１月２８日）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、鈴木官）

電話：０３－５２５３－５８２９

報告内容について

総務省総合通信基盤局総務課

（柏崎課長補佐、尾形係長、岩波官、大溝官）

電話：０３－５２５３－５９８８

有効利用評価部会の活動状況について

電波監理審議会（第1149回）
報告資料

有効利用評価部会（第51回）会合

１ 日　　時 ： 令和７年11月19日（水）18時00分～20時00分
２ 場　　所 ： 総務省８階第１特別会議室
３ 出 席 者 ： 西村　暢史(部会長)、笹瀬　巌(部会長代理)、池永　全志、石山　和志、眞田　幸俊、中野　美由紀、若林　亜理砂
４ 主な概要 ： 令和７年度携帯電話・全国ＢＷＡ等に係る免許人ヒアリングを実施した。
（KDDI株式会社／沖縄セルラー電話株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社）

有効利用評価部会（第52回）会合

１ 日　　時 ： 令和７年11月20日（木）9時00分～14時10分
２ 場　　所 ： 総務省８階第１特別会議室
３ 出 席 者 ： 西村　暢史(部会長)、笹瀬　巌(部会長代理)、池永　全志、眞田　幸俊、中野　美由紀、若林　亜理砂
４ 主な概要 ： 令和７年度携帯電話・全国ＢＷＡ等に係る免許人ヒアリングを実施した。
（楽天モバイル株式会社、ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社、株式会社NTTドコモ）

今後の当面の予定

免許人ヒアリングの結果を踏まえて、評価結果案、評価方針の見直し等に係る議論を行う予定。